別記様式第２号（その１の１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

基　本　計　画　書

基　本　計　画

事　項	記　入　欄	備　考
計画の区分	研究科の専攻に係る課程の変更	
フリガナ 設置者	ｶﾞｯｺｳﾎｳｼﾞﾝ　ﾘﾂﾒｲｶﾝ 学校法人　立命館	
フリガナ 大学の名称	ﾘﾂﾒｲｶﾝﾀﾞｲｶﾞｸﾀﾞｲｶﾞｸｲﾝ 立命館大学大学院（Ritsumeikan University Graduate Schools）	
大学本部の位置	京都府京都市中京区西ノ京東栂尾町8番地	
大学の目的	立命館大学大学院は、立命館建学の精神および教学理念に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。	
新設学部等の目的	薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程は、高度な薬科学の専門知識および優れた研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成することを目的とする。	

新設学部等の概要

新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	備考
	年	人	年次 人	人		年　月 第　年次		
薬学研究科 [Graduate School of Pharmacy]								【基礎となる学部】 薬学部創薬科学科
薬科学専攻 [Major in Pharmaceutical Sciences]	3	3	－	9	博士（薬科学） 【Doctor of Pharmaceutical Sciences】	令和3年4月 第1年次	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
計		3	－	9				

同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等）	立命館大学 既設の大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程を同博士課程前期課程とする 大学院食マネジメント研究科食マネジメント専攻博士課程前期課程　(20) （令和2年7月届出予定） 大学院食マネジメント研究科食マネジメント専攻博士課程後期課程　(3) （令和2年7月届出予定）	

教育課程

新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数	備考
	講義	演習	実験・実習	計		
薬学研究科 薬科学専攻	0　科目	1　科目	6　科目	7　科目	12　単位	

教員組織の概要

	学部等の名称	専任教員等 教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任教員等	備考
		人	人	人	人	人	人	人	
新設分	薬学研究科　薬科学専攻（博士課程後期課程）	11 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	1 (1)	
新設分	食マネジメント研究科　食マネジメント専攻（博士課程前期課程）	18 (19)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	25 (26)	0 (0)	5 (4)	令和2年7月届出予定
新設分	食マネジメント研究科　食マネジメント専攻	15 (15)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	0 (0)	令和2年7月届出予定
新設分	計	44 (45)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	53 (54)	0 (0)	－ (－)	
既設分	法学研究科　法学専攻（博士課程前期課程）	53 (53)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	63 (63)	0 (0)	13 (13)	
既設分	法学研究科　法学専攻（博士課程後期課程）	75 (75)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	85 (85)	0 (0)	0 (0)	
既設分	経済学研究科　経済学専攻（博士課程前期課程）	48 (48)	18 (18)	0 (0)	0 (0)	66 (66)	0 (0)	8 (8)	
既設分	経済学研究科　経済学専攻（博士課程後期課程）	45 (45)	18 (18)	0 (0)	0 (0)	63 (63)	0 (0)	0 (0)	
既設分	経営学研究科　企業経営専攻（博士課程前期課程）	45 (45)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	58 (58)	0 (0)	9 (9)	

教員組織の概要	既設分	経営学研究科　企業経営専攻（博士課程後期課程）	45 (45)	18 (18)	0 (0)	0 (0)	63 (63)	0 (0)	0 (0)
		社会学研究科　応用社会学専攻（博士課程前期課程）	67 (67)	27 (27)	0 (0)	0 (0)	94 (94)	0 (0)	2 (2)
		社会学研究科　応用社会学専攻（博士課程後期課程）	69 (69)	27 (27)	0 (0)	0 (0)	96 (96)	0 (0)	0 (0)
		文学研究科　人文学専攻（博士課程前期課程）	67 (67)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	75 (75)	0 (0)	28 (28)
		文学研究科　人文学専攻（博士課程後期課程）	57 (57)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	57 (57)	0 (0)	8 (8)
		文学研究科　行動文化情報学専攻（博士課程前期課程）	15 (15)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	7 (7)
		文学研究科　行動文化情報学専攻（博士課程後期課程）	12 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	1 (1)
		理工学研究科　基礎理工学専攻（博士課程前期課程）	22 (22)	5 (5)	2 (2)	12 (12)	41 (41)	0 (0)	3 (3)
		理工学研究科　基礎理工学専攻（博士課程後期課程）	22 (22)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	0 (0)
		理工学研究科　電子システム専攻（博士課程前期課程）	29 (29)	4 (4)	1 (1)	6 (6)	40 (40)	0 (0)	7 (7)
		理工学研究科　電子システム専攻（博士課程後期課程）	29 (29)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	34 (34)	0 (0)	0 (0)
		理工学研究科　機械システム専攻（博士課程前期課程）	25 (25)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	35 (35)	0 (0)	8 (8)
		理工学研究科　機械システム専攻（博士課程後期課程）	25 (25)	6 (6)	3 (3)	0 (0)	34 (34)	0 (0)	1 (1)
		理工学研究科　環境都市専攻（博士課程前期課程）	26 (26)	10 (10)	4 (4)	1 (1)	41 (41)	0 (0)	5 (5)
		理工学研究科　環境都市専攻（博士課程後期課程）	26 (26)	10 (10)	4 (4)	0 (0)	40 (40)	0 (0)	0 (0)
		国際関係研究科　国際関係学専攻（博士課程前期課程）	34 (34)	22 (22)	0 (0)	2 (2)	58 (58)	0 (0)	23 (23)
		国際関係研究科　国際関係学専攻（博士課程後期課程）	34 (34)	18 (18)	0 (0)	1 (2)	53 (53)	0 (0)	0 (0)
		政策科学研究科　政策科学専攻（博士課程前期課程）	36 (36)	12 (12)	0 (0)	0 (0)	48 (48)	0 (0)	10 (10)
		政策科学研究科　政策科学専攻（博士課程後期課程）	37 (37)	12 (12)	0 (0)	0 (0)	49 (49)	0 (0)	0 (0)
		言語教育情報研究科　言語教育情報専攻（修士課程）	14 (14)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	10 (10)
		テクノロジー・マネジメント研究科　テクノロジー・マネジメント専攻（博士課程前期課程）	9 (9)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	12 (12)
		テクノロジー・マネジメント研究科　テクノロジー・マネジメント専攻（博士課程後期課程）	9 (9)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	2 (2)
		スポーツ健康科学研究科　スポーツ健康科学専攻（博士課程前期課程）	19 (19)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	3 (3)
		スポーツ健康科学研究科　スポーツ健康科学専攻（博士課程後期課程）	16 (16)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	0 (0)
		映像研究科　映像専攻（修士課程）	13 (13)	9 (9)	2 (2)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	1 (1)
		情報理工学研究科　情報理工学専攻（博士課程前期課程）	51 (51)	9 (9)	5 (5)	0 (0)	65 (65)	0 (0)	5 (5)
		情報理工学研究科　情報理工学専攻（博士課程後期課程）	50 (50)	8 (8)	5 (5)	0 (0)	63 (63)	0 (0)	0 (0)
		生命科学研究科　生命科学専攻（博士課程前期課程）	35 (35)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	47 (47)	0 (0)	4 (4)
		生命科学研究科　生命科学専攻（博士課程後期課程）	35 (35)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	41 (41)	0 (0)	0 (0)
		先端総合学術研究科　先端総合学術専攻（博士課程）	10 (10)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	20 (20)
		薬学研究科　薬科学専攻（修士課程）	11 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	24 (24)
		薬学研究科　薬学専攻（博士課程）	9 (9)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	8 (8)
		人間科学研究科　人間科学専攻（博士課程前期課程）	28 (28)	11 (11)	5 (5)	0 (0)	44 (44)	0 (0)	7 (7)
		人間科学研究科　人間科学専攻（博士課程後期課程）	23 (23)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	33 (33)	0 (0)	0 (0)

教員組織の概要	既設分	法務研究科　法曹養成専攻（専門職学位課程）	27 (27)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	28 (28)	0 (0)	18 (18)
		経営管理研究科　経営管理専攻（専門職学位課程）	10 (10)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	31 (31)
		教職研究科　実践教育専攻（専門職学位課程）	8 (8)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	5 (5)
		計	1,320 (1,320)	352 (352)	47 (47)	22 (22)	1,741 (1,741)	0 (0)	－ (－)
	合計		1,364 (1,365)	361 (361)	47 (47)	22 (22)	1,794 (1,795)	0 (0)	－ (－)

教員以外の職員の概要	職種	専任	兼任	計
	事務職員	人 616 (616)	人 512 (512)	人 1,128 (1,128)
	技術職員	1 (1)	1 (1)	2 (2)
	図書館専門職員	5 (5)	6 (6)	11 (11)
	その他の職員	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	622 (622)	519 (519)	1,141 (1,141)

校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
	校舎敷地	920,915.68 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	920,915.68 ㎡
	運動場用地	93,310.74 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	93,310.74 ㎡
	小計	1,014,226.42 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	1,014,226.42 ㎡
	その他	389,948.28 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	389,948.28 ㎡
	合計	1,404,174.70 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	1,404,174.70 ㎡

校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
	534,770.85 ㎡ (534,770.85 ㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	534,770.85 ㎡ (534,770.85 ㎡)

教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	
	129 室	560 室	803 室	39 室 （補助職員 0人）	21 室 （補助職員 51人）	大学全体

専任教員研究室	新設学部等の名称	室数	
	薬学研究科　薬科学専攻	12 室	

図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	
	薬学研究科 薬科学専攻	62,633〔11,772〕 (62,633〔11,772〕)	9,824〔8,316〕 (9,824〔8,316〕)	9,585〔8,299〕 (9,585〔8,299〕)	469 (469)	804 (804)	0 (0)	大学全体での共用分 図書62,633冊 〔11,772冊〕 雑誌9,824種 〔8,316種〕 視聴覚資料469点 機械・器具804点
	計	62,633〔11,772〕 (62,633〔11,772〕)	9,824〔8,316〕 (9,824〔8,316〕)	9,585〔8,299〕 (9,585〔8,299〕)	469 (469)	804 (804)	0 (0)	

図書館	面積	閲覧座席数	収納可能冊数	
	44,148 ㎡	5,423	4,574,000	大学全体

体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	27,540.62 ㎡	柊野室内練習場	鉄骨造鋼板葺平屋建 2,025.00 ㎡

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り 区分	開設前年度	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
	教員１人当り研究費等		2,038千円	2,046千円	2,055千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	共同研究費等は大学全体の経費を記載している。 図書購入費には、電子ジャーナル、データベース等を含む。
	共同研究費等		6,864千円	6,898千円	6,933千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	
	図書購入費	0千円	1,299千円	1,286千円	1,286千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	
	設備購入費	0千円	1,717千円	1,702千円	1,702千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	

学生１人当り納付金	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次
	700千円	500千円	500千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円

学生納付金以外の維持方法の概要	手数料収入、寄付金収入及び補助金収入等により維持する。

既設大学等の状況

大学の名称	立命館大学								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	年	人	年次人	人		倍			
法学部									
法学科	4	720	—	2,985	学士（法学）	0.97	昭和23年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	平成30年度入学定員減（△35人）（法学部法学科） 平成31年度入学定員減（△35人）（法学部法学科）
経済学部						1.00			
経済学科	4	760	—	3,110	学士（経済学）	1.00	昭和23年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	平成31年度入学定員減（△35人）（経済学部経済学科）
国際経済学科	4	—	—	—	学士（経済学）	—	平成18年度		平成29年度より学生募集停止（経済学部国際経済学科）
経営学部						0.96			
経営学科	4	650	—	2,650	学士（経営学）	0.96	昭和37年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	平成31年度入学定員減（△25人）（経営学部経営学科）
国際経営学科	4	145	—	590	学士（経営学）	0.92	平成18年度		平成31年度入学定員減（△5人）（経営学部国際経営学科）
産業社会学部									
現代社会学科	4	810	—	3,330	学士（社会学）	0.98	平成19年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	平成30年度入学定員減（△90人）（産業社会学部現代社会学科）
文学部									
人文学科	4	1,035	—	3,975	学士（文学）	0.96	平成16年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	令和2年度入学定員増（55人）（文学部人文学科）
理工学部						0.95			
電気電子工学科	4	154	3年次12	640	学士（工学）	0.92	昭和24年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
機械工学科	4	173	3年次10	712	学士（工学）	0.96	昭和24年度		
環境都市工学科	4	166	3年次4	502	学士（工学）	0.96	平成30年度		
都市システム工学科	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成16年度		平成30年度より学生募集停止（3年次編入学定員は平成32年度より学生募集停止）（理工学部都市システム工学科）
環境システム工学科	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成6年度		平成30年度より学生募集停止（3年次編入学定員は平成32年度より学生募集停止）（理工学部環境システム工学科）

既設大学等の状況	ロボティクス学科	4	90	3年次 6	372	学士（工学）	0.95	平成 8年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	数理科学科	4	97	—	388	学士（理学）	0.93	平成 12年度		
	物理科学科	4	86	3年次 2	348	学士（理学）	0.89	平成 12年度		
	電子情報工学科	4	102	3年次 8	424	学士（工学）	0.99	平成 16年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	建築都市ﾃﾞｻﾞｲﾝ学科	4	91	3年次 4	372	学士（工学）	0.94	平成 16年度		
	国際関係学部						0.92			
	国際関係学科	4	335	—	1,340	学士（国際関係学）	0.93	昭和 63年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	ｱﾒﾘｶﾝ大学・立命館大学国際連携学科	4	25	—	75	学士（グローバル国際関係学）	0.54	平成 30年度		
	政策科学部									
	政策科学科	4	410	—	1,640	学士（政策科学）	0.98	平成 6年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	情報理工学部						0.94			
	情報理工学科	4	475	3年次 40	1,980	学士（工学）	0.94	平成 29年度		
	情報システム学科	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成 16年度		平成29年度より学生募集停止（3年次編入学定員は平成31年度より学生募集停止）（情報理工学部情報システム学科）
	情報ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学科	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成 16年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	平成29年度より学生募集停止（3年次編入学定員は平成31年度より学生募集停止）（情報理工学部情報ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学科）
	メディア情報学科	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成 16年度		平成29年度より学生募集停止（3年次編入学定員は平成31年度より学生募集停止）（情報理工学部メディア情報学科）
	知能情報学科	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成 16年度		平成29年度より学生募集停止（3年次編入学定員は平成31年度より学生募集停止）（情報理工学部知能情報学科）

既設大学等の状況	映像学部								京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	映像学科	4	160	—	640	学士（映像学）	1.01	平成19年度		
	薬学部									6年制学科 4年制学科
	薬学科	6	100	—	600	学士（薬学）	1.01	平成20年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	創薬科学科	4	60	—	240	学士（薬科学）	0.97	平成27年度		
	生命科学部						0.97			
	応用化学科	4	111	—	444	学士（理学） 学士（工学）	0.97	平成20年度		
	生物工学科	4	86	—	344	学士（工学）	0.98	平成20年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	生命情報学科	4	64	—	256	学士（理学） 学士（工学）	0.91	平成20年度		
	生命医科学科	4	64	—	256	学士（理学）	0.98	平成20年度		
	スポーツ健康科学部									
	スポーツ健康科学科	4	235	—	940	学士（ｽﾎﾟｰﾂ健康科学）	1.00	平成22年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	総合心理学部									
	総合心理学科	4	280	—	1,120	学士（心理学）	0.99	平成28年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	食マネジメント学部									
	食マネジメント学科	4	320	—	960	学士（食マネジメント）	0.96	平成30年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	グローバル教養学部									
	グローバル教養学科	4	100	—	200	学士（グローバル教養学）	0.55	平成31年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	法学研究科									
	法学専攻								京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	博士課程前期課程	2	60	—	120	修士（法学）	0.37	昭和25年度		
	博士課程後期課程	3	10	—	30	博士（法学）	0.16	昭和28年度		
	経済学研究科									
	経済学専攻								滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	博士課程前期課程	2	50	—	100	修士（経済学）	0.72	昭和25年度		
	博士課程後期課程	3	5	—	15	博士（経済学）	0.93	昭和39年度		
	経営学研究科									
	企業経営専攻								大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	博士課程前期課程	2	60	—	120	修士（経営学）	0.59	昭和41年度		
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（経営学）	0.17	昭和41年度		

既設大学等の状況	社会学研究科									
	応用社会学専攻								京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	博士課程前期課程	2	60	—	120	修士（社会学）	0.61	昭和47年度		
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（社会学）	0.26	昭和49年度		
	文学研究科									
	人文学専攻									
	博士課程前期課程	2	70	—	140	修士（文学）	0.52	平成18年度		
	博士課程後期課程	3	20	—	60	博士（文学）	0.61	平成18年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	行動文化情報学専攻									
	博士課程前期課程	2	35	—	70	修士（文学）	0.41	平成26年度		
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（文学）	0.15	平成26年度		
	理工学研究科									
	基礎理工学専攻									
	博士課程前期課程	2	50	—	100	修士（理学） 修士（工学）	0.97	平成18年度		
	博士課程後期課程	3	6	—	18	博士（理学） 博士（工学）	0.55	平成24年度		
	電子システム専攻									
	博士課程前期課程	2	140	—	280	修士（工学）	0.82	平成24年度		
	博士課程後期課程	3	8	—	24	博士（工学）	0.91	平成24年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	機械システム専攻									
	博士課程前期課程	2	140	—	280	修士（工学）	1.01	平成24年度		
	博士課程後期課程	3	11	—	33	博士（工学）	0.60	平成24年度		
	環境都市専攻									
	博士課程前期課程	2	120	—	240	修士（工学）	0.70	平成24年度		
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（工学）	0.24	平成24年度		
	国際関係研究科									
	国際関係学専攻								京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	博士課程前期課程	2	60	—	120	修士（国際関係学）	0.81	平成4年度		
	博士課程後期課程	3	10	—	30	博士（国際関係学）	0.73	平成6年度		
	政策科学研究科									
	政策科学専攻								大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	博士課程前期課程	2	40	—	80	修士（政策科学）	0.35	平成9年度		
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（政策科学）	0.37	平成11年度		

既設大学等の状況	言語教育情報研究科 言語教育情報専攻 修士課程	2	60	—	120	修士（言語教育情報学）	0.54	平成15年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ研究科 ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ専攻 博士課程前期課程 博士課程後期課程	2 3	70 5	— —	140 15	修士（技術経営） 博士（技術経営）	0.77 1.46	平成17年度 平成18年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	公務研究科 公共政策専攻 修士課程	2	—	—	—	修士（公共政策）	—	平成19年度	京都府京都市中京区西ノ京東栂尾町8番地	平成30年度より学生募集停止（公務研究科公共政策専攻）
	ｽﾎﾟｰﾂ健康科学研究科 ｽﾎﾟｰﾂ健康科学専攻 博士課程前期課程 博士課程後期課程	2 3	25 8	— —	50 24	修士（スポーツ健康科学） 博士（スポーツ健康科学）	1.08 0.66	平成22年度 平成24年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	映像研究科 映像専攻 修士課程	2	10	—	20	修士（映像）	0.95	平成23年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	情報理工学研究科 情報理工学専攻 博士課程前期課程 博士課程後期課程	2 3	200 15	— —	400 45	修士（工学） 博士（工学）	0.89 0.80	平成24年度 平成24年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	生命科学研究科 生命科学専攻 博士課程前期課程 博士課程後期課程	2 3	150 15	— —	300 45	修士（理学） 修士（工学） 博士（理学） 博士（工学）	0.86 0.35	平成24年度 平成24年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	先端総合学術研究科 先端総合学術専攻 一貫制博士課程	5	30	—	150	博士（学術）	0.29	平成15年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	薬学研究科 薬科学専攻 修士課程 薬学専攻 博士課程	2 4	20 3	— —	40 12	修士（薬科学） 博士（薬学）	1.60 0.99	令和2年度 平成26年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	

既設大学等の状況	人間科学研究科 人間科学専攻 博士課程前期課程	2	65	—	130	修士（人間科学） 修士（心理学）	0.91	平成30年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	博士課程後期課程	3	20	—	60	博士（人間科学） 博士（心理学）	1.15	平成30年度		
	法務研究科 法曹養成専攻 専門職学位課程	3	70	—	210	法務博士（専門職）	0.58	平成16年度	京都府京都市中京区西ノ京東栂尾町8番地	
	経営管理研究科 経営管理専攻 専門職学位課程	2	80	—	160	経営修士（専門職）	0.70	平成18年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	教職研究科 実践教育専攻 専門職学位課程	2	35	—	70	教職修士（専門職）	0.74	平成29年度	京都府京都市中京区西ノ京東栂尾町8番地	
既設大学等の状況	大学の名称	立命館アジア太平洋大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
		年	人	年次 人	人		倍			
	アジア太平洋学部 アジア太平洋学科	4	660	2年次 12 3年次 18	2,712	学士（アジア太平洋学）	0.93	平成12年度	大分県別府市十文字原1丁目1番	
	国際経営学部 国際経営学科	4	660	2年次 22 3年次 31	2,768	学士（経営学）	0.86	平成12年度	大分県別府市十文字原1丁目1番	
	アジア太平洋研究科 アジア太平洋学専攻 博士課程前期課程	2	15	—	30	修士（アジア太平洋学）	0.53	平成15年度	大分県別府市十文字原1丁目1番	
	博士課程後期課程	3	10	—	30	博士（アジア太平洋学）	0.50	平成15年度		
	国際協力政策専攻 博士課程前期課程	2	45	—	90	修士（国際協力政策）	0.52	平成15年度		
	経営管理研究科 経営管理専攻 修士課程	2	40	—	80	修士（経営管理）	0.46	平成15年度	大分県別府市十文字原1丁目1番	

附属施設の概要	名称　：　人文科学研究所 目的　：　人文科学分野の研究 所在地　：　京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月　：　昭和23年4月 名称　：　国際地域研究所 目的　：　社会科学分野の研究 所在地　：　京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月　：　昭和63年4月 名称　：　国際言語文化研究所 目的　：　人文社会科学分野の研究 所在地　：　京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月　：　平成元年4月 名称　：　人間科学研究所 目的　：　人文社会科学分野の研究 所在地　：　京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月　：　平成2年4月 名称　：　アート・リサーチセンター 目的　：　人文社会科学分野の研究 所在地　：　京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月　：　平成10年6月 名称　：　歴史都市防災研究所 目的　：　人文科学分野の研究 所在地　：　京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月　：　平成15年8月 名称　：　白川静記念東洋文字文化研究所 目的　：　東洋文字文化の研究 所在地　：　京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月　：　平成30年4月 名称　：　生存学研究所 目的　：　人文社会科学分野の研究 所在地　：　京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月　：　平成31年4月 名称　：　社会システム研究所 目的　：　社会科学分野の研究 所在地　：　滋賀県草津市野路東1丁目1番1号 設置年月　：　平成10年4月 名称　：　理工学研究所 目的　：　自然科学分野の研究 所在地　：　滋賀県草津市野路東1丁目1番1号 設置年月　：　昭和30年4月 名称　：　ＳＲセンター 目的　：　自然科学分野の研究 所在地　：　滋賀県草津市野路東1丁目1番1号 設置年月　：　平成8年4月 名称　：　ＶＬＳＩセンター 目的　：　自然科学分野の研究 所在地　：　滋賀県草津市野路東1丁目1番1号 設置年月　：　平成12年4月	

附属施設の概要	名称　：　地域情報研究所 目的　：　社会科学分野の研究 所在地　：　大阪府茨木市岩倉町2番150号 設置年月　：　平成11年4月 名称　：　アジア・日本研究所 目的　：　社会科学分野の研究 所在地　：　大阪府茨木市岩倉町2番150号 設置年月　：　平成27年12月 名称　：　立命館大学国際平和ミュージアム 目的　：　国際的視野に立った平和の今日的問題の教育研究と、そのための資料収集、整理、保存および展示 所在地　：　京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月　：　平成4年5月	

（注）
1　共同学科等の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
2　「教員組織の概要」の「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとすること。
3　私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
4　大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
5　「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
6　空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人立命館　設置認可等に関わる組織の移行表

令和２年度			入学定員	編入学定員	収容定員
立命館大学					
法学部	法学科		720	－	2,880
経済学部	経済学科		760	－	3,040
経営学部	経営学科		650	－	2,600
	国際経営学科		145	－	580
産業社会学部	現代社会学科		810	－	3,240
文学部	人文学科		1,035	－	4,140
理工学部	電気電子工学科		154	3年次12	640
	機械工学科		173	3年次10	712
	環境都市工学科		166	3年次4	672
	ﾛﾎﾞﾃｨｸｽ学科		90	3年次6	372
	数理科学科		97	－	388
	物理科学科		86	3年次2	348
	電子情報工学科		102	3年次8	424
	建築都市ﾃﾞｻﾞｲﾝ学科		91	3年次4	372
国際関係学部	国際関係学科		335	－	1,340
	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科		25	－	100
政策科学部	政策科学科		410	－	1,640
情報理工学部	情報理工学科		475	3年次40	1,980
映像学部	映像学科		160	－	640
薬学部	薬学科		100	－	600
	創薬科学科		60	－	240
生命科学部	応用化学科		111	－	444
	生物工学科		86	－	344
	生命情報学科		64	－	256
	生命医科学科		64	－	256
ｽﾎﾟｰﾂ健康科学部	ｽﾎﾟｰﾂ健康科学科		235	－	940
総合心理学部	総合心理学科		280	－	1,120
食マネジメント学部	食マネジメント学科		320	－	1,280
グローバル教養学部	グローバル教養学科		100	－	400
	計		7,904	3年次86	31,988
立命館大学大学院					
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	60	－	120
	法学専攻	博士課程後期課程	10	－	30
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程	50	－	100
	経済学専攻	博士課程後期課程	5	－	15
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程	60	－	120
	企業経営専攻	博士課程後期課程	15	－	45
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程	60	－	120
	応用社会学専攻	博士課程後期課程	15	－	45
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	70	－	140
	人文学専攻	博士課程後期課程	20	－	60
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	－	70
	行動文化情報学専攻	博士課程後期課程	15	－	45
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	50	－	100
	基礎理工学専攻	博士課程後期課程	6	－	18
	電子ｼｽﾃﾑ専攻	博士課程前期課程	140	－	280
	電子ｼｽﾃﾑ専攻	博士課程後期課程	8	－	24
	機械ｼｽﾃﾑ専攻	博士課程前期課程	140	－	280
	機械ｼｽﾃﾑ専攻	博士課程後期課程	11	－	33
	環境都市専攻	博士課程前期課程	120	－	240
	環境都市専攻	博士課程後期課程	15	－	45
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程	60	－	120
	国際関係学専攻	博士課程後期課程	10	－	30
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程	40	－	80
	政策科学専攻	博士課程後期課程	15	－	45
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程	60	－	120
ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ研究科	ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ専攻	博士課程前期課程	70	－	140
	ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ専攻	博士課程後期課程	5	－	15
ｽﾎﾟｰﾂ健康科学研究科	ｽﾎﾟｰﾂ健康科学専攻	博士課程前期課程	25	－	50
	ｽﾎﾟｰﾂ健康科学専攻	博士課程後期課程	8	－	24
映像研究科	映像専攻	修士課程	10	－	20
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	－	400
	情報理工学専攻	博士課程後期課程	15	－	45
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	－	300
	生命科学専攻	博士課程後期課程	15	－	45
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	－	150
薬学研究科	薬科学専攻	修士課程	20	－	40
	薬学専攻	博士課程	3	－	12
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	－	130
	人間科学専攻	博士課程後期課程	20	－	60
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	70	－	210
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程	80	－	160
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程	35	－	70
	計		1,911	－	4,196
立命館アジア太平洋大学					
アジア太平洋学部	アジア太平洋学科		660	2年次12 3年次18	2,712
国際経営学部	国際経営学科		660	2年次22 3年次31	2,768
	計		1,320	2年次34 3年次49	5,480
立命館アジア太平洋大学大学院					
アジア太平洋研究科	アジア太平洋学専攻	博士前期課程	15	－	30
	アジア太平洋学専攻	博士後期課程	10	－	30
	国際協力政策専攻	博士前期課程	45	－	90
経営管理研究科	経営管理専攻	修士課程	40	－	80
	計		110	－	230

→

令和３年度			入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
立命館大学						
法学部	法学科		720	－	2,880	
経済学部	経済学科		760	－	3,040	
経営学部	経営学科		650	－	2,600	
	国際経営学科		145	－	580	
産業社会学部	現代社会学科		810	－	3,240	
文学部	人文学科		1,035	－	4,140	
理工学部	電気電子工学科		154	3年次12	640	
	機械工学科		173	3年次10	712	
	環境都市工学科		166	3年次4	672	
	ﾛﾎﾞﾃｨｸｽ学科		90	3年次6	372	
	数理科学科		97	－	388	
	物理科学科		86	3年次2	348	
	電子情報工学科		102	3年次8	424	
	建築都市ﾃﾞｻﾞｲﾝ学科		91	3年次4	372	
国際関係学部	国際関係学科		335	－	1,340	
	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科		25	－	100	
政策科学部	政策科学科		410	－	1,640	
情報理工学部	情報理工学科		475	3年次40	1,980	
映像学部	映像学科		160	－	640	
薬学部	薬学科		100	－	600	
	創薬科学科		60	－	240	
生命科学部	応用化学科		111	－	444	
	生物工学科		86	－	344	
	生命情報学科		64	－	256	
	生命医科学科		64	－	256	
ｽﾎﾟｰﾂ健康科学部	ｽﾎﾟｰﾂ健康科学科		235	－	940	
総合心理学部	総合心理学科		280	－	1,120	
食マネジメント学部	食マネジメント学科		320	－	1,280	
グローバル教養学部	グローバル教養学科		100	－	400	
	計		7,904	3年次86	31,988	
立命館大学大学院						
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	60	－	120	
	法学専攻	博士課程後期課程	10	－	30	
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程	50	－	100	
	経済学専攻	博士課程後期課程	5	－	15	
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程	60	－	120	
	企業経営専攻	博士課程後期課程	15	－	45	
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程	60	－	120	
	応用社会学専攻	博士課程後期課程	15	－	45	
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	70	－	140	
	人文学専攻	博士課程後期課程	20	－	60	
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	－	70	
	行動文化情報学専攻	博士課程後期課程	15	－	45	
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	50	－	100	
	基礎理工学専攻	博士課程後期課程	6	－	18	
	電子ｼｽﾃﾑ専攻	博士課程前期課程	140	－	280	
	電子ｼｽﾃﾑ専攻	博士課程後期課程	8	－	24	
	機械ｼｽﾃﾑ専攻	博士課程前期課程	140	－	280	
	機械ｼｽﾃﾑ専攻	博士課程後期課程	11	－	33	
	環境都市専攻	博士課程前期課程	120	－	240	
	環境都市専攻	博士課程後期課程	15	－	45	
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程	60	－	120	
	国際関係学専攻	博士課程後期課程	10	－	30	
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程	40	－	80	
	政策科学専攻	博士課程後期課程	15	－	45	
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程	60	－	120	
ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ研究科	ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ専攻	博士課程前期課程	70	－	140	
	ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ専攻	博士課程後期課程	5	－	15	
ｽﾎﾟｰﾂ健康科学研究科	ｽﾎﾟｰﾂ健康科学専攻	博士課程前期課程	25	－	50	
	ｽﾎﾟｰﾂ健康科学専攻	博士課程後期課程	8	－	24	
映像研究科	映像専攻	修士課程	10	－	20	
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	－	400	
	情報理工学専攻	博士課程後期課程	15	－	45	
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	－	300	
	生命科学専攻	博士課程後期課程	15	－	45	
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	－	150	
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	20	－	40	後期課程の設置に伴う課程の変更
	薬科学専攻	博士課程後期課程	3	－	9	後期課程の設置（届出）
	薬学専攻	博士課程	3	－	12	
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	－	130	
	人間科学専攻	博士課程後期課程	20	－	60	
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	70	－	210	
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程	80	－	160	
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程	35	－	70	
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程	20	－	40	研究科の設置（認可または届出）
	食マネジメント専攻	博士課程後期課程	3	－	9	研究科の設置（認可または届出）
	計		1,937	－	4,254	
立命館アジア太平洋大学						
アジア太平洋学部	アジア太平洋学科		660	2年次12 3年次18	2,712	
国際経営学部	国際経営学科		660	2年次22 3年次31	2,768	
	計		1,320	2年次34 3年次49	5,480	
立命館アジア太平洋大学大学院						
アジア太平洋研究科	アジア太平洋学専攻	博士前期課程	15	－	30	
	アジア太平洋学専攻	博士後期課程	10	－	30	
	国際協力政策専攻	博士前期課程	45	－	90	
経営管理研究科	経営管理専攻	修士課程	40	－	80	
	計		110	－	230	

別記様式第２号（その２の１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

教　育　課　程　等　の　概　要

（薬学研究科薬科学専攻博士課程）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
専門科目	英語研究発表演習	1・2・3前		2			○							兼1
	小計（1科目）	－	0	2	0	－			0	0	0	0	0	兼1
薬科学研究科目	特別研究Ⅰ	1前	2					○	11	1				
	特別研究Ⅱ	1後	2					○	11	1				
	特別研究Ⅲ	2前	2					○	11	1				
	特別研究Ⅳ	2後	2					○	11	1				
	特別研究Ⅴ	3前	2					○	11	1				
	特別研究Ⅵ	3後	2					○	11	1				
	小計（6科目）	－	12	0	0	－			11	1	0	0	0	－
合計（7科目）		－	12	2	0	－			11	1	0	0	0	兼1

学位又は称号	博士（薬科学）	学位又は学科の分野	薬学関係

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
薬科学研究科目から12単位を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格すること。	１学年の学期区分	2学期
	１学期の授業期間	15週
	１時限の授業時間	90分

（注）

1　学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。

2　私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。

3　開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。

4　「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

別記様式第２号（その２の１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

教　育　課　程　等　の　概　要

（薬学研究科薬学専攻博士課程）

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	授業形態 講義	授業形態 演習	授業形態 実験・実習	専任教員等の配置 教授	専任教員等の配置 准教授	専任教員等の配置 講師	専任教員等の配置 助教	専任教員等の配置 助手	備考	
専門科目	医療薬学分野科目	医療情報分析学特論	1･2･3･4前		2		○			1						隔年
		医薬品安全評価学特論	1･2･3･4前		2		○			1	1					隔年・オムニバス
		創剤学特論	1･2･3･4後		2		○								兼1	隔年
		病原微生物学・感染症学特論	1･2･3･4前		2		○			1						隔年
		分子生物薬剤学特論	1･2･3･4後		2		○			1					兼1	隔年・オムニバス
		臨床治療学特論	1･2･3･4前		2		○								兼1	隔年
		高度薬剤師養成演習１	1･2･3･4通		3			○			1					
		高度薬剤師養成演習２	1･2･3･4通		3			○			1					
		高度薬剤師養成演習３	1･2･3･4通		3			○			1					
		小計（9科目）	－	0	21	0	－			4	1	0	0	0	兼2	－
	病態生理解析分野科目	細胞工学特論	1･2･3･4前		2		○			1					兼2	隔年・オムニバス
		上皮バリアと輸送特論	1･2･3･4後		2		○			1					兼2	隔年・オムニバス
		生活習慣病特論	1･2･3･4前		2		○				2				－	隔年・オムニバス
		天然薬物学特論	1･2･3･4前		2		○			1					兼1	隔年・オムニバス
		副作用学特論	1･2･3･4後		2		○				1				兼2	隔年・オムニバス
		分子病態学特論	1･2･3･4前		2		○			4						隔年・オムニバス
		小計（6科目）	－	0	12	0	－			5	2	0	0	0	兼6	－
特別研究科目		薬学特別研究1	1通		4				○	9	6					
		薬学特別研究2	2通		4				○	9	6					
		薬学特別研究3	3通		4				○	9	6					
		薬学特別研究4	3・4通		4				○	9	6					
		小計（4科目）	－	0	16	0	－			9	6	0	0	0	0	－
合計（19科目）			－	0	49	0	－			9	6	0	0	0	兼8	－

学位又は称号	博士（薬学）	学位又は学科の分野	薬学関係

修了要件及び履修方法	授業期間等	
専門科目で14単位以上（選択した分野科目から10単位以上、選択しなかった分野科目から4単位以上）、特別研究科目から16単位修得し、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格すること。	１学年の学期区分	２学期
	１学期の授業期間	１５週
	１時限の授業時間	９０分

別記様式第２号（その２の１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

教　育　課　程　等　の　概　要

（薬学研究科薬科学専攻修士課程）

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	授業形態 講義	授業形態 演習	授業形態 実験・実習	専任教員等の配置 教授	准教授	講師	助教	助手	備考	
専門科目	コア	薬品分子創製化学特論	1･2前		2		○			2	1				兼1	オムニバス
		生体分子解析学特論	1･2前		2		○			2					兼2	オムニバス
		薬物動態解析学特論	1･2前		2		○			2					兼2	オムニバス
		生体機能薬学特論	1･2前		2		○			3					兼3	オムニバス
		薬物作用解析学特論	1･2前		2		○			1					兼3	オムニバス
		分析神経科学特論	1･2前		2		○			2					兼1	オムニバス
		生命有機化学特論	1･2後		2		○			2	1					オムニバス
		公衆衛生・国際保健特論	1･2休		2		○			1					兼4	集中 オムニバス　共同
		研究開発・知的財産特論	1･2休		2		○			1					兼8	集中 オムニバス　共同
		専門英語	1･2後		2		○								兼1	
		小計（10科目）	－	0	20	0	－			11	1	0	0	0	兼21	－
	選択	医療情報分析学特論	1･2後		2		○								兼1	
		医薬品安全評価学特論	1･2前		2		○								－	
		創剤学特論	1･2後		2		○			2						オムニバス
		病原微生物学・感染症学特論	1･2前		2		○								兼1	
		分子生物薬剤学特論	1･2前		2		○			1					兼1	オムニバス
		臨床治療学特論	1･2前		2		○			1						
		幹細胞生物学特論	1･2後		2		○			2					兼1	オムニバス
		生理・構造生物学特論	1･2後		2		○			1					兼3	オムニバス
		生活習慣病特論	1･2前		2		○			1					兼2	オムニバス
		薬用資源学特論	1･2後		2		○								兼1	
		臨床副作用学特論	1･2後		2		○			2					兼1	オムニバス
		分子病態学特論	1･2前		2		○								兼3	オムニバス
		小計（12科目）	－	0	24	0	－			7	0	0	0	0	兼11	－
薬科学研究科目	演習	演習１	1前	2				○		11	1					
		演習２	1後	2				○		11	1					
		演習３	2前	2				○		11	1					
		演習４	2後	2				○		11	1					
		小計（4科目）	－	8	0	0	－			11	1	0	0	0	0	－
	特別実験	特別実験１	1前	2					○	11	1					
		特別実験２	1後	2					○	11	1					
		特別実験３	2前	2					○	11	1					
		特別実験４	2後	2					○	11	1					
		小計（4科目）	－	8	0	0	－			11	1	0	0	0	0	－
自由科目		技術者実践英語特論	1･2前			2	○								兼1	
		小計（1科目）	－	0	0	2	－			0	0	0	0	0	兼1	－
合計（31科目）			－	16	44	2	－			11	1	0	0	0	兼24	－

学位又は称号	修士（薬科学）	学位又は学科の分野	薬学関係

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
修了に必要な単位数として、（1）必修科目・選択科目・自由科目の別を必修とする授業科目を含み、（2）専門科目14単位以上（コアについては、選択した分野の授業科目（薬品分子創製化学分野は薬品分子創製化学特論、生体分子解析学分野は生体分子解析学特論、薬物動態解析学分野は薬物動態解析学特論、生体機能薬学分野は生体機能薬学特論、薬物作用解析学分野は薬物作用解析学特論）から2単位のほか、これらの授業科目のうち2単位以上を含む8単位以上）、（3）薬学研究科目16単位の、30単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格すること。	１学年の学期区分	2学期
	１学期の授業期間	15週
	１時限の授業時間	90分

（注）

1　学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。

2　私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。

3　開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。

4　「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

別記様式第２号（その２の１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

教　育　課　程　等　の　概　要

（薬学部創薬科学科）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
外国語科目	英語P1	1前	1			○								兼1	
	英語P2	1後	1			○								兼1	
	英語P3	2前	1			○								兼1	
	英語P4	2後	1			○								兼1	
	英語S1	1前	1			○								兼1	
	英語S2	1後	1			○								兼1	
	英語S3	2前	1			○								兼1	
	英語S4	2後	1			○								兼1	
	小計（8科目）		8	0	0	－			0	0	0	0	0	兼1	―
教養科目	日本の近現代と立命館	1・2		2		○								兼10	オムニバス
	ピア・サポート論	1・2		2		○								兼1	
	ジェンダーとダイバーシティ	1・2・3・4		2		○								兼1	
	メディアと現代文化	1・2・3・4		2		○								兼1	
	市民と政治	1・2・3・4		2		○								兼1	
	日本国憲法	1・2・3・4		2		○								兼1	
	災害と安全	1・2・3・4		2		○								兼1	
	科学・技術と社会	1・2・3・4		2		○								兼1	
	実践データ科学	1・2・3・4		2		○								兼1	
	現代平和論	1・2・3・4		2		○								兼2	オムニバス
	戦争の歴史と思想	1・2・3・4		2		○								兼3	オムニバス
	平和人権フィールドスタディ	2・3・4		2			○							兼1	
	哲学と人間	1・2・3・4		2		○								兼1	
	人間性と倫理	1・2・3・4		2		○								兼1	
	心理学入門	1・2・3・4		2		○								兼1	
	論理と思考	1・2・3・4		2		○								兼1	
	社会思想史	1・2・3・4		2		○								兼1	
	科学技術と倫理	1・2・3・4		2		○								兼1	
	宗教と社会	1・2・3・4		2		○								兼1	
	メンタルヘルス	1・2・3・4		2		○								兼1	
	（留）日本の文化・地理・歴史	1・2・3・4		2		○								兼1	留学生対象
	メディアと図書館	1・2		2		○								兼1	
	社会学入門	1・2・3・4		2		○								兼1	
	文化人類学入門	1・2・3・4		2		○								兼1	
	文学と社会	1・2・3・4		2		○								兼1	
	現代の教育	1・2・3・4		2		○								兼1	
	世界の言語と文化	1・2・3・4		2		○								兼1	
	（留）日本語学	2・3・4		2		○								兼1	留学生対象
	美と芸術の論理	1・2・3・4		2		○								兼1	
	音楽原論	1・2・3・4		2		○								兼1	
	文芸創作論	1・2・3・4		2		○								兼1	
	現代社会と法	1・2・3・4		2		○								兼1	
	経済と社会	1・2・3・4		2		○								兼1	
	企業と社会	1・2・3・4		2		○								兼1	
	現代日本の政治	1・2・3・4		2		○								兼1	
	現代の国際関係と日本	1・2・3・4		2		○								兼1	
	現代の世界経済	1・2・3・4		2		○								兼1	
	現代の経営	1・2・3・4		2		○								兼1	
	社会と福祉	1・2・3・4		2		○								兼1	
	（留）日本の社会・政治	1・2・3・4		2		○								兼1	留学生対象
	（留）日本の経済・経営	1・2・3・4		2		○								兼1	留学生対象
	新しい日本史像	1・2・3・4		2		○								兼1	
	中国の国家と社会	1・2・3・4		2		○								兼1	
	東アジアと朝鮮半島	1・2・3・4		2		○								兼1	
	ヨーロッパの歴史	1・2・3・4		2		○								兼1	
	アメリカの社会と文化	1・2・3・4		2		○								兼1	
	イスラーム世界の多様性	1・2・3・4		2		○								兼1	
	宇宙科学	1・2・3・4		2		○								兼1	
	地球科学	1・2・3・4		2		○								兼1	
	材料と化学	1・2・3・4		2		○								兼2	オムニバス
	科学と技術の歴史	1・2・3・4		2		○								兼1	

教　育　課　程　等　の　概　要

（薬学部創薬科学科）

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
教養科目		（留）日本の自然・科学技術	1・2・3・4		2		○								兼1	留学生対象
		情報技術と社会	1・2・3・4		2		○								兼1	
		Introduction to Economics	1・2・3・4		2		○								兼1	
		Introduction to Computational Linguist	1・2・3・4		2		○								兼1	
		History of Computing	1・2・3・4		2		○								兼1	
		Digital Archives: Applications of ICT	1・2・3・4		2		○								兼1	
		Understanding Language	1・2・3・4		2		○								兼2	
		Computers in Education	1・2・3・4		2		○								兼1	
		Language in Politics	1・2・3・4		2		○								兼1	
		Playing with Playfulness	1・2・3・4		2		○								兼1	
		Introduction to Global Justice	1・2・3・4		2		○								兼1	
		Sustainable Development Goals (SDGs) i	1・2・3・4		2		○								兼1	
		Cross-cultural Studies	1・2・3・4		2		○								兼1	
		Non-verbal Communication	1・2・3・4		2		○								兼1	
		グローバル社会の体験と理解	1・2・3・4		2		○								兼1	
		Intensive Language Workshop	1・2・3・4		2		○								兼1	
		Language for Academic Communication	1・2・3・4		2		○								兼1	
		Global Project-Based Learning	1・2・3・4		2		○								兼1	
		Area Study Ⅰ	1・2・3・4		2		○								兼1	
		Area Study Ⅱ	1・2・3・4		4		○								兼1	
		Global Study	1・2・3・4		4		○								兼1	
		社会と学ぶ課題解決	1		2			○							兼1	
		学びとキャリア	1・2		2		○								兼1	
		仕事とキャリア	2・3・4		2		○								兼1	
		地域参加学習入門	1・2		2		○								兼1	
		現代社会とボランティア	1・2		2		○								兼1	
		現代社会のフィールドワーク	1・2・3・4		2		○								兼1	
		シチズンシップ・スタディーズ	2・3・4		2			○							兼1	
		スポーツの歴史と発展	1・2・3・4		2		○								兼1	
		スポーツと現代社会	1・2・3・4		2		○								兼1	
		スポーツのサイエンス	1・2・3・4		2		○								兼1	
		現代人とヘルスケア	1・2・3・4		2		○								兼1	
		スポーツ方法実習Ⅰ	1・2・3・4		1				○						兼1	
		スポーツ方法実習Ⅱ	1・2・3・4		1				○						兼1	
		教養ゼミナール	1・2・3・4		2			○							兼1	
		異文化間テーマ演習	1・2・3・4		2			○							兼1	
		超領域リベラルアーツ	3・4		2		○								兼1	
		APU交流科目	2・3・4		2		○								兼1	
		APU交流科目	2・3・4		4		○								兼1	
		小計（90科目）		0	184	0		－		0	0	0	0	0	兼104	－
基礎科目		数学A（微分法）	1前		2		○								兼1	
		数学B（積分法）	1後		2		○								兼1	
		数学C（線形代数）	1前		2		○								兼1	
		数学D（確率・統計）	1後		2		○								兼1	
		数学演習A	1前		1			○							兼1	
		数学演習B	1後		1			○							兼1	
		物理学A	1前		2		○								兼1	
		物理学B	1後		2		○								兼1	
		生物科学	1前		2		○								兼1	
		情報処理演習	1前		1			○		1					兼2	オムニバス
		日本語表現法	1前		2		○								兼1	
		小計（11科目）	－	0	19	0		－		1	0	0	0	0	兼11	－
専門科目	薬科導入学	創薬科学基礎演習	1前	1				○		3			1			オムニバス
		創薬研究概論	1後	2			○			4					兼1	オムニバス
	専門英語	英語ＪＰ1	3前	2			○								兼1	
		英語ＪＰ2	3後		2		○								兼1	
	化学系薬学	有機化学A	1前	2			○								兼1	
		有機化学B	1後	2			○			1					兼1	オムニバス
		有機化学C	2前	2			○			1						
		有機化学D	2後	2			○								兼1	
		物理化学A	1前	2			○								兼1	
		物理化学B	1後	2			○			1						

教　育　課　程　等　の　概　要

（薬学部創薬科学科）

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門科目	化学系薬学	物理化学C	2前		2		○								兼1	
		分析化学A	1前	2			○			1						
		機器分析化学	1後	2			○								兼1	
		分析化学B	2前		2		○			1						
		医薬品製造学	3前		2		○								兼1	
		生体分子解析法	3前		2		○								兼3	オムニバス
		構造生物学	3後		2		○			1						
		生薬学	2前	2			○								兼1	
		天然物化学	2後	2			○								兼1	
		有機分子解析法	2前		2		○								兼2	オムニバス
		放射化学	2後		2		○			1					兼2	オムニバス
		和漢薬論	3後		2		○								兼1	
		合成化学	3後		2		○			1					兼1	オムニバス
		香粧品学	4前		2		○								兼4	オムニバス
	生物系薬学	人体の構造と機能A	1後	2			○								兼1	
		人体の構造と機能B	2前	2			○								兼1	
		生化学A	1後	2			○								兼1	
		生化学B	2前	2			○								兼1	
		微生物学	2後	2			○								兼1	
		分子生物学	2前		2		○			1						
		公衆衛生学	2前		2		○			1					兼2	オムニバス
		生物統計学演習	2前	1				○							兼4	
		細胞生物学	2前		2		○			1						
		プロテオミクス	3前		2		○								兼1	
		薬理学A	2後	2			○			1						
		薬理学B	3前	2			○								兼1	
		薬理学C	3後		2		○			1						
		免疫学	2後		2		○								兼1	
		環境衛生学	3前		2		○								兼1	
		病態学A	2後	2			○								兼1	
		病態学B	3前		2		○								兼1	
		衛生化学	2後	2			○			1						
		毒性学	3後		2		○								兼1	
		バイオインフォマティクス	3前		2		○								兼1	
		システムバイオロジー	2後		2		○								兼1	
		ゲノム創薬科学	4前		2		○			1						
		ケミカルバイオロジー	2前		2		○								兼1	
		食品工学	4前		2		○								兼1	
		再生医療学	3後		2		○			1						
		分子神経科学	3後		2		○			1			1		兼1	オムニバス
		免疫医薬品学	4前		2		○								兼6	オムニバス
	医療系薬学	製剤学・物理薬剤学A	2後	2			○								兼1	
		製剤学・物理薬剤学B	3前		2		○								兼1	
		病原微生物学	3前		2		○								兼1	
		生物薬剤学	3前	2			○								兼1	
		日本薬局方概論	3前	2			○								兼1	
		薬物動態学	3後		2		○								兼1	
		薬物治療学A	3前		2		○								兼1	
		医薬品情報学	3後		2		○								兼1	
		薬物治療学B	3後		2		○								兼1	
		臨床薬剤学A	3後		2		○								兼1	
		薬物治療学C	4前		2		○								兼1	
		薬事法規・薬事制度	4前		2		○								兼1	
		医療倫理	4前		2		○								兼1	
		薬物送達学	3後		2		○								兼2	オムニバス
		薬物治療学D	4前		2		○								兼1	
		医療薬学	4前		2		○								兼3	オムニバス
		漢方医療薬学	4前		2		○								兼2	オムニバス
		医薬品開発論	4前		2		○			1					兼3	オムニバス
		臨床試験概論	4後		1		○								兼1	
		医療統計学	4後		1		○								兼1	

教　育　課　程　等　の　概　要

（薬学部創薬科学科）

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	授業形態 講義	授業形態 演習	授業形態 実験・実習	専任教員等の配置 教授	専任教員等の配置 准教授	専任教員等の配置 講師	専任教員等の配置 助教	専任教員等の配置 助手	備考	
専門科目	実習	分析化学実習A	1後	1					○	1			2		兼4	
		分析化学実習B	1後	1					○	1			2		兼8	
		物理化学実習A	2後	1					○	1			1		兼7	
		物理化学実習B	2後	1					○	1					兼3	
		有機化学実習A	2前	1					○	1					兼10	
		有機化学実習B	2前	1					○	1					兼10	
		免疫学・組織学実習	3後	1					○						兼6	
		生薬・天然物化学実習	3前	2					○						兼7	
		微生物学実習	3後	1					○						兼8	
		生化学・分子生物学実習	3前	2					○	1			1		兼6	
		衛生化学実習	3後	1					○	2			1		兼3	
		薬理学実習	3前	1					○	1					兼8	
		薬剤学実習	3後	1					○				1		兼6	
		医薬品化学実習	3後		1				○	1					兼2	
	卒業研究	卒業研究A	3後	2				○		7						
		卒業研究B	4通	4				○		7						
		小計（87科目）	－	71	89	0	－			7	0	0	3	0	兼64	－
自由科目		日本語Ⅷ（アカデミック日本語a）	2･3･4前			1		○							兼1	留学生対象
		日本語Ⅷ（アカデミック日本語b）	2･3･4後			1		○							兼1	留学生対象
		日本語Ⅷ（キャリア日本語a）	2･3･4前			1		○							兼1	留学生対象
自由科目		日本語Ⅷ（キャリア日本語b）	2･3･4後			1		○							兼1	留学生対象
		日本語Ⅶ（文章表現a）	1･2･3･4前			1		○							兼1	留学生対象
		日本語Ⅶ（文章表現b）	1･2･3･4後			1		○							兼1	留学生対象
		日本語Ⅶ（読解a）	1･2･3･4前			1		○							兼1	留学生対象
		日本語Ⅶ（読解b）	1･2･3･4後			1		○							兼1	留学生対象
		日本語Ⅶ（聴解口頭a）	1･2･3･4前			1		○							兼1	留学生対象
		日本語Ⅶ（聴解口頭b）	1･2･3･4後			1		○							兼1	留学生対象
		科学技術日本語Ⅰ	1･2･3･4前			1		○							兼1	留学生対象
		科学技術日本語Ⅱ	1･2･3･4後			1		○							兼1	留学生対象
		単位互換科目	1･2･3･4			1	○			1						
		単位互換科目	1･2･3･4			2	○			1						
		単位互換科目	1･2･3･4			4	○			1						
		小計（15科目）	－	0	0	19	－			1	0	0	0	0	兼2	－
合計（211科目）			－	79	292	19	－			7	0	0	3	0	兼182	－

学位又は称号	学士（薬科学）	学位又は学科の分野	薬学関係

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
外国語科目を8単位、教養科目16単位以上、基礎科目から9単位以上、専門科目から必修科目71単位と選択必修科目（「合成化学」「香粧品学」「ゲノム創薬科学」「食品工学」「再生医療学」「分子神経科学」「免疫医薬品学」「医療薬学」「医薬品開発論」）8単位以上を含む95単位以上、合計で128単位以上の修得とする。 （履修科目の登録の上限：49単位（年間））	１学年の学期区分	２学期
	１学期の授業期間	１５週
	１時限の授業時間	９０分

別記様式第２号（その３の１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

授　業　科　目　の　概　要

（薬学研究科薬科学専攻）

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	英語研究発表演習	国際会議での発表や海外の学術雑誌への成果報告に備え、英語による口頭発表やポスター発表のスキル、論文執筆のためのライティングスキルについて演習形式で学ぶ。各回の授業は、個人発表、グループ発表、ディスカッション等の形式で行う。このような演習形式の学習を通じて、英語による高度な論理的文章力とプレゼンテーション能力を養う。	
薬科学研究科目	特別研究Ⅰ	特別研究では、新規性と独創性に優れた先端的な研究や調査活動を行い、国内外に向けて研究成果の発信を行う。研究活動を通じて、医薬品等の創製を中心とした薬科学の高度な専門知識を習得し、倫理観や問題発見・解決能力、論理的な思考能力を醸成する。研究室でのゼミナールにおいて、収集した情報や研究成果を日本語や外国語で発表し、高度な論理的文章力およびプレゼンテーション能力を培う。 特別研究Ⅰでは、学生は指導教員の指導のもと、研究テーマの設定および課題の絞込みを行う。学生は、指導教員による指導と文献調査を踏まえ研究計画を立案し、研究の具体化を図る。指導教員の指導は、これまでに学生が学んだ幅広い専門知識が、学生自らの研究課題にどのように役立つのかを強く意識させ、専門知識と研究の有機的融合を図れるようにする、という観点から行なう。 （1　服部 尚樹） 内分泌疾患における薬物の適正使用に関連した研究を行う。高プロラクチン血症の治療に関連して、本研究室ではプロラクチンに対する自己抗体が原因であり、高プロラクチン血症の新たな原因となる「マクロプロラクチン血症」を見出した。その基礎的、臨床的研究を通して、本疾患に対する薬物治療の必要性について研究する。糖尿病患者のインスリン抵抗性に関して、本研究室ではインスリン自己抗体産生に対する基礎的、臨床的検討を行う。これらの研究は医療機関と共同で実施する。 （2　梶本 哲也） 天然物の合成、化学修飾、天然物類似体の合成を行いながら、医薬品シードとなり得る生理活性物質の探索研究を行う。特に、ガングリオシド、ステロイド配糖体、イミノ糖ならびにその類縁体の生物活性に注目し、これら有機化合物の一般的かつ効率的な合成法の研究も行う。 （3　北原 亮） 圧力と温度軸の実験から、溶液中の蛋白質がもつ多様なコンフォメーションの存在を明らかにする。疾患に関わる蛋白質について、その立体構造やコンフォメーション変化を調べ、機能発現機構の解明や医薬品開発における新しい方法論の開発を行う。 （4　北村 佳久） 老化とともに発症頻度の高まる、アルツハイマー病、パーキンソン病、脳卒中（脳出血・脳梗塞）などの脳の疾患の治療薬開発は急務の課題である。実験動物やヒト由来培養細胞を用いて脳疾患発症メカニズムの解析から創薬ターゲットの探索や薬物シードと考えられる薬物の作用機序の解明および創薬研究を行う。 （5　小池 千恵子） 網膜は哺乳類において、光情報を神経情報に変換する唯一の神経組織である。光情報が入力する第一段階の組織である網膜においてまず基本となる重要な情報処理が行われている。網膜の情報処理の中心となるON・OFF回路に注目した、網膜回路による視覚応答制御の階層横断的な研究を行う。	

薬科学研究科目	特別研究Ⅰ	（6　菅野 清彦） 生体および薬物の物理化学的側面から生物学的利用率（バイオアベイラビリティー）の全容解明を目指した研究を行う。具体的には、過飽和現象、消化管流体力学、製剤-薬物間相互作用、生体成分-薬物間相互作用、製剤のパフォーマンス安定性などの研究を行う。 （7　鈴木 健二） タンパク質のリン酸化とそれに関わる情報伝達分子の相互作用に焦点をあて、様々な疾患の発症機構の解明や治療法の開発に繋がる研究を行う。具体的には、「肥満」と「糖尿病」をつなぐ脂肪細胞とマクロファージの相互作用の分子メカニズムを解明する研究や、脂肪酸やケトン体が生理機能に及ぼす影響を解析する研究を行う。 （8　髙田 達之） 細胞分化、初期化メカニズム解析の観点から、マウスおよび霊長類のES、iPS細胞を用いた生殖細胞分化、環境化学物質が幹細胞分化に与える影響、発生に伴うDNAメチル化の変動に焦点をあて、研究を行う。 （9　土肥 寿文） ヨウ素の超原子価種が示す遷移金属様の反応挙動は、創薬研究や医薬品、ファインケミカル製造分野において持続可能で未来に残る有機合成法として有望である。優れた生物活性を持つ天然物や生物活性物質の類縁体を合成する研究を行う。 （10　豊田 英尚） 生体内糖鎖の中でも特に分析が難しい、グリコサミノグリカンなどの酸性多糖に関する超微量分析法の研究を行う。また、iPS細胞表面やES細胞表面に発現する特異的な糖鎖エピトープが細胞リプログラミングや分化において果たす生物学的役割を解析し、その活性糖鎖の化学構造を解明する研究を行う。 （11　藤田 卓也） 医薬品の体内動態、薬物の吸収、分布、代謝、排泄、毒性研究の中で、主として薬物吸収に焦点をあて、探索段階における新規開発化合物のヒトでの吸収性予測や製剤設計の合理化に関する研究、および創薬ターゲットとしてのトランスポーターの探索を行う。 （12　古徳 直之） 医薬シーズとしての有用性が高い生物活性天然物について、構造活性相関研究を進めるとともに、その情報をもとにして、活性発現のメカニズムを解明するための分子プローブの設計や合成の研究を行う。	
	特別研究Ⅱ	特別研究では、新規性と独創性に優れた先端的な研究や調査活動を行い、国内外に向けて研究成果の発信を行う。研究活動を通じて、医薬品等の創製を中心とした薬科学の高度な専門知識を習得し、倫理観や問題発見・解決能力、論理的な思考能力を醸成する。研究室でのゼミナールにおいて、収集した情報や研究成果を日本語や外国語で発表し、高度な論理的文章力およびプレゼンテーション能力を培う。 特別研究Ⅱでは、学生は指導教員の助言のもと、研究計画をさらに進めるとともに、研究上の問題点を洗い出し、問題解決のためのプロセスを検討する。学生は1年次研究成果発表会に向けて、研究成果を分かりやすくまとめ、研究要旨や発表用スライドの作成、プレゼンテーションの練習を行なう。 （1　服部 尚樹） 内分泌疾患における薬物の適正使用に関連した研究を行う。高プロラクチン血症の治療に関連して、本研究室ではプロラクチンに対する自己抗体が原因であり、高プロラクチン血症の新たな原因となる「マクロプロラクチン血症」を見出した。その基礎的、臨床的研究を通して、本疾患に対する薬物治療の必要性について研究する。糖尿病患者のインスリン抵抗性に関して、本研究室ではインスリン自己抗体産生に対する基礎的、臨床的検討を行う。これらの研究は医療機関と共同で実施する。	

薬科学研究科目	特別研究Ⅱ	（2　梶本 哲也） 天然物の合成、化学修飾、天然物類似体の合成を行いながら、医薬品シードとなり得る生理活性物質の探索研究を行う。特に、ガングリオシド、ステロイド配糖体、イミノ糖ならびにその類縁体の生物活性に注目し、これら有機化合物の一般的かつ効率的な合成法の研究も行う。 （3　北原 亮） 圧力と温度軸の実験から、溶液中の蛋白質がもつ多様なコンフォメーションの存在を明らかにする。疾患に関わる蛋白質について、その立体構造やコンフォメーション変化を調べ、機能発現機構の解明や医薬品開発における新しい方法論の開発を行う。 （4　北村 佳久） 老化とともに発症頻度の高まる、アルツハイマー病、パーキンソン病、脳卒中（脳出血・脳梗塞）などの脳の疾患の治療薬開発は急務の課題である。実験動物やヒト由来培養細胞を用いて脳疾患発症メカニズムの解析から創薬ターゲットの探索や薬物シードと考えられる薬物の作用機序の解明および創薬研究を行う。 （5　小池 千恵子） 網膜は哺乳類において、光情報を神経情報に変換する唯一の神経組織である。光情報が入力する第一段階の組織である網膜においてまず基本となる重要な情報処理が行われている。網膜の情報処理の中心となるON・OFF回路に注目した、網膜回路による視覚応答制御の階層横断的な研究を行う。 （6　菅野 清彦） 生体および薬物の物理化学的側面から生物学的利用率（バイオアベイラビリティー）の全容解明を目指した研究を行う。具体的には、過飽和現象、消化管流体力学、製剤-薬物間相互作用、生体成分-薬物間相互作用、製剤のパフォーマンス安定性などの研究を行う。 （7　鈴木 健二） タンパク質のリン酸化とそれに関わる情報伝達分子の相互作用に焦点をあて、様々な疾患の発症機構の解明や治療法の開発に繋がる研究を行う。具体的には、「肥満」と「糖尿病」をつなぐ脂肪細胞とマクロファージの相互作用の分子メカニズムを解明する研究や、脂肪酸やケトン体が生理機能に及ぼす影響を解析する研究を行う。 （8　髙田 達之） 細胞分化、初期化メカニズム解析の観点から、マウスおよび霊長類のES、iPS細胞を用いた生殖細胞分化、環境化学物質が幹細胞分化に与える影響、発生に伴うDNAメチル化の変動に焦点をあて、研究を行う。 （9　土肥 寿文） ヨウ素の超原子価種が示す遷移金属様の反応挙動は、創薬研究や医薬品、ファインケミカル製造分野において持続可能で未来に残る有機合成法として有望である。優れた生物活性を持つ天然物や生物活性物質の類縁体を合成する研究を行う。 （10　豊田 英尚） 生体内糖鎖の中でも特に分析が難しい、グリコサミノグリカンなどの酸性多糖に関する超微量分析法の研究を行う。また、iPS細胞表面やES細胞表面に発現する特異的な糖鎖エピトープが細胞リプログラミングや分化において果たす生物学的役割を解析し、その活性糖鎖の化学構造を解明する研究を行う。 （11　藤田 卓也） 医薬品の体内動態、薬物の吸収、分布、代謝、排泄、毒性研究の中で、主として薬物吸収に焦点をあて、探索段階における新規開発化合物のヒトでの吸収性予測や製剤設計の合理化に関する研究、および創薬ターゲットとしてのトランスポーターの探索を行う。	

薬科学研究科目	特別研究Ⅱ	（12　古徳 直之） 医薬シーズとしての有用性が高い生物活性天然物について、構造活性相関研究を進めるとともに、その情報をもとにして、活性発現のメカニズムを解明するための分子プローブの設計や合成の研究を行う。	
	特別研究Ⅲ	特別研究では、新規性と独創性に優れた先端的な研究や調査活動を行い、国内外に向けて研究成果の発信を行う。研究活動を通じて、医薬品等の創製を中心とした薬科学の高度な専門知識を習得し、倫理観や問題発見・解決能力、論理的な思考能力を醸成する。研究室でのゼミナールにおいて、収集した情報や研究成果を日本語や外国語で発表し、高度な論理的文章力およびプレゼンテーション能力を培う。 特別研究Ⅲでは、学生は１年次研究成果発表会において研究成果を発表し、指導教員をはじめとした複数の教員から客観的な評価を得て、研究上の問題点や問題解決ためのプロセスを再検討する。また、学生は1年次に立案した研究計画の進捗状況を確認し、必要に応じて修正した上で研究を進める。 （1　服部 尚樹） 内分泌疾患における薬物の適正使用に関連した研究を行う。高プロラクチン血症の治療に関連して、本研究室ではプロラクチンに対する自己抗体が原因であり、高プロラクチン血症の新たな原因となる「マクロプロラクチン血症」を見出した。その基礎的、臨床的研究を通して、本疾患に対する薬物治療の必要性について研究する。糖尿病患者のインスリン抵抗性に関して、本研究室ではインスリン自己抗体産生に対する基礎的、臨床的検討を行う。これらの研究は医療機関と共同で実施する。 （2　梶本 哲也） 天然物の合成、化学修飾、天然物類似体の合成を行いながら、医薬品シードとなり得る生理活性物質の探索研究を行う。特に、ガングリオシド、ステロイド配糖体、イミノ糖ならびにその類縁体の生物活性に注目し、これら有機化合物の一般的かつ効率的な合成法の研究も行う。 （3　北原 亮） 圧力と温度軸の実験から、溶液中の蛋白質がもつ多様なコンフォメーションの存在を明らかにする。疾患に関わる蛋白質について、その立体構造やコンフォメーション変化を調べ、機能発現機構の解明や医薬品開発における新しい方法論の開発を行う。 （4　北村 佳久） 老化とともに発症頻度の高まる、アルツハイマー病、パーキンソン病、脳卒中（脳出血・脳梗塞）などの脳の疾患の治療薬開発は急務の課題である。実験動物やヒト由来培養細胞を用いて脳疾患発症メカニズムの解析から創薬ターゲットの探索や薬物シードと考えられる薬物の作用機序の解明および創薬研究を行う。 （5　小池 千恵子） 網膜は哺乳類において、光情報を神経情報に変換する唯一の神経組織である。光情報が入力する第一段階の組織である網膜においてまず基本となる重要な情報処理が行われている。網膜の情報処理の中心となるON・OFF回路に注目した、網膜回路による視覚応答制御の階層横断的な研究を行う。 （6　菅野 清彦） 生体および薬物の物理化学的側面から生物学的利用率（バイオアベイラビリティー）の全容解明を目指した研究を行う。具体的には、過飽和現象、消化管流体力学、製剤-薬物間相互作用、生体成分-薬物間相互作用、製剤のパフォーマンス安定性などの研究を行う。	

薬科学研究科目	特別研究Ⅲ	（7　鈴木 健二） タンパク質のリン酸化とそれに関わる情報伝達分子の相互作用に焦点をあて、様々な疾患の発症機構の解明や治療法の開発に繋がる研究を行う。具体的には、「肥満」と「糖尿病」をつなぐ脂肪細胞とマクロファージの相互作用の分子メカニズムを解明する研究や、脂肪酸やケトン体が生理機能に及ぼす影響を解析する研究を行う。 （8　髙田 達之） 細胞分化、初期化メカニズム解析の観点から、マウスおよび霊長類のES、iPS細胞を用いた生殖細胞分化、環境化学物質が幹細胞分化に与える影響、発生に伴うDNAメチル化の変動に焦点をあて、研究を行う。 （9　土肥 寿文） ヨウ素の超原子価種が示す遷移金属様の反応挙動は、創薬研究や医薬品、ファインケミカル製造分野において持続可能で未来に残る有機合成法として有望である。優れた生物活性を持つ天然物や生物活性物質の類縁体を合成する研究を行う。 （10　豊田 英尚） 生体内糖鎖の中でも特に分析が難しい、グリコサミノグリカンなどの酸性多糖に関する超微量分析法の研究を行う。また、iPS細胞表面やES細胞表面に発現する特異的な糖鎖エピトープが細胞リプログラミングや分化において果たす生物学的役割を解析し、その活性糖鎖の化学構造を解明する研究を行う。 （11　藤田 卓也） 医薬品の体内動態、薬物の吸収、分布、代謝、排泄、毒性研究の中で、主として薬物吸収に焦点をあて、探索段階における新規開発化合物のヒトでの吸収性予測や製剤設計の合理化に関する研究、および創薬ターゲットとしてのトランスポーターの探索を行う。 （12　古徳 直之） 医薬シーズとしての有用性が高い生物活性天然物について、構造活性相関研究を進めるとともに、その情報をもとにして、活性発現のメカニズムを解明するための分子プローブの設計や合成の研究を行う。	
	特別研究Ⅳ	特別研究では、新規性と独創性に優れた先端的な研究や調査活動を行い、国内外に向けて研究成果の発信を行う。研究活動を通じて、医薬品等の創製を中心とした薬科学の高度な専門知識を習得し、倫理観や問題発見・解決能力、論理的な思考能力を醸成する。研究室でのゼミナールにおいて、収集した情報や研究成果を日本語や外国語で発表し、高度な論理的文章力およびプレゼンテーション能力を培う。 特別研究Ⅳでは、学生は研究成果を学術論文として投稿するために、指導教員による指導をもとに、論文作成を行う。また、指導教員は、学生が薬科学分野の専門知識を用いた英語でのコミュニケーションができようにするため、国際学会での発表を念頭に、英語での要旨執筆や英語でのプレゼンテーションの指導を行なう。 （1　服部 尚樹） 内分泌疾患における薬物の適正使用に関連した研究を行う。高プロラクチン血症の治療に関連して、本研究室ではプロラクチンに対する自己抗体が原因であり、高プロラクチン血症の新たな原因となる「マクロプロラクチン血症」を見出した。その基礎的、臨床的研究を通して、本疾患に対する薬物治療の必要性について研究する。糖尿病患者のインスリン抵抗性に関して、本研究室ではインスリン自己抗体産生に対する基礎的、臨床的検討を行う。これらの研究は医療機関と共同で実施する。 （2　梶本 哲也） 天然物の合成、化学修飾、天然物類似体の合成を行いながら、医薬品シードとなり得る生理活性物質の探索研究を行う。特に、ガングリオシド、ステロイド配糖体、イミノ糖ならびにその類縁体の生物活性に注目し、これら有機化合物の一般的かつ効率的な合成法の研究も行う。	

薬科学研究科目	特別研究Ⅳ	（3　北原 亮） 圧力と温度軸の実験から、溶液中の蛋白質がもつ多様なコンフォメーションの存在を明らかにする。疾患に関わる蛋白質について、その立体構造やコンフォメーション変化を調べ、機能発現機構の解明や医薬品開発における新しい方法論の開発を行う。 （4　北村 佳久） 老化とともに発症頻度の高まる、アルツハイマー病、パーキンソン病、脳卒中（脳出血・脳梗塞）などの脳の疾患の治療薬開発は急務の課題である。実験動物やヒト由来培養細胞を用いて脳疾患発症メカニズムの解析から創薬ターゲットの探索や薬物シードと考えられる薬物の作用機序の解明および創薬研究を行う。 （5　小池 千恵子） 網膜は哺乳類において、光情報を神経情報に変換する唯一の神経組織である。光情報が入力する第一段階の組織である網膜においてまず基本となる重要な情報処理が行われている。網膜の情報処理の中心となるON・OFF回路に注目した、網膜回路による視覚応答制御の階層横断的な研究を行う。 （6　菅野 清彦） 生体および薬物の物理化学的側面から生物学的利用率（バイオアベイラビリティー）の全容解明を目指した研究を行う。具体的には、過飽和現象、消化管流体力学、製剤-薬物間相互作用、生体成分-薬物間相互作用、製剤のパフォーマンス安定性などの研究を行う。 （7　鈴木 健二） タンパク質のリン酸化とそれに関わる情報伝達分子の相互作用に焦点をあて、様々な疾患の発症機構の解明や治療法の開発に繋がる研究を行う。具体的には、「肥満」と「糖尿病」をつなぐ脂肪細胞とマクロファージの相互作用の分子メカニズムを解明する研究や、脂肪酸やケトン体が生理機能に及ぼす影響を解析する研究を行う。 （8　髙田 達之） 細胞分化、初期化メカニズム解析の観点から、マウスおよび霊長類のES、iPS細胞を用いた生殖細胞分化、環境化学物質が幹細胞分化に与える影響、発生に伴うDNAメチル化の変動に焦点をあて、研究を行う。 （9　土肥 寿文） ヨウ素の超原子価種が示す遷移金属様の反応挙動は、創薬研究や医薬品、ファインケミカル製造分野において持続可能で未来に残る有機合成法として有望である。優れた生物活性を持つ天然物や生物活性物質の類縁体を合成する研究を行う。 （10　豊田 英尚） 生体内糖鎖の中でも特に分析が難しい、グリコサミノグリカンなどの酸性多糖に関する超微量分析法の研究を行う。また、iPS細胞表面やES細胞表面に発現する特異的な糖鎖エピトープが細胞リプログラミングや分化において果たす生物学的役割を解析し、その活性糖鎖の化学構造を解明する研究を行う。 （11　藤田 卓也） 医薬品の体内動態、薬物の吸収、分布、代謝、排泄、毒性研究の中で、主として薬物吸収に焦点をあて、探索段階における新規開発化合物のヒトでの吸収性予測や製剤設計の合理化に関する研究、および創薬ターゲットとしてのトランスポーターの探索を行う。 （12　古徳 直之） 医薬シーズとしての有用性が高い生物活性天然物について、構造活性相関研究を進めるとともに、その情報をもとにして、活性発現のメカニズムを解明するための分子プローブの設計や合成の研究を行う。	

薬科学研究科目	特別研究Ⅴ	特別研究では、新規性と独創性に優れた先端的な研究や調査活動を行い、国内外に向けて研究成果の発信を行う。研究活動を通じて、医薬品等の創製を中心とした薬科学の高度な専門知識を習得し、倫理観や問題発見・解決能力、論理的な思考能力を醸成する。研究室でのゼミナールにおいて、収集した情報や研究成果を日本語や外国語で発表し、高度な論理的文章力およびプレゼンテーション能力を培う。 特別研究Ⅴでは、学生は、1年次の研究成果発表会を踏まえて進めてきた研究成果を、2年次研究成果発表会で発表する。学生は、指導教員をはじめとした複数の教員から客観的な評価を得てさらに研究を進める。また、学生は国際学会での研究発表を念頭に、英語での要旨執筆やプレゼンテーションの練習を行なう。 （1　服部 尚樹） 内分泌疾患における薬物の適正使用に関連した研究を行う。高プロラクチン血症の治療に関連して、本研究室ではプロラクチンに対する自己抗体が原因であり、高プロラクチン血症の新たな原因となる「マクロプロラクチン血症」を見出した。その基礎的、臨床的研究を通して、本疾患に対する薬物治療の必要性について研究する。糖尿病患者のインスリン抵抗性に関して、本研究室ではインスリン自己抗体産生に対する基礎的、臨床的検討を行う。これらの研究は医療機関と共同で実施する。 （2　梶本 哲也） 天然物の合成、化学修飾、天然物類似体の合成を行いながら、医薬品シードとなり得る生理活性物質の探索研究を行う。特に、ガングリオシド、ステロイド配糖体、イミノ糖ならびにその類縁体の生物活性に注目し、これら有機化合物の一般的かつ効率的な合成法の研究も行う。 （3　北原 亮） 圧力と温度軸の実験から、溶液中の蛋白質がもつ多様なコンフォメーションの存在を明らかにする。疾患に関わる蛋白質について、その立体構造やコンフォメーション変化を調べ、機能発現機構の解明や医薬品開発における新しい方法論の開発を行う。 （4　北村 佳久） 老化とともに発症頻度の高まる、アルツハイマー病、パーキンソン病、脳卒中（脳出血・脳梗塞）などの脳の疾患の治療薬開発は急務の課題である。実験動物やヒト由来培養細胞を用いて脳疾患発症メカニズムの解析から創薬ターゲットの探索や薬物シードと考えられる薬物の作用機序の解明および創薬研究を行う。 （5　小池 千恵子） 網膜は哺乳類において、光情報を神経情報に変換する唯一の神経組織である。光情報が入力する第一段階の組織である網膜においてまず基本となる重要な情報処理が行われている。網膜の情報処理の中心となるON・OFF回路に注目した、網膜回路による視覚応答制御の階層横断的な研究を行う。 （6　菅野 清彦） 生体および薬物の物理化学的側面から生物学的利用率（バイオアベイラビリティー）の全容解明を目指した研究を行う。具体的には、過飽和現象、消化管流体力学、製剤-薬物間相互作用、生体成分-薬物間相互作用、製剤のパフォーマンス安定性などの研究を行う。 （7　鈴木 健二） タンパク質のリン酸化とそれに関わる情報伝達分子の相互作用に焦点をあて、様々な疾患の発症機構の解明や治療法の開発に繋がる研究を行う。具体的には、「肥満」と「糖尿病」をつなぐ脂肪細胞とマクロファージの相互作用の分子メカニズムを解明する研究や、脂肪酸やケトン体が生理機能に及ぼす影響を解析する研究を行う。 （8　髙田 達之） 細胞分化、初期化メカニズム解析の観点から、マウスおよび霊長類のES、iPS細胞を用いた生殖細胞分化、環境化学物質が幹細胞分化に与える影響、発生に伴うDNAメチル化の変動に焦点をあて、研究を行う。	

薬科学研究科目	特別研究Ⅴ	（9　土肥 寿文） ヨウ素の超原子価種が示す遷移金属様の反応挙動は、創薬研究や医薬品、ファインケミカル製造分野において持続可能で未来に残る有機合成法として有望である。優れた生物活性を持つ天然物や生物活性物質の類縁体を合成する研究を行う。 （10　豊田 英尚） 生体内糖鎖の中でも特に分析が難しい、グリコサミノグリカンなどの酸性多糖に関する超微量分析法の研究を行う。また、iPS細胞表面やES細胞表面に発現する特異的な糖鎖エピトープが細胞リプログラミングや分化において果たす生物学的役割を解析し、その活性糖鎖の化学構造を解明する研究を行う。 （11　藤田 卓也） 医薬品の体内動態、薬物の吸収、分布、代謝、排泄、毒性研究の中で、主として薬物吸収に焦点をあて、探索段階における新規開発化合物のヒトでの吸収性予測や製剤設計の合理化に関する研究、および創薬ターゲットとしてのトランスポーターの探索を行う。 （12　古徳 直之） 医薬シーズとしての有用性が高い生物活性天然物について、構造活性相関研究を進めるとともに、その情報をもとにして、活性発現のメカニズムを解明するための分子プローブの設計や合成の研究を行う。	
	特別研究Ⅵ	特別研究では、新規性と独創性に優れた先端的な研究や調査活動を行い、国内外に向けて研究成果の発信を行う。研究活動を通じて、医薬品等の創製を中心とした薬科学の高度な専門知識を習得し、倫理観や問題発見・解決能力、論理的な思考能力を醸成する。研究室でのゼミナールにおいて、収集した情報や研究成果を日本語や外国語で発表し、高度な論理的文章力およびプレゼンテーション能力を培う。 特別研究Ⅵでは、学生はこれまでの研究活動の集大成として、研究成果を博士論文としてまとめる。学生は博士論文の作成と共に、研究成果を公聴会で発表する。 （1　服部 尚樹） 内分泌疾患における薬物の適正使用に関連した研究を行う。高プロラクチン血症の治療に関連して、本研究室ではプロラクチンに対する自己抗体が原因であり、高プロラクチン血症の新たな原因となる「マクロプロラクチン血症」を見出した。その基礎的、臨床的研究を通して、本疾患に対する薬物治療の必要性について研究する。糖尿病患者のインスリン抵抗性に関して、本研究室ではインスリン自己抗体産生に対する基礎的、臨床的検討を行う。これらの研究は医療機関と共同で実施する。 （2　梶本 哲也） 天然物の合成、化学修飾、天然物類似体の合成を行いながら、医薬品シードとなり得る生理活性物質の探索研究を行う。特に、ガングリオシド、ステロイド配糖体、イミノ糖ならびにその類縁体の生物活性に注目し、これら有機化合物の一般的かつ効率的な合成法の研究も行う。 （3　北原 亮） 圧力と温度軸の実験から、溶液中の蛋白質がもつ多様なコンフォメーションの存在を明らかにする。疾患に関わる蛋白質について、その立体構造やコンフォメーション変化を調べ、機能発現機構の解明や医薬品開発における新しい方法論の開発を行う。 （4　北村 佳久） 老化とともに発症頻度の高まる、アルツハイマー病、パーキンソン病、脳卒中（脳出血・脳梗塞）などの脳の疾患の治療薬開発は急務の課題である。実験動物やヒト由来培養細胞を用いて脳疾患発症メカニズムの解析から創薬ターゲットの探索や薬物シードと考えられる薬物の作用機序の解明および創薬研究を行う。 （5　小池 千恵子） 網膜は哺乳類において、光情報を神経情報に変換する唯一の神経組織である。光情報が入力する第一段階の組織である網膜においてまず基本となる重要な情報処理が行われている。網膜の情報処理の中心となるON・OFF回路に注目した、網膜回路による視覚応答制御の階層横断的な研究を行う。	

薬科学研究科目	特別研究VI	（6　菅野 清彦） 生体および薬物の物理化学的側面から生物学的利用率（バイオアベイラビリティー）の全容解明を目指した研究を行う。具体的には、過飽和現象、消化管流体力学、製剤-薬物間相互作用、生体成分-薬物間相互作用、製剤のパフォーマンス安定性などの研究を行う。 （7　鈴木 健二） タンパク質のリン酸化とそれに関わる情報伝達分子の相互作用に焦点をあて、様々な疾患の発症機構の解明や治療法の開発に繋がる研究を行う。具体的には、「肥満」と「糖尿病」をつなぐ脂肪細胞とマクロファージの相互作用の分子メカニズムを解明する研究や、脂肪酸やケトン体が生理機能に及ぼす影響を解析する研究を行う。 （8　髙田 達之） 細胞分化、初期化メカニズム解析の観点から、マウスおよび霊長類のES、iPS細胞を用いた生殖細胞分化、環境化学物質が幹細胞分化に与える影響、発生に伴うDNAメチル化の変動に焦点をあて、研究を行う。 （9　土肥 寿文） ヨウ素の超原子価種が示す遷移金属様の反応挙動は、創薬研究や医薬品、ファインケミカル製造分野において持続可能で未来に残る有機合成法として有望である。優れた生物活性を持つ天然物や生物活性物質の類縁体を合成する研究を行う。 （10　豊田 英尚） 生体内糖鎖の中でも特に分析が難しい、グリコサミノグリカンなどの酸性多糖に関する超微量分析法の研究を行う。また、iPS細胞表面やES細胞表面に発現する特異的な糖鎖エピトープが細胞リプログラミングや分化において果たす生物学的役割を解析し、その活性糖鎖の化学構造を解明する研究を行う。 （11　藤田 卓也） 医薬品の体内動態、薬物の吸収、分布、代謝、排泄、毒性研究の中で、主として薬物吸収に焦点をあて、探索段階における新規開発化合物のヒトでの吸収性予測や製剤設計の合理化に関する研究、および創薬ターゲットとしてのトランスポーターの探索を行う。 （12　古徳 直之） 医薬シーズとしての有用性が高い生物活性天然物について、構造活性相関研究を進めるとともに、その情報をもとにして、活性発現のメカニズムを解明するための分子プローブの設計や合成の研究を行う。	

（注）
1　開設する授業科目の数に応じ，適宜枠の数を増やして記入すること。
2　私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。

１．書類等の題名

「校地校舎等の図面」　１ ページ

都道府県における位置関係の図面

２．引用元

Google マップ

https://maps.google.co.jp/

３．説明

地図中の立命館大学びわこ・くさつキャンパスの位置を印し、注釈を付けた。

びわこ・くさつキャンパス　最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面

最寄り駅からの距離：
　JR西日本 南草津駅から立命館大学びわこ・くさつキャンパスまで3.1Km

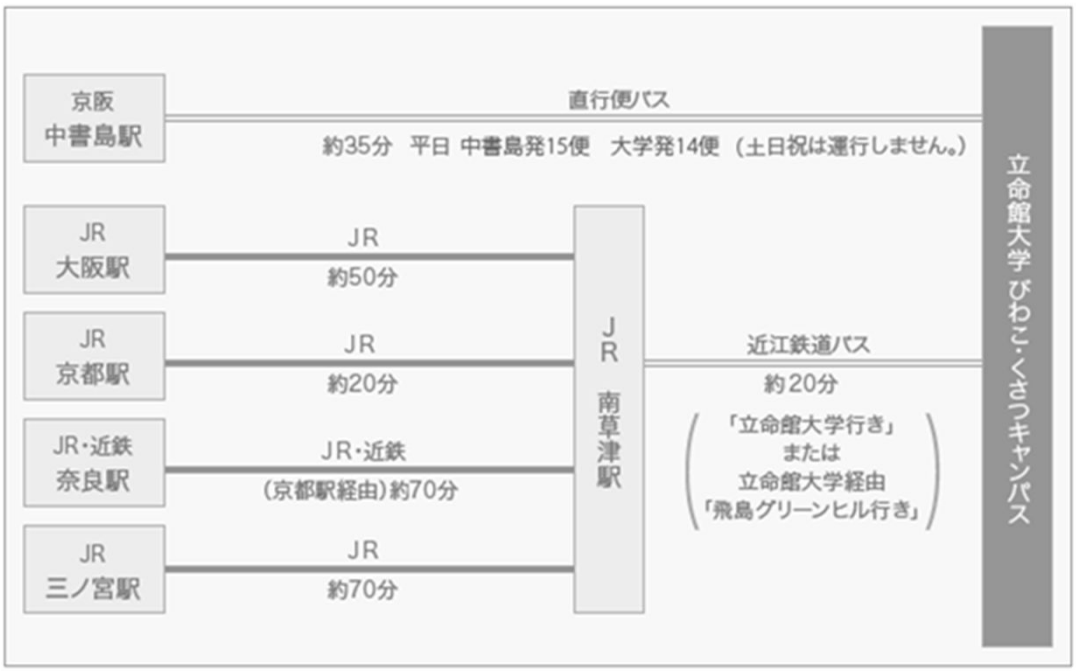

校舎、運動場等の配置図

【びわこ・くさつキャンパス】

校地面積：678,357.35㎡

校舎面積：260,065.17㎡

※参入部分は太線囲み内

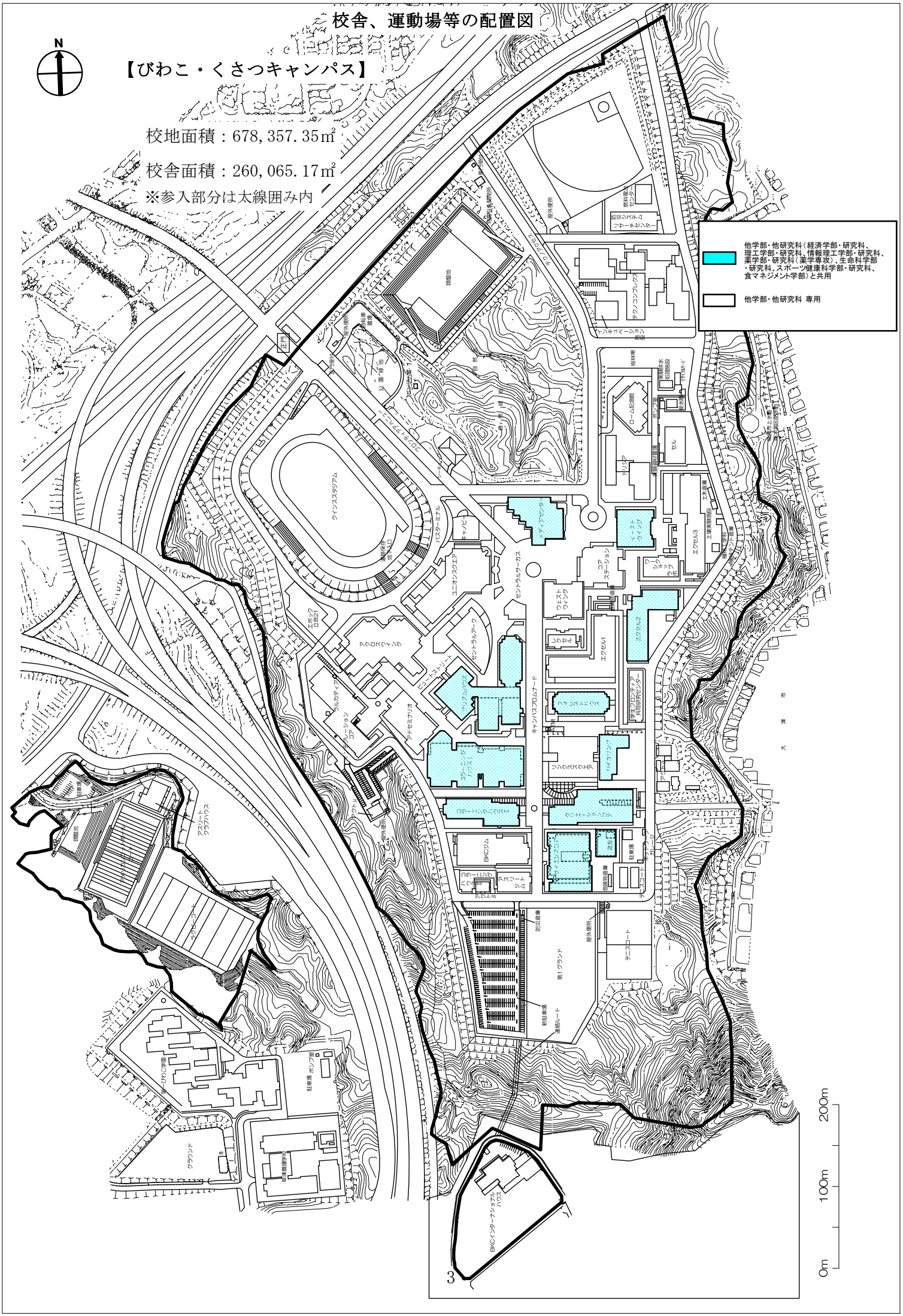

校舎の平面図

凡例

他学部・他研究科（経済学部・研究科、理工学部・研究科、情報理工学部・研究科、薬学部・研究科、生命科学部・研究科、スポーツ健康科学部・研究科、食マネジメント学部）と共用

他学部・他研究科 専用

1階平面図

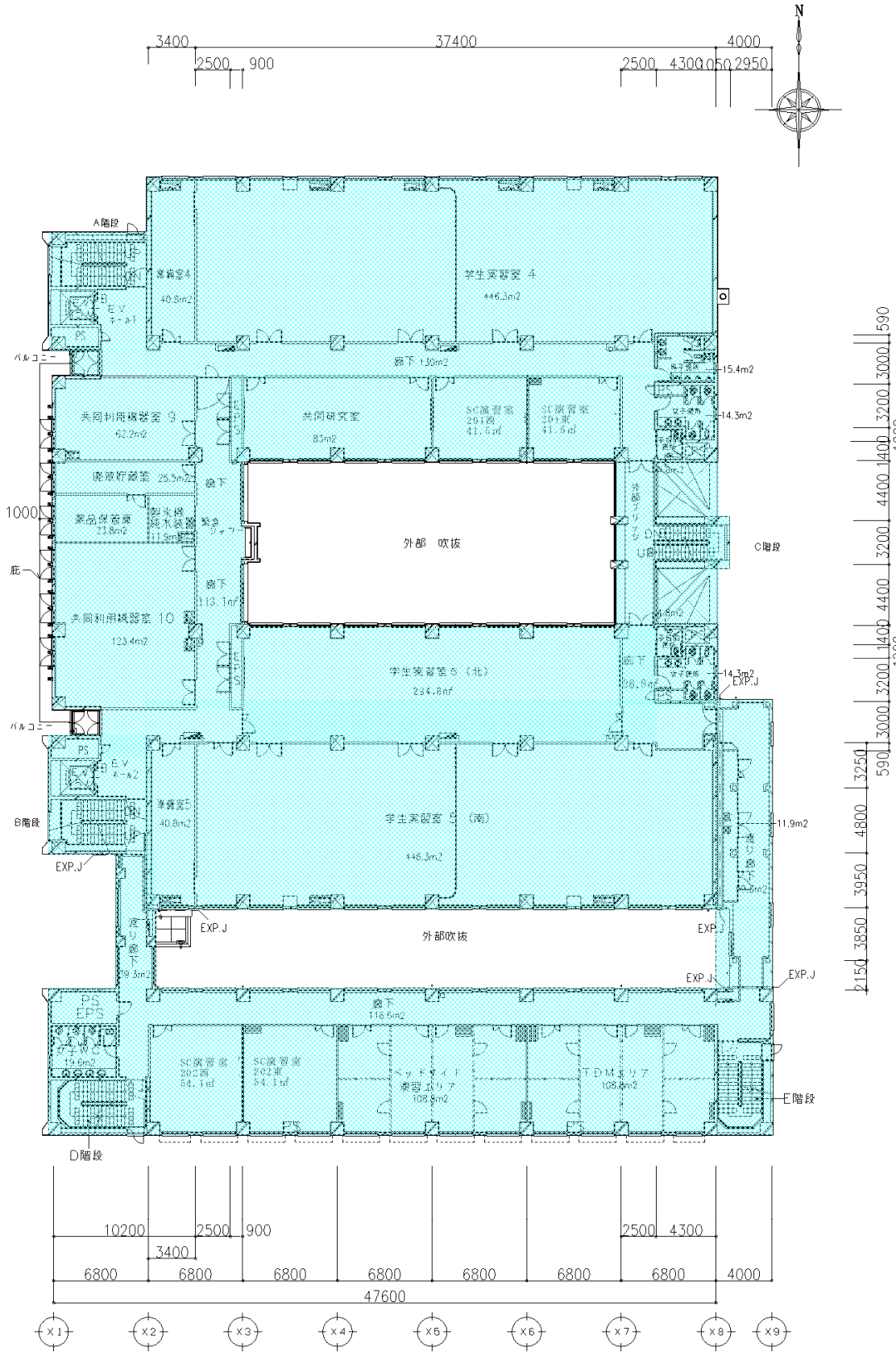

2階平面図

	訂正	特記	立命館大学　BKC　生命科学・薬学部新棟 (サイエンス コア) 建築工事	図面内容 1・2階平面図 縮尺 1/200(A1),1/400(A3)	図面番号 1012 枚ノ内 区分 建築意匠図

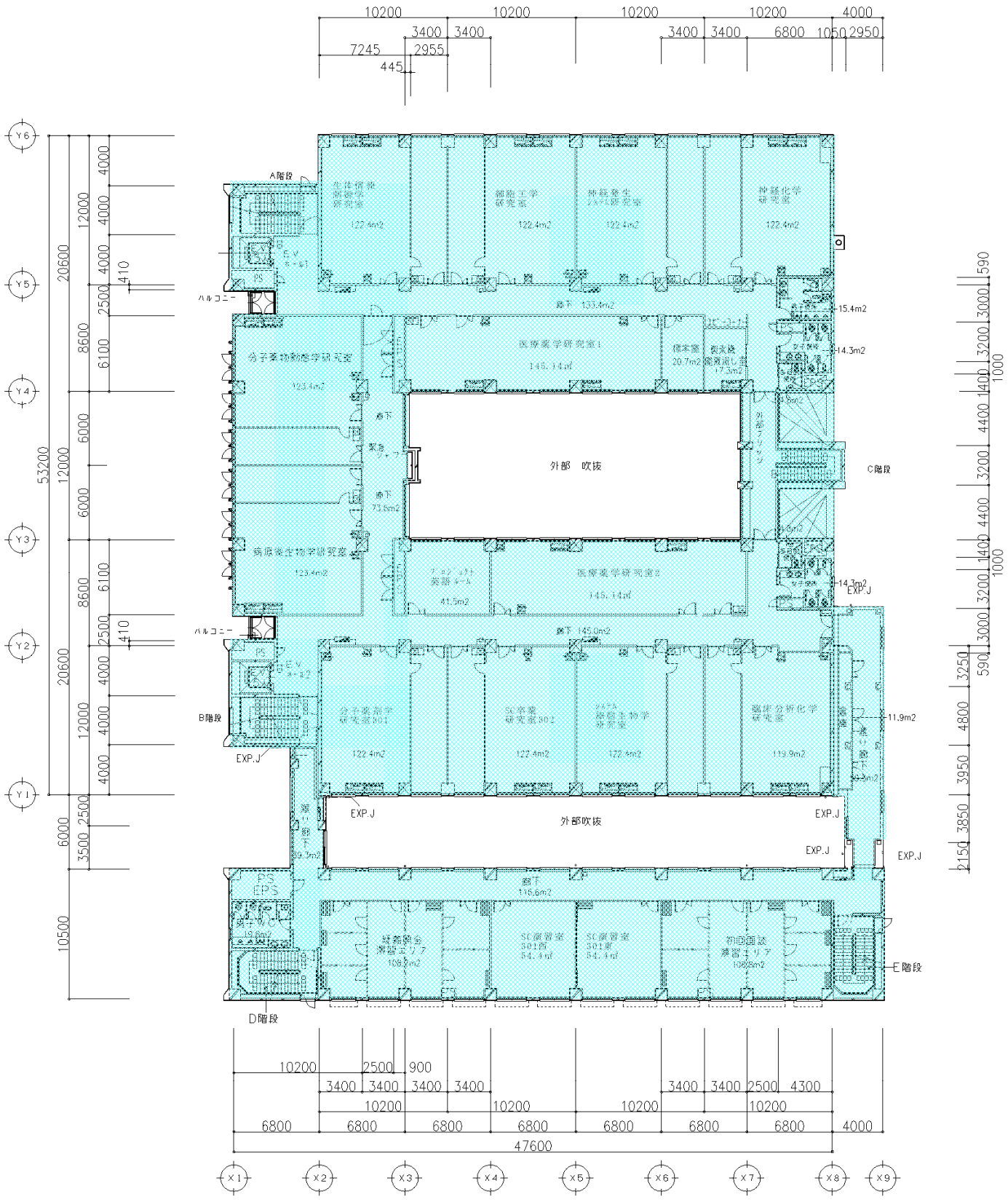

3階平面図

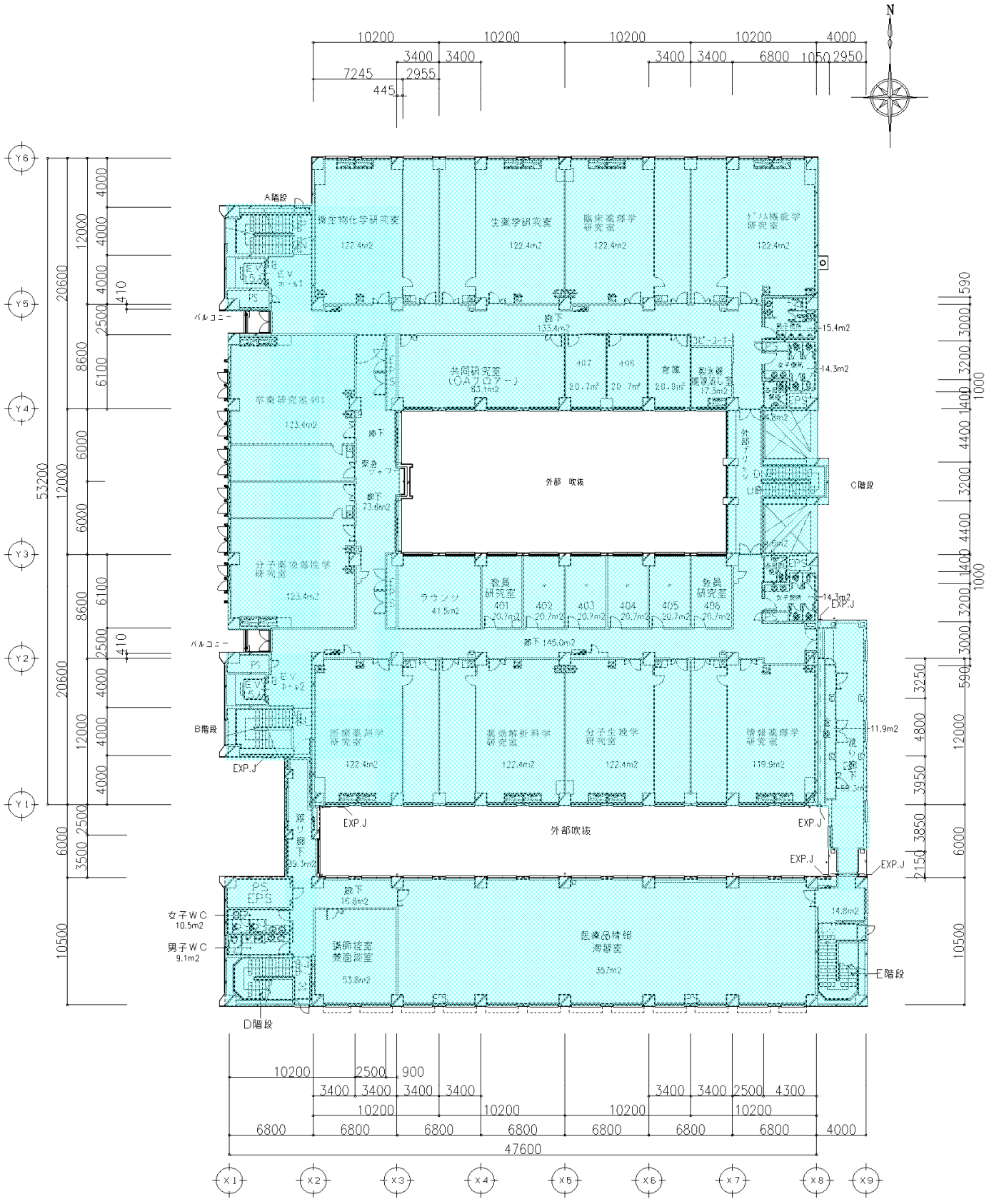

4階平面図

	訂正	特記	立命館大学　BKC　生命科学・薬学部新棟 （サイエンス コア）建築工事	図面内容 3・4階平面図 縮尺 1/200(A1),1/400(A3)	図面番号 1013 枚ノ内 区分 建築意匠図

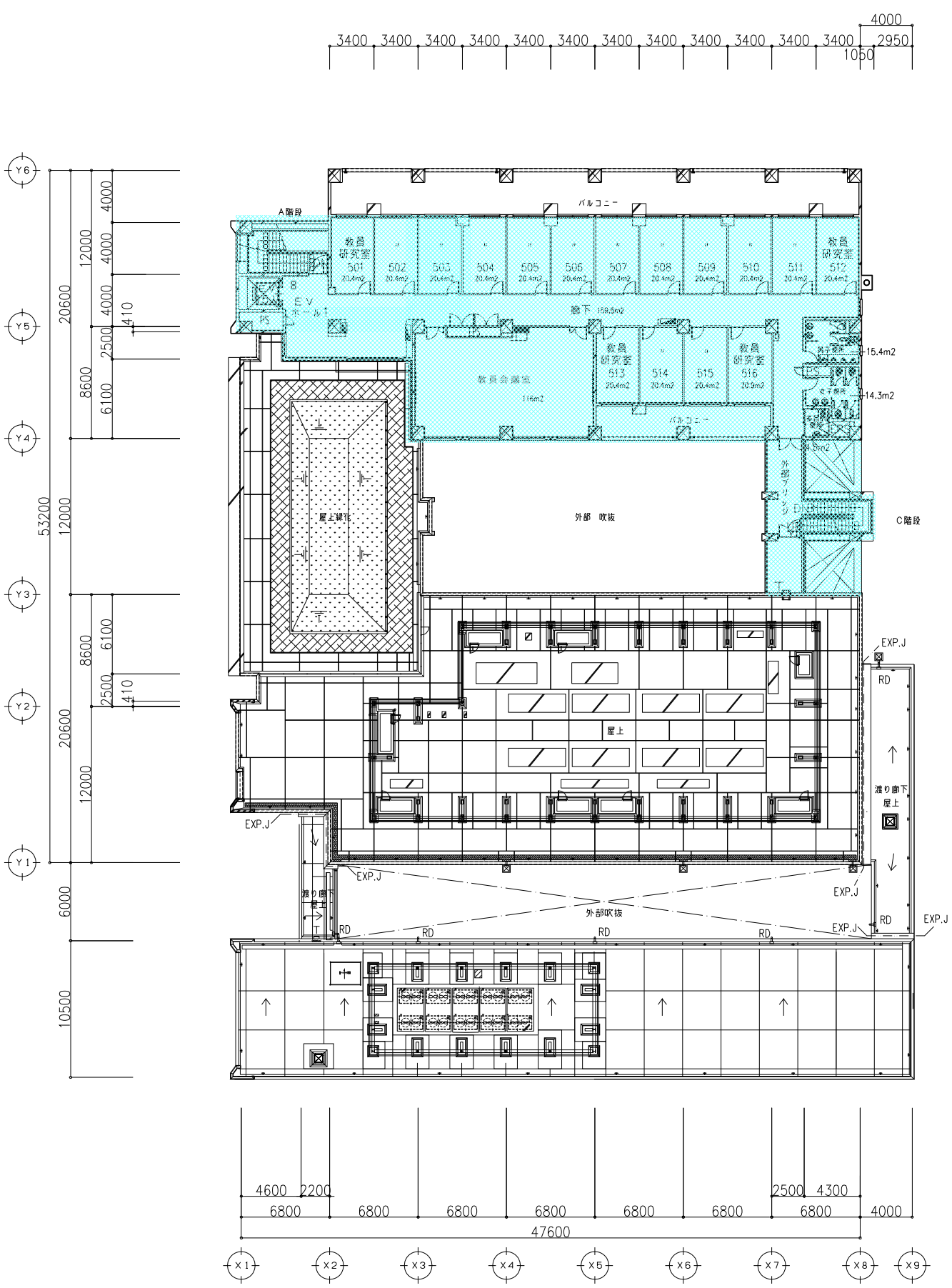

5階平面図

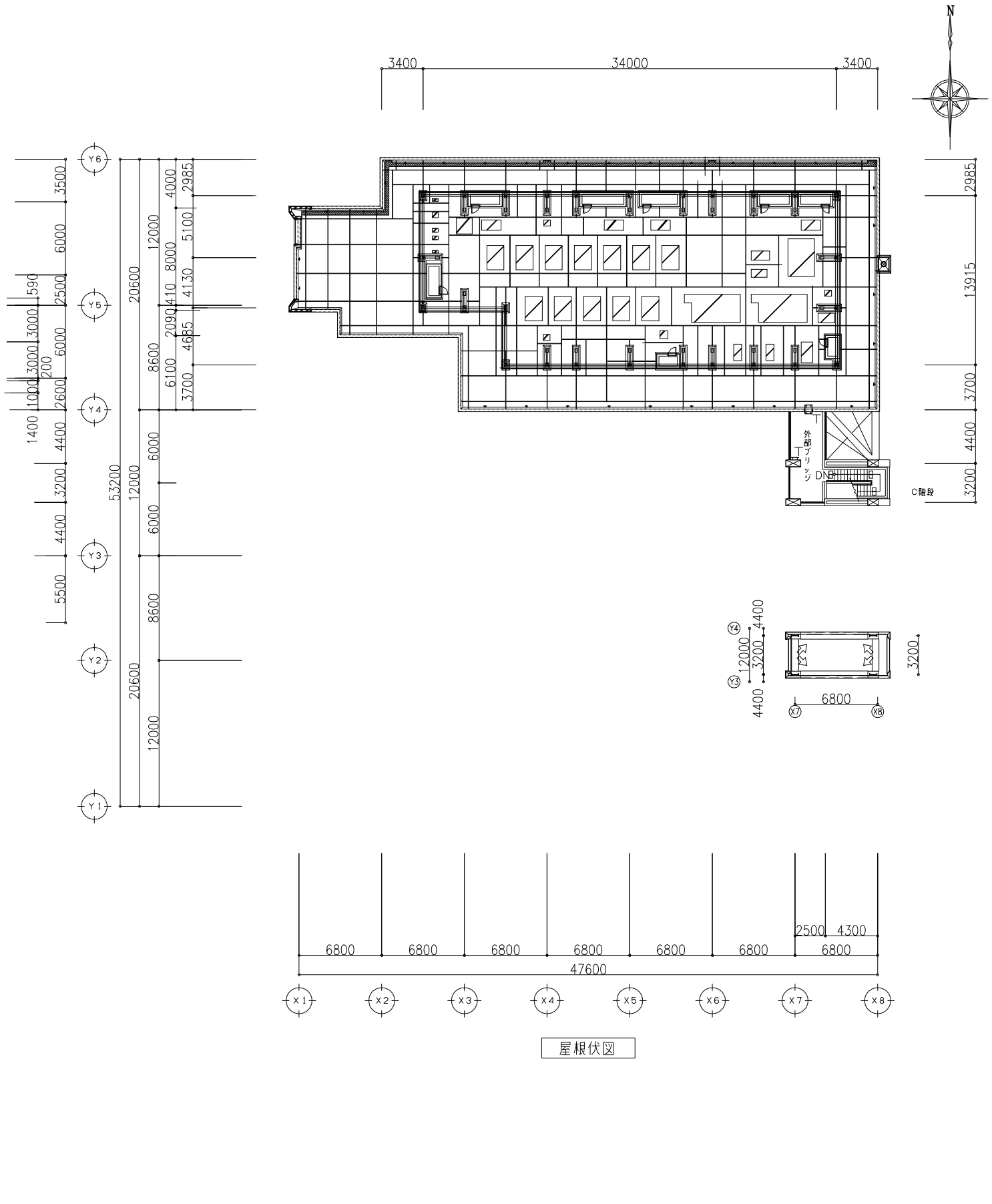

屋根伏図

	訂正	特記	立命館大学　BKC　生命科学・薬学部新棟 （サイエンス コア）建築工事	図面内容 5階平面図・屋根伏図	図面番号 1014
				縮尺 1/200(A1),1/400(A3)	枚ノ内 区分 建築意匠図

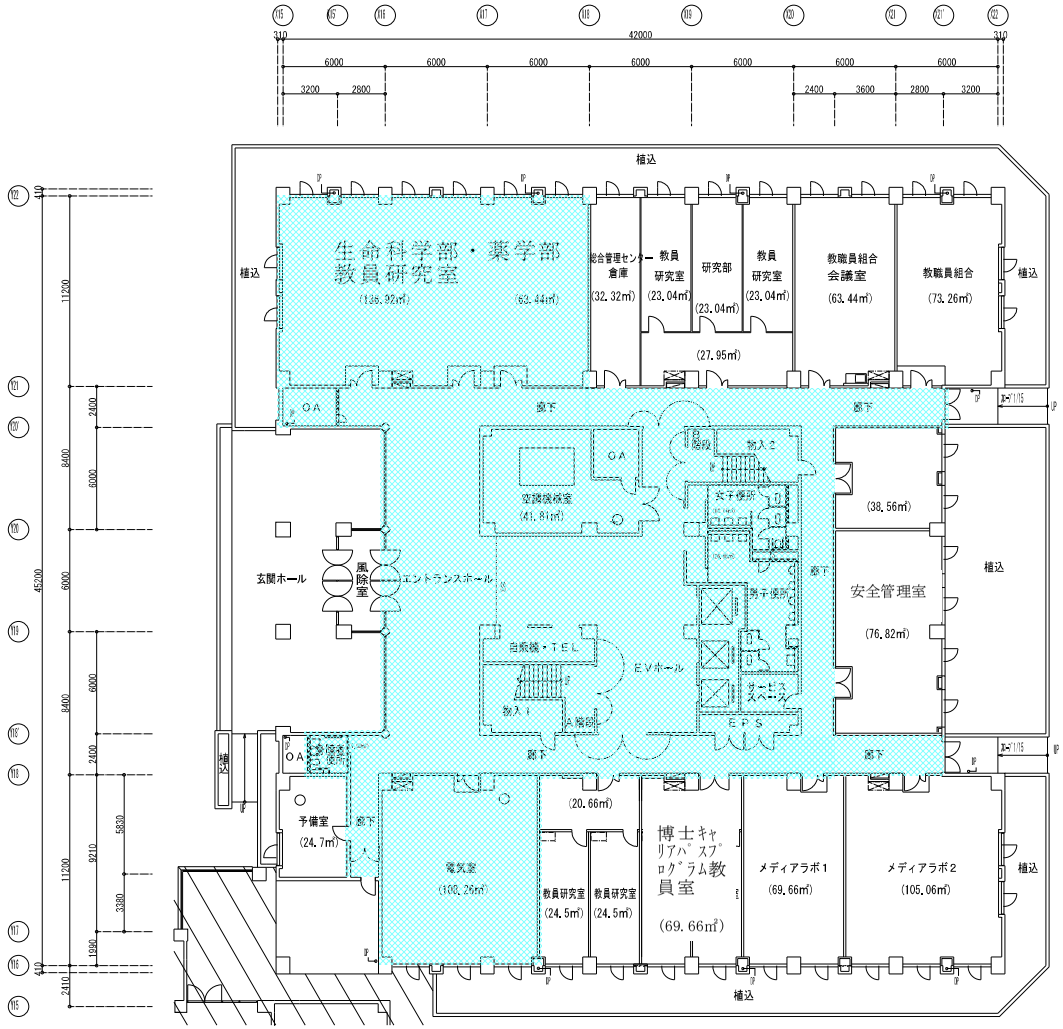

１階平面図

	訂正	特記	立命館大学ＢＫＣ　イーストウィング	図面内容 １階平面図	図面番号 １－３　１／７
				縮尺 1/150(A1),1/300(A3)	区分 建築意匠図

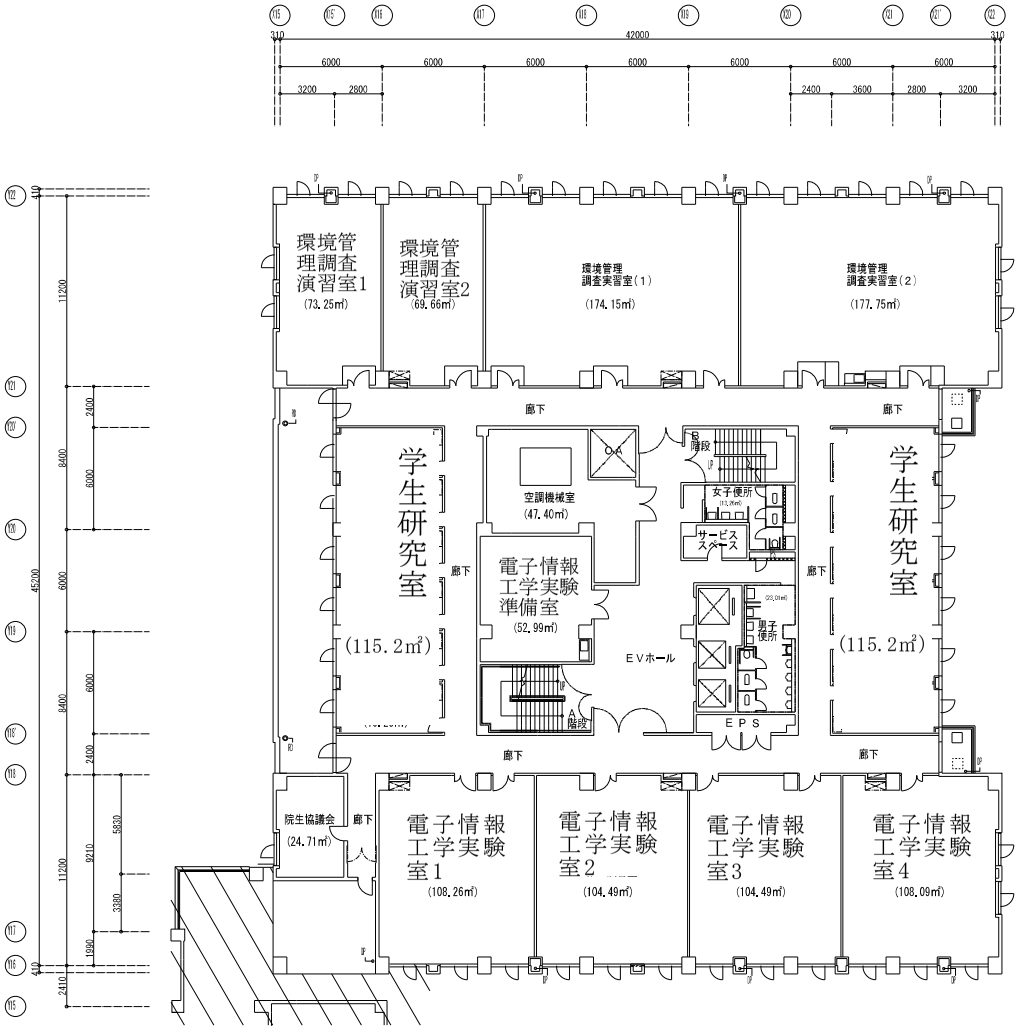

2階平面図

	訂正	特記		図面内容	図面番号
			立命館大学ＢＫＣ　イーストウィング	2階平面図	1－3　2／7
				縮尺 1/150(A1),1/300(A3)	区分 建築意匠図

3階平面図

	訂正	特記	立命館大学ＢＫＣ　イーストウィング	図面内容 3階平面図	図面番号 1－3　3／7
				縮尺 1/150(A1),1/300(A3)	区分 建築意匠図

4階平面図

	訂正	特記	立命館大学ＢＫＣ　イーストウィング	図面内容 4階平面図	図面番号 1－3　4／7
				縮尺 1/150(A1),1/300(A3)	区分 建築意匠図

５階平面図

	訂正	特記	立命館大学ＢＫＣ　イーストウィング	図面内容 ５階平面図	図面番号 １－３　５／７
				縮尺 1/150(A1),1/300(A3)	区分 建築意匠図

6階平面図

	訂正	特記	立命館大学ＢＫＣ　イーストウィング	図面内容 6階平面図	図面番号 1－3　6／7
				縮尺 1/150(A1),1/300(A3)	区分 建築意匠図

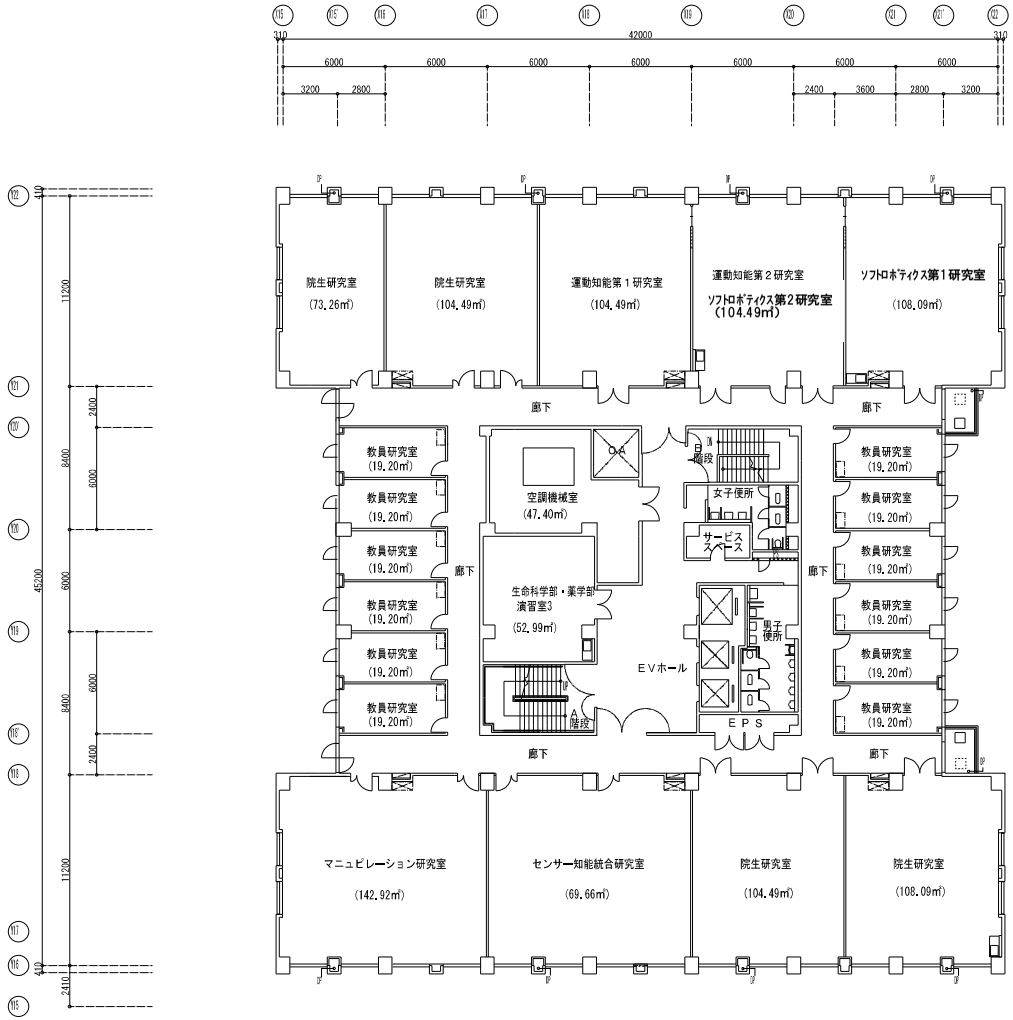

７階平面図

	訂正	特記	立命館大学ＢＫＣ　イーストウィング	図面内容 ７階平面図	図面番号 １－３　７／７
				縮尺 1/150(A1),1/300(A3)	区分 建築意匠図

クリエーションコア

16ページから20ページのカッコ内に記載されいる数字は教室等の面積であり、単位は㎡である。

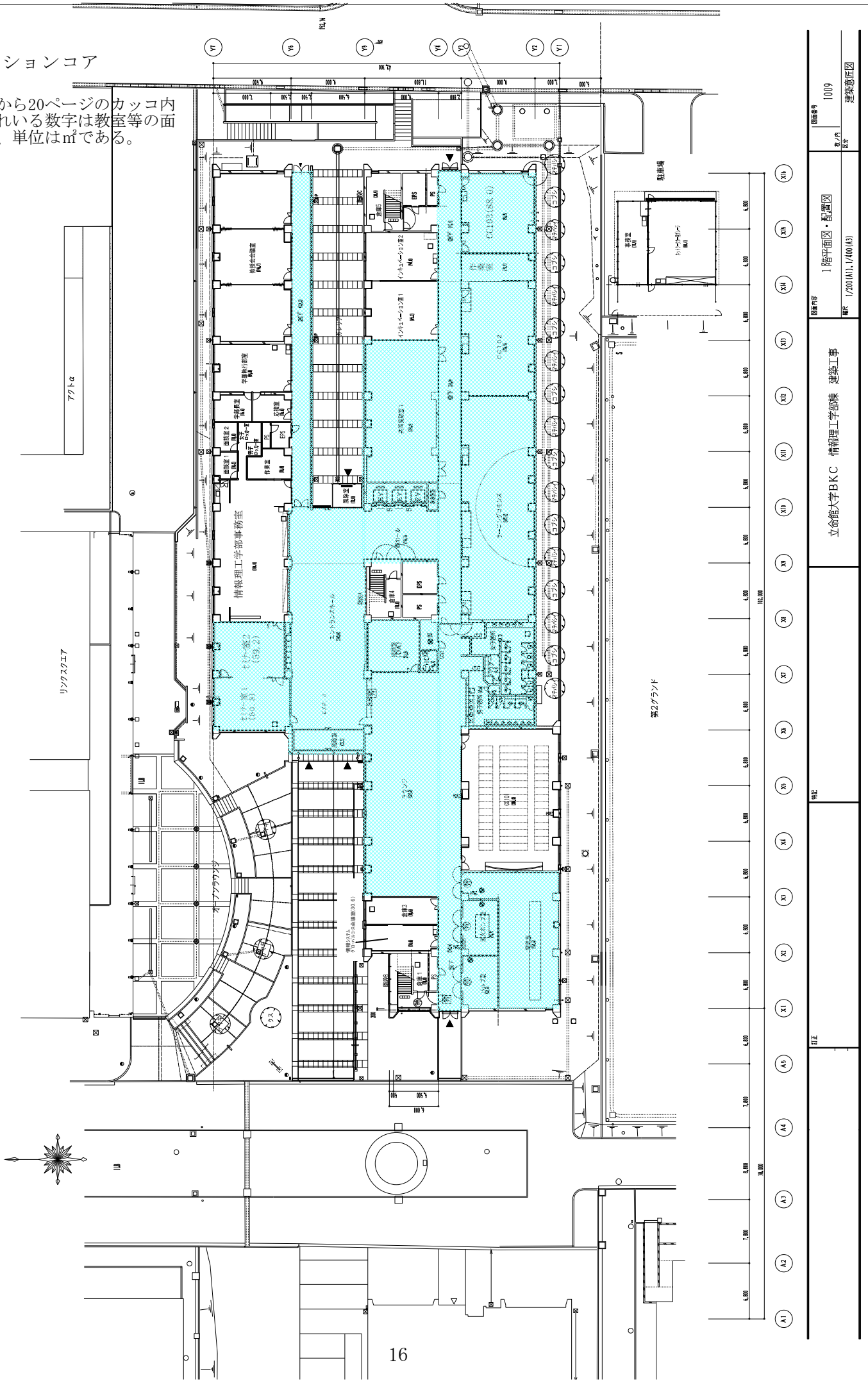

クリエーションコア

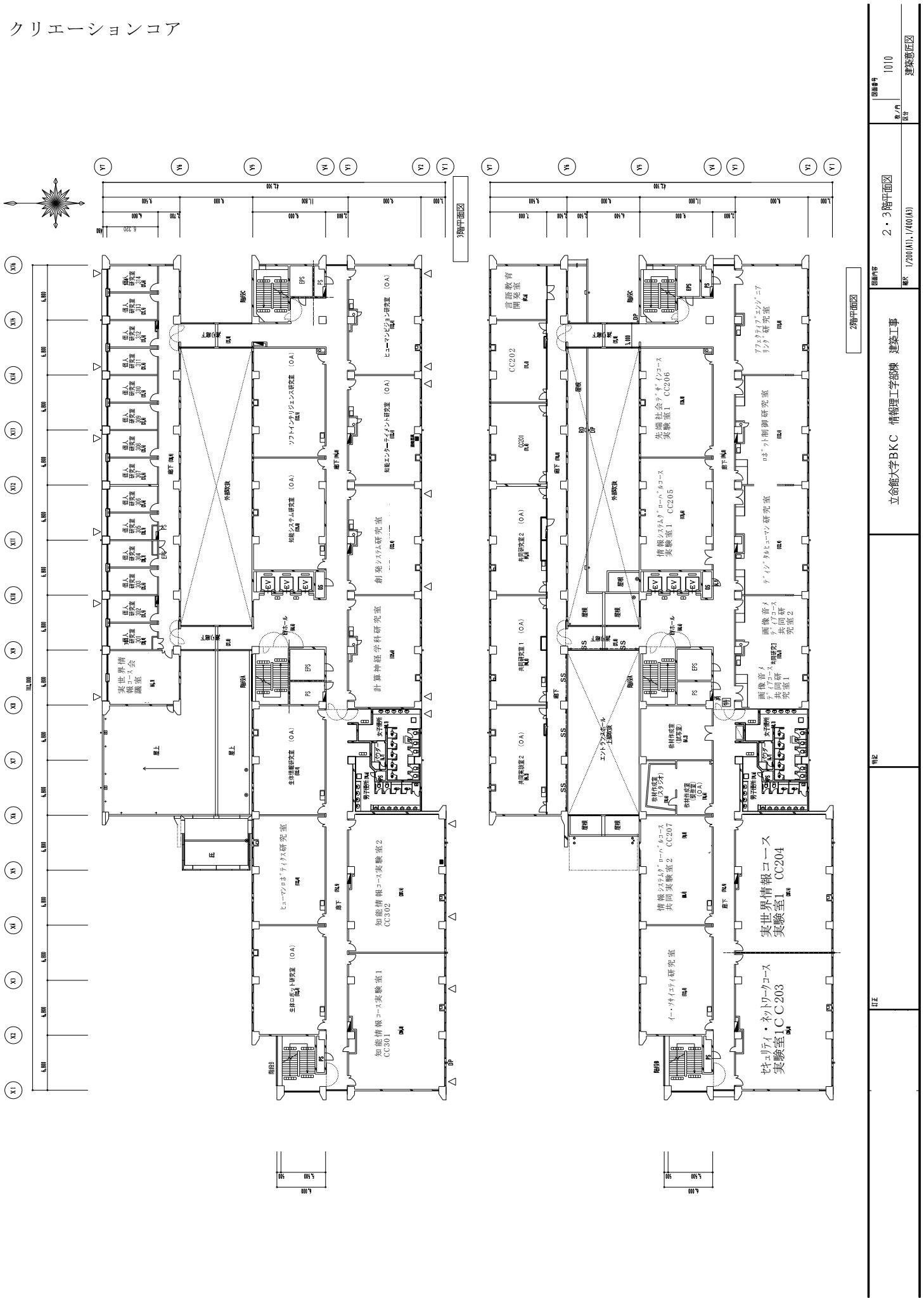

立命館大学BKC 情報理工学部棟 建築工事
2・3階平面図
1/200(A1),1/400(A3)
建築意匠図
1010
3階平面図
2階平面図
実世界情報コース 実験室1 CC204
セキュリティ・ネットワークコース 実験室1CC203
知能情報コース実験室1 CC301
知能情報コース実験室2 CC302
計算神経学科研究室
創発システム研究室
ヒューマンロボティクス研究室
ヒューマンビジョン研究室
ソフトインテリジェンス研究室
知能システム研究室
生体情報研究室
生体ロボット研究室
実世界情報コース会議室
言語教育開発室
CC202
先端社会デザインコース実験室1 CC206
情報システムグローバルコース実験室1 CC205
情報システムグローバルコース共同実験室2 CC207
イー・ツキイエティ研究室
ロボット制御研究室
デジタルヒューマン研究室
画像音メディアコース共同研究室1
画像音メディアコース共同研究室2
エントランスホール
外部吹抜

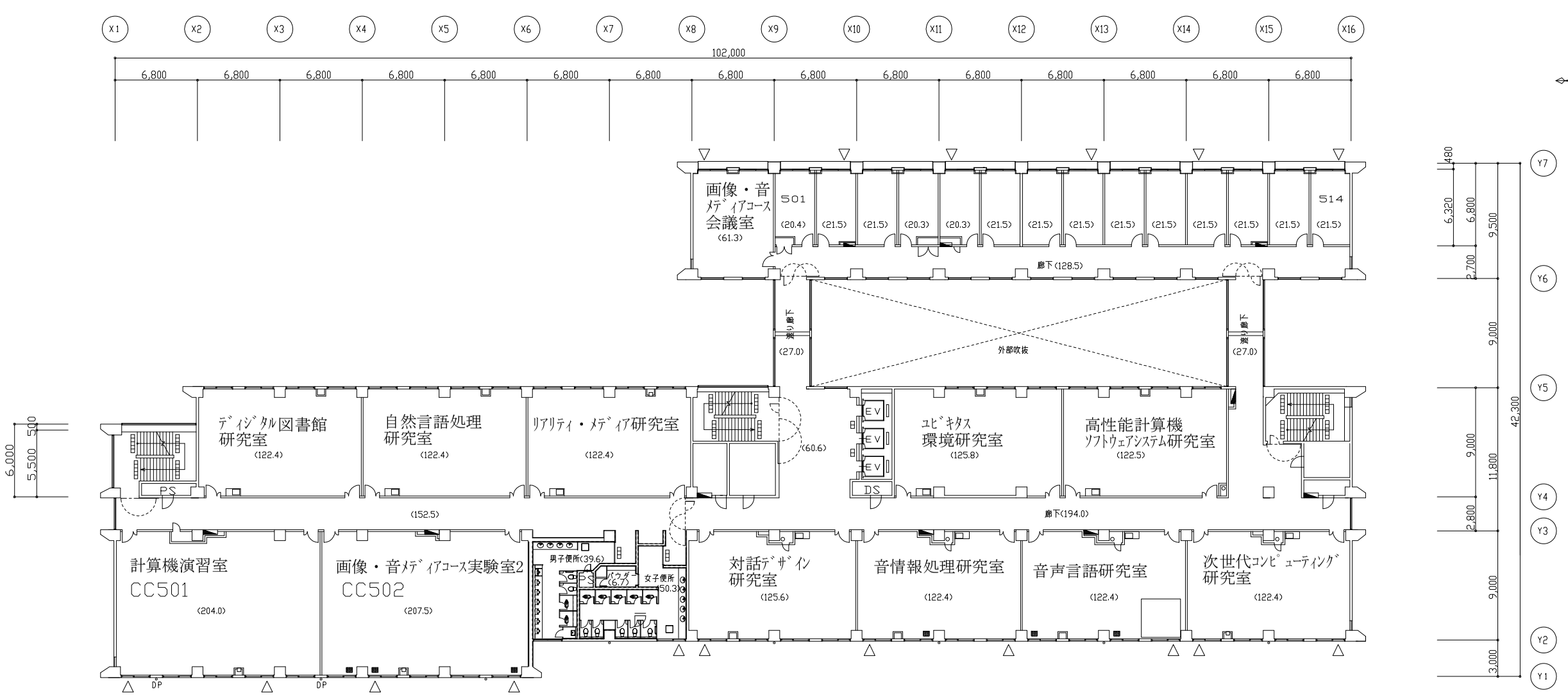

5階平面図

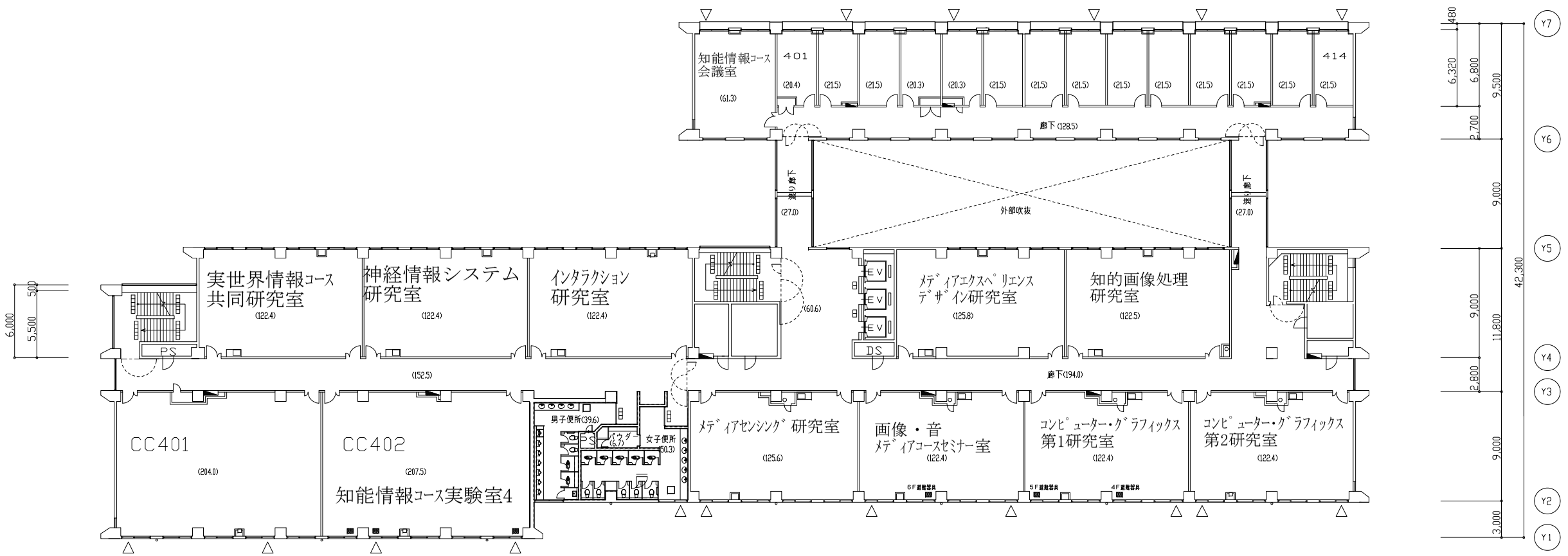

4階平面図

一級建築士 第76254号 曆利 徹 検図 製図	訂正	特記	立命館大学ＢＫＣ 情報理工学部棟 建築工事	図面内容 4・5階平面図 縮尺 1/200(A1),1/400(A3)	図面番号 1011 枚ノ内 区分 建築意匠図

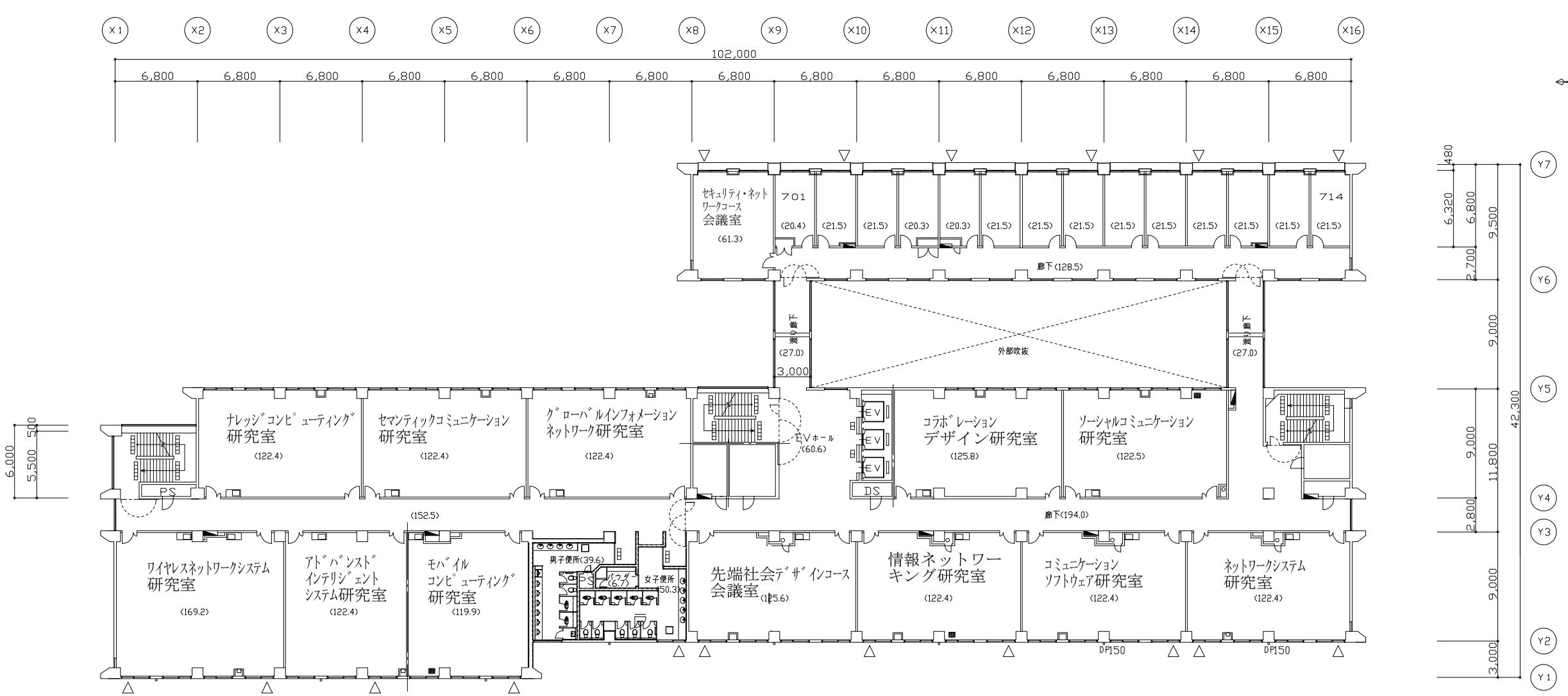

7階平面図

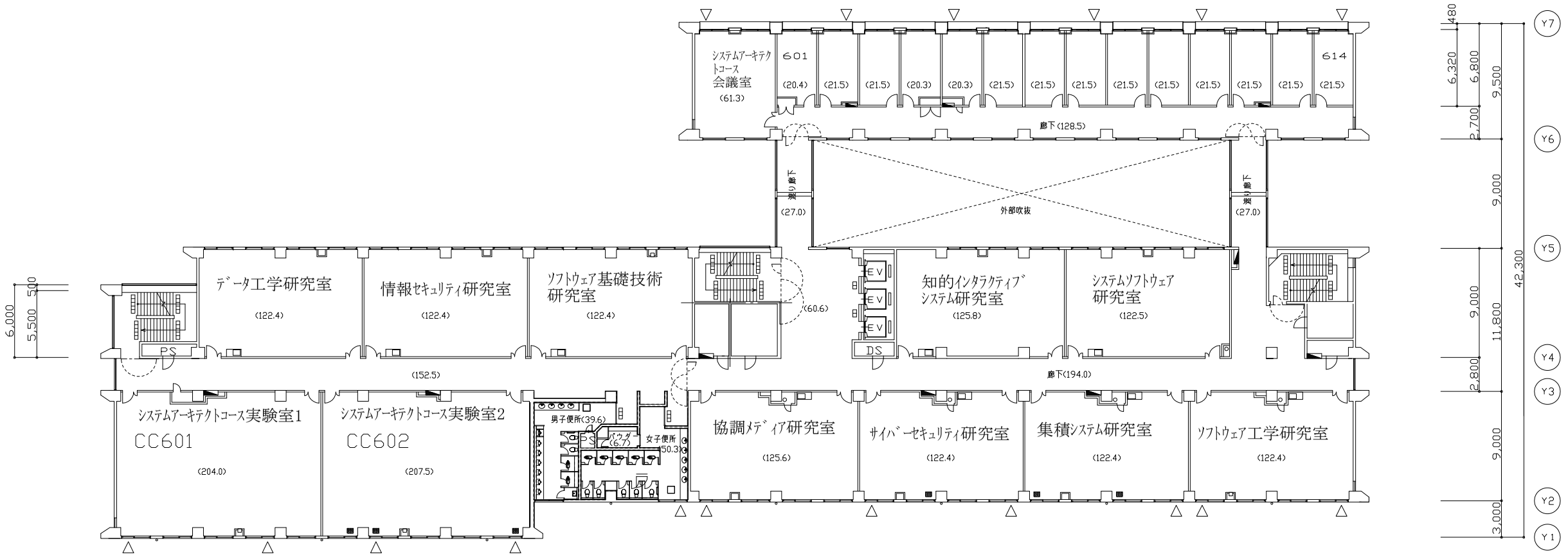

6階平面図

	訂正	特記	立命館大学BKC　情報理工学部棟　建築工事	図面内容 6・7階平面図	図面番号 1011-2
				縮尺 1/200(A1),1/400(A3)	枚ノ内 区分 建築意匠図

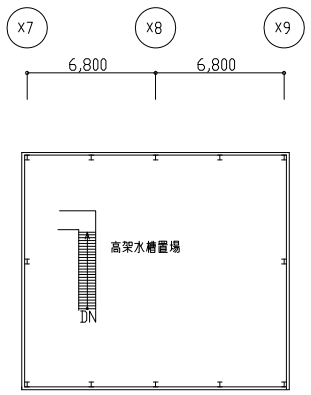

高架水槽置場平面図

屋根伏図

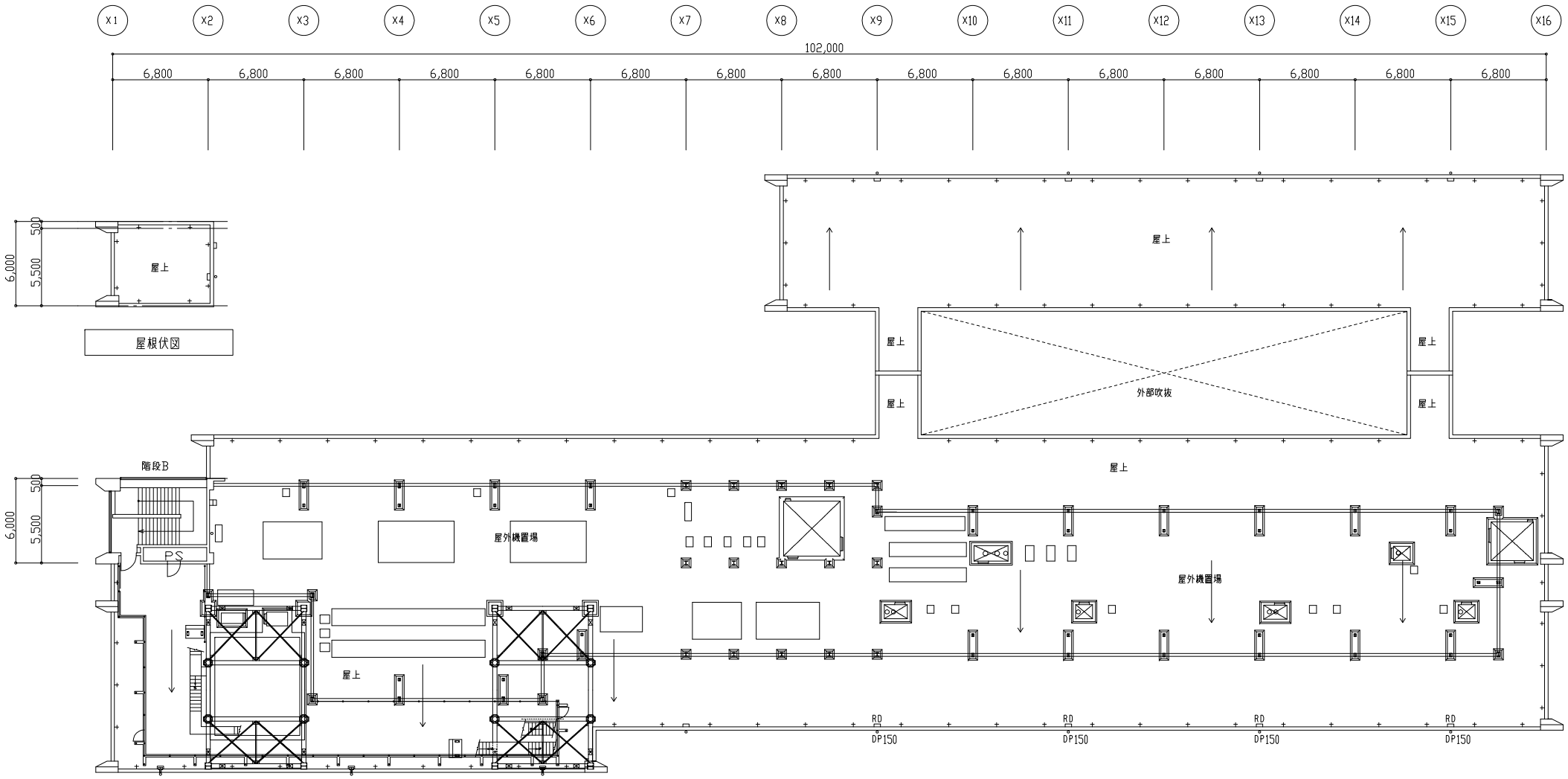

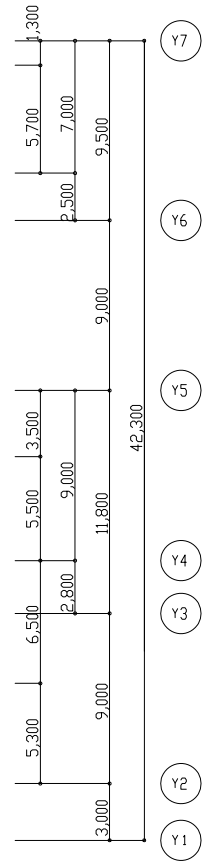

PH階平面図

	訂正	特記	立命館大学ＢＫＣ　情報理工学部棟　建築工事	図面内容 RF・PH階平面図	図面番号 1011A
				縮尺 1/200(A1),1/400(A3)	枚ノ内 区分 建築意匠図

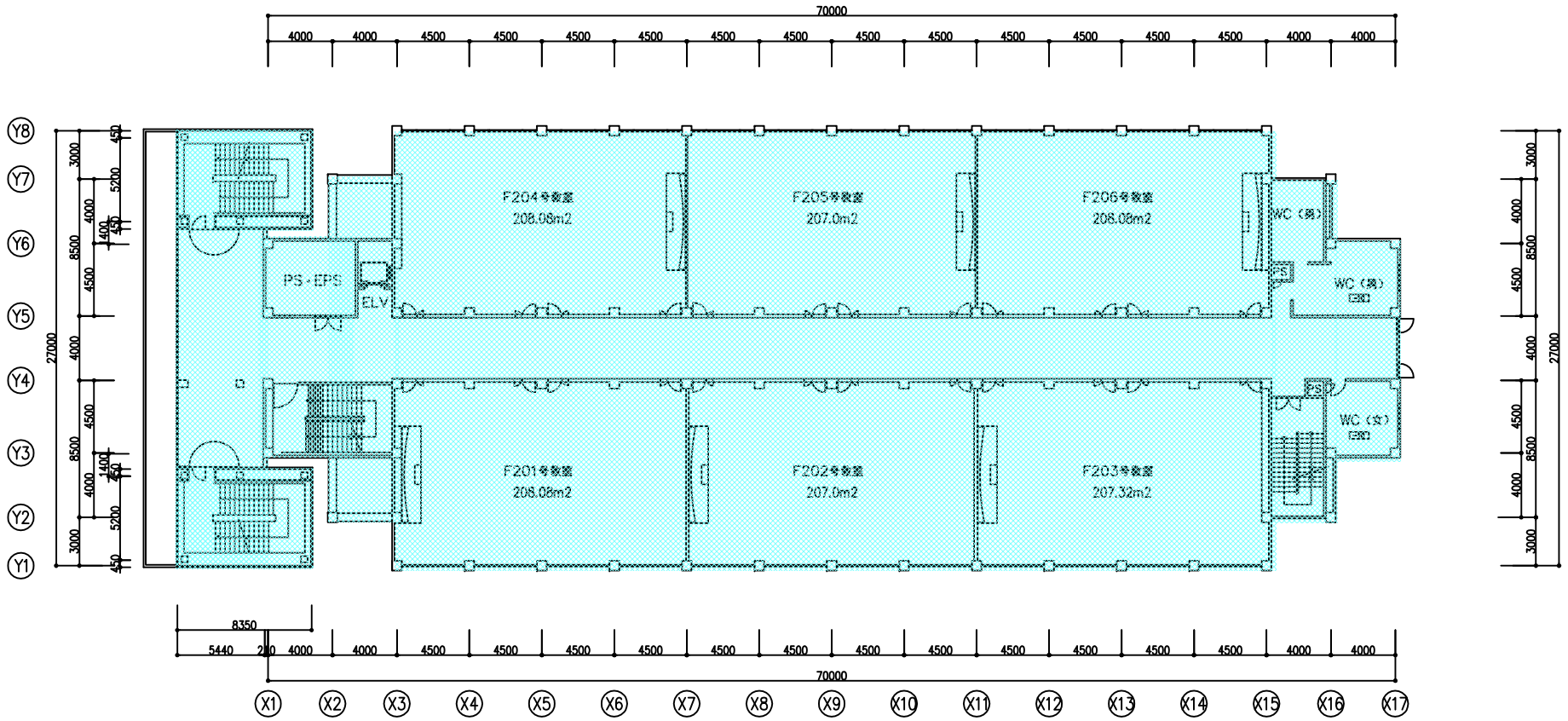

2階平面詳細図

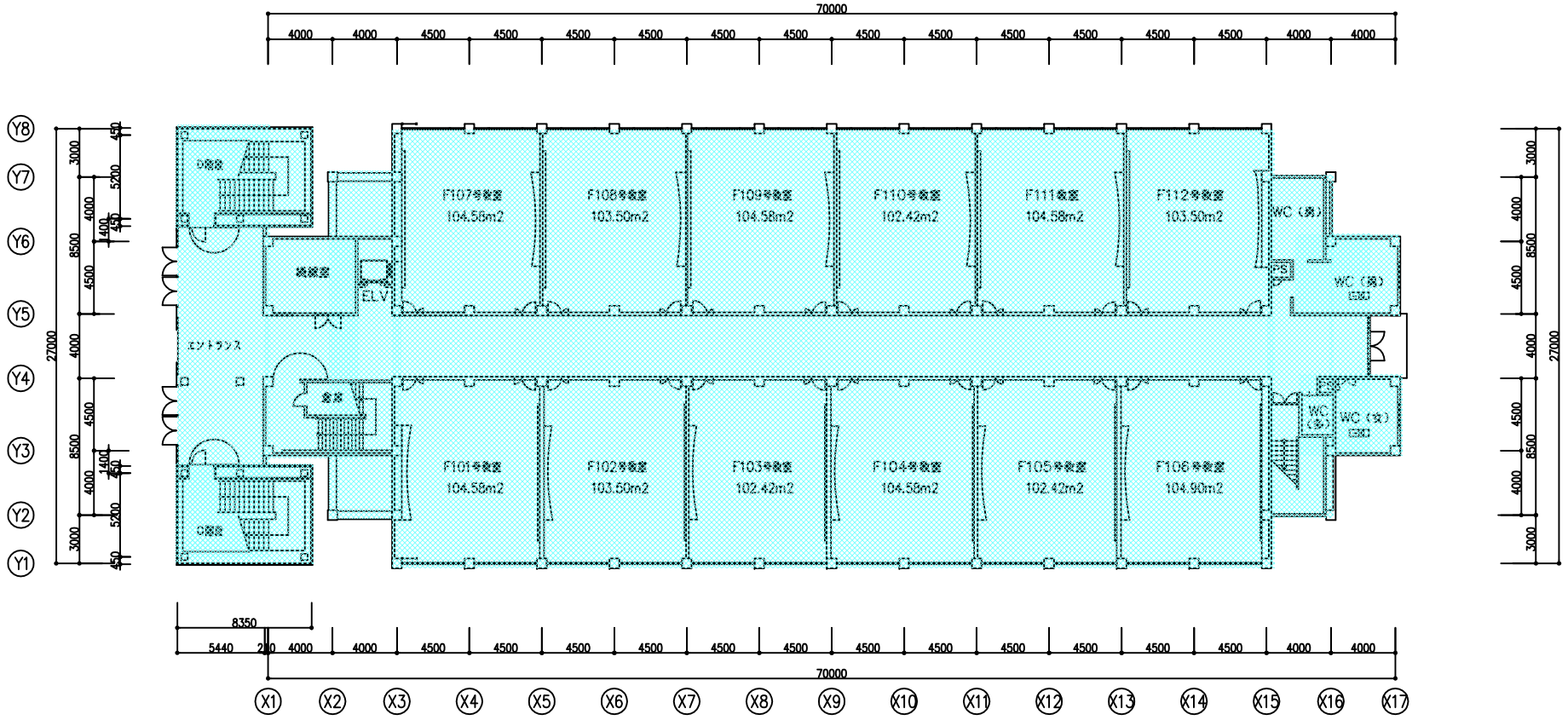

1階平面詳細図

	訂正	特記	立命館大学　BKC　キャンパス整備計画 フォレストハウス	図面内容 1，2階平面図 縮尺 1/200	図面番号 G−1012 枚ノ内 区分 建築意匠図

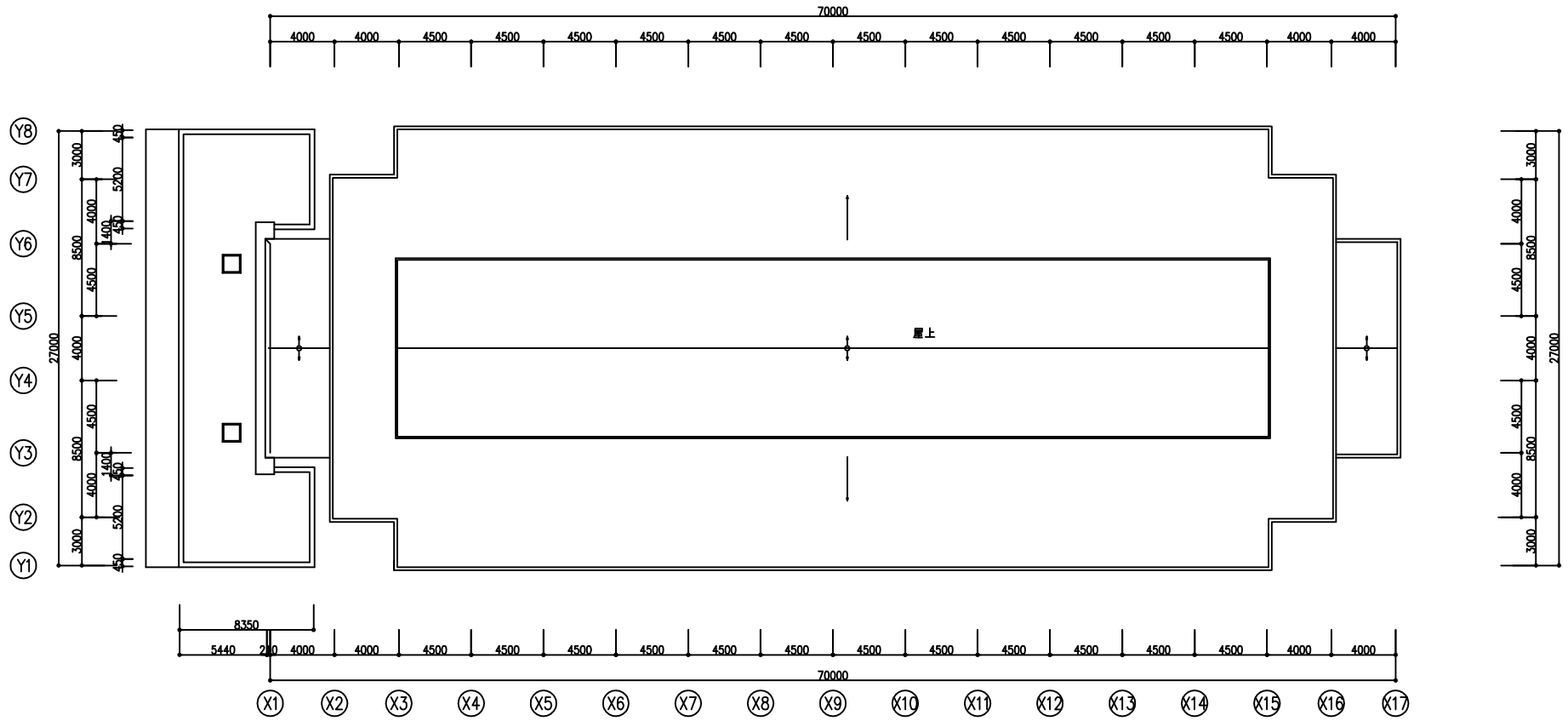

R階平面詳細図

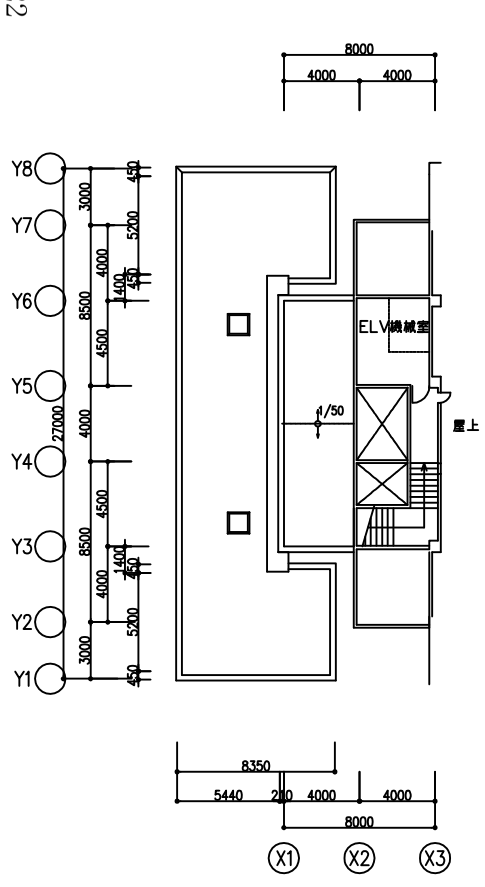

PH階平面詳細図

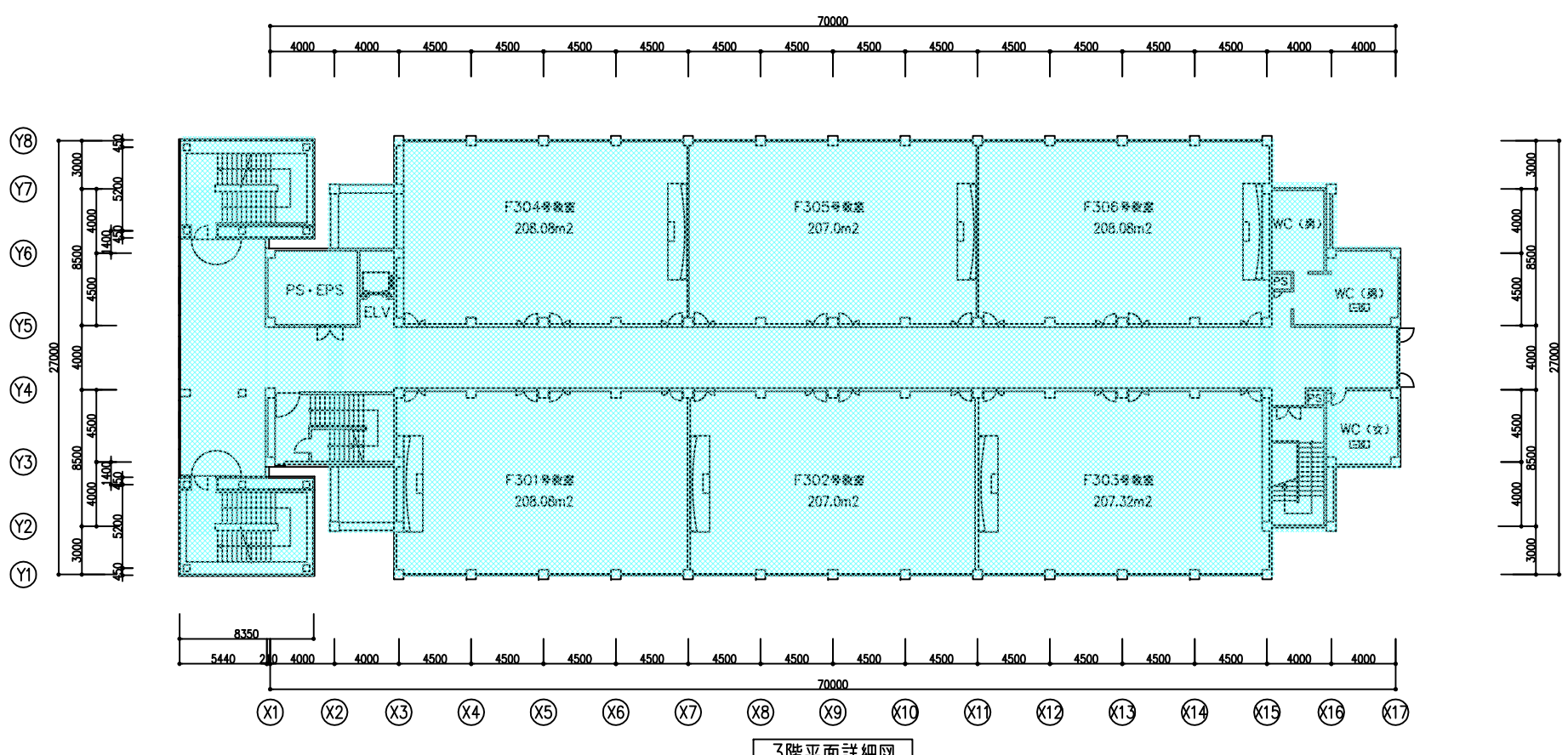

3階平面詳細図

	訂正	特記	立命館大学　BKC　キャンパス整備計画 フォレストハウス	図面内容 3, PHR階平面図 縮尺 1/200	図面番号 G−1013 改ノ内 区分 建築意匠図

プリズムハウス１階

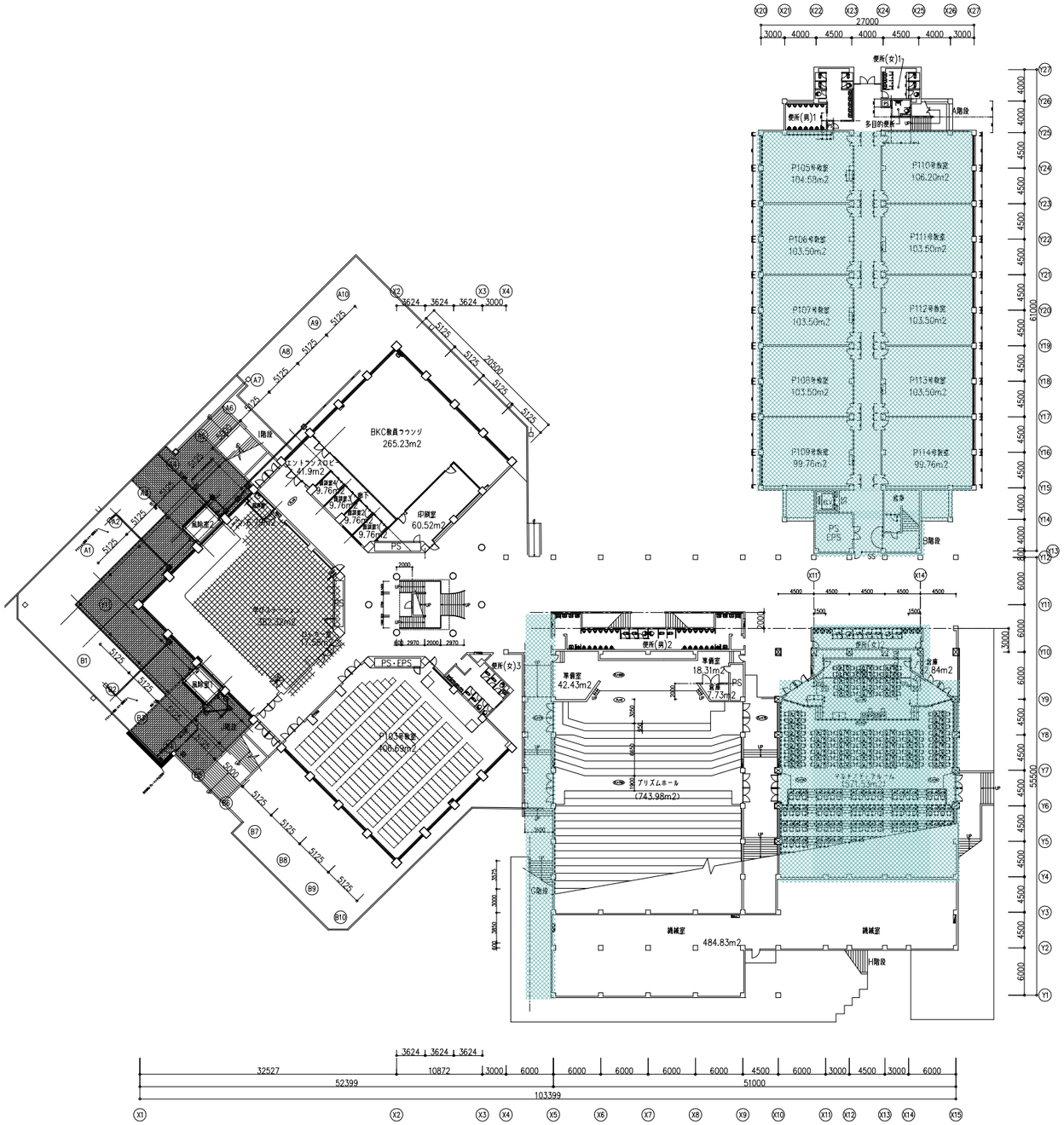

BKC教員ラウンジ
265.23m2
エントランスロビー
41.9m2
印刷室
60.52m2
PS
PS・EPS
P103号教室
406.69m2
P105号教室
104.58m2
P106号教室
103.50m2
P107号教室
103.50m2
P108号教室
103.50m2
P109号教室
99.76m2
P110号教室
106.20m2
P111号教室
103.50m2
P112号教室
103.50m2
P113号教室
103.50m2
P114号教室
99.76m2
PS
EPS
B階段
H階段
C階段
便所(男)1
便所(女)1
便所(男)2
便所(女)2
便所(女)3
多目的便所
準備室
42.43m2
準備室
18.31m2
倉庫
7.73m2
倉庫
2.84m2
プリズムホール
(743.98m2)
機械室
484.83m2
機械室
27000
3000
4000
4500
4000
4500
4000
3000
61000
55500
32527
10872
52399
51000
103399

プリズムハウス2階

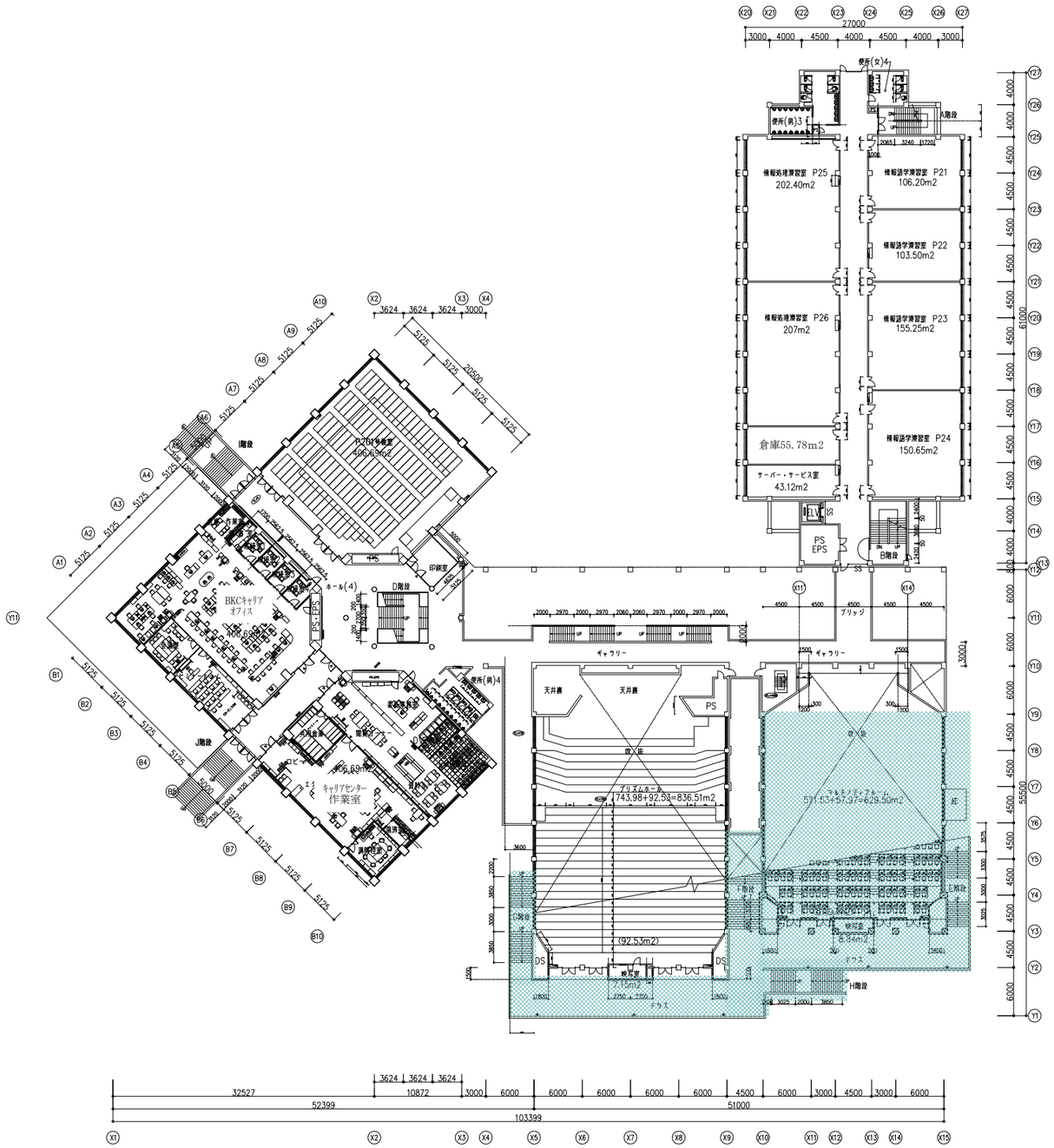

27000
3000 4000 4500 4000 4500 4000 3000
便所(女)4
便所(男)3
A階段
情報処理演習室 P25
202.40m2
情報語学演習室 P21
106.20m2
情報語学演習室 P22
103.50m2
情報処理演習室 P26
207m2
情報語学演習室 P23
155.25m2
倉庫55.78m2
情報語学演習室 P24
150.65m2
サーバー・サービス室
43.12m2
ELV
PS
EPS
B階段
ブリッジ
ギャラリー
天井裏
PS
吹抜
プリズムホール
743.98+92.53=836.51m2
(92.53m2)
DS
H階段
I階段
J階段
D階段
BKCキャリア
オフィス
キャリアセンター
作業室
ホール(4)
P201号教室
406.69m2

プリズムハウス3階

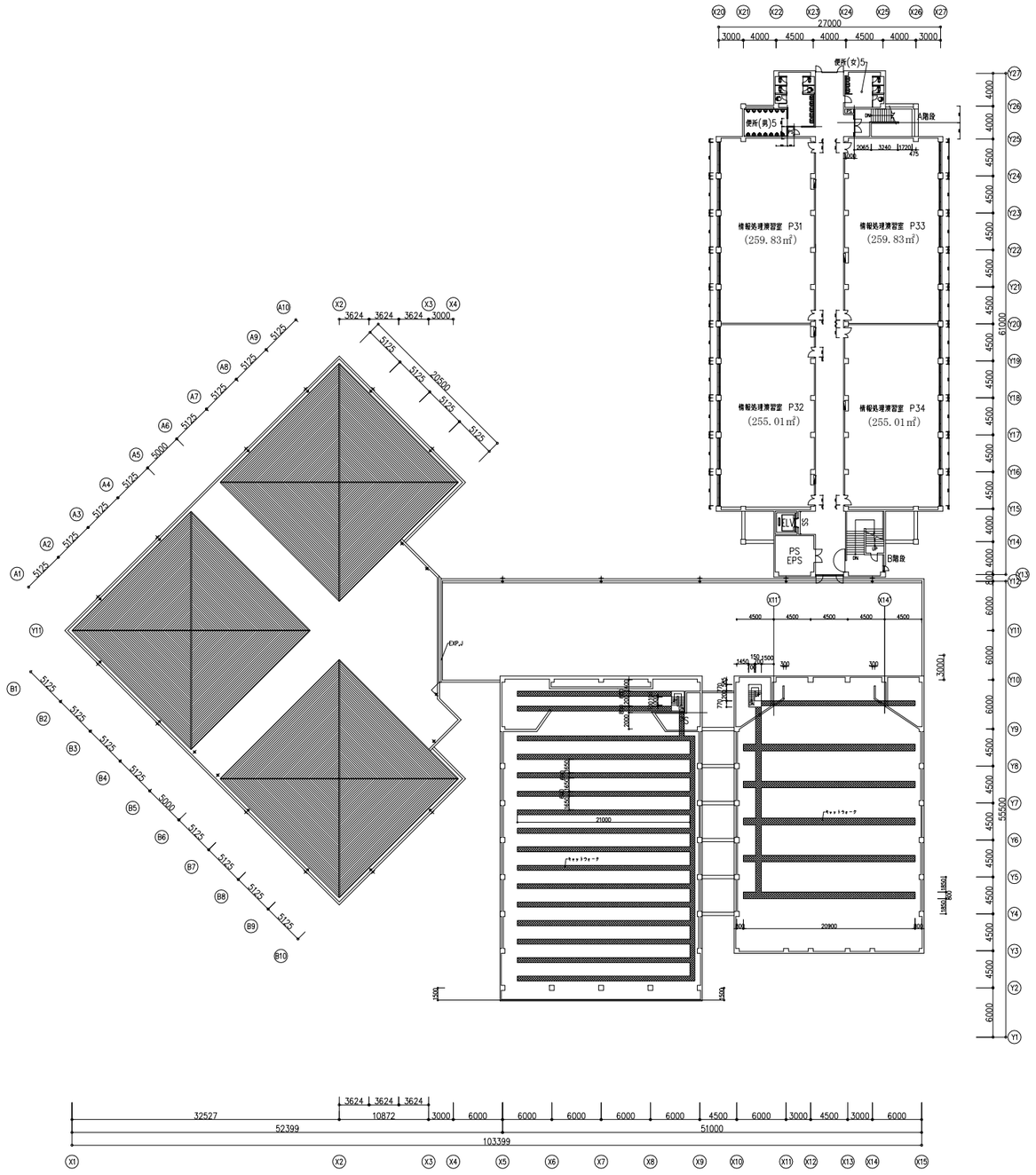

情報処理演習室 P31
(259.83㎡)
情報処理演習室 P33
(259.83㎡)
情報処理演習室 P32
(255.01㎡)
情報処理演習室 P34
(255.01㎡)
PS
EPS
A階段
B階段
27000
61000
55500
103399
52399
51000

プリズムハウス屋根

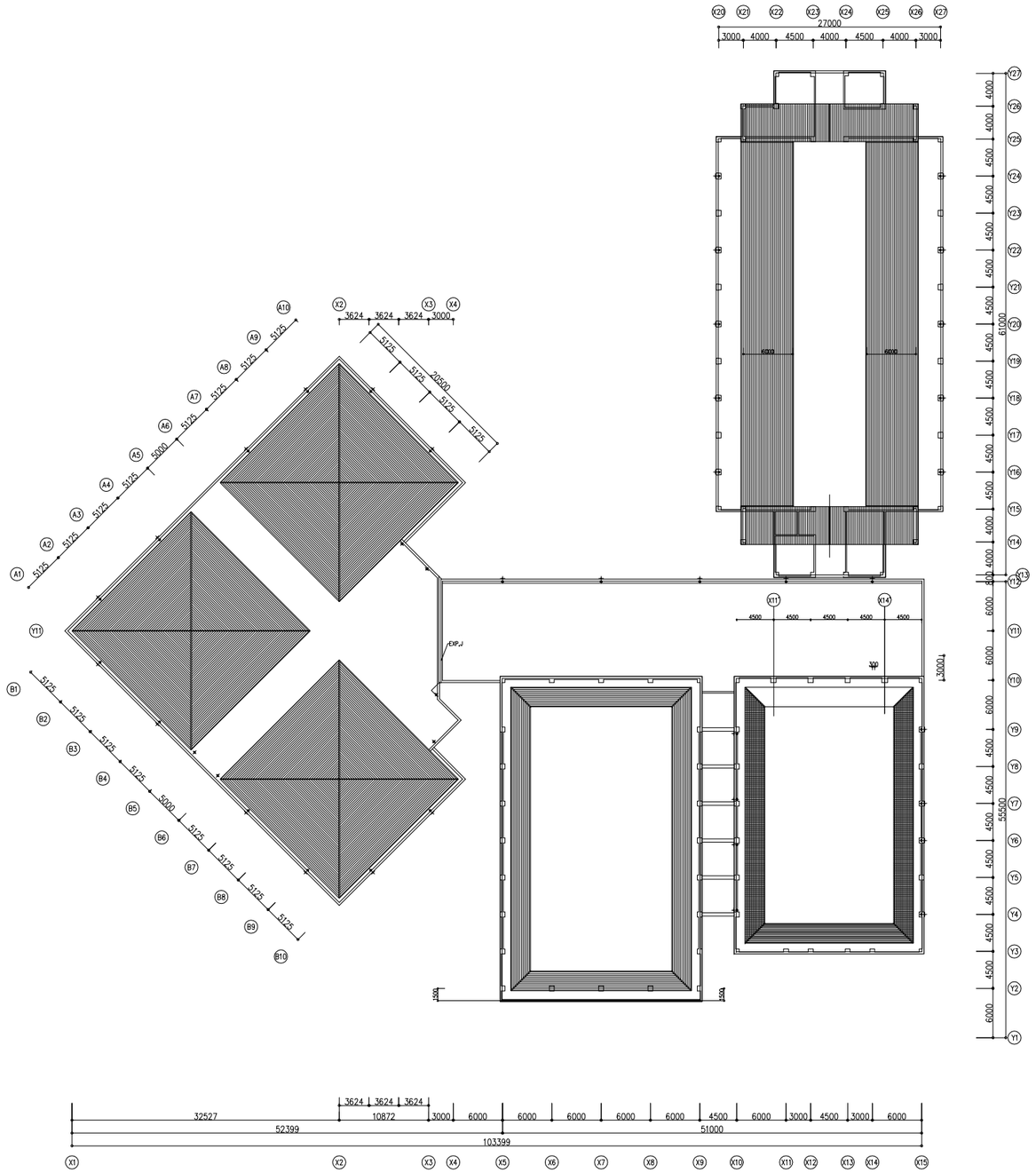
X20 X21 X22 X23 X24 X25 X26 X27
27000
3000 4000 4500 4000 4500 4000 3000
Y27 Y26 Y25 Y24 Y23 Y22 Y21 Y20 Y19 Y18 Y17 Y16 Y15 Y14 Y13 Y12 Y11 Y10 Y9 Y8 Y7 Y6 Y5 Y4 Y3 Y2 Y1
61000
4000 4000 4500 4500 4500 4500 4500 4500 4500 4500 4500 4500 4000 4000 6000 6000 6000 6000 4500 4500 4500 4500 4500 4500 4500 4500 6000
6000
6000
X2 X3 X4
3624 3624 3624 3000
5125 5125 5125 20500 5125 5125
A10 A9 A8 A7 A6 A5 A4 A3 A2 A1
5125 5125 5125 5125 5125 5000 5125 5125 5125 5125
X11 X14
4500 4500 4500 4500 4500
EXP.J
30000
B1 B2 B3 B4 B5 B6 B7 B8 B9 B10
5125 5125 5125 5125 5000 5125 5125 5125 5125
500
500
3624 3624 3624
32527 10872 3000 6000 6000 6000 6000 6000 4500 6000 3000 4500 3000 6000
52399 51000
103399
X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8 X9 X10 X11 X12 X13 X14 X15

	エクセル２　１階平面図	図	縮尺　1 ／ 400	図面No	年　月　日		学校 法人 立 命 館　財務部施設課
		図	1 ／				
		図	1 ／	～			

28

	エクセル２　２階平面図	図	縮尺　１／　400	図面No	年　月　日		学校 法人 立　命　館　財務部施設課
		図	１／	～			
		図	１／				

コラーニングハウスⅠ

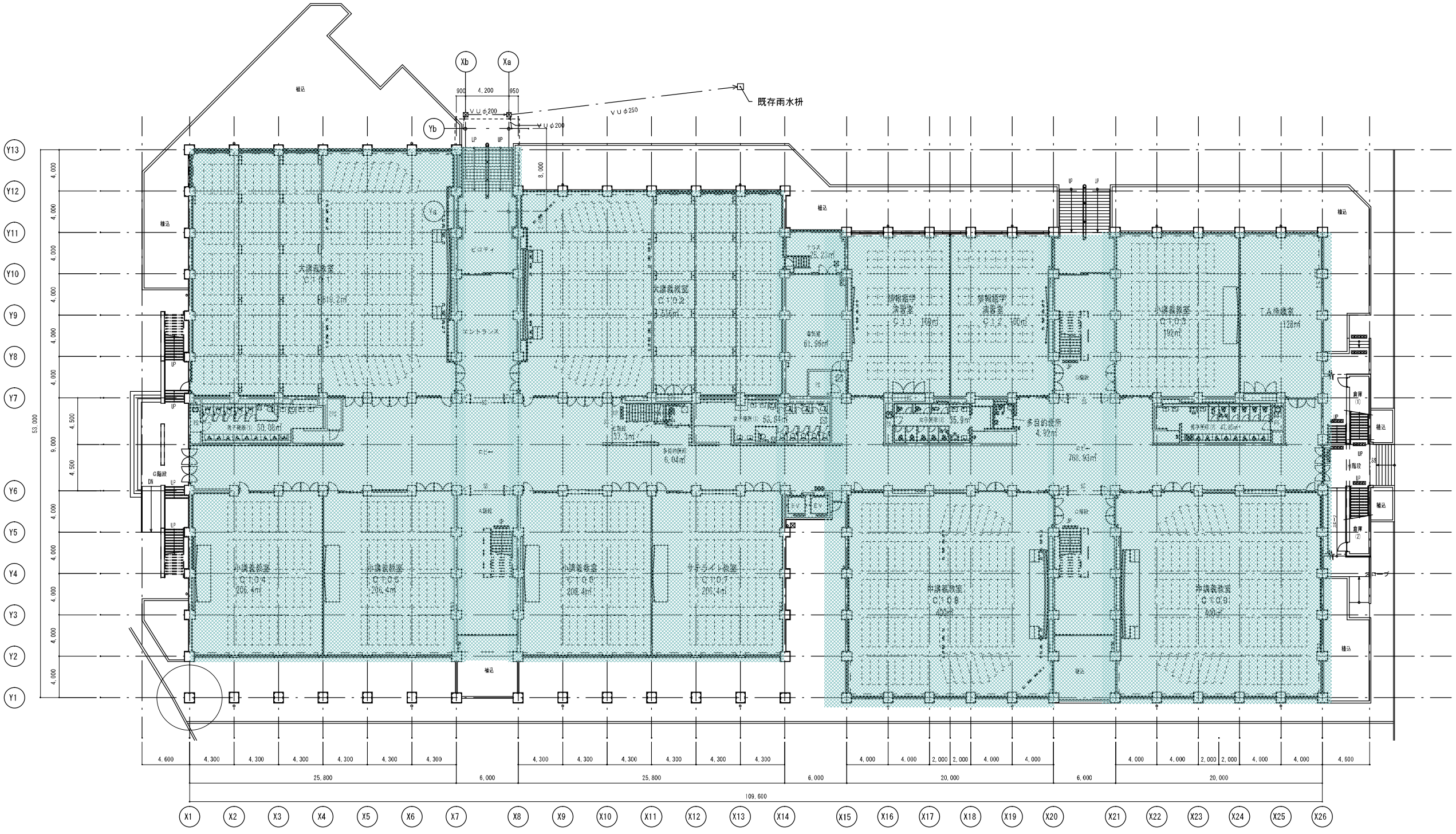

１階平面図

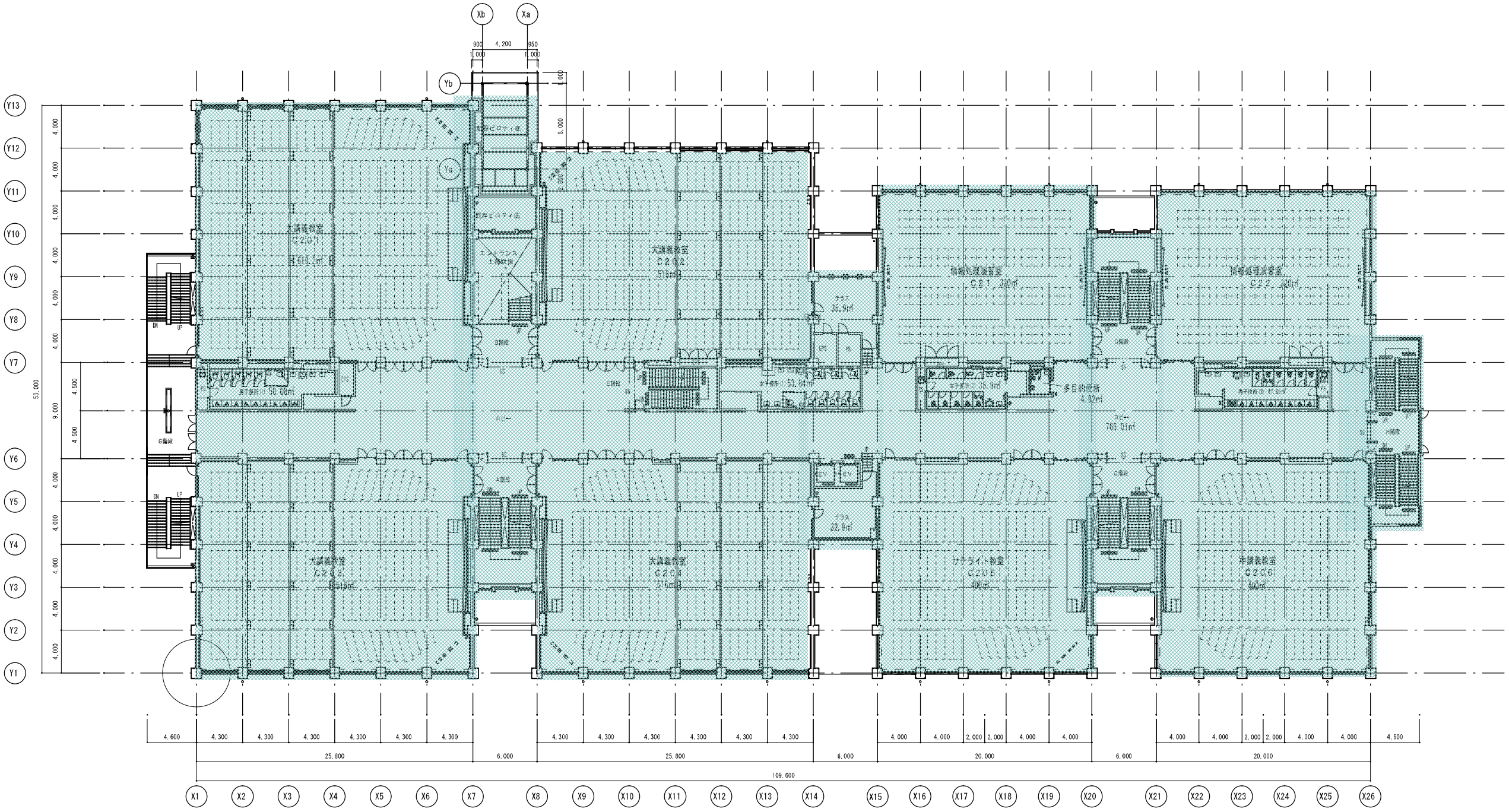

Xb
Xa
Yb
Ya
Y13
Y12
Y11
Y10
Y9
Y8
Y7
Y6
Y5
Y4
Y3
Y2
Y1
X1
X2
X3
X4
X5
X6
X7
X8
X9
X10
X11
X12
X13
X14
X15
X16
X17
X18
X19
X20
X21
X22
X23
X24
X25
X26
109,600

２階平面図

作画範囲

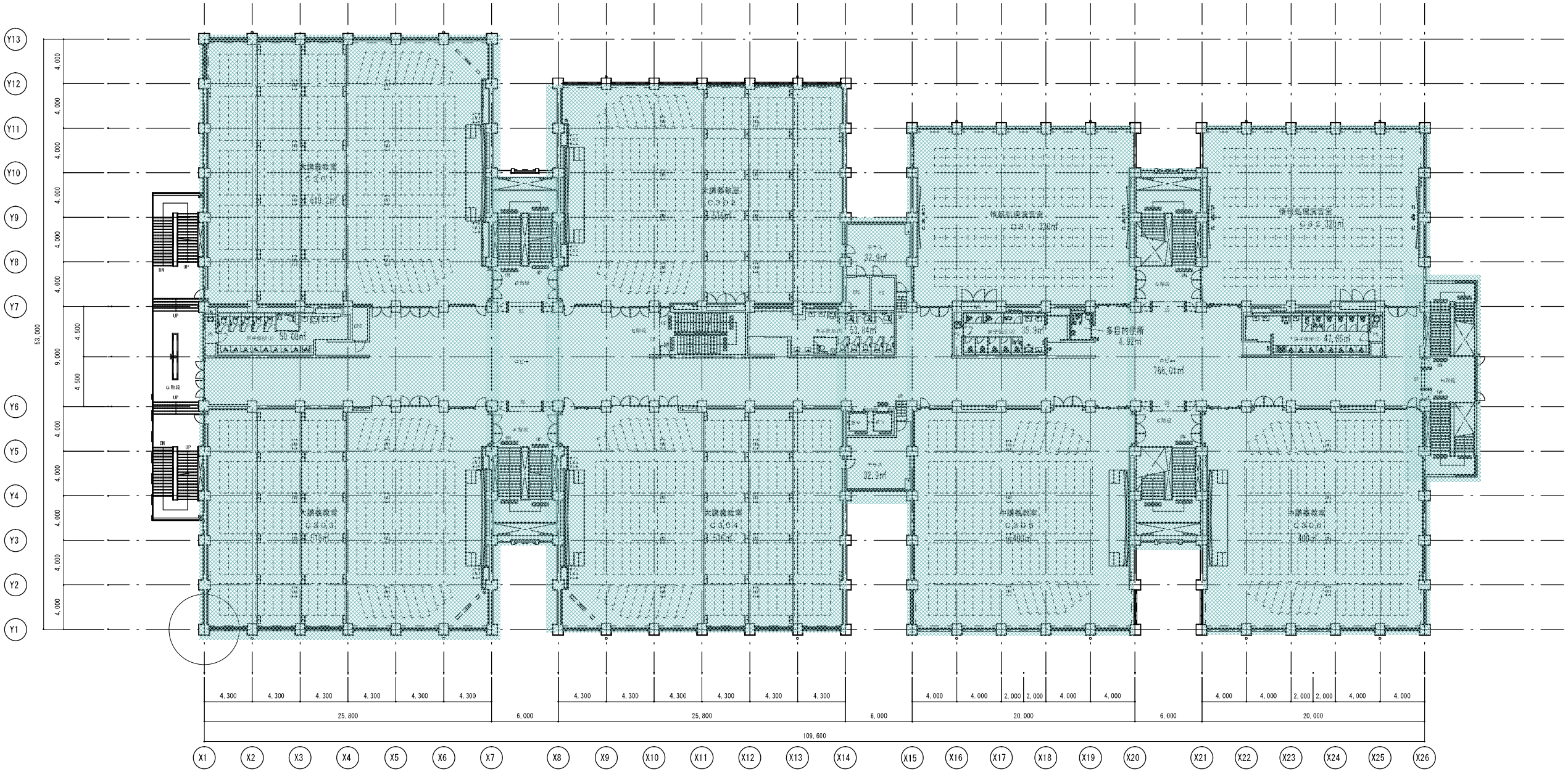
Y13
Y12
Y11
Y10
Y9
Y8
Y7
Y6
Y5
Y4
Y3
Y2
Y1
X1
X2
X3
X4
X5
X6
X7
X8
X9
X10
X11
X12
X13
X14
X15
X16
X17
X18
X19
X20
X21
X22
X23
X24
X25
X26
109,600
25,800
6,000
20,000
53,000

３階平面図

作画範囲

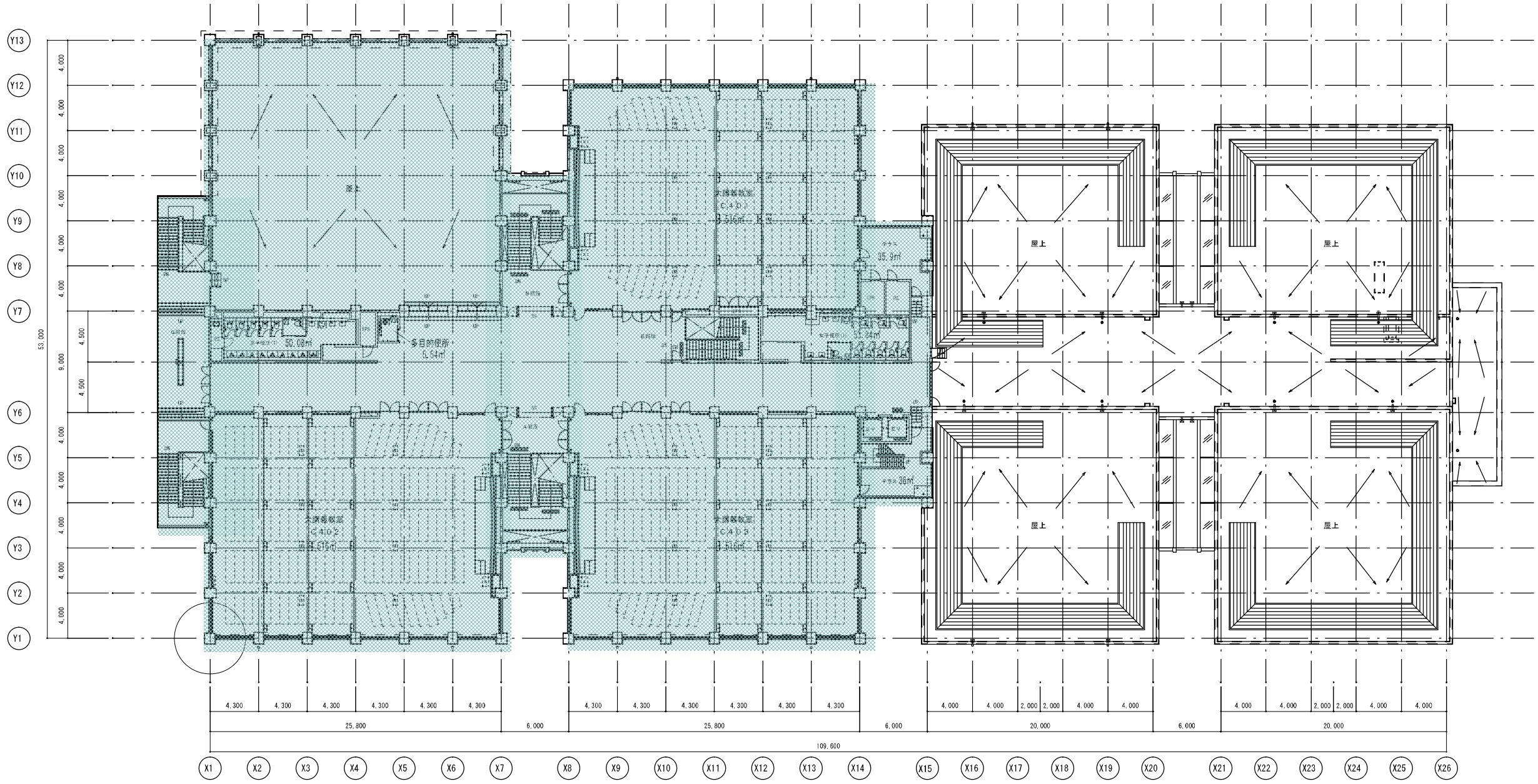
屋上
屋上
屋上
屋上
屋上
50.08㎡
多目的便所
5.54㎡
35.9㎡
53.84㎡
36㎡
Y13
Y12
Y11
Y10
Y9
Y8
Y7
Y6
Y5
Y4
Y3
Y2
Y1
53,000
4,000
4,500
9,000
4,300
25,800
6,000
20,000
2,000
109,600
X1
X2
X3
X4
X5
X6
X7
X8
X9
X10
X11
X12
X13
X14
X15
X16
X17
X18
X19
X20
X21
X22
X23
X24
X25
X26

4階平面図

作画範囲

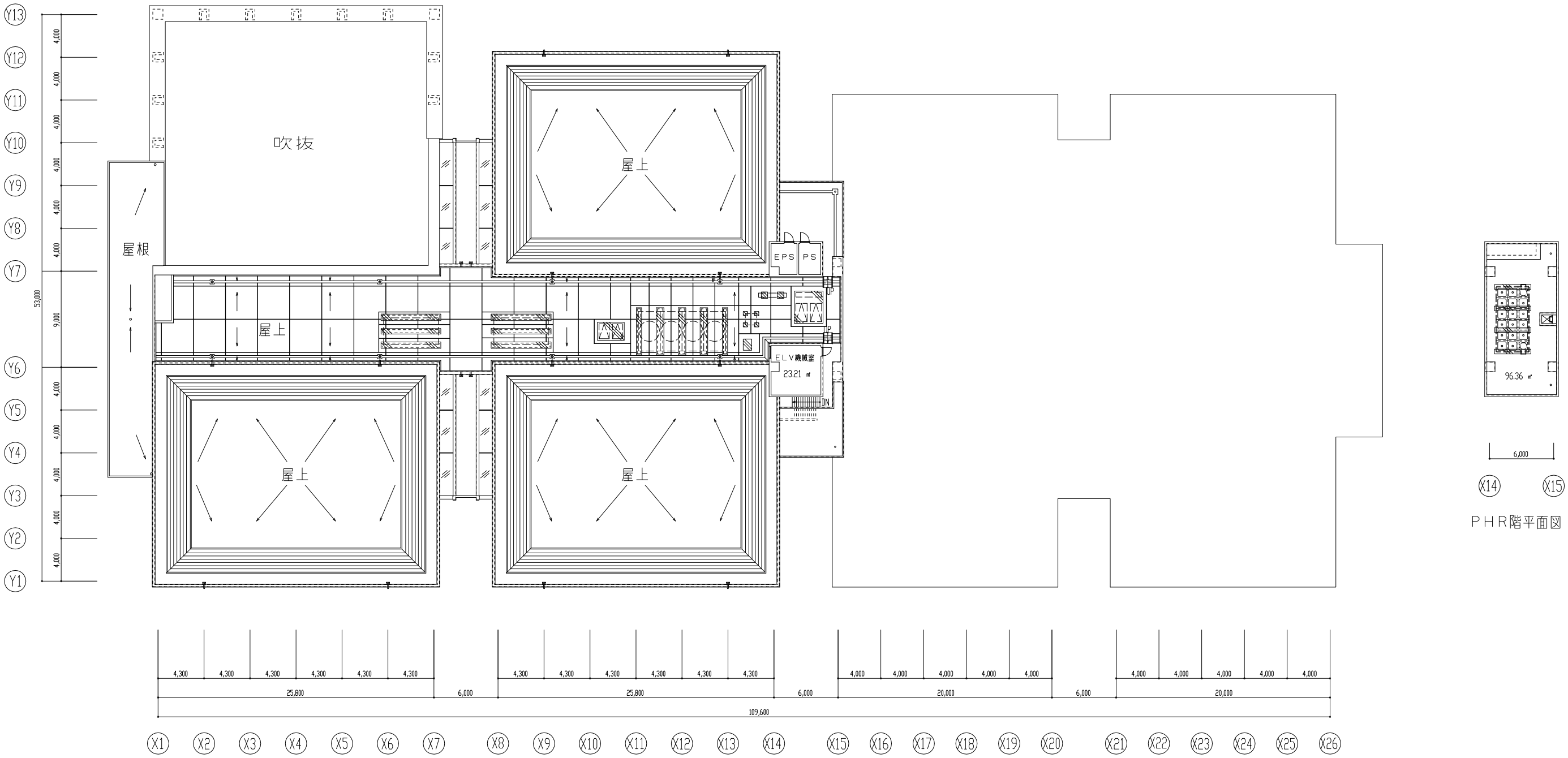

検図	訂正	特記 ・・・・点字ブロックを示す。	BKC 新展開事業 コラーニングハウス	図面内容 R階室面積図	図面番号 竣工図
製図				縮尺 1/200	枚ノ内 区分

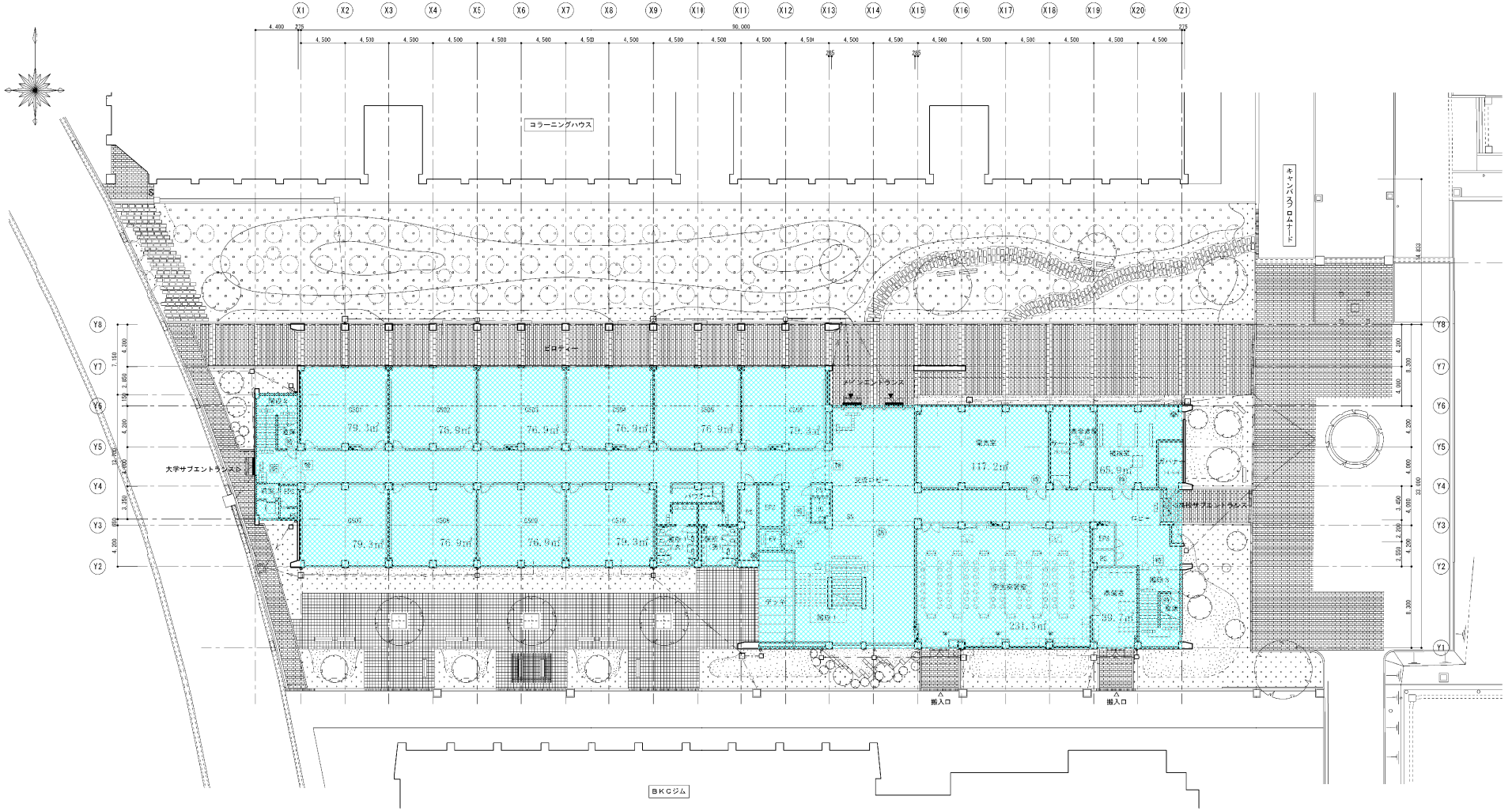

改修後　1階平面図　S=1/200

凡例						注記
		E	カードキー（電気設備工事）		工事対象外範囲を示す	
		特	特定防火設備（常時閉鎖）			
		特	特定防火設備（常時開放：煙感連動）			
		防	防火設備（常時閉鎖）			
		防	防火設備（常時閉鎖　遮煙）		※PS・EPSは水平区画	
			屋内消火栓		※スパンドレル区画800以上	

工事名称	立命館大学ＢＫＣ　コラーニングハウスⅡ改修工事	設計年月
図面名称	1階平面図兼配置図（改修後）	縮尺 A1:1/200 A3:1/400
図面番号		

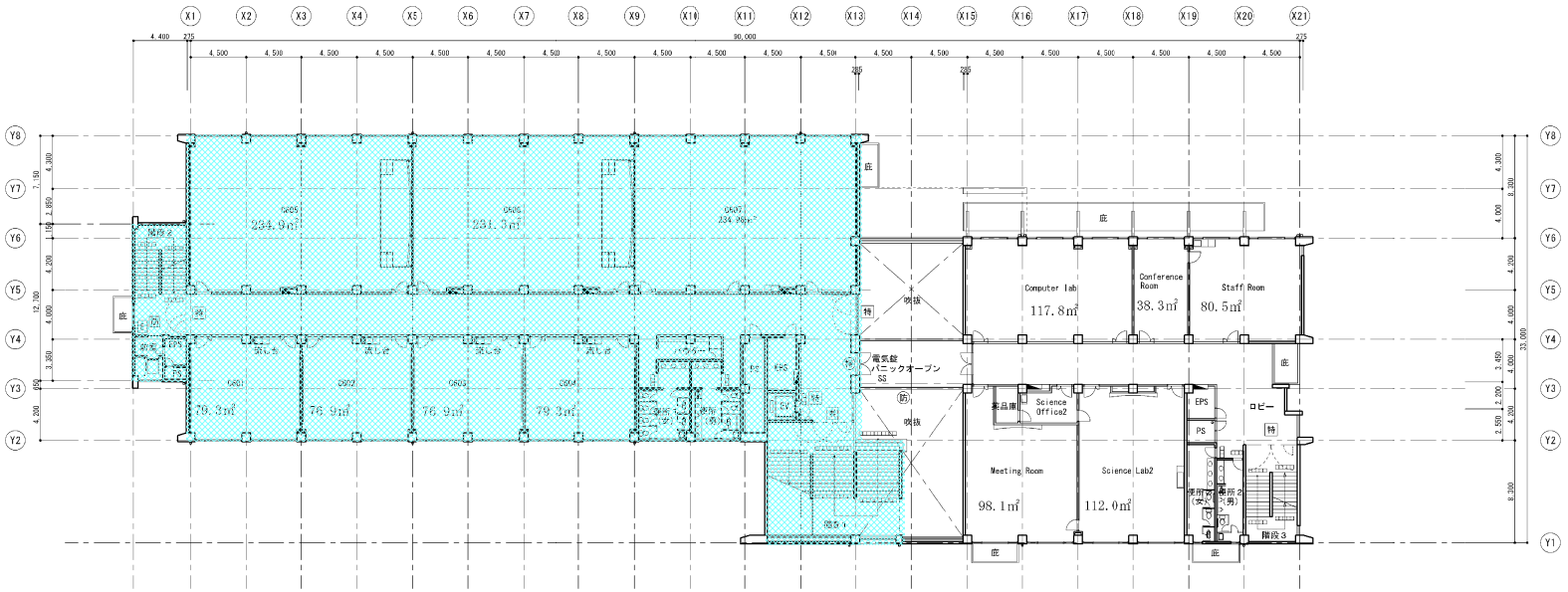

改修後　2階平面図　S=1/200

凡　例									注　記
				E	カードキー（電気設備工事）		工事対象外範囲を示す		
						特	特定防火設備（常時閉鎖）		
						特	特定防火設備（常時開放：煙感連動）		
						防	防火設備（常時閉鎖）		
							扉内消火栓	※PS・EPSは水平区画	
								※スパンドレル区画900以上	

記事		工事名称	立命館大学ＢＫＣ　コラーニングハウスⅡ改修工事	設計年月
		図面名称	2階平面図（改修後）	尺度 A1:1/200 A3:1/400
				図面番号

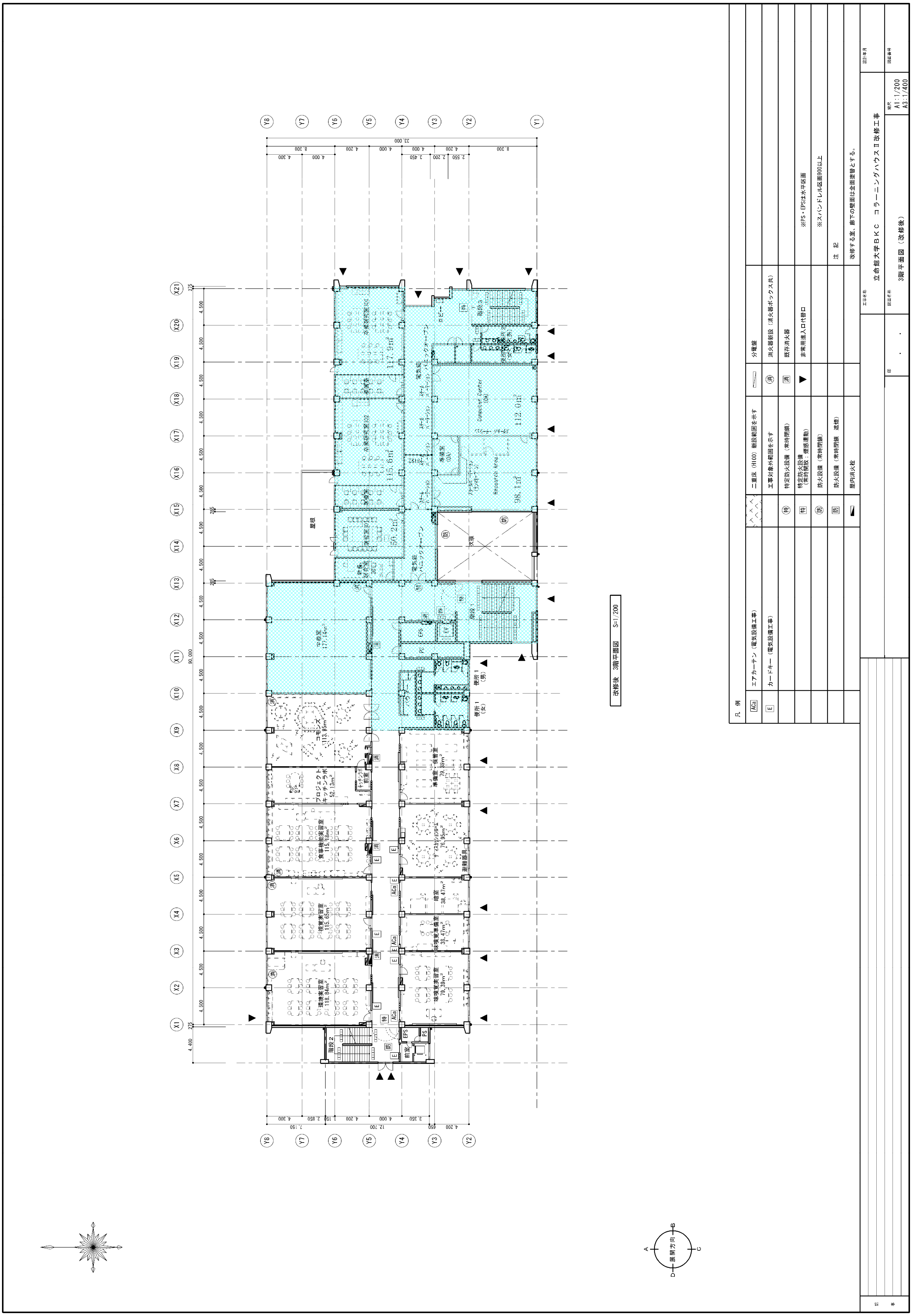
立命館大学ＢＫＣ　コラーニングハウスⅡ改修工事
3階平面図（改修後）
A1:1/200
A3:1/400
改修後　3階平面図　S=1/200
凡例
ACa エアカーテン（電気設備工事）
E カードキー（電気設備工事）
二重床（H100）新設範囲を示す
工事対象外範囲を示す
特定防火設備（常時閉鎖）
特定防火設備（常時開放：煙感連動）
防火設備（常時閉鎖）
防火設備（常時閉鎖　遮煙）
屋内消火栓
分電盤
消火器新設（消火器ボックス共）
既存消火器
非常用進入口代替口
※PS・EPSは水平区画
※スパンドレル区画900以上
注記
改修する室、廊下の壁面は全面塗替とする。
卒業研究室301
117.9m²
卒業研究室302
115.6m²
準備室
演習室303
50.2m²
卒業研究室304
準備室（OA）
Computer Center（OA）
112.0m²
Research Area
98.1m²
ロビー
階段3
階段1
階段2
吹抜
屋根
中教室
177.14m²
コモンズ
113.95m²
プロジェクトキッチンラボ
52.13m²
キッチンラボ前室
食事機能実習室
115.18m²
視覚実習室
115.65m²
環境実習室
118.84m²
準備室・保管室
79.89m²
ディスカッションルーム
76.95m²
避難器具
暗室
38.47m²
味嗅覚準備室
38.47m²
味嗅覚実習室
79.39m²
便所1（男）
便所1（女）
EPS
PS
EV
前室
展開方向
90,000
33,000
12,700

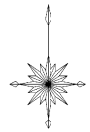

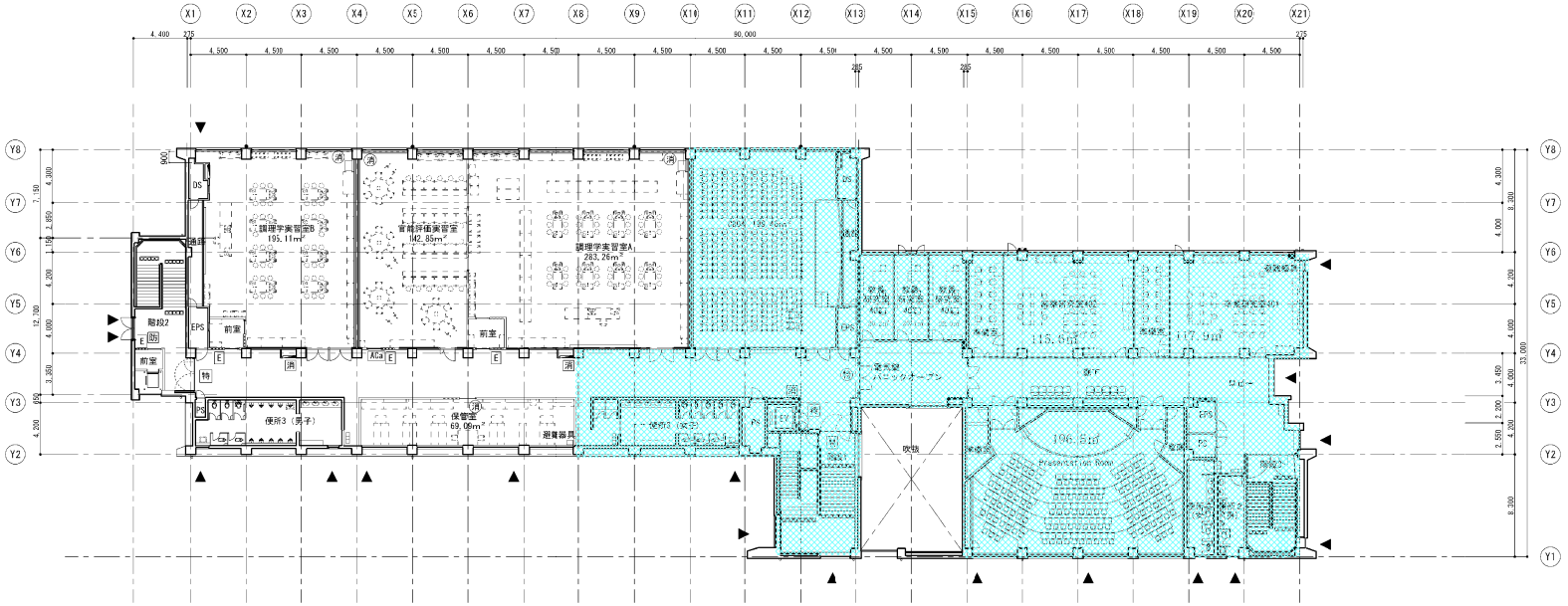

改修後　4階平面図　S=1/200

凡　例						
ACa	エアカーテン（電気設備工事）		工事対象外範囲を示す	消	消火器新設（消火器ボックス共）	
E	カードキー（電気設備工事）	特	特定防火設備（常時閉鎖）	消	既存消火器	
		特	特定防火設備（常時開放：煙感連動）	▼	非常用進入口代替口	
		防	防火設備（常時閉鎖）			※PS・EPSは水平区画
		防	防火設備（常時閉鎖　遮煙）			※スパンドレル区画900以上
			屋内消火栓			注　記
			分電盤			改修する室、廊下の壁面は全面塗替とする。

記事		工事名称	立命館大学ＢＫＣ　コラーニングハウスⅡ改修工事	2021年月
	印　・　・	図面名称	4階平面図（改修後）	縮尺 A1:1/200 A3:1/400
				図面番号

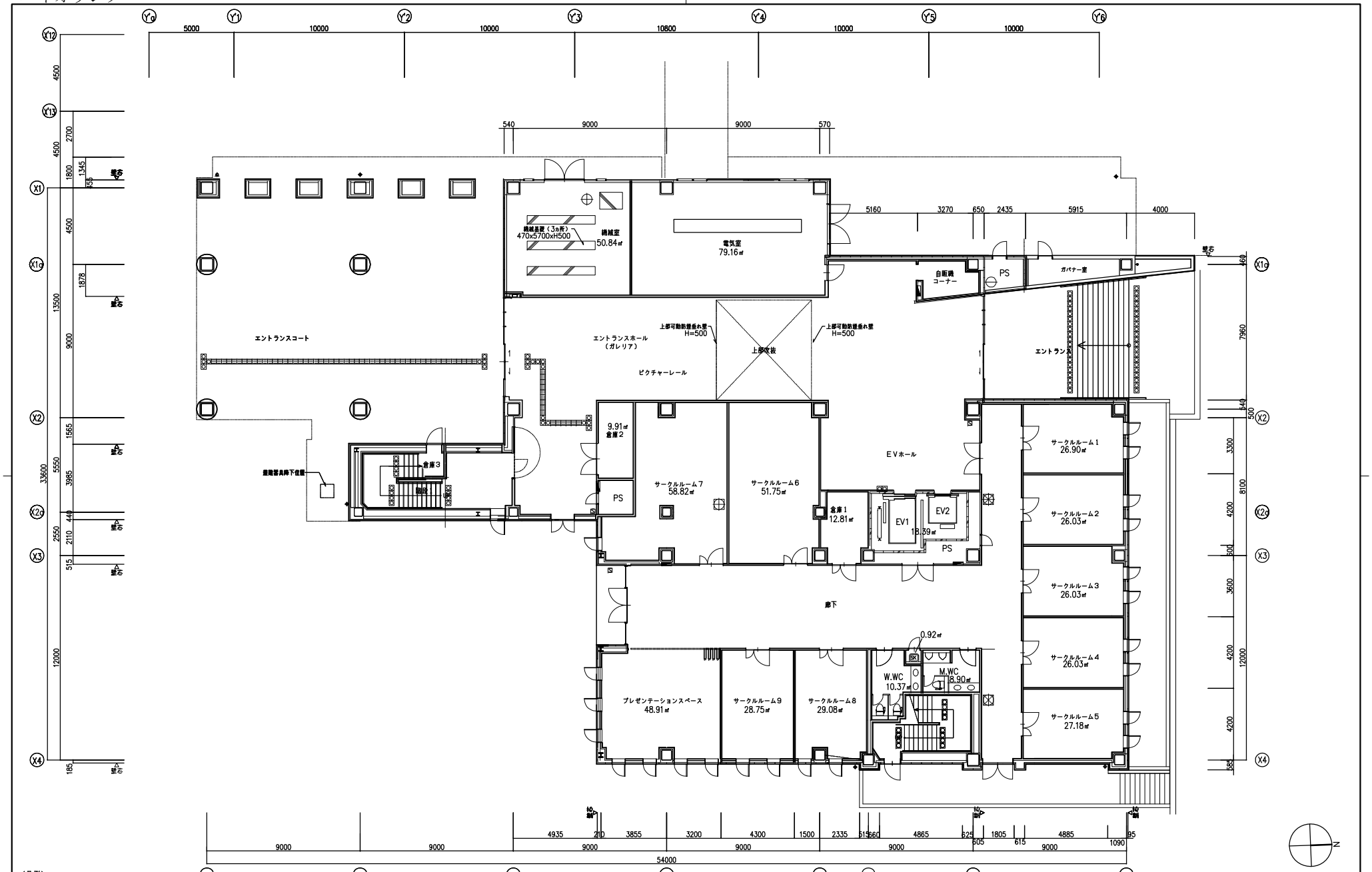

（凡例）

耐火1時間<スラブまで>（FP060NP−0174）LGST地 躯体GB−F12.5+GB−F12.5	準耐火<スラブまで>（耐火上主要な部仕切壁：告示1380号）LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5	準耐火<スラブまで>（耐火上主要な部仕切壁：告示1380号）LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5 グラスウール充填24K	<スラブまで> LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5 グラスウール充填24K
一般壁・両面	<天井まで> LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5 ●　一<スラブまで>	一般壁・片面	<天井まで> LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5

■ □ 部は、既設建物を示す。
※外部内側壁、柱部のLGS壁は、特記なき限り「一般壁・片面」とする。

押出成型セメント板（ECP）t 60 ウレタン樹脂塗装	丸環（SUS 既製品）@3000		屋内消火栓（設備工事）
ALC t100	ルーフドレイン		消火器BOX（埋込型）
遮音間仕切壁	屋根 SGP管 溶融亜鉛メッキの上DP（1）（特記なき限り 150A）		スチールパネル t1.6 別時御配ホッキ @1200×400 表面ロックウール吹付 t 50
マンホール 600φ（防水・防臭型）	機械基礎		
化粧目地付マンホール（防臭タイプ）（ステンレスタラップ付）	ステンレスタラップ（上部デッキ付）	FL 床 床	スラブレベルを示す（各階FL基準）

立命館大学BKC理工系新棟Ⅰ（仮称）新築工事

A	建築工事	
03	1階平面図	1:100（A1） 1:200（A3）

（2008年版）

000−waku.dwg 20130710

バイオリンク

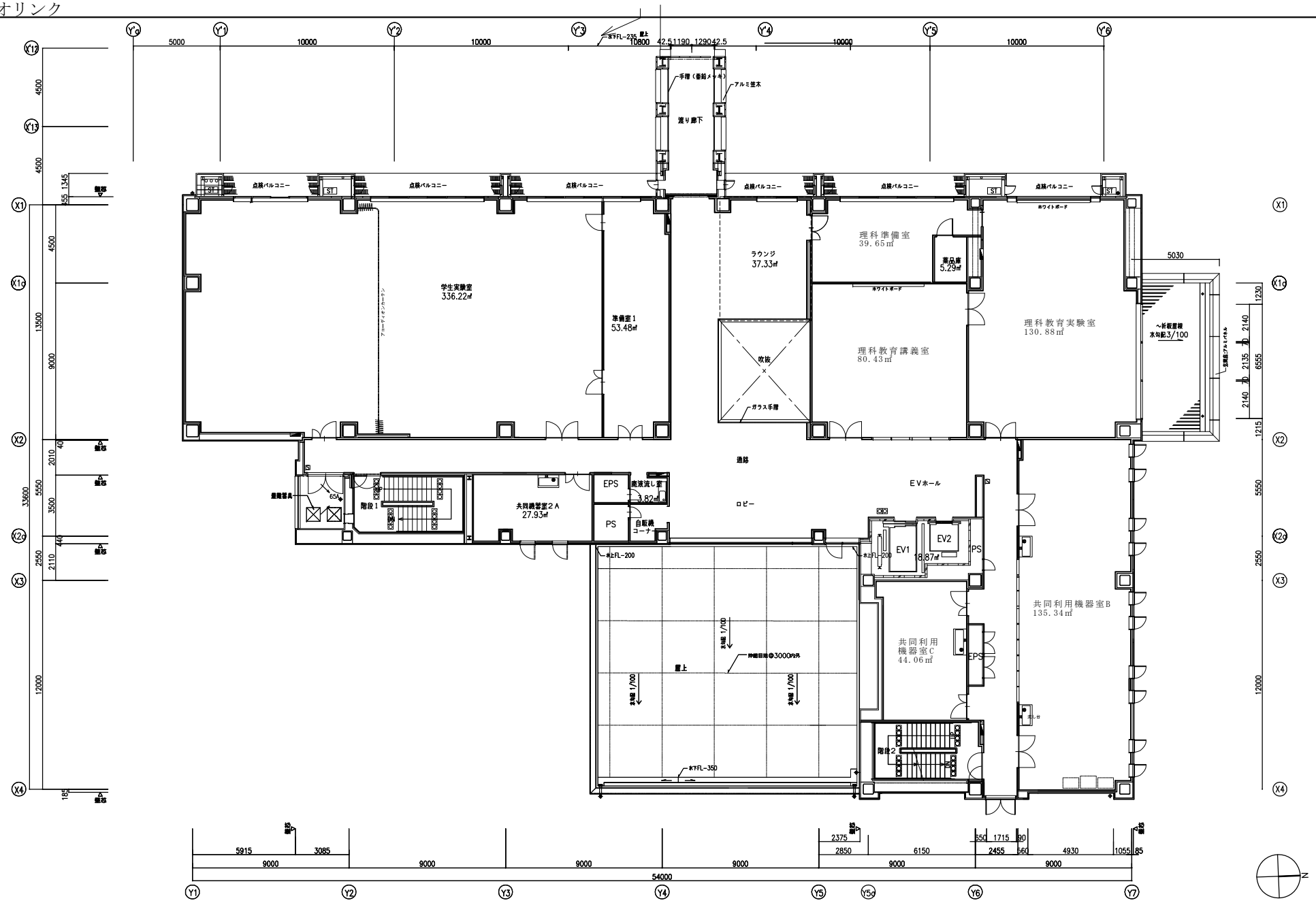

（凡例）

耐火1時間＜スラブまで＞（FP060NP-0174）LGS下地 硬質GB-F12.5+GB-F12.5	準耐火＜スラブまで＞（前火上主要な間仕切壁：告示1380号）LGS下地 GB-R12.5+GB-R12.5	準耐火＜スラブまで＞（前火上主要な間仕切壁：告示1380号）LGS下地 GB-R12.5+GB-R12.5 グラスウール充填24K	＜スラブまで＞ LGS下地 GB-R12.5+GB-R12.5 グラスウール充填24K
一般壁・両面	＜天井まで＞ LGS下地 GB-R12.5+GB-R12.5 ＝＜スラブまで＞	一般壁・片面	＜天井まで＞ LGS下地 GB-R12.5+GB-R12.5

※ 部は、既設建物を示す。
※外部内側壁、柱部のLGS壁は、特記なき限り「一般壁・片面」とする。

押出成型セメント板（ECP）t 60 ウレタン樹脂塗装	丸鳴（SUS 既製品）@3000		屋内消火栓（露出工事）
ALC t100	ルーフドレイン		消火器BOX（埋込型）
複製障害者用誘導板 300 □	縦樋 SGP管 溶融亜鉛メッキの上DP（1）（特記なき限り 150A）		スチールパネルt1.6 溶融亜鉛めっき1200×400 裏面ロックウール吹付t 50
マンホール 600φ（防水・防臭型）	機械基礎		
化粧面付マンホール（防臭タイプ）（ステンレスタラップ付）	ステンレスタラップ（上部デッキ付）	FL単単単	スラブレベルを示す（各階FL基準）

立命館大学BKC理工系新棟Ⅰ（仮称）新築工事

A	建築工事	
04	2階平面図	1:100（A1） 1:200（A3）

（2008年版）

000-woku.dwg 20130710

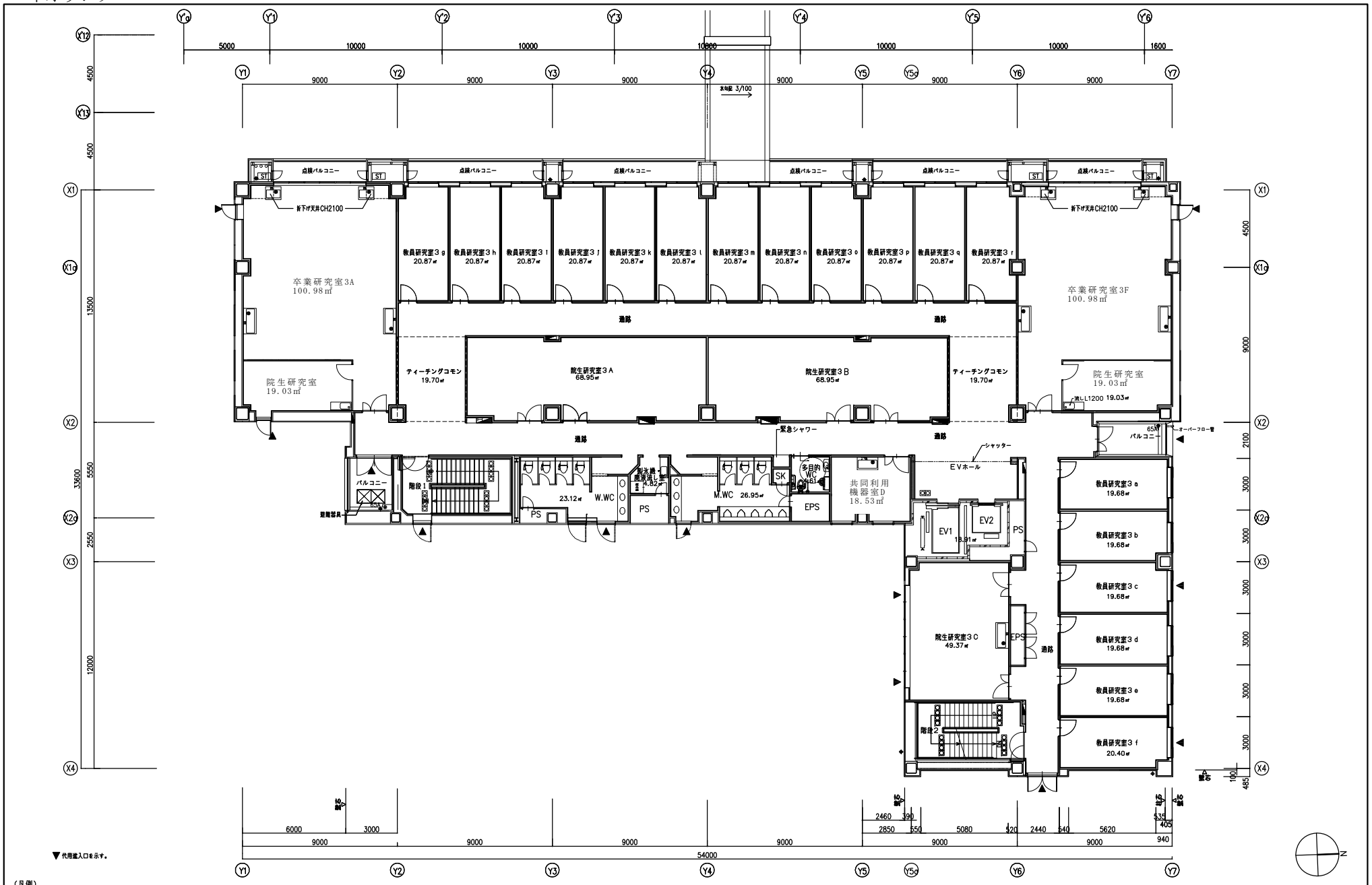

▼ 代用室入口を示す。

（凡例）

■ 部は、既設建物を示す。

※外装内側壁、柱部のLGS壁は、特記なき限り「一般壁・片面」とする。

押出成型セメント板（ECP）t 60 ウレタン断熱塗装	丸環（SUS 既製品）@3000		室内消火栓（露出工事）
ALC t100	ルーフドレイン		消火栓BOX（埋込型）
遮音間仕切壁 300	避雷 SGP管 溶融亜鉛メッキの上DP（1）（特記なき限り 150A）		スチールパネルt1.6 扉無埋込みｗ 1200×400 扉面ロックウール吹付 t 50
マンホール 600φ（防水・防臭型）	機械基礎		
化粧目付マンホール（防臭タイプ）（ステンレスタラップ付）	ステンレスタラップ（上部デッキ付）	FL	スラブレベルを示す（各階FL基準）

立命館大学BKC理工系新棟Ⅰ（仮称）新築工事		
A	建築工事	1:100（A1）
05	3階平面図	1:200（A3）

000-waku.dwg 2013.07.10

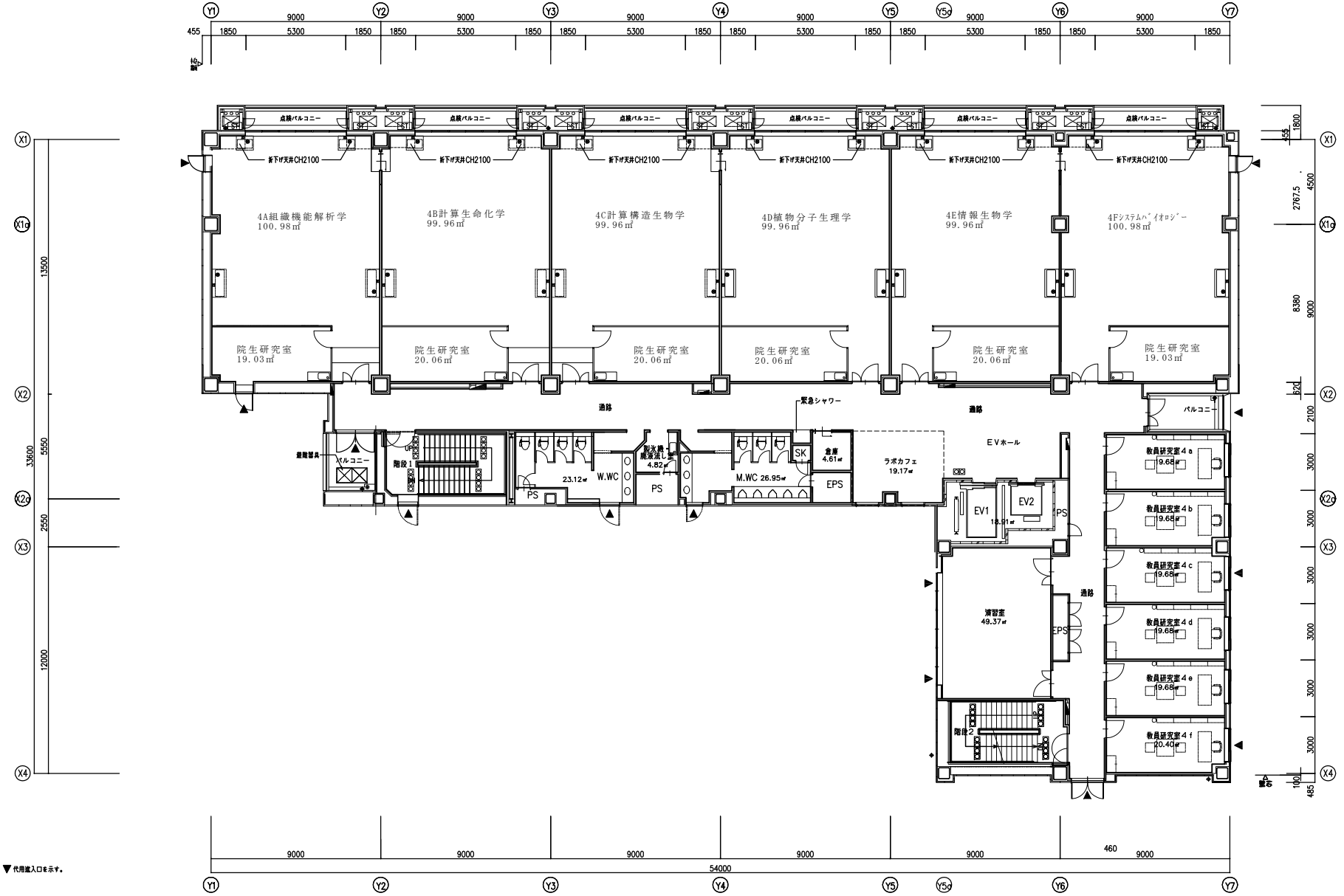

▼代用進入口を示す。

（凡例）

耐火構造壁	耐火1時間<スラブまで>（FP060NP−0174）LGS下地 硬質GB−F12.5+GB−F12.5	準耐火構造壁	準耐火<スラブまで>（耐火上主要な耐仕切壁：告示1380号）LGS下地 GB−R12.5+GB−R12.5
準耐火構造・遮音壁	準耐火<スラブまで>（耐火上主要な耐仕切壁：告示1380号）LGS下地 GB−R12.5+GB−R12.5 グラスウール充填24K	遮音壁	<スラブまで> LGS下地 GB−R12.5+GB−R12.5 グラスウール充填24K
一般壁・両面	<天井まで> LGS下地 GB−R12.5+GB−R12.5 ●　ー<スラブまで>	一般壁・片面	<天井まで> LGS下地 GB−R12.5+GB−R12.5

■ 部は、既設建物を示す。

※外部内側壁、柱部のLGS壁は、特記なき限り「一般壁・片面」とする。

押出成型セメント板（ECP）t 60 ウレタン樹脂塗装	丸鳩（SUS 抵制品）@3000		屋内消火栓（露出工事）
ALC t100	ルーフドレイン		消火器BOX（埋込型）
複製障害者用路導板 300 □	縦樋 SGP管 溶融亜鉛メッキの上DP（1）（特記なき限り 150A）		スチールパネルt1.6 溶融亜鉛めっき1200×400 裏面ロックウール吹付t 50
マンホール 600φ（防水・防臭型）	機械基礎		
化粧蓋付マンホール（防臭タイプ）（ステンレスタラップ付）	ステンレスタラップ（上部デッキ付）	FL単単	スラブレベルを示す（各階FL基準）

立命館大学BKC理工系新棟Ⅰ（仮称）新築工事

A	建築工事	
06	4階平面図	1:100（A1） 1:200（A3）

（2008年版）

000−waku.dwg 20130710

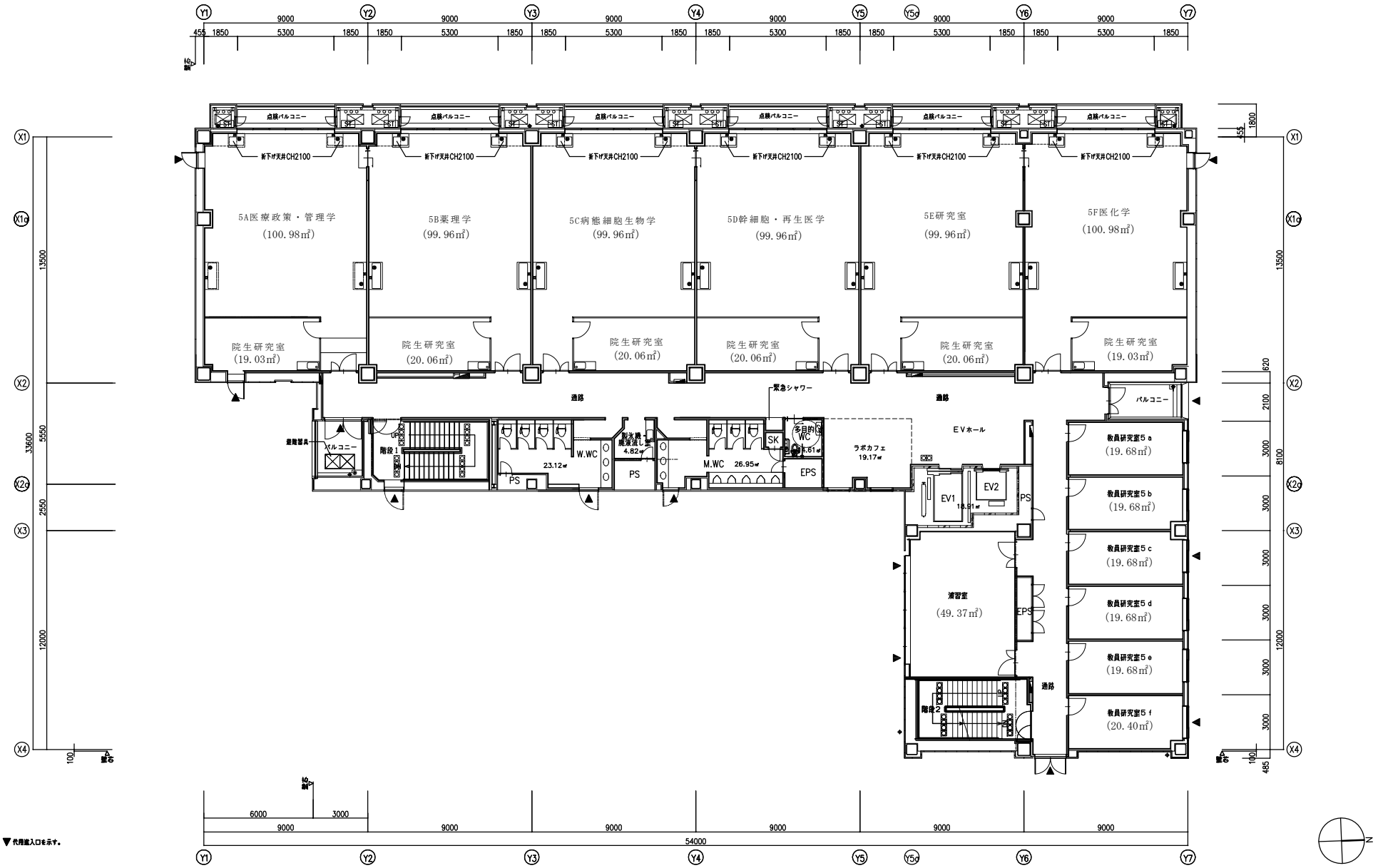

▼ 代用搬入口を示す。

（凡例）

耐火1時間<スラブまで> (FP060NP−0174) LGST地 遮音GB−F12.5+GB−F12.5	準耐火<スラブまで> (耐火上主要な部仕切壁：告示1380号) LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5	準耐火<スラブまで> (耐火上主要な部仕切壁：告示1380号) LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5 グラスウール充填24K	<スラブまで> LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5 グラスウール充填24K
<天井まで> LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5 ー<スラブまで>	<天井まで> LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5	壁 □ 部は、既設建物を示す。	※外部内側壁、柱部のLGS壁は、特記なき限り「一般壁・片面」とする。

押出成型セメント板（ECP）t 60 ウレタン樹脂塗装	丸環（SUS 既製品）@3000		室内消火栓（屋内工事）	立命館大学BKC理工系新棟Ⅰ（仮称）新築工事	
ALC t100	ルーフドレイン		消火器BOX（埋込型）	A 建築工事	1:100（A1）
増改修等使用開口部 300 □	鋼製 SGP管 溶融亜鉛メッキの上DP（1）（特記なき限り 150A）		スチールパネル t1.6 断熱亜鉛めっき t 1200×400 表面ロックウール吸付 t 50	07 5階平面図	1:200（A3）
マンホール 600φ（防水・防臭型）	鉄網蓋梁		スラブレベルを示す（各階FL基準）		
化粧目付マンホール（防臭タイプ）（ステンレスタラップ付）	ステンレスタラップ（上部デッキ付）				

（2008年版）

000−waku.dwg 2013.07.10

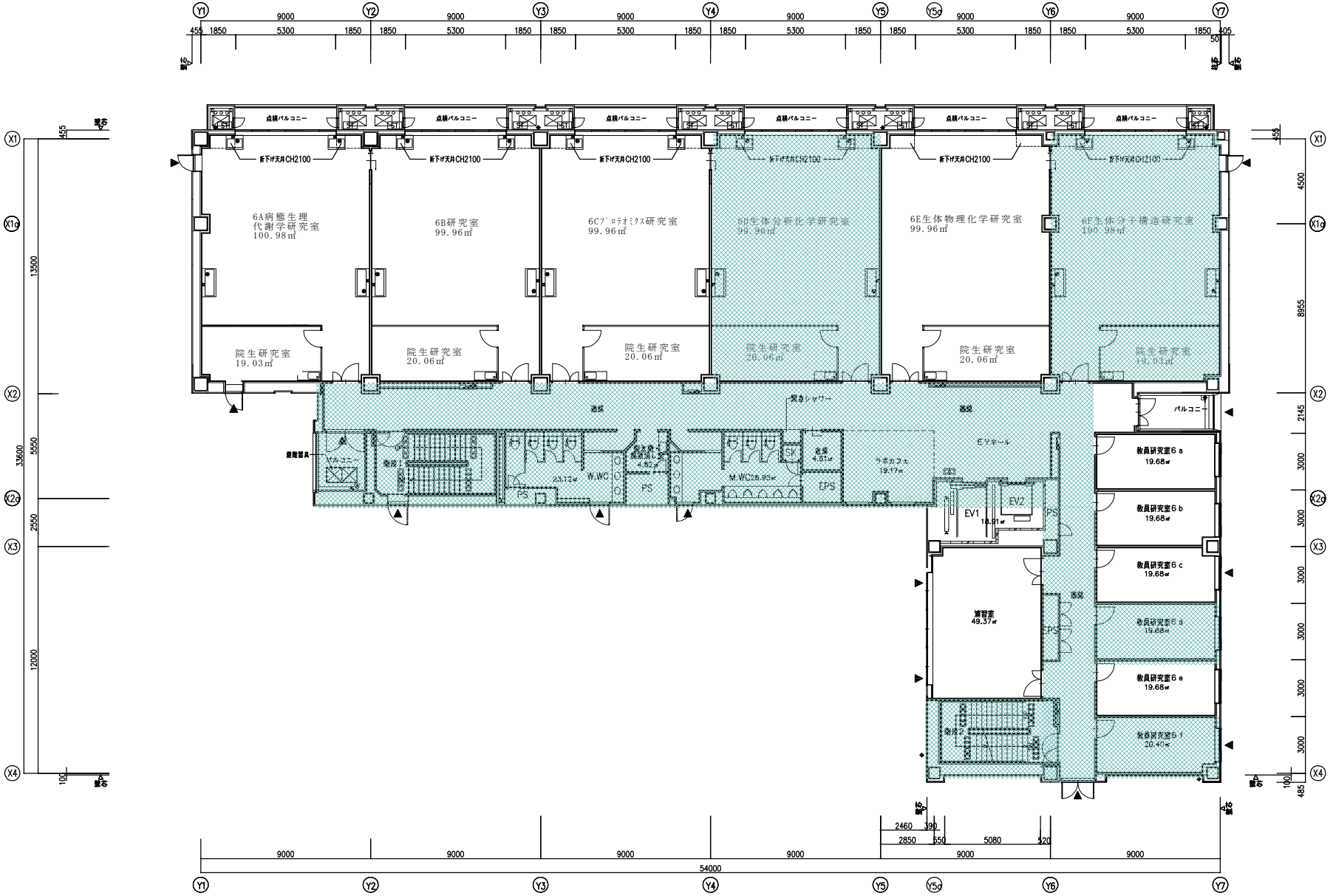

（凡例）

耐火1時間<スラブまで>（FP060NP−0174）LGST地 躯体GB−F12.5+GB−F12.5	準耐火<スラブまで>（防火上主要な間仕切壁：告示1380号）LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5	準耐火<スラブまで>（防火上主要な間仕切壁：告示1380号）LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5 グラスウール充填24K	<スラブまで> LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5 グラスウール充填24K
一般・間仕切	一般・間仕切	一般・片下	
<スラブまで> LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5 ●　一<スラブまで>	<天井まで> LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5		

■ □ 部は、既設建物を示す。
※外部内側壁、柱部のLGS壁は、特記なき限り「一般壁・片面」とする。

押出成型セメント板（ECP）t 60 ウレタン断熱塗装	丸環（SUS 既製品）@3000		屋内消火栓（露骨工事）	立命館大学BKC理工系新棟Ⅰ（仮称）新築工事	
ALC t100	ルーフドレイン		消火器BOX（埋込型）	A 建築工事	1:100（A1）
建物開口部用排煙窓 300 □	避雷 SGP管 溶融亜鉛メッキの上DP（1）（特記なき限り 150A）		スチールパネル t1.6 断熱亜鉛めっき @1200×400 面開ロックウール吸音 t 50	08 6階平面図	1:200（A3）
マンホール 600φ（防水・防臭型）	機械基礎		スラブレベルを示す（各階FL基準）		
化粧目付マンホール（防臭タイプ）（ステンレスタラップ付）	SR ステンレスタラップ（上部デッキ付）	FL基準			

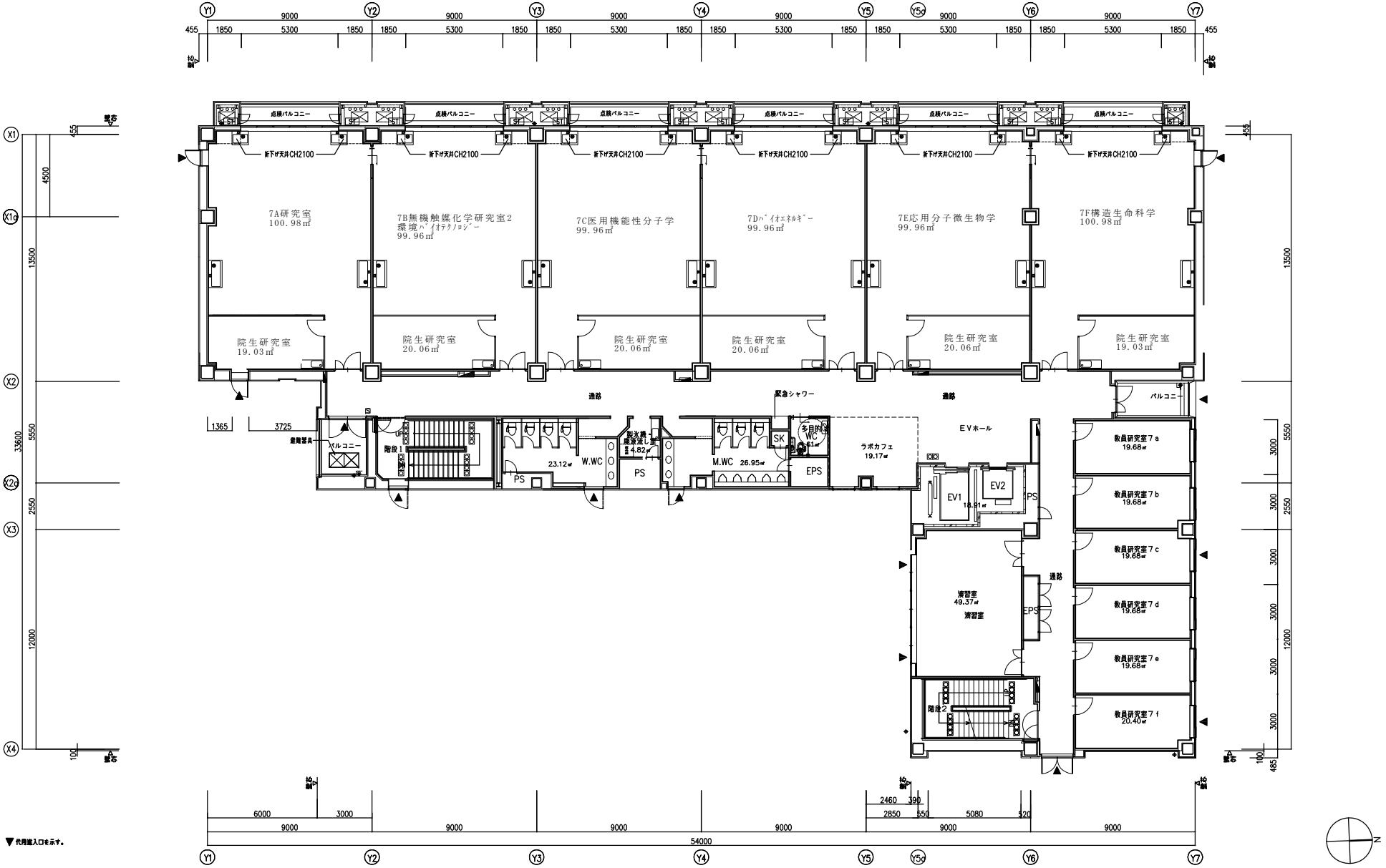

（凡例）

耐火1時間<スラブまで>（FP060NP−0174）LGST地 遮音GB−F12.5+GB−F12.5	準耐火<スラブまで>（耐火上主要な部仕切壁：告示1380号）LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5	準耐火<スラブまで>（耐火上主要な部仕切壁：告示1380号）LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5 グラスウール充填24K	<スラブまで> LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5 グラスウール充填24K	<天井まで> LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5 ー<スラブまで>	<天井まで> LGST地 GB−R12.5+GB−R12.5

■ □ 部は、既設建物を示す。

※外部内側壁、柱部のLGS壁は、特記なき限り「一般壁・片面」とする。

押出成型セメント板（ECP）t 60 ウレタン断熱塗装		丸環（SUS 既製品）@3000			
ALC t100		ルーフドレイン		屋内消火栓（露出工事）	
遮断時等非用開閉装 300 □		屋根 SGP管 溶融亜鉛メッキの上DP（1）（特記なき限り 150A）		消火栓BOX（埋込型）	
マンホール 600φ（防水・防臭型）		機械基礎		スチールパネル t1.6 断熱亜鉛めっき t 1200×400 扉面ロックウール吸付 t 50	
化粧目地マンホール（防臭タイプ）（ステンレスタラップ付）		ステンレスタラップ（上部デッキ付）		スラブレベルを示す（各階FL基準）	

立命館大学BKC理工系新棟Ⅰ（仮称）新築工事

A	建築工事	
09	7階平面図	1:100（A1） 1:200（A3）

（2008年版）

000−waku.dwg 2013.07.10

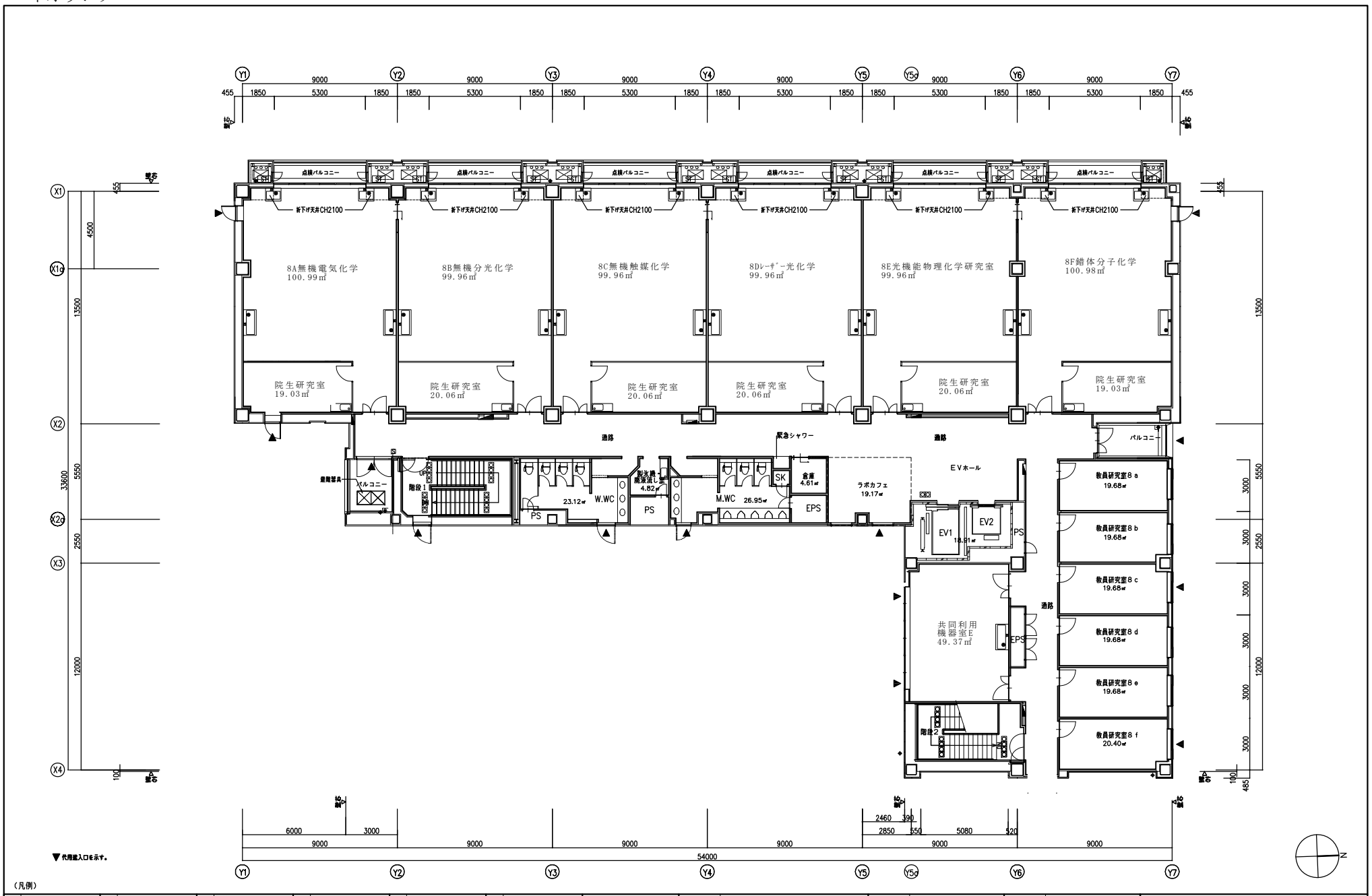

耐火構造壁	耐火1時間<スラブまで>(FP060NP-0174) LGS下地 硬質GB-F12.5+GB-F12.5	準耐火構造壁	準耐火<スラブまで>(最大上主要な開仕切壁:告示1380号) LGS下地 GB-R12.5+GB-R12.5
準耐火構造・遮音壁	準耐火<スラブまで>(最大上主要な開仕切壁:告示1380号) LGS下地 GB-R12.5+GB-R12.5 グラスウール充填24K	遮音壁	<スラブまで> LGS下地 GB-R12.5+GB-R12.5 グラスウール充填24K
一般壁・両面	<天井まで> LGS下地 GB-R12.5+GB-R12.5 ●　ー<スラブまで>	一般壁・片面	<天井まで> LGS下地 GB-R12.5+GB-R12.5

■ 部は、既設建物を示す。
※外部内側壁、柱部のLGS壁は、特記なき限り「一般壁・片面」とする。

押出成型セメント板(ECP) t 60 ウレタン樹脂塗装	丸鳴(SUS 既製品)@3000		屋内消火栓(露出工事)
ALC t100	ルーフドレイン		消火器BOX(埋込型)
複製障害者用路導板 300 □	縦樋 SGP管 溶融亜鉛メッキの上DP(1)(特記なき限り 150A)		スチールパネル t1.6 溶融亜鉛めっき1200×400 裏面ロックウール吹付 t 50
マンホール 600φ(防水・防臭型)	機械基礎		
化粧面付マンホール(防臭タイプ)(ステンレスタラップ付)	ステンレスタラップ(上部デッキ付)	FL単単	スラブレベルを示す(各階FL基準)

立命館大学BKC理工系新棟Ⅰ(仮称)新築工事

A	建築工事	
10	8階平面図	1:100(A1) 1:200(A3)

(2008年版)

000-waku.dwg 20130710

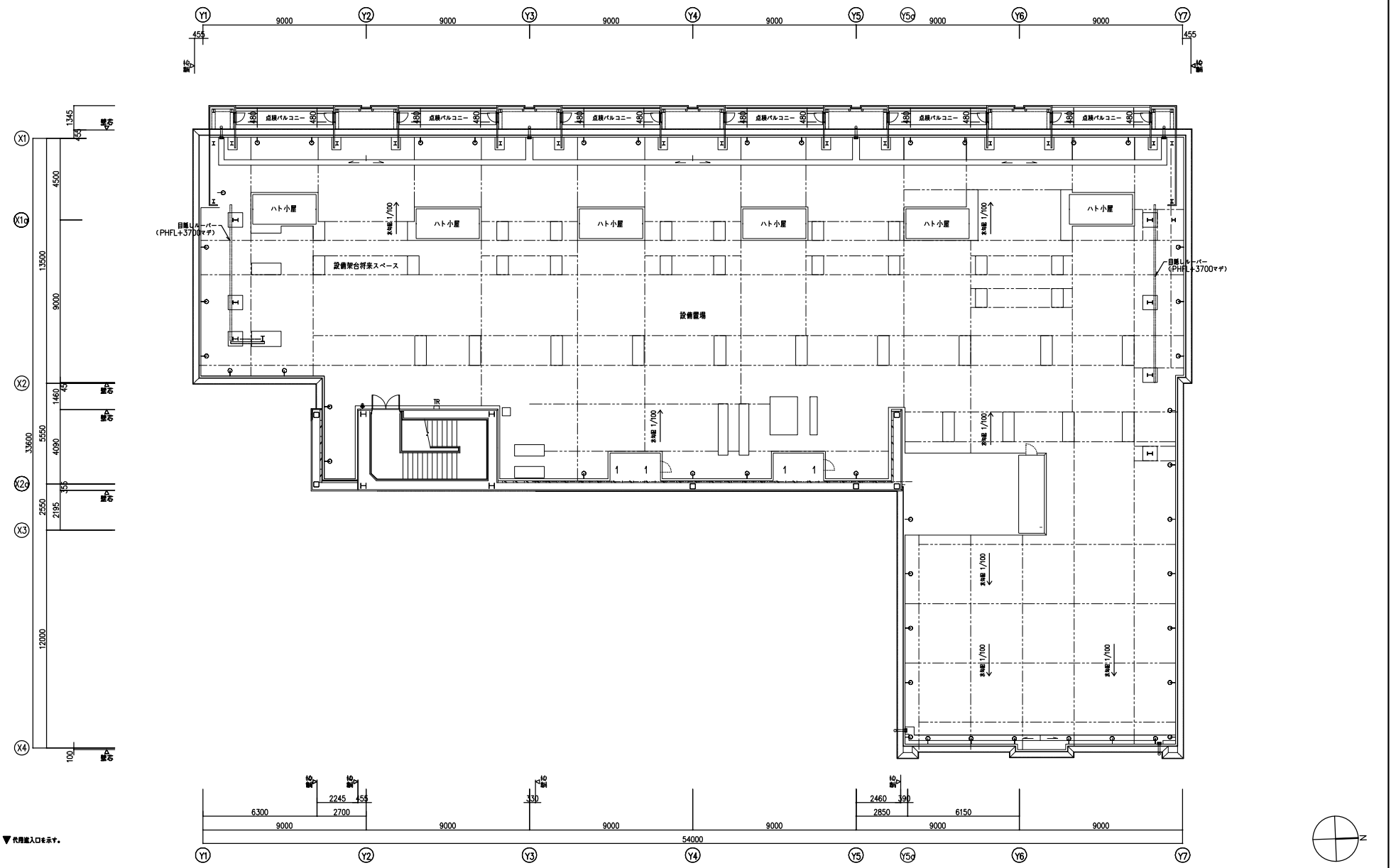

（凡例）

耐火1時間<スラブまで> (FP060NP-0174) LGS下地 遮音GB-F12.5+GB-F12.5	準耐火<スラブまで> (防火上主要な間仕切壁：告示1380号) LGS下地 GB-R12.5+GB-R12.5	準耐火<スラブまで> (防火上主要な間仕切壁：告示1380号) LGS下地 GB-R12.5+GB-R12.5 グラスウール充填24K	<スラブまで> LGS下地 GB-R12.5+GB-R12.5 グラスウール充填24K
<天井まで> LGS下地 GB-R12.5+GB-R12.5 ●—<スラブまで>	<天井まで> LGS下地 GB-R12.5+GB-R12.5	■ □ 部は、既設建物を示す。 ※外部内側壁、柱部のLGS壁は、特記なき限り「一般壁・片面」とする。	

押出成型セメント板（ECP）t 60 ウレタン樹脂塗装	丸環（SUS 既製品）●3000		
ALC t100	ルーフドレイン		屋内消火栓（設備工事）
建物躯体等用踏掛板 300 □	屋根 SGP管 溶融亜鉛メッキの上DP（1）（特記なき限り 150A）		消火栓BOX（埋込型）
マンホール 600ø（防水・防臭型）	機械基礎		スチールパネル t1.6 溶融亜鉛めっき 1200×400 扉面ロックウール吸音 t 50
化粧蓋付マンホール（防臭タイプ）（ステンレスタラップ付）	ステンレスタラップ（上部デッキ付）	FL 単体	スラブレベルを示す（各階FL基準）

立命館大学BKC理工系新棟Ⅰ（仮称）新築工事		
A	建築工事	1:100（A1）
11	PH階平面図	1:200（A3）

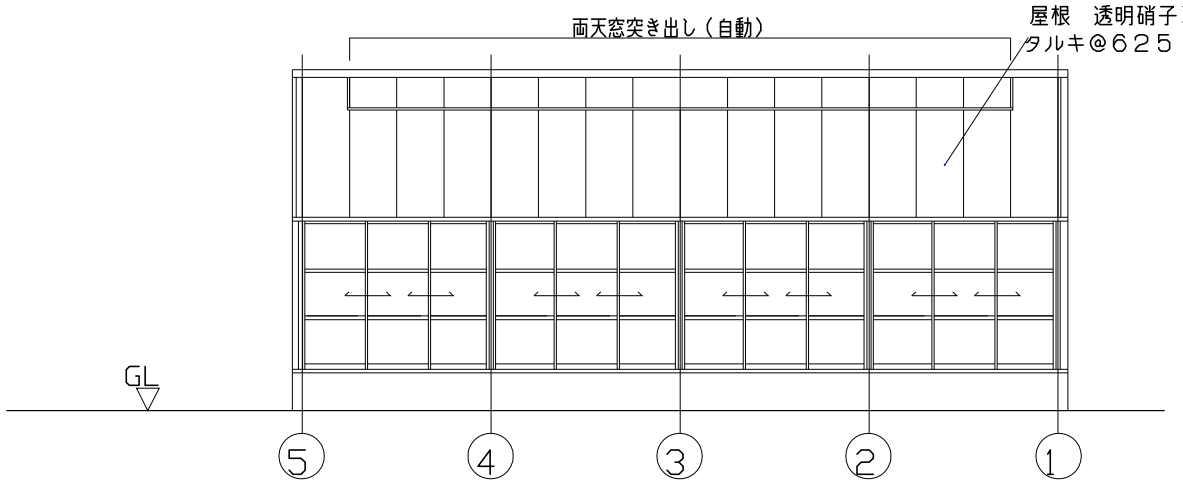

Bの通り　立面図

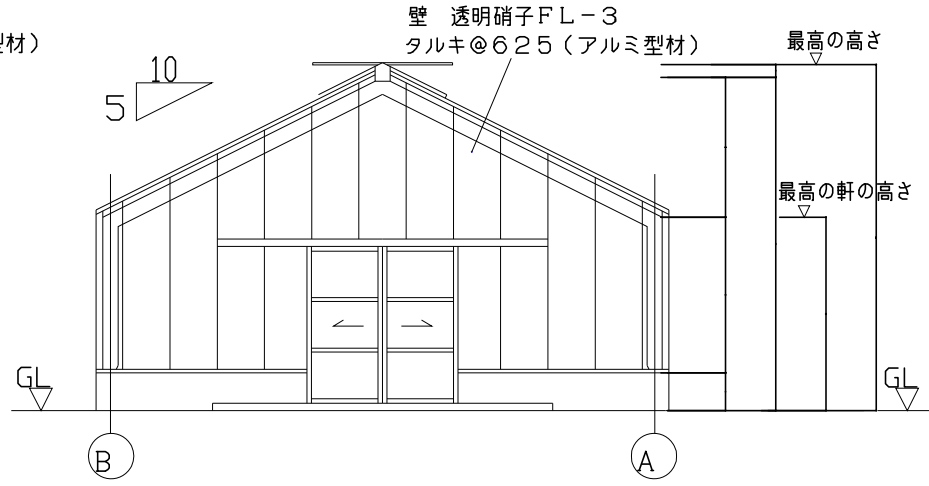

1の通り　立面図

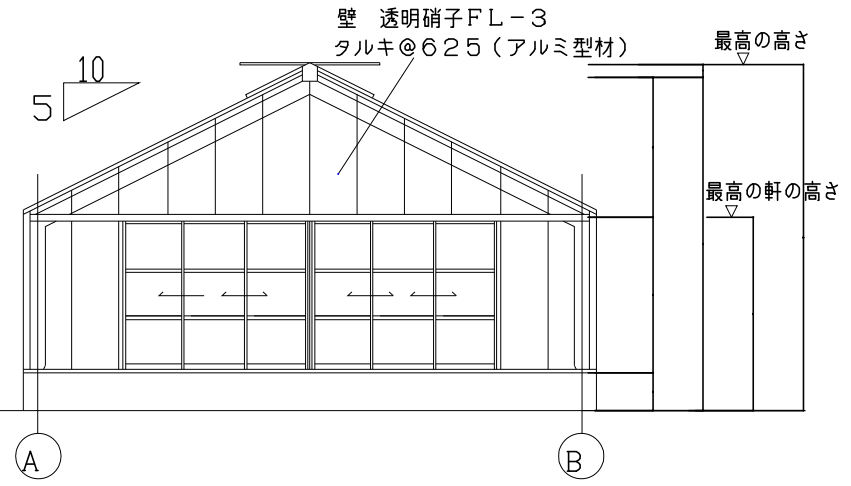

5の通り　立面図

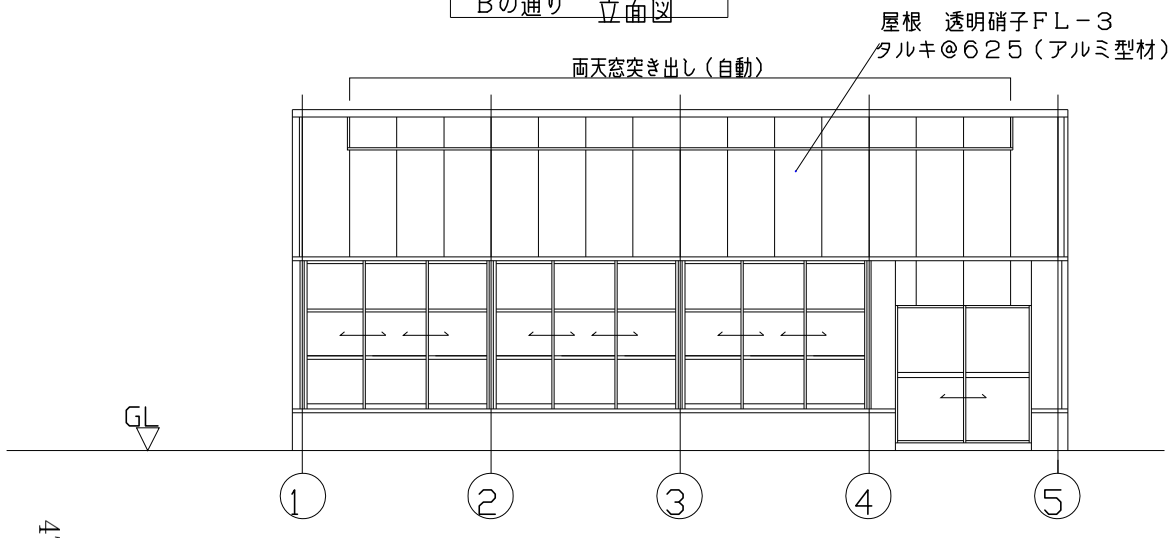

Aの通り　立面図

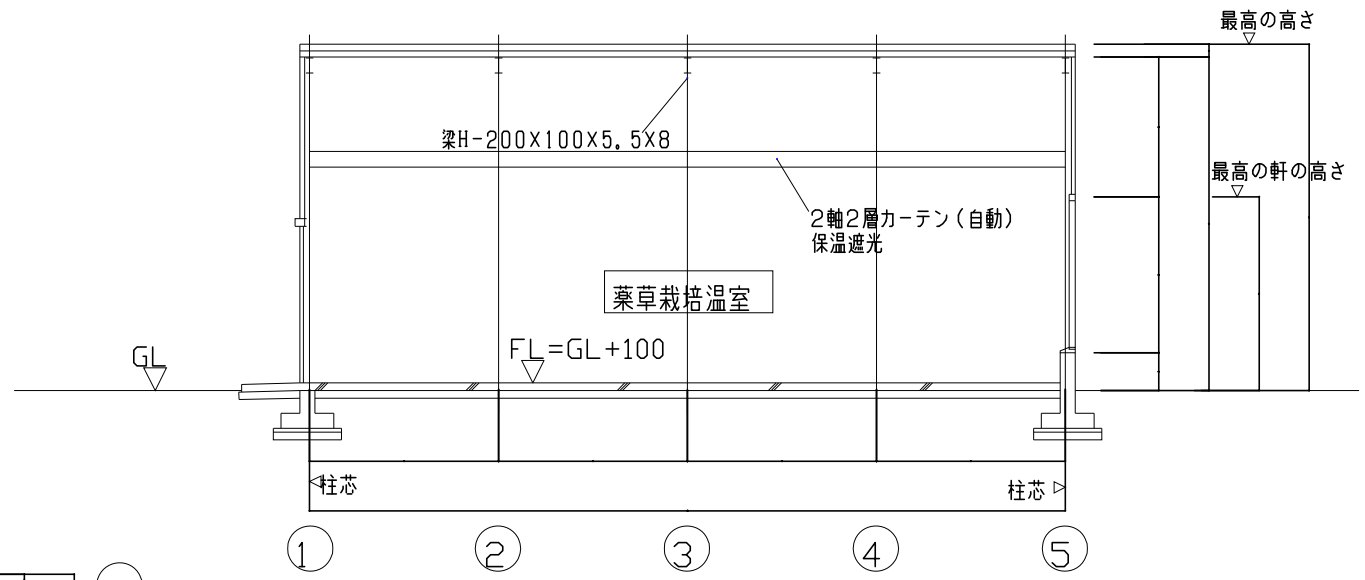

A～Bの通り　断面図

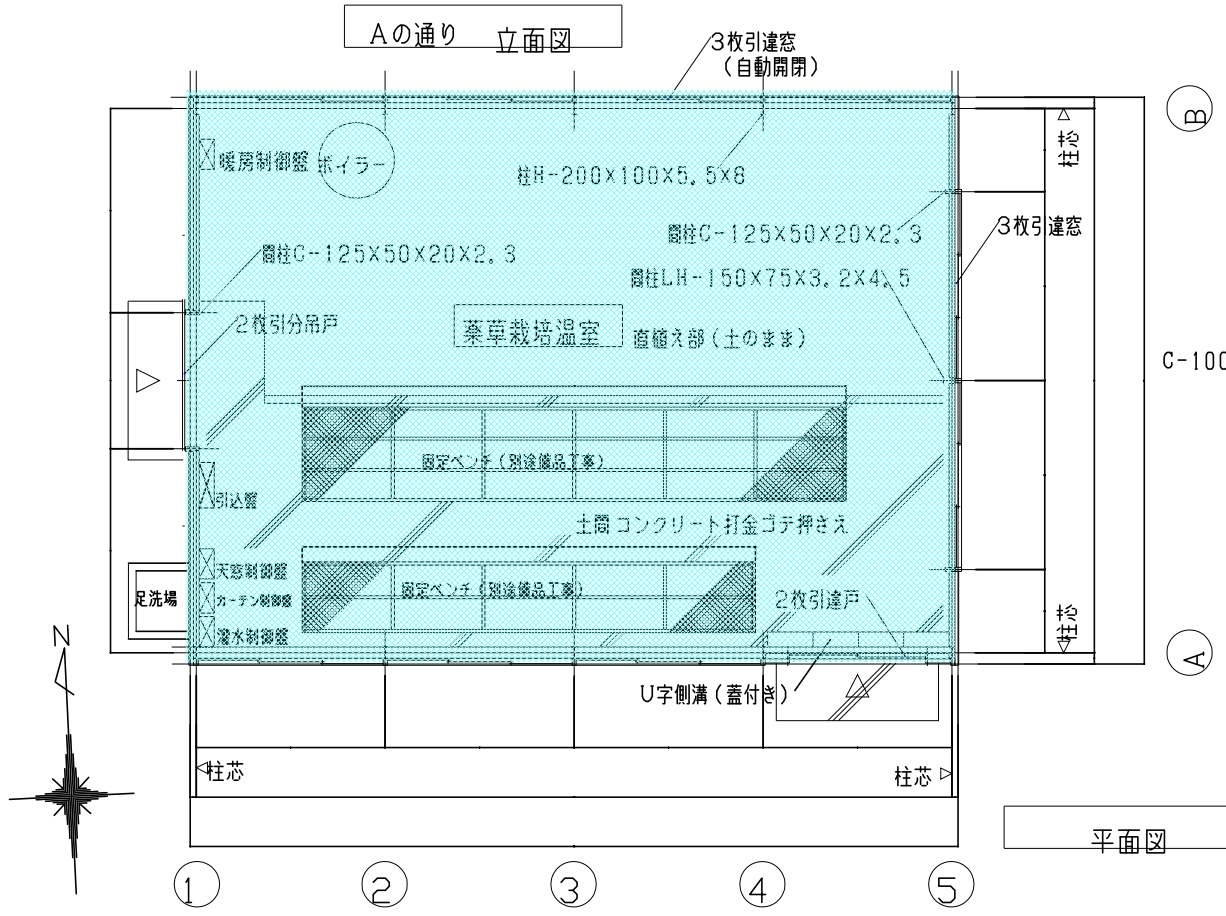

平面図

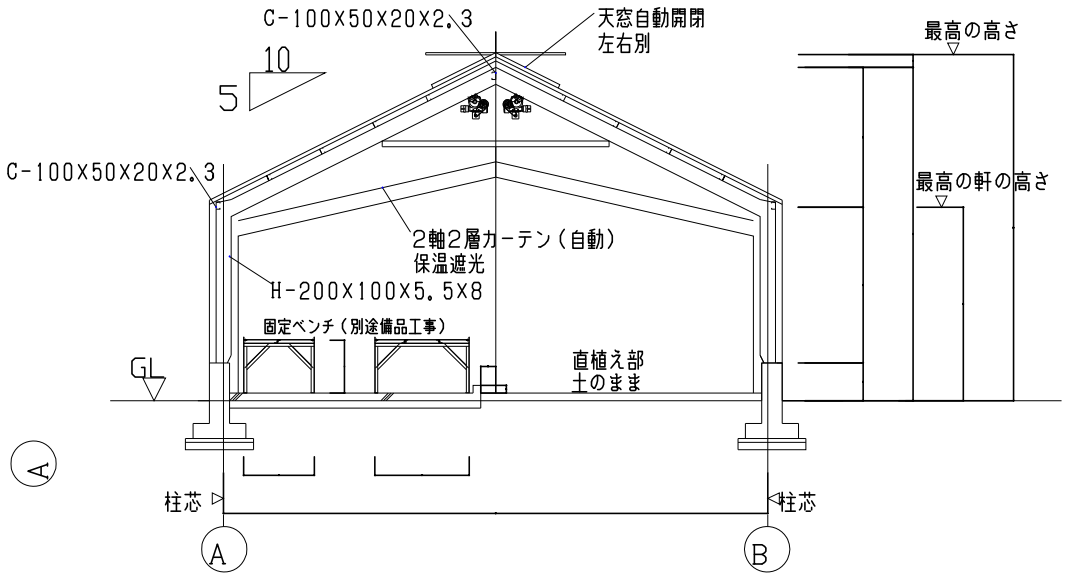

2～4の通り　断面図

求積
建築面積 10.160x7.498=76.179→76.17m2
延床面積 10.160x7.498=76.179→76.17m2

温室特記仕様書

1）形式　　硝子温室

2）規格　　間口　7.2mX奥行10.0m
軒高　基礎高　0.5mX柱高2.06m=2.56m
屋根勾配　5／10　5寸勾配

3）骨材　　溶融亜鉛鍍金仕上（ＪＩＳＨ８６４１）

4）被覆材　　温室屋根壁：アルミサッシアルミ合金押出型材
（ＪＩＳＨ４１００．Ａ６０６３-Ｔ５．Ｂ６Ｅ７仕上）
硝子透明フロートア３mm（ＪＩＳＲ３２０２）
建具：硝子透明フロートア３mm（ＪＩＳＲ３２０２）

5）建具　　温室：２枚引分吊戸　２枚引違戸　３枚引違窓　天窓

6）窓開閉装置　　温室：天窓自動開閉装置　Ａ型２台
制御盤　サーモ共

7）内部保温遮光カーテン装置　　温室：２軸２層式

8）暖房装置　　ボイラー　制御盤

	検図	捺印　年 月 日 '08.11.12	訂正	特記	（仮称）立命館大学ＢＫＣサイエンスコア 温室新築工事	図面内容 平面図　立面図　断面図	図面番号 108
	製図	納品検査				縮尺 A1:1/50　A3:1/100	区分 建築意匠図

立命館大学BKC メディアセンター	図面内容	ピット内・B1階平面図	2012年04	
	縮尺		数/円	区分
	作図		訂正	

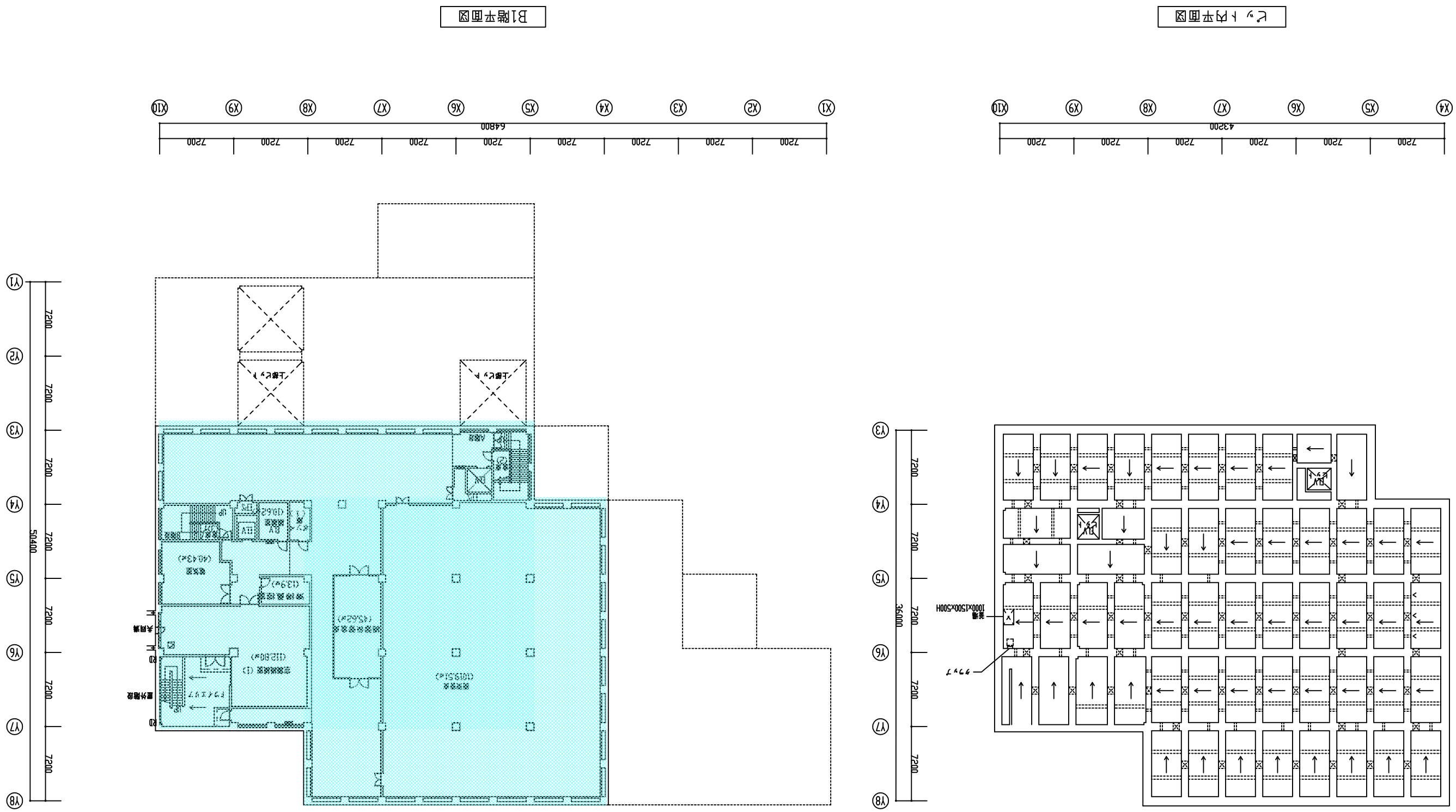

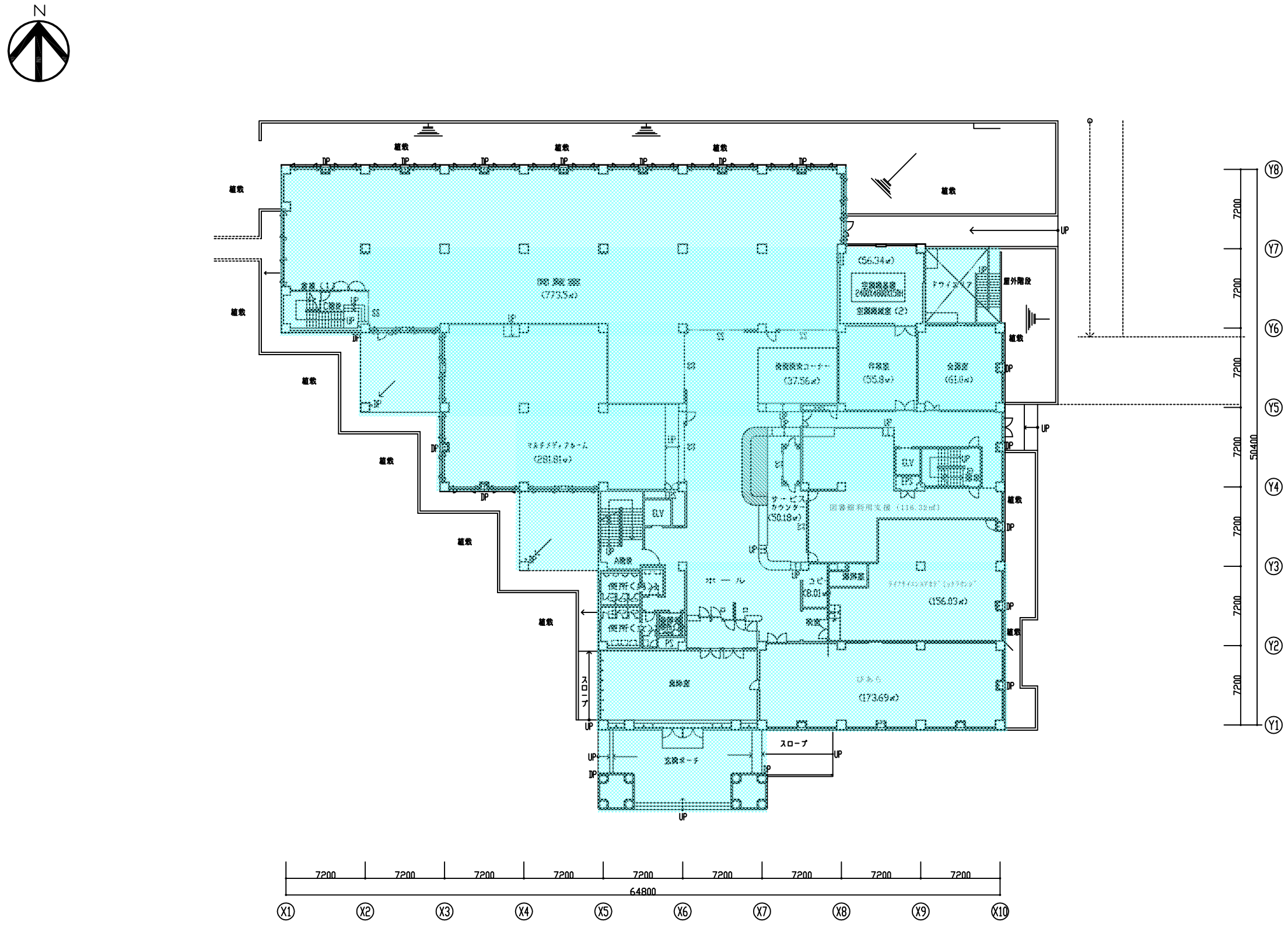

株式会社 山下設計 YAMASHITA SEKKEI INC. ARCHITECTS,ENGINEERS & CONSULTANTS.	一級建築士	訂正	特記	立命館大学ＢＫＣ　メディアセンター	図面内容 1階平面図	図面番号
	検図				縮尺	区分 建築意匠図
	製図					

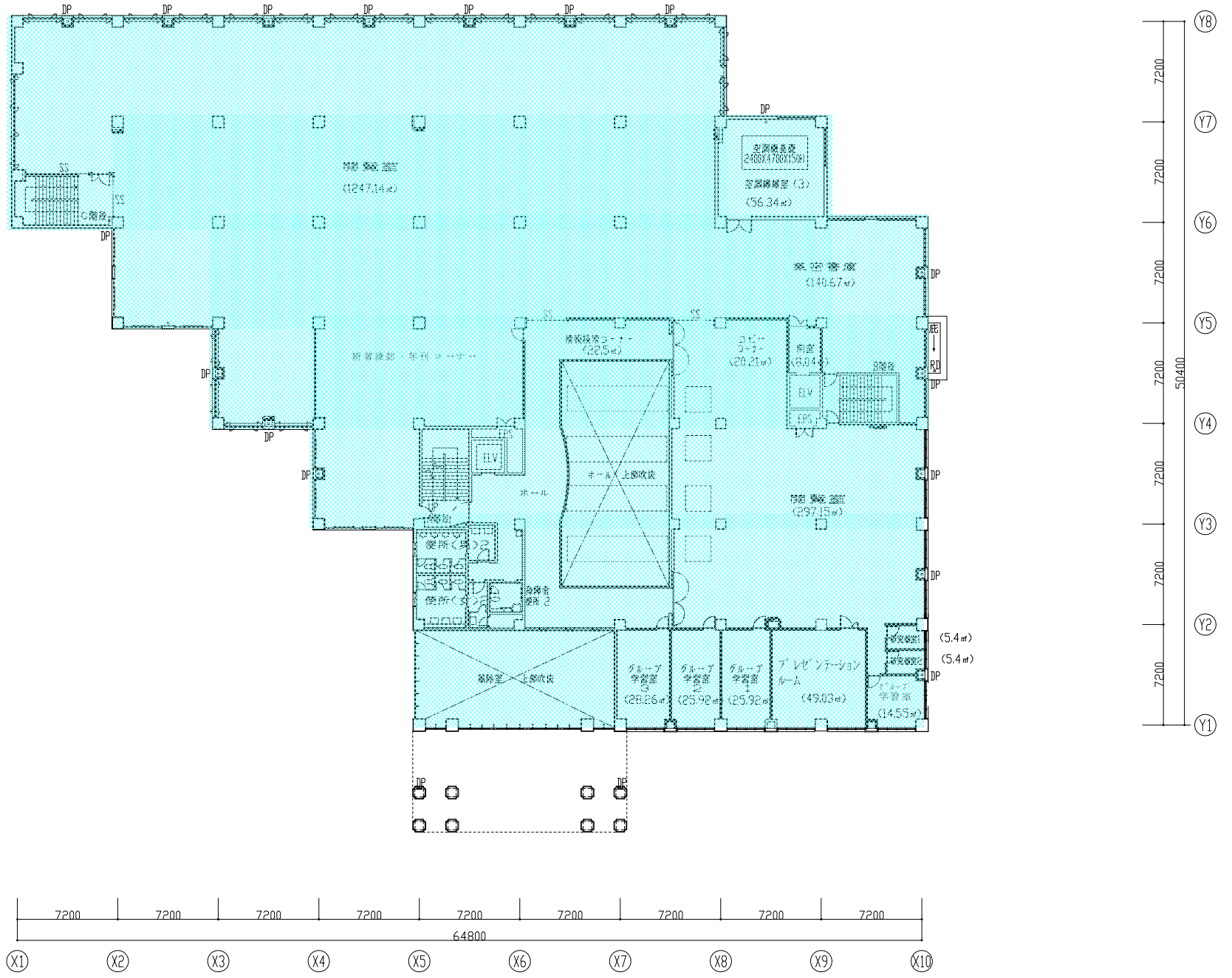

株式会社 山下設計 YAMASHITA SEKKEI INC. ARCHITECTS,ENGINEERS & CONSULTANTS.	一級建築士	訂正	特記	立命館大学ＢＫＣ　メディアセンター	図面内容：２階平面図 / 縮尺 / 枚ノ内 / 区分：建築意匠図 / 図面番号
	検図				
	製図				

訂正	特記	立命館大学BKC　メディアセンター	図面内容	PHR階平面図・屋根伏図	図面番号
			縮尺		枚ノ内
					区分
					建築意匠図

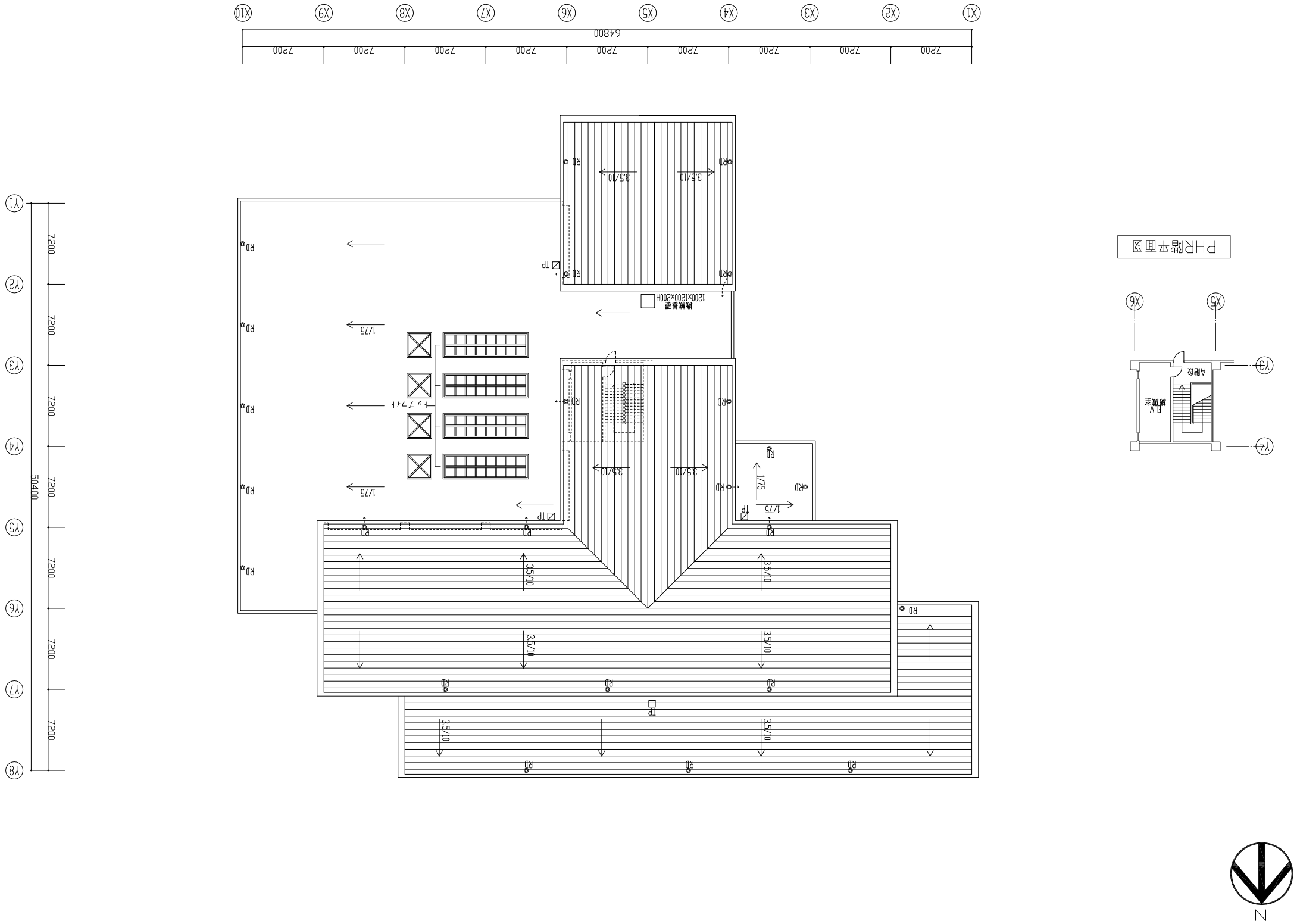

立　命　館　大　学　大　学　院　学　則
変　更　案

〔令和３（２０２１）年４月１日施行〕

（令和２（２０２０）年３月２７日理事会決定）

学 校 法 人 立　命　館

○立命館大学大学院学則

昭和28年10月23日

規程第49号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この学則は、立命館大学学則（以下「大学学則」という。）第６条第２項にもとづき、大学院に関する事項を定める。

（目的）

第２条　本大学院は、立命館建学の精神および教学理念に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

２　大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

３　各研究科の教育研究上の目的は、各研究科則に定める。

（大学院の課程）

第３条　本大学院に、修士課程、博士課程および専門職学位課程を置く。

２　博士課程は、前期２年および後期３年の課程に区分し、またはこの区分を設けないものとする。

３　区分を設けるものは、博士課程の前期２年の課程を博士課程前期課程、後期３年の課程を博士課程後期課程とする。

４　区分を設けないものは、標準修業年限５年の一貫制博士課程と標準修業年限４年の４年制博士課程とする。

５　博士課程前期課程は、修士課程として取扱う。

６　専門職学位課程のうち、第５条第２号に定める法務研究科を法科大学院、教職研究科を教職大学院とする。

（課程の目的）

第４条　修士課程および博士課程前期課程（以下「修士課程等」という。）は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

２　博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊か

な学識を養うことを目的とする。

3　専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

4　専門職学位課程のうち、法科大学院は、専ら法曹養成のための教育を、教職大学院は専ら小学校、中学校、高等学校および中等教育学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力および優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

（研究科および専攻）

第５条　本大学院に、次表の研究科および専攻を置く。

(1)　大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	電子システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	機械システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	環境都市専攻	博士課程前期課程

		博士課程後期課程
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
映像研究科	映像専攻	修士課程
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	薬学専攻	4年制博士課程
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程

(2)　専門職大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程

（入学定員および収容定員）

第６条　本大学院の入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	60	120

		博士課程後期課程	10	30
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	5	15
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	20	60
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	70
		博士課程後期課程	15	45
	小計	—	140	315
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	6	18
	電子システム専攻	博士課程前期課程	140	280
		博士課程後期課程	8	24
	機械システム専攻	博士課程前期課程	140	280
		博士課程後期課程	11	33
	環境都市専攻	博士課程前期課程	120	240
		博士課程後期課程	15	45
	小計	—	490	1020
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程	40	80
		博士課程後期課程	15	45
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程	60	120
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	5	15

スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	25	50
		博士課程後期課程	8	24
映像研究科	映像専攻	修士課程	10	20
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	45
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	45
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	150
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	9
	薬学専攻	4年制博士課程	3	12
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	130
		博士課程後期課程	20	60
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	70	210
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程	80	160
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程	35	70
合計			1,911	4,196

第２章　大学院および研究科の運営

（研究科委員会または研究科教授会）

第７条　各研究科に研究科委員会または研究科教授会（以下単に「研究科委員会」という。）を置く。

２　研究科委員会に関する事項は次条に定めるもののほか、各研究科委員会規程または各研究科教授会規程に定める。

（研究科委員会の審議事項等）

第８条　研究科委員会は、次の事項を審議し、学長に対して意見を述べる。

(1)　大学院の研究科、専攻課程の新設、増設、廃止、変更に関する事項

(2)　大学院学則および大学院諸規程の制定、改廃に関する事項

(3)　教員の人事に関する事項

(4)　学科課程、授業および学力考査に関する事項

(5)　学位論文審査に関する事項

(6)　授業科目担当者に関する事項

(7)　学生の入学、修了および学位の授与に関する事項

(8)　学生の補導に関する事項

(9)　学生の定数に関する事項

(10)　学校法人および大学の諸規程において、研究科委員会の議を経ることを要すると定められた事項

2　研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長および研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長および研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3　研究科長は、研究科を代表し、研究科委員会の議決を執行する。

（大学院学位委員会）

第９条　本大学院に、大学院学位委員会を置く。

2　大学院学位委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1)　学長

(2)　副学長

(3)　各研究科長

(4)　各研究科委員会において選出した１人の委員

3　大学院学位委員会は、学長がこれを招集してその議長となる。

4　大学院学位委員会は、学位授与に関する事項を審議する。

（大学院教学委員会）

第９条の２　本大学院に、大学院教学委員会を置く。

2　大学院教学委員会の組織および運営に関し必要な事項は、大学院教学委員会規程に定める。

第３章　教育課程

（教育課程の編成方針）

第10条　本大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2　教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識および

能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう、適切に配慮する。

３　専門職大学院は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

４　専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

５　前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成およびそれらの見直しは、第10条の４に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

（資格課程）

第10条の２　教育職員免許状他の資格を得ようとする者のために、特に指定する資格課程を置く。

（超創人財育成プログラム）

第10条の３　本大学院に、超創人財育成プログラムを置く。

２　超創人財育成プログラムの授業科目およびプログラムの修了要件等については、超創人財育成プログラム規程に定める。

３　本大学院に、超創人財育成プログラム推進委員会を置く。

４　超創人財育成プログラム推進委員会の組織および運営に関し必要な事項は、超創人財育成プログラム推進委員会規程に定める。

（教育課程連携協議会）

第10条の４　専門職大学院が産業界等と連携して教育課程を編成し、教育の円滑かつ効果的な実施を図るために、教育課程連携協議会を設ける。

２　教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、第３号に掲げる者を置かないことができる。

(1)　学長または当該専門職大学院に置かれる研究科（学校教育法第100条ただし書に規定する組織を含む。）の長（第４号および次項において「学長等」という。）が指名する教員またはその他の職員

(2)　当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者または当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職

業の実務に関し豊富な経験を有する者

(3)　地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者またはその他の地域の関係者

(4)　当該専門職大学院を置く大学の教員およびその他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者

3　教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

(1)　産業界等との連携による授業科目の開設およびその他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(2)　産業界等との連携による授業の実施ならびにその他の教育課程の実施に関する基本的な事項およびその実施状況の評価に関する事項

（授業科目）

第11条　授業科目は、各研究科則に定める科目区分に分類して配置する。

2　授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分けて体系的に配置する。

（カリキュラム適用）

第12条　教育課程、授業科目、履修方法、単位認定および修了に関する事項（以下「カリキュラム」という。）については、入学時に適用したカリキュラムを修了まで適用する。

2　転入学にあっては転入学先、再入学にあっては再入学先の同じ回生に適用されるカリキュラムを適用する。

3　転籍にあっては転籍先、専攻内異動にあっては専攻内異動先の同じ回生に適用されるカリキュラムを適用する。

第13条　削除

第４章　授業、研究指導および成績評価

（授業および研究指導）

第14条　大学院の教育は、授業科目の授業および研究指導によって行う。ただし、専門職大学院にあっては、授業科目の授業によって行う。

（授業科目および研究指導の担当者の決定）

第15条　授業科目および研究指導の担当者は、立命館大学大学院担当教員選考基準に基づき、科目適合性および教育研究上の指導能力を考慮し、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

（教育方法の特例）

第16条　次の各号に掲げる研究科、専攻および課程は、研究科委員会が教育上特別の必要があると認めた場合、夜間その他特定の時間または時期において授業および研究指導を行うことがある。

(1)　言語教育情報研究科　言語教育情報専攻　修士課程

(2)　テクノロジー・マネジメント研究科　テクノロジー・マネジメント専攻　博士課程前期課程

(3)　人間科学研究科　人間科学専攻　博士課程前期課程

(4)　経営管理研究科　経営管理専攻　専門職学位課程

(5)　薬学研究科　薬学専攻　博士課程

(6)　教職研究科　実践教育専攻　専門職学位課程

（授業科目履修の特例）

第17条　研究科委員会が教育上必要と認めた場合は、修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程に在学する学生は、学部の授業科目を履修することができる。

２　研究科委員会が教育上必要と認めた場合は、博士課程後期課程または４年制博士課程に在学する学生は、修士課程等または学部の授業科目を履修することができる。

３　前２項の規定により修得した単位は、修了に必要な単位数に算入しない。

（成績評価基準等の明示等）

第18条　授業および研究指導の方法および内容ならびに１年間の授業および研究指導の計画は、学生に対してあらかじめ明示する。

２　学修の成果および学位論文にかかる評価ならびに修了の認定にあたっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

（授業を行う学生数）

第19条　１の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。

（授業の方法）

第20条　授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

２　研究科委員会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用

して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

3　研究科委員会が必要と認めた場合には、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件（平成15年文部科学省告示第43号）にもとづき、第１項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所（外国を含む。）で行うことがある。

（単位計算方法）

第21条　各授業科目の単位数は、１単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1)　講義および演習については、研究科委員会の定めるところにより毎週１時間から２時間までの範囲で、15週の授業をもって１単位とする。

(2)　実験、実習および実技については、研究科委員会の定めるところにより毎週２時間から３時間までの範囲で、15週の授業をもって１単位とする。

(3)　１の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前２号に規定する基準を考慮して、研究科委員会の定める時間の授業をもって１単位とする。

（各授業科目の授業期間）

第22条　各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、研究科委員会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

（成績評価）

第23条　授業科目の成績評価は、A＋、A、B、C、PまたはFで行い、A＋、A、B、CおよびPを合格、Fを不合格とする。

2　前項の成績評価は、A＋は100点法では90点以上、Aは同80点台、Bは同70点台、Cは同60点台およびFは同60点未満とし、Pは特定の科目における合格とする。

3　前２項は、他研究科の授業科目を履修した場合および入学する前に本大学院の科目等履修生制度により授業科目を修得した単位を認定する場合についても適用する。

4　第１項および第３項にかかわらず、他大学院等において修得した単位を認定する場合は、Tとする。

（単位の授与および単位の認定）

第24条　授業科目を履修し、授業科目毎に実施する試験に合格した者には、所定の単位を

与える。

２　単位の授与および単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

３　授与または認定した単位の取消しは行わない。ただし、法務研究科については、研究科教授会の議を経て、授与または認定した単位の取消しを行うことがある。

（自由科目）

第25条　自由科目の単位数は、修了に必要な単位数に算入しない。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第26条　本大学院は、授業、研究指導の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

第５章　修士課程等、博士課程後期課程、一貫制博士課程および４年制博士課程

第１節　修士課程等の修了要件等

（標準修業年限）

第27条　修士課程等の標準修業年限は２年とする。

（在学年限）

第28条　修士課程等の在学年限は４年とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第28条の２　前条にかかわらず、職業を有しているために、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを学生が申し出たときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が在学年限を上限として、その計画的な履修を許可することがある。

（修了要件）

第29条　修士課程等の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、現に在籍している課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた業績を上げた者については、現に在籍している課程に１年以上在学すれば足りる。

第２節　博士課程後期課程の修了要件等

（標準修業年限）

第30条　博士課程後期課程の標準修業年限は３年とする。

（在学年限）

第31条　博士課程後期課程の在学年限は６年とする。

（修了要件）

第32条　博士課程後期課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限（第53条第２号に該当する者のうち、法科大学院を修了した者にあっては２年）以上在学し、各研究科則に定めるところに従って単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。

２　前項の規定にかかわらず、在籍中に優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、現に在籍している課程に１年（第53条第１号または第２号に該当する者のうち、標準修業年限が１年以上２年未満の修士課程等を修了したものおよび標準修業年限が１年以上２年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、標準修業年限から当該１年以上２年未満の期間（２年を限度とする。）を減じた期間とする。ただし、優れた業績により修士課程等を在学１年以上で修了した者にあっては、標準修業年限から当該修士課程等における在学期間（２年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りる。

第３節　一貫制博士課程の修了要件等

（標準修業年限）

第33条　一貫制博士課程の標準修業年限は５年とする。

（在学年限）

第34条　一貫制博士課程の在学年限は10年とする。

（修了要件）

第35条　一貫制博士課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、３年（第53条第１号に該当する者にあっては、当該修士課程等における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りる。

２　前項の規定にかかわらず、第53条第１号に該当する者のうち、標準修業年限が１年以上２年未満の修士課程等を修了したものの在学期間については当該１年以上２年未満の期間（２年を限度とする。）に３年を加えた期間とし、優れた業績により修士課程等を在学１年以上で修了したものの在学期間については、当該修士課程等における在学期間（２年を限度とする。）に３年を加えた期間とする。ただし、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、３年（修士課程等における在学期間（２年を限度とする。）を

含む。）以上在学すれば足りる。

３　前２項にかかわらず、第53条第２号または第３号に該当する者については、３年（第53条第２号に該当する者のうち法科大学院の課程を修了したものについては２年）以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績をあげた者については、１年（標準修業年限が１年以上２年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、３年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りる。

第４節　４年制博士課程の修了要件等

（標準修業年限）

第35条の２　４年制博士課程の標準修業年限は４年とする。

（在学年限）

第35条の３　４年制博士課程の在学年限は８年とする。

（修了要件）

第35条の４　４年制博士課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、３年以上在学すれば足りる。

第５節　単位認定等

（研究指導の委託）

第36条　研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、修士課程等の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、１年を超えてはならない。

（他の大学院または本大学の他の研究科における授業科目の履修）

第37条　研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）または本大学の他の研究科の授業科目を履修させることがある。

２　前項の規定により授業科目を履修して修得した単位は、10単位を超えない範囲で、現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

（入学前の既修得単位の認定）

第38条　研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単

位を含む。）を、現に在籍している課程に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

２　前項の規定により修得したものとみなすことがある単位数は、転入学の場合を除き、現に在籍している課程において修得した単位以外のものについては、10単位を超えてはならない。

３　第１項の規定により修得したものとみなすことがある単位のうち、現に在籍している課程において修得した単位については、12単位を超えてはならない。

（単位認定）

第39条　前２条にもとづく単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

第６章　専門職学位課程

第１節　専門職学位課程の修了要件等

（標準修業年限）

第40条　専門職学位課程の標準修業年限は２年とする。ただし、法務研究科の標準修業年限は３年、経営管理研究科経営管理専攻１年修了コースの標準修業年限は１年とする。

（在学年限）

第41条　専門職学位課程の在学年限は４年とする。ただし、法務研究科の在学年限は５年とする。

２　前項に規定する在学年限については、第43条の規定により在学したとみなされる期間を除いた期間とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第41条の２　前条にかかわらず、職業を有しているために、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを学生が申し出たときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が在学年限を上限として、その計画的な履修を許可することがある。

（修了要件）

第42条　専門職学位課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

２　前項の規定にかかわらず、法務研究科の修了要件は、法務研究科に標準修業年限以上在学して、法務研究科則に定めるところに従って99単位以上修得し、課程を修了するこ

ととする。

3　第１項にかかわらず、教職研究科の修了要件は、教職研究科に標準修業年限以上在学し、教職研究科研究科則に定めるところに従って46単位以上（高度の専門的な能力および優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）修得し、課程を修了することとする。

4　前項にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教職研究科に入学する前に小学校等または特別支援学校の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、実習により修得する単位の全部または一部を免除することができる。この場合において、教職研究科の修了要件は、教職研究科に標準修業年限以上在学し、教職研究科研究科則に定めるところに従って、46単位から免除した単位を差し引いた単位以上修得し、課程を修了することとする。

（在学期間の短縮）

第43条　第48条の規定により本専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第１項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を現に在籍している課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して現に在籍している課程の標準修業年限の２分の１を超えない範囲で本専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも１年（法務研究科については２年）以上在学しなければならない。

2　法務研究科が、前項の規定により本法務研究科に在学したものとみなすことがある期間は、１年を超えない範囲とする。

3　前２項の在学したものとみなす期間については、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

（法学既修者）

第44条　法務研究科は、本法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認めた者（以下「法学既修者」という。）については、第42条第２項に規定する在学期間については１年を超えない範囲で本法務研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については35単位を超えない範囲で、本法務研究科が認める単位を修得したものとみなすことがある。

２　前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことがある期間は、前条第２項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて１年を超えてはならない。

３　第１項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことがある単位数は、第47条および第48条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて36単位を超えてはならない。

第２節　単位認定等

（授業の方法等）

第45条　第20条に定めるもののほか、専門職大学院の目的を達成しうる実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査または双方向もしくは多方向に行われる討論もしくは質疑応答その他適切な方法により授業を行う。

２　研究科委員会が必要と認めた場合には、第20条第１項および前項に定める授業について、多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

（専門職大学院の履修科目の登録の上限）

第46条　学生が１年間または１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を各研究科則に定める。

（他の大学院または本大学の他の研究科における授業科目の履修）

第47条　研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）または本大学の他の研究科の授業科目を履修させることがある。

２　前項の規定により授業科目を履修して修得した単位は、本専門職大学院が修了要件として定める単位数の２分の１を超えない範囲で、現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

３　前項の規定にかかわらず、法務研究科において、第１項の規定により授業科目を履修して修得した単位は、36単位を超えない範囲で、本法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

（入学前の既修得単位の認定）

第48条　研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本専門職大学院に入学した後の現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

２　前項の規定により修得したものとみなすことがある単位であって、転入学の場合を除

き、現に在籍している研究科において修得した単位以外のものは、前条第２項の規定により現に在籍している課程において修得したものとみなす単位と合わせて、本専門職大学院が修了要件として定める単位数の２分の１を超えてはならない。

３　前項の規定にかかわらず、法務研究科において、第１項の規定により修得したものとみなすことがある単位であって、転入学の場合を除き、現に在籍している研究科において修得した単位以外のものは、前条第３項の規定により本法務研究科において修得したものとみなす単位と合わせて36単位を超えてはならない。

４　第１項の規定により修得したものとみなすことがある単位のうち、現に在籍している課程において修得した単位については、30単位を超えてはならない。

５　教職研究科において、転入学の場合を除き、第１項の規定により修得したものとみなす単位は、前条第２項の規定により本教職研究科において修得したものとみなす単位および第42条第４項の規定により免除する単位数と合わせて、修了要件として定める単位数の２分の１を超えてはならない。

（単位認定）

第49条　前２条にもとづく単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

（研究科則）

第49条の２　第３章から第６章に定めるものの他、各研究科の授業科目、修了に必要な単位数および単位認定等については、各研究科則に定める。

第７章　学位

（学位）

第50条　学位および学位の授与に関する事項については、立命館大学学位規程による。

第８章　入学

（入学時期）

第51条　入学時期は、毎年４月または９月とする。

（修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程の入学資格）

第52条　修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　大学を卒業した者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第155条第１項に規定された者

(3)　大学に３年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者

（博士課程後期課程の入学資格）

第53条　博士課程後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　修士の学位を有する者

(2)　専門職学位を有する者

(3)　修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者

（４年制博士課程の入学資格）

第53条の２　４年制博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　６年制薬学部を卒業した者

(2)　修士（薬学系）の学位を有する者

(3)　前２号の者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第156条に規定されたもの

（修士課程等または専門職学位課程の転入学資格）

第54条　修士課程等または専門職学位課程に転入学することのできる者は、転入学試験要項に定める。

（一貫制博士課程３年次の転入学資格）

第55条　一貫制博士課程３年次に転入学することのできる者は、第53条各号のいずれかに該当する者とする。

（再入学の資格）

第56条　退学または除籍となった研究科に再入学することのできる者は、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して２年以内のものとする。ただし、第28条、第31条、第34条、第35条の３および第41条に規定する在学年限を超えて除籍となった者または第91条第１項により退学となった者は、再入学することはできない。

（入学等の出願）

第57条　入学、転入学または再入学（以下「入学等」という。）を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に第75条に定める入学検定料および立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程（以下「入学の出願等に関する規程」という。）に定める書類を

添えて願い出なければならない。

2　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を徴収しない。

(1)　再入学試験を受験する場合

(2)　出願時において本大学院の修士課程または専門職学位課程を修了見込みの者が、修了する学期の最終日の翌日以降１年以内に博士課程後期課程、４年制博士課程または一貫制博士課程３年次に入学するための入学試験を受験する場合

(3)　本大学院の修士課程または専門職学位課程を修了した者が、修了した学期の最終日の翌日以降１年以内に前号の入学試験を受験する場合

(4)　大使館推薦または大学推薦による国費外国人留学生の場合

(5)　「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択大学を対象とする国費外国人留学生の場合

(6)　大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3　入学志願に関する事項は、入学の出願等に関する規程に定める。

（選考）

第58条　入学志願者は、別に定める方法により選考し、研究科委員会の議を経て、研究科長が合格者を決定する。

2　研究科長は、前項の合格者に合格の通知を行う。

3　入学志願者の選考に関し必要な事項は、毎年度、入学等の試験要項に定める。

（入学手続）

第59条　前条第２項の合格の通知を受けた者は、入学の出願等に関する規程に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

2　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第９章　休学、復学、転籍、留学、退学および除籍

（休学）

第60条　病気その他やむを得ない理由により継続して２か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。

2　休学を願い出た者に対して、学長が休学を許可することがある。

3　学長は、病気のため就学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

４　休学期間は、継続して２年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、１年を限度として、その期間を延長して許可することがある。

５　休学期間は、通算して３年を超えることができない。ただし、一貫制博士課程においては、通算して５年まで休学することができる。

６　前項の規定にかかわらず、第１項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は前項の通算３年（一貫制博士課程においては通算５年）に含めない。

７　休学期間は、在学期間に算入しない。

（復学）

第61条　休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することがある。

（転籍）

第62条　本大学院の学生で、第５条で規定する他の研究科または専攻のうち、現に在籍している研究科または専攻と第52、53、53条の２および55条に定める入学資格が同一の研究科または専攻に転籍を志願する者については、転籍先の研究会委員会で選考のうえ、転籍元および転籍先の研究科委員会の議を経て、学長が許可することがある。

２　転籍前に修得していた単位の認定は、転籍先の研究科委員会の議を経て、転籍先の研究科長が決定する。

（留学）

第63条　留学とは、外国の大学院またはこれに相当する高等教育機関もしくは研究機関で、協定または合意にもとづき、１学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修し、もしくは研究指導を受け、または研究に従事することをいう。

２　留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、学長が留学を許可する。

３　留学期間は、在学期間に算入する。

（退学）

第64条　退学を願い出た者に対して、学長が退学を許可することがある。

（除籍）

第65条　次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。ただし、第６号に該当する者にあっては、教学委員会の議を経て、学長が除籍する。

(1)　授業料、在籍料または特別在学料を納めない者

(2)　第28条、第31条、第34条、第35条の３および第41条に規定する在学年限を超えた者

(3)　第60条第５項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者

(4)　休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者

(5)　死亡した者

(6)　修業の見込みがないと認めた者

(7)　法務研究科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかった者

（その他の手続き）

第66条　この学則に定めるものの他、休学、復学、転籍、留学、退学および除籍の手続きについては、立命館大学学籍に関する規程に定める。

第10章　外国人留学生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生、研究生、専修生、特別研究学生および外国人研究生

（外国人留学生）

第67条　大学院教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学した外国人で正規課程に在籍する者を外国人留学生とする。

（科目等履修生）

第68条　本大学院における授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が科目等履修生として許可することがある。

２　科目等履修生に関する事項は、立命館大学科目等履修生規程に定める。

（聴講生）

第68条の２　本大学院の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が聴講生として許可することがある。

２　聴講生に関する事項は、立命館大学聴講生規程に定める。

（特別聴講学生）

第69条　他の大学院等（外国の大学院を含む。）との協定にもとづき、本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が特別聴講学生として許可することがある。

２　特別聴講学生に関する事項は、立命館大学特別聴講学生規程に定める。

（研修生）

第70条　本大学院の修士または専門職の学位を得た者で、さらに研究を継続し、本大学の研究施設を利用しようとするものがあるときは、研究科委員会において選考のうえ、研究科長が研修生として許可することがある。

２　研修生に関する事項は、立命館大学大学院研修生規程に定める。

（研究生）

第71条　本大学院の博士の学位を得た者、博士課程後期課程または一貫制博士課程もしくは４年制博士課程に標準修業年限以上在学したうえで、各研究科則に定める履修要件を満たし退学した者で、さらに研究を継続し、本大学の施設を利用しようとするものがあるときは、研究科委員会において選考のうえ、研究科長が研究生として許可することがある。

２　研究生に関する事項は、立命館大学大学院研究生規程に定める。

（専修生）

第72条　本専門職大学院において専門職学位を得た者で、学習を継続するため本大学の施設を利用しようとするものがあるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が専修生として許可することがある。

２　専修生に関する事項は、立命館大学大学院専修生規程に定める。

（特別研究学生）

第73条　他の大学院等（外国の大学院等を含む。）との協定にもとづき、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が特別研究学生として許可することがある。

２　特別研究学生に関する事項は、立命館大学大学院特別研究学生規程に定める。

（外国人研究生）

第74条　次の各号に掲げる者で、本大学院における授業科目の履修または研究指導を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が外国人研究生として許可することがある。

(1)　国費外国人留学生

(2)　中国政府大学院留学生派遣（共同育成）プログラムによる留学生

(3)　アフガニスタン人材育成プロジェクトによる留学生

(4)　独立行政法人国際交流基金が支援する訪日研究プログラムによる留学生

(5)　ブラジル政府派遣「国境無き科学計画」による留学生

(6)　日墨交流計画による留学生

(7)　サウジアラビア王国政府派遣留学プログラムによる留学生

(8)　公益財団法人交流協会奨学金留学生制度による留学生

２　外国人研究生に関する事項は、立命館大学大学院外国人研究生規程に定める。

第11章　授業料等納付金および手数料

（入学検定料）

第75条　入学検定料は、納付金等別表１―１のとおりとする。

（入学金）

第76条　入学する者は、納付金等別表２―１に定める入学金を納めなければならない。

２　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学金を徴収しない。

(1)　学校法人立命館の設置する大学または大学院（以下「設置大学」または「設置大学院」という。）を卒業または修了した者が、本大学院に入学する場合

(2)　第52条第３号に該当する者として、設置大学から引き続き本大学院に入学する場合

(3)　設置大学院の博士課程後期課程、一貫制博士課程または４年制博士課程において博士論文以外の修了要件を満たし退学した者が、本大学院に入学する場合

（授業料）

第77条　学生は、在籍する研究科および年次に応じて、春学期授業料および秋学期授業料を学期毎に納めなければならない。ただし、９月に入学した者の授業料は、春学期授業料を秋学期の授業料とし、秋学期授業料を春学期の授業料とする。

２　前項の授業料は、修士課程等は納付金等別表３―１、博士課程後期課程は納付金等別表３―２、一貫制博士課程は納付金等別表３―３、専門職学位課程は納付金等別表３―４、４年制博士課程は納付金等別表３―５に定める。

３　前項にかかわらず、在学期間（第43条により在学とみなされる期間を除く。）が各課程の標準修業年限を超えた者および第44条に定める法学既習者で在学期間（第43条および第44条により在学とみなされる期間を除く。）が２年を超えた者の授業料は、前項に定める額の半額とする。

４　前２項にかかわらず、第28条の２および第41条の２の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者（以下「長期履修生」という。）の学期ごとの授業料は、納付金等別表３―６に定める。ただし、長期履修が許可された学期を延長する場合は、延長した学期の授業料は、標準修業年限で納める学期ごとの授業料の半額とし、長期履修が許可された期間を短縮する場合は、既に納めた授業料と標準修業年限で納める授業料の総額との差額を納めることとする。

５　第２項および第３項にかかわらず、専門職学位課程経営管理研究科において在学期間（第43条により在学とみなされる期間を除く。）が標準修業年限を超えた者の固定授業料は、納付金等別表３―４に定める額の半額とする。

６　第２項および第３項にかかわらず、博士課程後期課程、一貫制博士課程または４年制

博士課程において博士論文以外の修了要件を満たした者の授業料は、学期につき100,000円とする。

（実習費）

第78条　特定の科目または課程を履修する者は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める実習費を納めなければならない。

（在籍料）

第79条　休学中の者は、当該期間中（休学を開始した学期を含む）は、授業料に代えて納付金等別表４―１に定める在籍料を学期毎に納めなければならない。

（特別在学料）

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、授業料に代えて納付金等別表４―２に定める特別在学料を学期毎に納めなければならない。

(1)　他大学院との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学院から当該他大学院に留学している者であって、当該他大学院に対する学費の納付を要するもの（同プログラムにより本大学院に入学または転入学した者を除く）

(2)　博士課程後期課程、一貫制博士課程または４年制博士課程において学位申請を行い、学位審査のために標準修業年限を超えて次学期も在学する者

（単位認定料）

第80条の２　経営管理研究科において、第47条および第48条にもとづき単位の認定を受ける者は、単位認定料を所定の期日までに納めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する単位については、単位認定料を徴収しない。

(1)　入学前に科目等履修生として経営管理研究科の授業科目を履修し修得した単位

(2)　再入学前に経営管理研究科の授業科目を履修し修得した単位

（科目等履修料等）

第81条　科目等履修生に志願する者は、科目等履修生選考料を所定の期日までに納めなければならない。

２　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生選考料を徴収しない。

(1)　金融と法講座を履修する場合

(2)　文化遺産防災学教育プログラムを履修する場合

(3)　リサーチ・アドバイザー（政策科学研究科）として履修する場合

(4)　大学院早期履修プログラムを履修する場合

(5)　大学院進学プログラムを履修する場合

(6)　Study in Kyoto Programを履修する場合

(7)　プラクティカム・アドバイザー（テクノロジー・マネジメント研究科）として履修する場合

(8)　大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3　科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

4　前項にかかわらず、第２項の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生登録料を徴収しない。ただし、第１号の場合はこの限りでない。

5　科目等履修生は、納付金等別表５―１に定める科目等履修料を所定の期日までに納めなければならない。

6　前項にかかわらず、第２項第３号、第４号、第５号、第７号または第８号のいずれかに該当する場合は、科目等履修料を徴収しない。

（聴講料等）

第81条の２　聴講生に志願する者は、聴講生選考料を所定の期日までに納めなければならない。

2　聴講生は、納付金等別表５―１―２に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。

3　前２項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、聴講生選考料および聴講料を徴収しない。

（手数料の金額等）

第81条の３　単位認定料、科目等履修生選考料、科目等履修生登録料および聴講生選考料の金額および納付に関する事項は、立命館大学手数料規程に定める。

（特別履修料）

第82条　特別聴講学生に許可された者は、納付金等別表５―２に定める特別履修料を納めなければならない。

2　前項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、特別履修料を徴収しない。

（研修料）

第83条　研修生に許可された者は、納付金等別表５―３に定める研修料を納めなければならない。

（研究料）

第84条　研究生に許可された者は、納付金等別表５―４に定める研究料を納めなければならない。

（専修料）

第85条　専修生に許可された者は、納付金等別表５―５に定める専修料を納めなければならない。

（外国人研究料）

第86条　外国人研究生に許可された者は、納付金等別表５―６に定める外国人研究料を納めなければならない。

２　前項にかかわらず、大学推薦による国費外国人留学生および中国政府大学院留学生派遣（共同育成）プログラムの留学生については、外国人研究料を徴収しない。

（納付金等の減免）

第87条　第57条、第76条、第77条、第79条および第80条にかかわらず、入学検定料、入学金、授業料、在籍料および特別在学料の一部または全額を免除することがある。

２　前項については、非常災害による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程、立命館大学外国人留学生授業料減免規程および立命館大学災害救助法適用地域の受験生に対する入学検定料免除規程に定める。

（納付金等の納付）

第88条　入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、専修料および外国人研究料の納付に関する事項は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める。

（納付金等の返還）

第89条　既に納めた入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、専修料および外国人研究料は、返還しない。

２　前項にかかわらず、次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、既に納めた授業料に限り返還する。

(1)　４月入学予定者　入学予定の前年度３月31日まで

(2)　９月入学予定者　入学予定の当年度９月25日まで

３　第１項にかかわらず、９月25日までに退学または除籍となった場合は、当年度の秋学期以降の授業料に相当する既納額を、３月31日までに退学または除籍となった場合は、

次年度の春学期以降の授業料に相当する既納額を返還する。

4　第１項にかかわらず、科目等履修生または聴講生が春学期に秋学期分を含む科目等履修料または聴講料を納め、秋学期の受講登録において秋学期の受講科目を取り消した場合は、取り消した科目数に相当する既納額を返還する。

第12章　賞罰

（表彰）

第90条　学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

（懲戒）

第91条　本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2　懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。

3　停学期間は、在学期間に算入し、標準修業年限に算入しない。ただし、停学期間が３か月以内の場合には、標準修業年限に算入することができる。

4　懲戒に関する手続は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

第13章　改廃

（変更）

第92条　この学則の変更は、研究科委員会、大学協議会および常任理事会の議を経て、理事会が決定する。ただし、一部の研究科のみに関する変更については、他の研究科の研究科委員会の議を経ることを要しない。

附　則

本学則は、昭和29年４月１日から実施する。

附　則（文学研究科、地理学専攻増設に伴う改正）

本学則は、昭和31年４月１日から適用する。

附　則

本学則は、昭和32年４月１日から施行する。

附　則（文学研究科修士課程、英文学専攻および同博士課程東洋文学思想専攻増設に伴う改正）

本学則は、昭和33年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和38年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和39年４月１日から施行する。ただし、昭和38年度以前の経済学研究科の入学者については従前の例による。

附　則

本学則は、昭和40年４月１日から施行する。ただし、昭和39年度以前の文学研究科の入学者については従前の例による。

附　則（経営学研究科修士・博士課程ならびに理工学研究科博士課程増設に伴う改正）

本学則は、昭和41年４月１日から施行する。ただし、昭和40年度以前の経済学研究科ならびに理工学研究科の入学者については従前の例による。

附　則（法学研究科修士課程の履修規定変更ならびに文学研究科修士課程の科目変更に伴う改正）

本学則は、昭和42年４月１日から施行する。ただし、昭和41年度以前の法学研究科ならびに文学研究科の入学者については従前の例による。

附　則（法学研究科修士課程の専攻科目ならびに文学研究科修士課程の英文学専攻科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和43年４月１日から適用する。ただし、昭和42年度以前の法学研究科の入学者については、従前の例による。

附　則（昭和44年６月27日総則・職員組織・委託生・研修生の項ならびに文学研究科修士課程科目の改正）

この学則は、昭和44年４月１日から適用する。

附　則（昭和44年９月12日理工学研究科修士課程科目の改正）

この学則は、昭和44年４月１日から適用する。

附　則（昭和44年12月12日経営学研究科博士および修士課程の規定改正）

この学則は、昭和44年４月１日から適用する。

附　則（昭和45年４月10日理工学研究科修士課程中応用化学専攻科目の改正）

この学則は、昭和45年４月１日から適用する。

附　則（昭和45年11月13日規程第117号立命館大学大学院奨学金貸与規程設定に伴う改正）

この学則は、昭和45年４月１日から適用する。

附　則（経済学研究科修士課程ならびに理工学研究科修士課程の履修科目の整理と単位数の改正）

この学則は、昭和46年４月１日より適用する。ただし、第25条は昭和45年度入学生からこれを適用する。

附　則（社会学研究科の設置と各研究科修士課程又は博士課程の履修科目の整理と単位数の改正）

この学則は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則（文学研究科修士課程の研究指導の設置と履修科目の整理と単位数の改正ならびに博士課程東洋文学思想専攻の履修科目の整理と単位数の改正）

この学則は、昭和48年４月１日から施行する。ただし、昭和47年度の文学研究科の入学者からこれを適用する。

附　則（経済学研究科修士課程ならびに博士課程科目の改正）

この学則は、昭和48年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和49年４月１日より施行する。ただし、第30条第２項は、昭和44年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、昭和49年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和49年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則（経営学研究科修士課程および博士課程専攻の科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和51年４月１日から施行する。

附　則（理工学研究科土木工学専攻の科目の一部改正）

この学則は、昭和51年４月１日から施行する。

附　則（昭和52年３月25日社会学研究科修士課程の社会問題調査実習の単位数の改正）

この学則は、昭和51年４月１日から施行する。

附　則（昭和49年６月20日文部省令第28号による大学院設置基準の制定ならびに文学研究科史学専攻博士課程、理工学研究科土木工学専攻博士課程（後期課程）増設に伴う改正）

１　（施行期日）

この学則は、昭和54年４月１日から施行する。

２　（文学研究科修士課程日本史学専攻・西洋史学専攻の存続に関する経過措置）

本大学院文学研究科修士課程日本史学専攻及び西洋史学専攻は、本大学院学則第４条の規定にかかわらず、昭和54年３月31日に当該研究科の専攻に在学する者が当該研究科の専攻に在学しなくなる日または昭和57年３月31日までの間、存続するものとする。

３　（文学研究科修士課程日本史学専攻・西洋史学専攻の学生定員）

本大学院文学研究科修士課程日本史学専攻及び西洋史学専攻の学生定員は本大学院学則第５条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	入学定員	総定員	
			昭和54年度以降	昭和54年度	昭和55年度以降
文学研究科	修士課程	日本史学専攻	0人	15人	0人
		西洋史学専攻	0人	15人	0人

附　則（昭和55年３月14日理工学研究科機械工学専攻の科目の一部改正）

この学則は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和55年５月16日教職課程に関する条文の新設に伴う改正）

この学則は、昭和55年４月１日から適用する。

附　則（1982年４月９日法学研究科のカリキュラムの一部改正）

この学則は、1982年４月１日から施行するものとし、同年度入学の院生より適用する。

附　則（1983年２月25日応用化学専攻カリキュラムの変更に伴う改正）

この学則は、1983年４月１日から施行し、同年度入学の者より適用する。

附　則（1986年５月30日外国人留学生の受入れおよび本学学生の外国留学を促進する政策の具体化に伴う改正）

この学則は、1986年４月１日から適用する。

附　則（1989年１月27日理工学研究科電気工学専攻および機械工学専攻カリキュラム改訂に伴う変更）

この学則は、1989年４月１日から施行し、電気工学専攻においては同年度入学院生から、機械工学専攻においては1988年度入学院生からこれを適用する。

附　則（1989年３月29日法学研究科の外国人留学生の受け入れに伴う変更）

この学則は、1989年４月１日から施行する。

附　則（1989年３月29日文学研究科修士課程英米文学専攻の科目変更に伴う変更）

この学則は、1989年４月１日から施行する。ただし、1988年度以前の入学者にも適用する。

附　則（1989年６月23日大学院改革に伴う変更）

この学則は、1989年４月１日から適用する。

附　則（1989年６月23日経営学研究科カリキュラムの一部変更に伴う変更）

この学則は、1990年４月１日から施行する。

附　則（1989年７月28日文学研究科心理学専攻、英米文学専攻博士課程新設および各研究科高等学校専修教育職員免許中学校専修教育職員免許新設に伴う変更）

この学則は、1990年４月１日から施行する。

附　則（1989年10月27日各研究科高等学校専修教育職員免許再課程認定申請、中学校専修教育職員免許申請に伴う変更）

この学則は、1990年４月１日から施行する。

付　則（1989年12月22日経済学研究科カリキュラムの一部変更に伴う変更）

この学則は、1991年４月１日から施行する。

付　則（1989年12月22日理工学研究科土木工学専攻カリキュラム改定に伴う変更）

この学則は、1990年４月１日から施行する。

附　則（1990年３月９日理工学研究科電気工学専攻カリキュラム改訂に伴う変更）

この学則は、1989年４月１日から適用する。但し、1989年度入学院生から適用する。

附　則（1990年３月30日社会学研究科カリキュラムの一部変更に伴う変更）

この学則は、1991年４月１日より施行する。ただし、博士課程後期課程については、1993年度入学生から適用する。

附　則（1990年３月30日文学研究科心理学専攻、英米文学専攻博士課程後期課程新設に伴う変更）

この学則は、1990年４月１日から施行する。

附　則（1990年７月27日理事会議案第26号①及び1991年３月20日文部省認可による理工学研究科数学専攻、情報工学専攻修士課程新設に伴う変更）

この学則は、1991年４月１日から施行する。

附　則（1990年７月27日理事会議案第26号②及び1991年３月25日文部省認可による理工学研究科数学専攻、情報工学専攻修士課程新設および各専攻高等学校専修教育職員免許中学校専修教育職員免許新設に伴う変更）

この学則は、1991年４月１日から施行する。

附　則（1990年９月28日経営学研究科履修規定の一部変更にともなう変更）

この学則は、1991年４月１日から施行する。

附　則（1990年11月30日理事会議案第41号及び1991年３月20日文部省認可による理工学研究科物理学・応用化学・電気工学・機械工学・土木工学各専攻収容定員の一部改正）

この学則は、1991年４月１日から施行する。

附　則（1991年３月29日経済・経営・文学研究科履修規定の変更に伴う改正）

この学則は、1991年４月１日から施行する。

附　則（1991年３月29日理工学研究科情報工学専攻新設のための補正申請に伴う改正）

この学則は、1991年４月１日から施行する。

附　則（1991年７月26日学位規則の一部を改正する文部省令にもとづく変更）

この学則は、1991年７月１日から適用する。

附　則（1991年10月25日理事会議案第32号及び1992年３月19日文部省認可による国際関係研究科修士課程国際関係学専攻新設及び1989年９月１日及び1991年７月１日大学院設置基準の一部改正及び1989年９月１日学校教育法施行規則の一部改正に伴う変更）

この学則は、1992年４月１日から施行する。

付　則（1992年４月10日国際関係研究科国際関係コース主要科目追加に伴う変更）

この学則は、1992年４月１日から適用する。

付　則（1992年７月24日本学他研究科の単位を認定するための変更）

この学則は、1992年９月21日から施行する。

附　則（1992年11月27日本学他研究科等の単位を認定するための変更）

この学則は、1993年４月１日から施行する。

附　則（1993年１月22日学位論文審査委員に関する規程の明文化に伴う変更）

この学則は、1992年12月25日から施行する。

附　則（1993年３月12日経営学研究科履修規定の一部変更のための変更）

この学則は、1993年４月１日から施行する。

附　則（1993年４月９日経済学研究科規定の一部変更による変更）

この学則は、1993年４月１日から適用する。

附　則（1993年５月28日理工学研究科数学専攻、情報工学専攻博士課程設置に伴う

変更）

この学則は、1993年４月１日から施行する。

附　則（1993年６月11日法学研究科博士課程前期課程に専修コースを設置することおよび同コースに「飛び級」制度を新設することならびに他の大学院等で履修した科目の認定単位数の変更を行うことに関する一部変更）

この学則は、1994年４月１日から施行する。

附　則（1993年６月11日外国の大学院の単位を認定するための一部変更）

この学則は、1993年４月１日から適用する。

附　則（1993年９月10日入学資格の変更に伴う教職課程履修制限の廃止、及び法学・経済学・社会学・文学研究科高等学校専修教育職員免許「地理歴史」「公民」の課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1994年４月１日から施行する。

附　則（1993年９月10日理工学研究科博士課程前期課程に「飛び級」制度を新設することの変更を行うことに関する一部変更）

この学則は、1994年４月１日から施行する。

附　則（1994年３月25日理事会議案第114号および1994年３月16日文部大臣認可による理工学研究科修士課程数理科学専攻、物質理工学専攻、環境社会工学専攻および情報システム学専攻ならびに国際関係研究科博士課程国際関係学専攻設置等に伴う変更）

1　この学則は、1994年４月１日から施行する。

2　理工学研究科博士課程前期課程数学専攻、物理学専攻、応用化学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻および情報工学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず、1994年３月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則（1995年３月24日大学院法学研究科科目の増設および履修方法の変更等に伴う一部変更）

この学則は、1995年４月１日から施行する。ただし、1994年度以前の入学者にも適用する。

附　則（1993年11月12日理工学研究科教職課程認定申請（専修免許）に伴う一部変更）

この学則は、1994年４月１日から施行する。

附　則（1995年５月26日理事会議案第16号及び1995年12月22日文部大臣認可による理工学研究科博士課程後期課程総合理工学専攻設置に伴う変更）

１　この学則は、1996年４月１日から施行する。

２　理工学研究科博士課程後期課程数学専攻、物理学専攻、応用化学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻および情報工学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず、1996年３月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則（1996年２月23日入学資格の変更、修士論文審査委員数の弾力化、各研究科設置科目等の変更に伴う変更）

この学則は、1996年４月１日から施行する。ただし、1995年度以前の入学者にも適用する。なお、第１章６条および第14条にかかわる変更については1996年２月１日から施行する。

附　則（1996年９月13日政策科学研究科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1997年４月１日から施行する。

附　則（1996年12月19日文部大臣認可による政策科学研究科政策科学専攻修士課程設置、1997年３月28日経営学研究科設置科目再編および科目等履修生制度創設にともなう変更、社会保障法分野の研究を促進するための変更）

この学則は、1997年４月１日から施行する。

なお、第29条については、1996年度入学者にも適用する。

附　則（1997年９月26日修士論文指導を強化するための変更）

この学則は、1997年９月26日から施行し、1997年度入学者から適用する。

附　則（1998年２月27日社会学研究科博士課程前期課程に「飛び級」制度を新設すること、法学研究科のコース名称を変更すること、ならびに法学研究科と理工学研究科の国際化促進および社会学研究科の学系統合等による設置科目変更等にともなう変更）

この学則は、1998年４月１日から施行する。ただし、第１章第６条に係わる変更については、1998年２月１日から適用する。

附　則（1999年２月26日理事会議案第62号1998年12月22日文部大臣承認による政策科学研究科政策科学専攻博士課程後期課程設置にともなう変更）

この学則は1999年４月１日から施行する。

付　則（1999年２月26日文学研究科人文総合科学インスティチュート関連科目を新設することに伴う一部変更）

この学則は、1999年４月１日から施行する。

付　則（1999年２月26日政策科学研究科政策科学専攻博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この大学院学則は1999年４月１日から施行する。

付　則（1999年12月22日文部大臣認可による法学研究科（博士課程前期課程）、経営学研究科（博士課程前期課程・後期課程）、社会学研究科（博士課程前期課程・後期課程）の、収容定員変更にともなう変更）

この学則は、2000年４月１日から施行する。

付　則（2000年３月21日国際関係研究科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更）

この学則は、2000年４月１日から施行する。

付　則（2000年２月25日政策科学研究科政策科学研究専攻博士課程前期課程カリキュラムの見直しに伴う一部変更）

この大学院学則は、2000年４月１日から施行する。

付　則

この学則は、2000年４月１日から施行する。

付　則（2000年３月24日国際関係研究科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更）

この学則は、2000年４月１日から施行する。

付　則（2000年３月24日理工学研究科カリキュラム改訂に伴う変更）

この学則は、2000年４月１日から施行する。

付　則（2000年３月24日入学資格の緩和、および法学研究科、国際関係研究科、政策科学研究科、理工学研究科のカリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、2000年４月１日から施行する。

付　則（2000年３月24日文部大臣認可による応用人間科学研究科および理工学研究科フロンティア理工学専攻の設置にともなう変更）

この学則は、2001年４月１日から施行する。

付　則（2000年９月29日社会学研究科への社会福祉士課程設置に伴う改正）

この学則は、2001年４月１日から施行する。

附　則（2000年12月22日大学院政策科学研究科科目名表の別表化に伴う変更）

この学則は、2001年４月１日から施行する。

附　則（2000年12月21日文部大臣認可による応用人間科学研究科および理工学研究科フロンティア理工学専攻の設置にともなう変更）

この学則は、2001年４月１日から施行する。

附　則（2001年３月23日経済学研究科博士課程前期課程カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2001年４月１日から施行する。

附　則（2001年３月23日四大学履修交流科目設置に伴う変更）

本学則は、2001年４月１日から施行する。ただし、その一部については2000年度以前入学者にも別途定めるところによりその一部を適用する。

附　則（2001年３月23日社会学研究科への社会福祉士課程設置に伴う改正）

この学則は、2001年４月１日から施行する。

附　則（2001年３月23日大学院政策科学研究科科目名表の別表化に伴う変更）

この学則は、2001年４月１日から施行する。

附　則（2002年３月29日経済学研究科博士課程前期課程カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2002年４月１日から施行する。

附　則（2002年３月29日経営学研究科企業経営専攻博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年４月１日から施行する。その一部については2001年度以前入学者にも別途定めるところにより適用する。

附　則（2002年３月29日社会学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2002年４月１日から施行する。

附　則（2002年３月29日文学研究科博士課程前期課程、後期課程におけるカリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2002年４月１日から施行する。

附　則（2002年３月29日国際関係研究科における特別演習の単位数変更と関西四大学履修交流科目の設置に伴う変更）

この学則は、2002年４月１日から施行する。ただし、2001年度入学者より適用する。

附　則（2002年５月24日社会学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2002年４月１日から施行する。

附　則（2002年５月24日文部科学大臣認可による先端総合学術研究科および言語教育情報研究科の設置に伴う変更）

この学則は、2003年４月１日から施行する。

附　則（2002年10月17日中央省庁改革に伴う一部改正）

この学則は、2002年10月17日から施行し、2001年１月６日から適用する。

附　則（2002年12月６日領域名称の変更およびカリキュラム改革に伴う変更）

本規程は、2003年４月１日から施行する。

附　則（2003年３月７日経済学研究科Master’s Program in Economic Development新設に伴う科目の変更）

この学則は、2003年３月７日より施行し、2002年９月26日から適用する。

附　則（2003年３月７日言語教育情報研究科設置のための補正申請に伴う一部変更）

この学則は、2003年４月１日から施行する。

附　則（2003年３月７日国際産業工学特別コースの科目変更に伴う改訂）

本規程は、2003年３月７日から施行し、2003年４月１日から適用する。

附　則（2003年３月14日応用人間科学研究科カリキュラム改革にともなう特別演習の単位数変更による学則の一部変更）

本規程は、2003年４月１日から施行する。

附　則（2003年３月28日法学研究科法政専修コース法務実習プログラムの多様な展開に伴う一部変更）

この学則は、2003年４月１日から施行する。

附　則（2003年３月28日標準修業年限１年以上２年未満の博士課程前期（修士）課程を設けることを可能とすることに伴う一部変更）

この学則は、2003年４月１日から施行する。

附　則（2003年３月28日大学院設置基準の一部改正に伴う変更）

この学則は、2003年４月１日から施行する。

附　則（2003年３月28日経営学研究科博士課程前期課程の2003年度企業派遣大学院生受け入れ等に伴う一部変更）

この学則は、2003年４月１日から施行する。ただし、第29条別表営院―１に規定する科目および単位については、2001年度以前の入学者にも別途定めるところにより適用する。

附　則（2003年３月28日社会学研究科博士課程前期課程の特別演習Ⅰ・特別研究および社会福祉士課程社会援助技術現場実習の単位変更に伴う一部変更）

この学則は、2003年４月１日から施行する。ただし、社会福祉士課程科目については2001年度入学者より適用する。

附　則（2003年３月28日国際関係研究科博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2003年４月１日から施行する。ただし、第37条別表国―１に規定する科目および単位については、2002年度以前の入学者にも別途定めるところにより適用する。

附　則（2003年３月28日政策科学研究科博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2003年４月１日から施行する。

附　則（2003年３月28日応用人間科学研究科修士課程カリキュラム改革に伴う特別演習の単位数の一部変更）

この学則は、2003年４月１日から施行する。

附　則（2004年１月16日経営学研究科の統計学科目充実に伴う一部科目名称変更および企業協定プログラム実施の新規科目開設に伴う一部変更）

この学則は、2004年４月１日から施行する。

附　則（2004年１月16日政策科学研究科JDSによる留学生受入れに伴う科目の設置等に伴う一部変更）

この学則は、2004年４月１日から施行する。

附　則（2004年１月16日理工学研究科MOT（技術経営）関連、博士課程後期課程国際産業工学特別コースおよび関西四大学履修交流の新規科目科設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年４月１日より施行する。

附　則（2004年１月16日国際関係研究科プログラム科目の変更に伴う一部変更）

この学則は、2004年４月１日より施行する。

附　則（2004年３月12日理工学研究科MOT（技術経営）関連科目の一部変更、およびSTARC寄付講座の科目追加に伴う変更）

この学則は、2004年４月１日より施行する。

附　則（2004年３月26日理事会第71号および2004年２月18日文部科学大臣届出受理による法学研究科法学専攻の設置ならびに公法専攻および民事法専攻の学生募集

停止に伴う一部変更）

この学則は、2004年４月１日から施行する。

附　則（2004年３月26日理事会第71号および2003年11月27日文部科学大臣認可による法科大学院（専門職学位課程）設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年４月１日から施行する。

附　則（2004年５月28日理事会議案第11号および2004年６月16日文部科学省届出によるテクノロジー・マネジメント研究科設置に伴う変更）

この学則は、2005年４月１日より施行する。

附　則（2004年７月23日理工学研究科情報システム学専攻の高等学校教諭専修免許（情報）およびテクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻の高等学校教諭専修免許（商業・工業）の課程認定申請に伴う一部変更）

この学則は、2005年４月１日より施行する。

附　則（2005年１月14日理工学研究科MOT（技術経営）関連科目の削除に伴う変更）

この学則は、2005年４月１日より施行する。

附　則（2005年１月14日国際関係研究科基幹科目およびプログラム科目の一部変更、地域研究科目の１科目削除に伴う変更）

この学則は、2005年４月１日より施行する。

附　則（2005年１月14日応用人間科学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2005年４月１日より施行する。

附　則（2005年１月14日言語教育情報研究科科目変更に伴う変更）

この学則は、2005年４月１日より施行する。

附　則（2005年１月14日テクノロジー・マネジメント研究科カリキュラム構成変更および科目名称変更に伴う一部変更）

この学則は、2005年４月１日から施行する。

附　則（2005年１月28日法学部履修交流科目制度発足に伴う一部変更）

この学則は、2005年４月１日から施行する。

附　則（2005年３月４日プログラム内容に即した科目内容の再編に伴う変更）

この学則は、2005年４月１日より施行する。

附　則（2005年３月４日文学研究科博士課程前期課程哲学専攻改革に伴う別表の変更）

この学則は、2005年４月１日から施行する。

附　則（2005年３月25日文学研究科人文学専攻および理工学研究科博士課程前期課程設置に伴う一部変更）

１　この学則は、2006年４月１日から施行する。

２　文学研究科博士課程前期課程哲学専攻、心理学専攻、日本文学専攻、東洋思想専攻、英米文学専攻、史学専攻および地理学専攻、ならびに博士課程後期課程西洋哲学専攻、心理学専攻、日本文学専攻、東洋文学思想専攻、英米文学専攻、史学専攻および地理学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず2006年３月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

３　理工学研究科博士課程前期課程数理科学専攻、物質理工学専攻、環境社会工学専攻および情報システム学専攻は学生募集を停止し、学則の規定にかかわらず2006年３月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則（2005年５月27日経営管理研究科設置に伴う一部変更）

この学則は、2006年４月１日から施行する。

附　則（2005年７月15日文学研究科人文学専攻、理工学研究科基礎理工学専攻・創造理工学専攻・情報理工学専攻の設置に係る教職課程認定申請に伴う、大学院学則の一部変更）

１　この学則は、2006年４月１日より施行する。

２　以下に掲げる研究科・専攻にあっては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は以下の通りとする。

文学研究科　哲学専攻

高等学校専修免許公民

中学校専修免許社会

文学研究科　心理学専攻

高等学校専修免許公民

中学校専修免許社会

文学研究科　日本文学専攻

高等学校専修免許国語

中学校専修免許国語

文学研究科　東洋思想専攻

高等学校専修免許国語

中学校専修免許国語

文学研究科　英米文学専攻

高等学校専修免許英語

中学校専修免許英語

文学研究科　史学専攻

高等学校専修免許地理歴史

中学校専修免許社会

文学研究科　地理学専攻

高等学校専修免許地理歴史

中学校専修免許社会

理工学研究科　数理科学専攻

高等学校専修免許数学

高等学校専修免許理科

中学校専修免許数学

中学校専修免許理科

理工学研究科　物質理工学専攻

高等学校専修免許理科

高等学校専修免許工業

中学校専修免許理科

理工学研究科　環境社会工学専攻

高等学校専修免許理科

高等学校専修免許工業

中学校専修免許理科

理工学研究科　情報システム学専攻

高等学校専修免許数学

高等学校専修免許工業

高等学校専修免許情報

中学校専修免許数学

附　則（2005年７月15日理事会議案第27号および2005年11月９日文部科学省届出によるテクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程設置に伴う一部変更）

この学則は、2006年４月１日から施行する。

附　則（2006年１月27日立命館大学学則に学費額を記載することに伴い、立命館大学大学院学則の記載方法を合わせる。また、立命館大学および立命館アジア太平洋大学から本学大学院へ入学する場合の入学金の取扱い変更および立命館大学の2006年度学費額変更に伴い一部変更する。）

この学則は、2006年４月１日から施行する。

附　則（2006年３月３日経済学研究科改革に伴うコース名変更）

この学則は、2006年４月１日から施行する。

附　則（2006年３月３日国際関係研究科カリキュラム改革にともなう一部変更）

本規程は、2006年４月１日から施行する。

附　則（2006年３月３日政策科学研究科カリキュラム改革にともなう科目変更）

この学則は2006年４月１日から施行する。

附　則（2006年３月10日応用人間科学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2006年４月１日から施行し、2005年度の入学生から適用する。

附　則（2006年３月24日大学院入学資格に関する学校教育法施行規則第70条の改正に伴う入学資格の追加と一部変更、ならびに博士課程の修了要件に標準修業年限を１年以上２年未満とした博士課程前期課程または修士課程を修了した者、専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者および専門職学位課程を修了した者を追加することに伴う変更）

この学則は2006年４月１日から施行し、2006年度入学者から適用する。

附　則（2006年３月24日大学院共通科目設置に伴う変更）

この学則は、2006年４月１日より施行する。

附　則（2006年３月24日法学研究科・経営学研究科・政策科学研究科カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2006年４月１日から施行する。

附　則（2006年３月24日公務研究科公共政策専攻設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行する。

附　則（2006年７月21日　理工学研究科一貫制博士課程フロンティア理工学専攻の廃止に伴う一部変更）

１　この学則は、2007年４月１日から施行する。

２　理工学研究科フロンティア理工学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず、2007年３月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの

間、存続するものとする。

附　則（2006年10月13日大学院の共同修士学位制度への特別在学料適用に伴う変更）

この学則は、2006年10月13日から施行し、2006年９月26日から適用する。

附　則（2006年11月24日大学院設置基準の一部改正、編入学、転学の制度運用、および2007年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行する。

附　則（2007年３月２日単位互換制度の整理に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行し、2007年度入学者から適用する。ただし、「連合大学院による教員養成高度化京都モデル」の「単位互換に関する協定書」に基づく「単位互換履修科目」については2006年度以前入学者にも適用する。

附　則（2007年３月２日社会学研究科カリキュラム改革ならび社会調査士課程および専門社会調査士課程設置等に伴う一部変更）

この学則は2007年４月１日から施行する。ただし、2006年度以前の入学生の適用範囲は、社会学研究科履修要項に定める。

附　則（2007年３月２日文学研究科人文学専攻教育人間学専修博士課程後期課程の設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行する。

附　則（2007年３月２日理工学研究科フロンティア理工学プログラム設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行する。

附　則（2007年３月２日国際関係研究科博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行する。

附　則（2007年３月２日応用人間科学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日より施行する。ただし、2006年度以前の入学者にも適用する。

附　則（2007年３月２日言語教育情報研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日より施行し、2006年度入学生から遡及適用する。

附　則（2007年３月２日単位互換制度の整理に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行し、2007年度入学者から適用する。ただし、「連

合大学院による教員養成高度化京都モデル」の「単位互換に関する協定書」に基づく「単位互換履修科目」については2006年度以前入学者にも適用する。

附　則（2007年３月23日法学研究科博士課程前期課程におけるコース再編に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行する。

附　則（2007年３月23日政策科学研究科博士課程後期課程における単位制度の導入に伴う一部変更）

この学則は2007年４月１日から施行する。

附　則（2007年３月23日テクノロジー・マネジメント研究科の履修要件の変更に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行する。

附　則（2007年３月23日公務研究科における「１年修了コース」設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行する。

附　則（2007年11月30日2008年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年４月１日から施行する。

附　則（2008年３月28日　京都教育大学大学院連合教職実践教育研究科に連合大学院として協力することにともなう一部変更）

この学則は、2008年４月１日から施行する。

附　則（2008年３月28日　社会調査士課程および専門社会調査士課程設置の本則への明記、字句の統一および産業社会学部履修交流科目の廃止にともなう一部変更）

この学則は、2008年４月１日から施行する。

附　則（2008年３月28日　総合理工学院の設置にともなう一部変更）

この学則は、2008年４月１日から施行する。

附　則（2008年３月28日　政策科学研究科「リサーチプロジェクト」（前期課程）の運営・編成方法の変更に伴う一部変更、およびカリキュラム改革にもとづく科目の新設、廃止に伴う学則別表の一部変更）

この学則は、2008年４月１日から施行する。

附　則（2008年３月13日　関西四大学単位互換履修制度の整理にともなう学則別表の一部変更）

この学則は、2008年４月１日から施行し、2007年４月１日から適用する。

附　則（2008年３月13日　先端総合学術研究科カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2008年４月１日から施行する。

附　則（2008年３月13日　「日本文化研究プログラム」開設、ツール系科目の開設にともなう一部変更）

この学則は、2008年４月１日より施行する。

附　則（2008年３月13日　国際関係研究科博士課程前期課程カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年４月１日から施行する。

附　則（2008年３月13日　応用人間科学研究科2008年度開講方針にもとづく科目新設にともなう学則別表の一部変更）

この学則は、2008年４月１日から施行する。

附　則（2008年３月13日　言語教育情報研究科カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年４月１日より施行し、2007年度入学生から適用する。

附　則（2008年11月28日2009年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。

附　則（2009年３月27日　法学研究科における法学部履修交流科目の廃止にともなう一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。

附　則（2009年３月12日　経営学研究科におけるカリキュラム改訂にともなう学則別表の一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。

附　則（2009年３月27日　社会学研究科における社会福祉士課程の廃止および履修方法の変更にともなう一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行し、2009年度入学者から適用する。ただし、第32条の第１項および第２項は、2007年度入学者から適用する。

附　則（2009年３月27日　文学研究科におけるカリキュラム改訂にともなう一部変更）

この学則は2009年４月１日から施行し、2009年度入学者から適用する。

附　則（2009年３月12日　理工学研究科における「歴史都市を守る文化遺産防災学推進拠点」採択による科目の新設、半導体理工学研究センター(STARC)寄附講座科

目の追加および「学外研究発表演習」の取扱い変更にともなう学則別表の一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。ただし、半導体理工学研究センター(STARC)寄附講座科目については、2008年度入学者にも適用する。

附　則（2009年３月12日　国際関係研究科におけるカリキュラム改訂にともなう学則別表の一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。

附　則（2009年３月27日　政策科学研究科における「地域共創研究プログラム」の設置および学部科目の修了要件からの除外にともなう一部変更、「政策プロフェッショナル・プログラム」の廃止による関連科目の「共通科目」への再編および「国際開発プログラム」の開講形態の整理にともなう学則別表の一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。

附　則（2009年３月12日　言語教育情報研究科におけるカリキュラム改訂にともなう学則別表の一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。

附　則（2009年３月27日　テクノロジー・マネジメント研究科における履修要件の変更およびカリキュラム改訂にともなう一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。

附　則（2009年３月27日　公務研究科におけるカリキュラム改訂による科目の新設にともなう一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。

附　則（2009年３月12日　カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。

附　則（2009年３月27日スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年４月１日より施行する。

附　則（2009年５月22日スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年４月１日より施行する。

附　則（2010年３月26日　学籍制度の見直し、立命館大学学則等の変更および2010年度学費額変更ならびに法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、文学研究

科、理工学研究科、国際関係研究科および政策科学研究科のカリキュラム改訂等にともなう一部変更）

1　この学則は、2010年４月１日から施行する。

2　第５条、第18条の２第５項および第25条から第40条の10は、2009年度以前の入学者には適用しない。ただし、別表国―２は、2009年度以前の国際関係研究科入学者にも適用する。

3　第７条の３第１項の定めの他、2009年度以前に博士課程後期課程または一貫制博士課程に入学した者で、所定の標準修業年限以上在学のうえ、本学則に定める履修要件を満たし、博士学位を取得せずに退学した者が、課程博士学位取得のために標準修業年限の末日の翌日から起算して２年６カ月以内に再入学を願い出たときは、これを許可することがある。

4　第７条の３第１項の定めの他、2011年度以前に一貫制博士課程に転入学した者で、所定の標準修業年限以上在学のうえ、本学則に定める履修要件を満たし、博士学位を取得せずに退学した者が、課程博士学位取得のために標準修業年限の末日の翌日から起算して２年６カ月以内に再入学を願い出たときは、これを許可することがある。

5　第13条第２項は、一貫制博士課程に2009年度以前に入学した者および2011年度以前に転入学した者にあっては、「一貫制博士課程は10年」とあるのを「一貫制博士課程は８年」と読み替える。

6　第53条第３項は、2009年度以前に博士課程後期課程または一貫制博士課程に入学した者には適用しない。

7　第53条第３項は、2011年度以前に一貫制博士課程に転入学した者には適用しない。

附　則（2010年３月26日　法学研究科および経済学研究科の収容定員の変更にともなう一部変更）

この学則は2011年４月１日から施行する。

附　則（2010年３月26日映像研究科映像専攻設置に伴う一部変更）

この学則は、2011年４月１日より施行する。

附　則（2011年１月28日　授業科目および研究指導の担当者の決定者の規定、夜間等に授業および研究指導を行う研究科の規定、実務の経験を有する者の標準修業年限を１年以上２年未満の期間とする研究科の規定、学位に関する規定の整理、外国人研究生制度の創設ならびに経済学研究科および国際関係研究科のカリキュラム改訂等にともなう一部変更）

この学則は、2011年４月１日から施行する。

附　則（2011年１月28日　経済学研究科、国際関係研究科、政策科学研究科および応用人間科学研究科のカリキュラム改訂ならびに映像研究科の設置認可申請での審査意見への対応にともなう科目別表の一部変更）

1　この学則は、2011年４月１日から施行する。

2　別表政―２は、2010年度以前の政策科学研究科入学者にも適用する。

附　則（2011年３月25日　理工学研究科の専攻、情報理工学研究科および生命科学研究科の設置にともなう一部変更）

1　この学則は、2012年４月１日から施行する。

2　理工学研究科博士課程前期課程創造理工学専攻、情報理工学専攻および理工学研究科博士課程後期課程総合理工学専攻は、2012年度より学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず2012年３月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則（2011年３月25日　スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程設置にともなう一部変更）

この学則は、2012年４月１日から施行する。

附　則（2011年５月27日緊急災害による休学期間および在籍料の追加に伴う一部変更）

この学則は、2011年５月27日から施行し、2011年４月１日から適用する。

附　則（2011年11月25日　専門職大学院学則の廃止に伴う全部変更）

1　この学則は、2012年４月１日から施行する。

2　この学則の施行に伴い、立命館大学専門職大学院学則（規程第648号）は、廃止する。

3　第１項にかかわらず、第34条は、一貫制博士課程に2010年３月31日以前に入学した者および2012年３月31日以前に転入学した者については、なお従前の例とする。

4　第１項にかかわらず、第56条は、2010年３月31日以前に博士課程後期課程および一貫制博士課程に入学した者ならびに2012年３月31日以前に一貫制博士課程に転入学した者については、なお従前の例とする。

5　第１項にかかわらず、第60条第５項は、2010年３月31日以前に入学した者については、なお従前の例とする。

6　第１項にかかわらず、第80条第２項は、2010年３月31日以前に博士課程後期課程およ

び一貫制博士課程に入学した者ならびに2012年３月31日以前に一貫制博士課程に転入学した者については、なお従前の例とする。ただし、外国人留学生を除く。

附　則（2011年11月25日　2011年３月25日の理工学研究科の再編、情報理工学研究科および生命科学研究科の設置による一部変更に伴う収容定員の経過措置の追加）

1　変更後の学則第６条にかかわらず、2012年４月１日に入学定員を変更する研究科の2012年度および2013年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2012年度	2013年度
理工学研究科	創造理工学専攻	博士課程前期課程	400	—
	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	—
	基礎理工学専攻	博士課程後期課程	6	12
	総合理工学専攻	博士課程後期課程	150	75
	電子システム専攻	博士課程前期課程	180	360
		博士課程後期課程	8	16
	機械システム専攻	博士課程前期課程	140	280
		博士課程後期課程	11	22
	環境都市専攻	博士課程前期課程	80	160
		博士課程後期課程	15	30
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	30
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	30

2　理工学研究科創造理工学専攻および情報理工学専攻の博士課程前期課程ならびに総合理工学専攻の博士課程後期課程は、2012年４月１日以後においても、当該専攻に在学する者の属する年次には再入学者を受入れることができる。

附　則（2011年11月25日　授業料等納付金および手数料の規定ならびに立命館大学大学院の2012年度学費変更に伴う一部変更）

1　この学則は、2012年４月１日から施行する。

2　第１項にかかわらず、第11章は、2012年３月31日に在籍する者および2012年度に２年次以上に再入学または転入学する者については、なお従前の例とする。ただし、授業

料、教育充実費、実験実習料および調査実習料は、次表のとおりとする。

(1) 修士課程および博士課程前期課程

（単位：円）

研究科	費目	1年次（年間）		2年次（年間）（注1）
		他大学等出身	設置大学等出身	
法学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
経済学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
経営学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
社会学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	調査実習料	14,000	14,000	―
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
文学研究科（地理学専修、心理学専修を除く）	授業料	842,000	842,000	842,000
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
文学研究科（地理学専修、心理学専修）	授業料	842,000	842,000	842,000
	実験実習料	20,800	20,800	20,800
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
理工学研究科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000
	実験実習料	135,000	135,000	135,000
	教育充実費	155,000	315,000	315,000
国際関係研究科	授業料	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000
政策科学研究科	授業料	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000
応用人間科学研究科	授業料	842,000	842,000	842,000
	実験実習料	51,000	51,000	51,000
	教育充実費	82,000	242,000	242,000

言語教育情報研究科	授業料	842,000	842,000	842,000
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
テクノロジー・マネジメント研究科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000
	調査実習料	65,000	65,000	65,000
	教育充実費	155,000	315,000	315,000
公務研究科（1年修了コースを除く）	授業料	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000
公務研究科（1年修了コース）	授業料	1,317,000	1,317,000	―
	教育充実費	218,000	378,000	―
スポーツ健康科学研究科	授業料	915,000	915,000	915,000
	教育充実費	103,000	263,000	263,000
映像研究科	授業料	1,318,000	1,318,000	1,318,000
	実験実習料	103,000	103,000	103,000
	教育充実費	218,000	378,000	378,000

注１　３年次以降は２年次の金額と同額（公務研究科（１年修了コース）においては、２年次以降は年次につき1,695,000円）とする。

(2)　博士課程後期課程

（単位：円）

研究科	費目	全年次（年額）
全研究科	授業料	500,000

(3)　一貫制博士課程

（単位：円）

研究科	費目	1年次（年額）		2年次（年額）	3～5年次（年額）（注1）
		他大学等出身	設置大学等出身		
先端総合学術研究科	授業料	878,000	878,000	878,000	500,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000	―
理工学研究科（フロンティア理工学専	授業料	―	―	―	500,000

攻)					

注１　６年次以降は５年次の金額と同額とする。

(4)　専門職学位課程

（単位：円）

研究科	費目		1～3年次（注1）
法務研究科	授業料		1,169,000（年額）
	教育充実費		106,000（年額）
経営管理研究科（アカウンティング・プログラムを除く）	授業料	単位授業料	48,000（1単位につき）
		固定授業料	61,000（学期につき）
経営管理研究科（アカウンティング・プログラム）	授業料	単位授業料	48,000（1単位につき）
		固定授業料	136,000（学期につき）

注１　４年次以降は３年次の金額と同額とする。

附　則（2012年３月23日　大学院における聴講生の新設、外国人研究生の対象追加、大学院学位委員会の設置および立命館大学学則の一部変更等に伴う一部変更）

この学則は、2012年４月１日から施行する。ただし、第65条は、次の各号の一に該当する者については、2016年３月31日までなお従前の例による。

(1)　2012年３月31日に在籍する者

(2)　2012年度に２年次以上に再入学または転入学する者

(3)　2013年度に３年次以上に再入学または転入学する者

(4)　2014年度に４年次以上に再入学する者

(5)　2015年度に５年次以上に再入学する者

附　則（2012年３月23日　2011年11月25日の学費変更に伴う経過措置の一部変更）

2011年11月25日変更の附則第２項を次のとおりに変更する。次の各号の一に該当する者については、2016年３月31日まで、第60条、第76条から第80条および第87条から第89条はなお従前の例によるものとし、スポーツ健康科学研究科の授業料、教育充実費、実験実習料および調査実習料は次表のとおりとする。

(1)　2012年３月31日に在籍する者

(2)　2012年度に２年次以上に再入学または転入学する者

(3)　2013年度に３年次以上に再入学または転入学する者

(4)　2014年度に４年次以上に再入学する者

(5)　2015年度に５年次以上に再入学する者

研究科	費目	1年次（年間）		2年次（年間）（注1）
		他大学等出身	設置大学等出身	
スポーツ健康科学研究科	授業料	915,000	915,000	915,000
	教育充実費	103,000	263,000	263,000

注１　３年次以降は２年次の金額と同額

附　則（2012年３月23日　2010年３月26日の法学研究科および経済学研究科の収容定員の変更に伴う経過措置の追加）

2010年３月26日変更の附則に次のとおり追加する。第６条にかかわらず、法学研究科博士課程後期課程および経済学研究科博士課程後期課程の2012年度および2013年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2012年度	2013年度
法学研究科	法学専攻	博士課程後期課程	35	30
経済学研究科	経済学専攻	博士課程後期課程	20	15

附　則（2012年３月23日　2011年３月25日のスポーツ健康科学研究科博士課程後期課程設置に伴う収容定員の経過措置の追加）

2011年３月25日変更の附則に次のとおり追加する。第６条にかかわらず、スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程の2012年度および2013年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2012年度	2013年度
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程後期課程	8	16

附　則（2012年７月27日　入学検定料に関わる免除措置および見直し等に伴う一部

変更）

この学則は、2012年７月27日から施行し、2012年５月１日から適用する。

附　則（2013年１月25日　カリキュラムの適用および外国人研究生の対象の追加等に伴う一部変更）

１　この学則は、2013年４月１日から施行する。

２　前項にかかわらず、2013年３月31日に在籍する者、2013年度に２回生以上に転入学または再入学する者、2014年度に３回生以上に転入学または再入学する者、2015年度に４回生以上に再入学する者、2016年度に５回生以上に再入学する者（博士課程後期課程、一貫制博士課程および専門職学位課程のみ）、2017年度に６回生以上に再入学する者（博士課程後期課程、一貫制博士課程のみ）、2018年度に７回生以上に再入学する者（一貫制博士課程のみ）、2019年度に８回生以上に再入学する者（一貫制博士課程のみ）、2020年度に９回生以上に再入学する者（一貫制博士課程のみ）、2021年度に10回生に再入学する者（一貫制博士課程のみ）については、なお従前の例による。

３　前項に定める従前の例による者のうち、復学、転籍および原級留置により2013年度以降のカリキュラムを適用する者については、当該カリキュラムを修了まで適用する。

附　則（2013年３月22日　法務研究科の収容定員の変更に伴う一部変更および入学検定料の時限措置の追加）

１　この学則は、2014年４月１日から施行する。

２　変更後の第６条にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の2014年度および2015年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	360	330

３　法務研究科専門職学位課程の入学検定料は、2014年度入学および2015年度入学の入学試験については、納付金等別表１―１（入学検定料）にかかわらず、全方式において単願、併願とも、10,000円とする。

附　則（2013年３月22日　文学研究科行動文化情報学専攻の設置に伴う一部変更）

１　この学則は、2014年４月１日から施行する。

２　変更後の学則第６条にかかわらず、文学研究科の2014年度および2015年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	175	―

		博士課程後期課程	90	75
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	―
		博士課程後期課程	15	30

附　則（2013年３月22日　薬学研究科薬学専攻設置に伴う一部変更）

１　この学則は、2014年４月１日から施行する。

２　変更後の第６条にかかわらず、薬学研究科薬学専攻４年制博士課程の2014年度、2015年度および2016年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度	2016年度
薬学研究科	薬学専攻	4年制博士課程	5	10	15

附　則（2013年５月24日　薬学研究科薬学専攻の入学定員変更に伴う一部変更）

１　この学則は、2014年４月１日から施行する。

２　変更後の第６条にかかわらず、薬学研究科薬学専攻４年制博士課程の2014年度、2015年度および2016年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度	2016年度
薬学研究科	薬学専攻	4年制博士課程	3	6	9

附　則（2013年７月26日　外国人研究生の追加および変更手続きの変更に伴う一部変更）

この学則は、2013年７月26日から施行し、2013年４月１日から適用する。

附　則（2014年１月24日　教育方法の特例の対象となる研究科の追加および外国人研究生の対象追加等に伴う一部変更）

１　この学則は、2014年４月１日から施行する。

２　前項にかかわらず、納付金等別表１―１における理工学研究科博士課程前期課程および後期課程の入学試験方式の変更については、2013年４月１日から適用する。

附　則（2014年３月28日　経営管理研究科の入学定員の変更等に伴う一部変更）

１　この学則は、2015年４月１日から施行する。

２　変更後の第６条にかかわらず、経営管理研究科専門職学位課程の2015年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	収容定員
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程	180

３　第１項にかかわらず、第77条納付金等別表３―４は、2015年３月31日に在籍する者および2015年度に２年次以上に再入学または転入学する者については、なお従前の例によ

る。

附　則（2015年１月23日　大学学則との表記の統一、外国人研究生の対象の追加、経営管理研究科における単位認定料の徴収対象の追加等に伴う一部変更）

1　この学則は、2015年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、納付金等別表１―１における入学試験方式の区分の変更については、2014年４月１日から適用する。

附　則（2015年３月27日　「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」および「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の施行ならびに文学研究科における聴講生の追加に伴う一部変更）

この学則は、2015年４月１日から施行する。

附　則（2015年３月27日　法務研究科の入学定員および収容定員の変更および入学検定料の時限措置の追加に伴う一部変更）

1　この学則は、2016年４月１日から施行する。

2　変更後の第６条にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の2016年度および2017年度の収容定員および収容定員の合計は次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2016年度	2017年度
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	270	240
収容定員の合計			4193	4166

3　第75条納付金等別表１－１（入学検定料）にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の入学検定料は、2016年度入学、2017年度入学および2018年度入学の入学試験については、全方式において単願、併願とも、10,000円とする。

附　則（2016年１月22日　入学検定料の免除対象の追加、法務研究科の修了要件等の変更および授業料等変更に伴う一部変更）

1　この学則は、2016年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、変更後の第57条は、2015年４月１日から適用する。

3　前２項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、第77条納付金等別表３―１、３―３および３―４は、なお従前の例による。

(1)　2016年３月31日に在籍する者

(2)　2016年度に２年次以上に再入学または転入学する者

(3)　2017年度に３年次以上に再入学または転入学する者

(4)　2018年度に４年次以上に再入学する者

(5)　2019年度に５年次以上に再入学する者

附　則（2016年１月22日　教職研究科実践教育専攻専門職学位課程設置等にともなう一部変更）

１　この学則は、2017年４月１日から施行する。

２　変更後の第６条にかかわらず、2017年度の教職研究科実践教育専攻専門職学位課程の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2017年度
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程	35
収容定員の合計			4,201

附　則（2017年１月27日　教職研究科の入学前既修得単位認定の変更、立命館大学外国人留学生学費減免規程の名称変更および授業料の変更に伴う一部変更）

１　この学則は、2017年４月１日から施行する。

２　前項にかかわらず、変更後の第77条納付金等別表３―１、納付金等別表３―３および納付金等別表３―６は、2017年３月31日に在籍する者および2017年４月１日以降の入学者から適用する。

附　則（2017年１月27日　人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止ならびに理工学研究科の専攻の収容定員変更に伴う一部変更）

１　この学則は、2018年４月１日から施行する。

２　応用人間科学研究科応用人間科学専攻および公務研究科公共政策専攻は、2018年３月31日をもって学生募集を停止する。

３　変更後の第５条にかかわらず、応用人間科学研究科応用人間科学専攻および公務研究科公共政策専攻は、2018年３月31日に当該専攻に在籍する者が、当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続する。

４　第２項にかかわらず、応用人間科学研究科応用人間科学専攻および公務研究科公共政策専攻は、2018年３月31日に当該専攻に在学する者の属する年次に、2018年４月１日以降に転入学、再入学または転籍する者を受け入れることができる。

５　変更後の第６条にかかわらず、2018年度の理工学研究科電子システム専攻、理工学研究科環境都市専攻、応用人間科学研究科応用人間科学専攻、公務研究科公共政策専攻、人間科学研究科人間科学専攻の収容定員および2019年度の人間科学研究科人間科学専攻博士課程後期課程の収容定員ならびに収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2018年度	2019年度

理工学研究科	電子システム専攻	博士課程前期課程	320	—
	環境都市専攻	博士課程前期課程	200	—
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	修士課程	60	—
公務研究科	公共政策専攻	修士課程	60	—
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	—
		博士課程後期課程	20	40
収容定員の合計			4,111	4,136

6　第１項にかかわらず、変更後の第16条、第27条、第77条、第77条納付金等別表３―１および納付金等別表３―６は、2018年４月１日以降の入学者から適用し、2018年３月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附　則（2017年11月24日　学期名称、他大学院等において修得した単位を認定する場合の表記、法務研究科の授業料等の変更に伴う一部変更）

1　この学則は、2018年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、変更後の第23条第４項は、2018年４月１日に在籍する学生が2018年３月31日以前に修得した単位について適用する。

3　変更後の第81条の２納付金等別表５―１―２にかかわらず、公務研究科の授業科目の聴講料については、なお従前の例による。

附　則（2018年１月26日　薬学研究科薬科学専攻の設置に伴う一部変更）

1　この学則は、2019年４月１日から施行する。

2　変更後の第６条にかかわらず、2019年度の薬学研究科薬科学専攻修士課程の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2019年度
薬学研究科	薬科学専攻	修士課程	20
収容定員の合計			4,156

附　則（2018年11月30日　超創人財育成プログラムの開設、専門職大学院設置基準の一部改正等に伴う一部変更）

1　この学則は、2019年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、改正後の第10条の３については、2018年９月26日以降に入学し、2019年３月31日に在籍する者に適用する。

3　第１項にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の入学検定料（第75条納付金等別表１―１（入学検定料））は、2019年度入学、2020年度入学および2021年度入学の入学

試験の時限措置とする。

4　2018年４月１日から施行のこの学則（2017年１月27日　人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止ならびに理工学研究科の専攻の収容定員変更に伴う一部変更）の附則第５項の表を次のとおりに変更する。

研究科名	専攻名	課程の別	2018年度	2019年度
理工学研究科	電子システム専攻	博士課程前期課程	320	280
	環境都市専攻	博士課程前期課程	200	240
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	修士課程	60	―
公務研究科	公共政策専攻	修士課程	60	―
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	130
		博士課程後期課程	20	40
収容定員の合計			4,171	4,136

5　2019年４月１日から施行のこの学則（2017年１月27日　人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止ならびに理工学研究科の専攻の収容定員変更に伴う一部変更）の附則について、薬学研究科の収容定員の変更については、薬学研究科薬科学専攻（修士課程）の設置認可申請延期に伴い取り消すこととする。

附　則（2019年１月25日　薬学研究科薬科学専攻の設置に伴う一部変更）

1　この学則は、2020年４月１日から施行する。

附　則（2020年１月24日　法務研究科の除籍事由の追加、政策科学研究科の入学検定料の変更、入学金、授業料等の変更、研修生料、研究生料および専修生料の半期納付の導入等に伴う一部変更）

1　この学則は、2020年４月１日から施行する。

2　2019年４月１日から施行のこの学則（2018年11月30日　超創人財育成プログラムの開設、専門職大学院設置基準の一部改正等に伴う一部変更）の附則第５項の文言を「５　2019年４月１日から施行のこの学則（2018年１月26日　薬学研究科薬科学専攻の設置に伴う一部変更）の附則については、薬学研究科薬科学専攻（修士課程）の設置認可申請延期に伴い取り消すこととする。」に変更する。

附　則（2020年３月27日　薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の設置および薬学研究科薬科学専攻修士課程の課程変更に伴う一部変更）

1　この学則は、2021年４月１日から施行する。

2　変更後の第6条にかかわらず、2021年度および2022年度の薬学研究科薬科学専攻博士

課程後期課程の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2021年度	2022年度
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程後期課程	3	6
収容定員の合計			4,199	4,202

納付金等別表１―１（入学検定料）（第75条関連）

（単位：円）

方式	金額
以下の入学試験方式以外の全方式	35,000
経済学研究科博士課程前期課程 一般入学試験 ※経済学専攻　Master’s　Program　in　Economic　Development　9月入学のみ	5,000
理工学研究科博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
理工学研究科博士課程後期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
国際関係研究科博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準書類選考）	5,000
政策科学研究博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
政策科学研究博士課程後期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
情報理工学研究科博士課程前期課程 外国人留学生入学試験（英語基準）	5,000
情報理工学研究科博士課程後期課程 外国人留学生入学試験（英語基準）	5,000
生命科学研究科博士課程前期課程	5,000

一般入学試験（英語基準）	
生命科学研究科博士課程後期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
法務研究科専門職学位課程 全入学試験	10,000

納付金等別表２―１（入学金）（第76条関連）

（単位：円）

区分	金額
入学、転入学	200,000
再入学	10,000

納付金等別表３―１（修士課程等の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	1年次	2年次（注1）
法学研究科	春学期授業料	380,300	380,300
	秋学期授業料	380,300	380,300
経済学研究科（Master’s Program in Economic Developmentを除く）	春学期授業料	380,300	380,300
	秋学期授業料	380,300	380,300
経済学研究科（Master’s Program in Economic Development）	春学期授業料	456,300	456,300
	秋学期授業料	456,300	456,300
経営学研究科	春学期授業料	380,300	380,300
	秋学期授業料	380,300	380,300
社会学研究科	春学期授業料	380,300	380,300
	秋学期授業料	380,300	380,300
文学研究科（人文学専攻）	春学期授業料	380,300	380,300
	秋学期授業料	380,300	380,300
文学研究科（行動文化情報学専攻）	春学期授業料	391,000	391,000
	秋学期授業料	391,000	391,000
理工学研究科（数理科学コースを除く）	春学期授業料	583,100	583,100
	秋学期授業料	583,100	583,100
理工学研究科（数理科学コース）	春学期授業料	545,000	545,000

	秋学期授業料	545,000	545,000
国際関係研究科（Global　Cooperation Programを除く）	春学期授業料	380,300	380,300
	秋学期授業料	380,300	380,300
国際関係研究科（Global　Cooperation Program）	春学期授業料	456,300	456,300
	秋学期授業料	456,300	456,300
政策科学研究科	春学期授業料	380,300	380,300
	秋学期授業料	380,300	380,300
言語教育情報研究科	春学期授業料	405,600	405,600
	秋学期授業料	405,600	405,600
テクノロジー・マネジメント研究科	春学期授業料	591,200	591,200
	秋学期授業料	591,200	591,200
スポーツ健康科学研究科	春学期授業料	431,000	431,000
	秋学期授業料	431,000	431,000
映像研究科	春学期授業料	610,800	610,800
	秋学期授業料	610,800	610,800
情報理工学研究科	春学期授業料	576,600	576,600
	秋学期授業料	576,600	576,600
生命科学研究科	春学期授業料	576,600	576,600
	秋学期授業料	576,600	576,600
薬学研究科	春学期授業料	576,600	576,600
	秋学期授業料	576,600	576,600
人間科学研究科	春学期授業料	431,000	431,000
	秋学期授業料	431,000	431,000

注１　３年次以降は２年次の授業料と同額とする。

納付金等別表３―２（博士課程後期課程の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	全年次
全研究科	春学期授業料	250,000
	秋学期授業料	250,000

納付金等別表３―３（一貫制博士課程の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	1年次	2年次	3～5年次（注1）
先端総合学術研究科	春学期授業料	405,600	405,600	250,000
	秋学期授業料	405,600	405,600	250,000

注１　６年次以降は５年次の授業料と同額とする。

納付金等別表３―４（専門職学位課程の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目		1年次	2～3年次（注1）
法務研究科	春学期授業料		662,900	662,900
	秋学期授業料		662,900	662,900
経営管理研究科	春学期授業料	固定授業料	80,400	80,400
		単位授業料（注2）	48,000（1単位につき）	48,000（1単位につき）
	秋学期授業料	固定授業料	80,400	80,400
		単位授業料（注2）	48,000（1単位につき）	48,000（1単位につき）
教職研究科	春学期授業料		456,300	456,300
	秋学期授業料		456,300	456,300

（注１）　４年次以降は３年次授業料と同額とする。

（注２）　単位授業料は、１単位あたりの金額に、当該学期の受講登録単位数を乗じた金額とする。

納付金等別表３―５（４年制博士課程の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	全年次
薬学研究科	春学期授業料	250,000
	秋学期授業料	250,000

納付金等別表３―６（長期履修生の学期ごとの授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	長期履修が許可された学期数	金額

経済学研究科	5学期	304,200（1学期あたり）
	6学期	253,500（1学期あたり）
	7学期	217,300（1学期あたり）
	8学期	190,200（1学期あたり）
文学研究科（人文学専攻）	5学期	304,200（1学期あたり）
	6学期	253,500（1学期あたり）
	7学期	217,300（1学期あたり）
	8学期	190,200（1学期あたり）
文学研究科（行動文化情報学専攻）	5学期	312,800（1学期あたり）
	6学期	260,700（1学期あたり）
	7学期	223,400（1学期あたり）
	8学期	195,500（1学期あたり）
政策科学研究科	5学期	304,200（1学期あたり）
	6学期	253,500（1学期あたり）
	7学期	217,300（1学期あたり）
	8学期	190,200（1学期あたり）
言語教育情報研究科	5学期	324,500（1学期あたり）
	6学期	270,400（1学期あたり）
	7学期	231,800（1学期あたり）
	8学期	202,800（1学期あたり）
スポーツ健康科学研究科	5学期	344,800（1学期あたり）
	6学期	287,300（1学期あたり）
	7学期	246,300（1学期あたり）
	8学期	215,500（1学期あたり）
教職研究科	5学期	365,000（1学期あたり）
	6学期	304,200（1学期あたり）
	7学期	260,700（1学期あたり）
	8学期	228,200（1学期あたり）
人間科学研究科	5学期	344,800（1学期あたり）
	6学期	287,300（1学期あたり）

	7学期	246,300（1学期あたり）
	8学期	215,500（1学期あたり）

納付金等別表４―１（在籍料）（第79条関連）

（単位：円）

研究科	金額
全研究科	5,000（学期につき）

納付金等別表４―２（特別在学料）（第80条関連）

（単位：円）

研究科	区分	金額
全研究科	第80条第1号に定める者	5,000（学期につき）
	第80条第2号に定める者	25,000（学期につき）

納付金等別表５―１（科目等履修料）（第81条関連）

（単位：円）

研究科	金額
理工学研究科	31,900（1単位につき）
テクノロジー・マネジメント研究科	31,900（1単位につき）
映像研究科	31,900（1単位につき）
情報理工学研究科	31,900（1単位につき）
生命科学研究科	31,900（1単位につき）
薬学研究科	31,900（1単位につき）
経営管理研究科	48,000（1単位につき）
全研究科（文化遺産防災学　教育プログラム）	51,600（学期につき）
全研究科（Study in Kyoto Program）	377,600（学期につき）
上記以外の全研究科	21,700（1単位につき）

納付金等別表５―１―２（聴講料）（第81条の２関連）

（単位：円）

区分	金額
法学研究科、文学研究科、政策科学研究科、スポーツ健康	12,900（1単位につき）

科学研究科、先端総合学術研究科、人間科学研究科および法務研究科の科目	
テクノロジー・マネジメント研究科の科目	19,100（1単位につき）
経営管理研究科の科目	23,200（1単位につき）

納付金等別表５―２（特別履修料）（第82条関連）

（単位：円）

研究科	金額
理工学研究科（外国人短期留学実習受入プログラム）	309,600（年額）
全研究科（JENESYSプログラム）	299,200（学期につき）
上記以外の全研究科	377,600（学期につき）

納付金等別表５―３（研修料）（第83条関連）

（単位：円）

研究科	金額
全研究科	2,100（学期につき）

納付金等別表５―４（研究料）（第84条関連）

（単位：円）

研究科	金額
全研究科	7,000（学期につき）

納付金等別表５―５（専修料）（第85条関連）

（単位：円）

研究科	金額
全研究科	2,500（学期につき）

納付金等別表５―６（外国人研究料）（第86条関連）

（単位：円）

研究科	金額
全研究科	377,600（学期につき）

変更事項を記載した書類

下記のとおり立命館大学大学院学則の一部変更を行う。

１．変更理由

(1)　薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の設置に伴う変更

(2)　薬学研究科薬科学専攻修士課程の課程の変更に伴う変更

２．具体的変更内容

(1)　薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程を新たに追加する（第５条、第６条）

(2)　薬学研究科薬科学専攻修士課程を博士課程前期課程に変更する（第５条、第６条）

以　上

立命館大学大学院学則新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>第１条～第４条（省略）

（研究科および専攻）
第５条　本大学院に、次表の研究科および専攻を置く。
(1)　大学院
<table>
<tr><th>研究科名</th><th>専攻名</th><th>課程の別</th></tr>
<tr><td rowspan="2">法学研究科</td><td rowspan="2">法学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">経済学研究科</td><td rowspan="2">経済学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">経営学研究科</td><td rowspan="2">企業経営専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会学研究科</td><td rowspan="2">応用社会学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="4">文学研究科</td><td rowspan="2">人文学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行動文化情報学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="8">理工学研究科</td><td rowspan="2">基礎理工学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電子システム専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">機械システム専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">環境都市専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国際関係研究科</td><td rowspan="2">国際関係学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">政策科学研究科</td><td rowspan="2">政策科学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td>言語教育情報研究科</td><td>言語教育情報専攻</td><td>修士課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">テクノロジー・マネジメ</td><td rowspan="2">テクノロジー・マネジメント専</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
</table></td><td>第１条～第４条（現行どおり）

（研究科および専攻）
第５条　本大学院に、次表の研究科および専攻を置く。
(1)　大学院
<table>
<tr><th>研究科名</th><th>専攻名</th><th>課程の別</th></tr>
<tr><td rowspan="2">法学研究科</td><td rowspan="2">法学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">経済学研究科</td><td rowspan="2">経済学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">経営学研究科</td><td rowspan="2">企業経営専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会学研究科</td><td rowspan="2">応用社会学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="4">文学研究科</td><td rowspan="2">人文学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行動文化情報学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="8">理工学研究科</td><td rowspan="2">基礎理工学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電子システム専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">機械システム専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">環境都市専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国際関係研究科</td><td rowspan="2">国際関係学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">政策科学研究科</td><td rowspan="2">政策科学専攻</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
<tr><td>言語教育情報研究科</td><td>言語教育情報専攻</td><td>修士課程</td></tr>
<tr><td rowspan="2">テクノロジー・マネジメ</td><td rowspan="2">テクノロジー・マネジメント専</td><td>博士課程前期課程</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

ント研究科	攻	
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
映像研究科	映像専攻	修士課程
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程
薬学研究科	薬科学専攻	修士課程
	薬学専攻	4年制博士課程
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程

(2)　専門職大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程

（入学定員および収容定員）

第６条　本大学院の入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	5	15
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45
社会学	応用社会学	博士課程前期課	60	120

ント研究科	攻	
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
映像研究科	映像専攻	修士課程
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	薬学専攻	4年制博士課程
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程

(2)　専門職大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程

（入学定員および収容定員）

第６条　本大学院の入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	5	15
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45
社会学	応用社会学	博士課程前期	60	120

研究科	専攻	程		
		博士課程後期課程	15	45
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	20	60
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	70
		博士課程後期課程	15	45
	小計	—	140	315
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	6	18
	電子システム専攻	博士課程前期課程	140	280
		博士課程後期課程	8	24
	機械システム専攻	博士課程前期課程	140	280
		博士課程後期課程	11	33
	環境都市専攻	博士課程前期課程	120	240
		博士課程後期課程	15	45
	小計	—	490	1020
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程	40	80
		博士課程後期課程	15	45
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程	60	120

研究科	専攻	課程		
		博士課程後期課程	15	45
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	20	60
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	70
		博士課程後期課程	15	45
	小計	—	140	315
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	6	18
	電子システム専攻	博士課程前期課程	140	280
		博士課程後期課程	8	24
	機械システム専攻	博士課程前期課程	140	280
		博士課程後期課程	11	33
	環境都市専攻	博士課程前期課程	120	240
		博士課程後期課程	15	45
	小計	—	490	1020
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程	40	80
		博士課程後期課程	15	45
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程	60	120

テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	5	15
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	25	50
		博士課程後期課程	8	24
映像研究科	映像専攻	修士課程	10	20
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	45
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	45
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	150
薬学研究科	薬科学専攻	修士課程	20	40
	薬学専攻	4年制博士課程	3	12
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	130
		博士課程後期課程	20	60
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	70	210
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程	80	160
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程	35	70
合計			1,911	4,196

テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	5	15
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	25	50
		博士課程後期課程	8	24
映像研究科	映像専攻	修士課程	10	20
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	45
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	45
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	150
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	9
	薬学専攻	4年制博士課程	3	12
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	130
		博士課程後期課程	20	60
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	70	210
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程	80	160
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程	35	70
合計			1,914	4,205

<table>
<tr>
<td>第７条～第92条（省略）

附　則（省略）

納付金等別表１－１～納付金等別表５－６（省略）</td>
<td>第７条～第92条（現行どおり）

附　則（2020年３月27日　薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の設置および薬学研究科薬科学専攻修士課程の課程変更に伴う一部変更）
１　この学則は、2021年４月１日から施行する。
２　変更後の第6条にかかわらず、2021年度および2022年度の薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>研究科名</th><th>専攻名</th><th>課程の別</th><th>2021年度</th><th>2022年度</th></tr>
<tr><td>薬学研究科</td><td>薬科学専攻</td><td>博士課程後期課程</td><td>3</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="3">収容定員の合計</td><td>4,199</td><td>4,202</td></tr>
</table>
３　前2項にかかわらず、2021年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

納付金等別表１－１～納付金等別表５－６（現行どおり）</td>
</tr>
</table>

設置の趣旨等を記載した書類

目次

１　設置の趣旨及び必要性・・1

２　研究科、専攻等の名称及び学位の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

３　教育課程の編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

４　教員組織の編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

５　教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

６　施設・設備等の整備計画・・・18

７　基礎となる修士課程との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

８　入学者選抜の概要・・22

９　管理運営・・・24

１０　自己点検・評価・・ 24

１１　情報の公開・・・ 25

１２　教育内容等の改善のための組織的な研修等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

1 設置の趣旨及び必要性

医療現場に新しい作用機序を有する医薬品が次々と登場し、これらに基づく疾病ごとのきめ細かな投与設計や個別の患者に見合った薬物治療が必要とされるようになり、医療薬学における大きな進展に対応できる人材が求められている。このような背景から、日本の薬学教育は、従来からの医薬品の調剤を中心とした業務に加え、高度医療を支える一員として積極的にその役割を果たせる人材の育成を目指すこととなり、2006(平成 18)年 4 月に学校教育法および薬剤師法が改正され、「医療現場で活躍する薬剤師」を養成する 6 年制学士課程と、薬学基礎系として従来からの「薬を生み出す創薬研究者」を養成する 4 年制学士課程の 2 つの薬学教育課程に再編された。その結果、当初は予想されていなかった問題も生じている。すなわち、2006(平成 18)年の新課程の開始にあたり、全国の私立大学薬学部・薬科大学が一斉に 6 年制課程にかじを切った結果、4 年制と 6 年制の学生定員に大きな偏りが生じ、「薬を生み出す創薬研究者」の育成という重要な役割を果たすことが困難になってきているという問題である。

創薬研究の重要性はますます増大しており、日本再興戦略(平成 25 年 6 月閣議決定)において、医療関連産業は、日本が国際的に強みを持ち、グローバル市場での成長が期待できる戦略分野と認知されたのに引き続き、2015(平成 27)年 6 月に厚生労働省より出された国際薬事規制調和戦略においても、日本の強みを生かした医薬品開発環境の整備やレギュラトリーサイエンスの更なる環境整備を通じて、国際社会の保健衛生向上への一層の貢献が訴えられている。

また、立命館大学(以下、「本学」という)では、大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程[1]の設置にあたり、医薬品関連企業(滋賀県薬業協会会員企業 27 社、大阪医薬品協会会員企業 298 社、日本製薬工業協会会員企業 50 社の計 375 社)に向けてアンケート調査を実施し、薬学の博士学位を取得した人材の需要、企業における研究・開発、学術部門での博士学位取得の優位性について回答を求めたところ、いずれも肯定的な回答が過半数を超えた。

＜医薬品関連企業向けアンケート結果抜粋＞

Q4	薬学系の修士課程を修了し博士の学位を取得した人材は御社にとって必要ですか？	①	そう思う	34	28.6%
		②	ややそう思う	26	21.8% 計50.4%
		③	どちらともいえない	38	(計119名)
		④	あまりそう思わない	14	
		⑤	そう思わない	7	
Q5	御社において、薬学系の修士課程を修了し博士の学位を取得していることは強みになりますか？	①	そう思う	36	30.3%
		②	ややそう思う	32	26.9% 計57.2%
		③	どちらともいえない	32	(計119名)
		④	あまりそう思わない	15	
		⑤	そう思わない	4	

[1] 今次博士課程設置と同時に、修士課程を博士課程前期課程に課程を変更する申請を行うことから、本文書では 2020 年 4 月から設置する修士課程を博士課程前期課程と表記する。また、今回設置申請する博士課程は博士課程後期課程とすることから、以下、本文書では博士課程後期課程と表記する。

このことからも、高度な知識・研究力を持つ「薬を生み出す創薬研究者」の育成の場の必要性が認められた

このような医薬品の研究開発整備に伴い予想される人材需要の増大に応えるべく、本学では、2008（平成 20）年 4 月に開設した 6 年制学士課程である薬学科を持つ薬学部に加えて、2015（平成 27）年 4 月に 4 年制学士課程である創薬科学科を新たに設置した。創薬科学科においては、「薬を中心に据えた」人の健康に関わる自然科学を基盤とし、医薬品の創製と分析、環境因子の人体への影響、疾病と薬物治療など多方面にわたる「学際的な薬学」の専門知識と技術の習得を通じ、医薬品創製の分野で社会に貢献できる人材育成を行っている。この人材育成目的に則り、創薬科学科では入学時より研究者としての意識付けを行い、基礎薬学系科目の講義・実習を通じ、生命科学の幅広い領域の知識と技能を身につけさせるとともに、生理活性を有する機能性分子の設計・合成や疾病の分子レベルでの理解に基づく新規薬物標的の探索など医薬品の創製に必須となる高度な専門知識の習得を図っている。さらに本学では、「薬科学の専門知識および研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成すること」を目的とする薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程を 2020（令和 2）年 4 月に設置し、創薬産業や医療関連産業に対して質の高い人材の恒常的供給を目指すこととなった。

上記の人材育成目的に基づき、現在、博士課程前期課程を設置しているが、博士課程前期課程は博士課程後期課程の設置を前提に構想しており、今般、当初構想どおり博士課程後期課程を設置する。博士課程後期課程では、博士課程前期課程と一貫したシームレスな教育・研究体制を整備するため、博士課程前期課程同様に「薬品分子創製化学」、「生体分子解析学」、「薬物動態解析学」、「生体機能薬学」、「薬物作用解析学」の 5 つの研究分野を設け、高度な薬科学の専門知識および優れた研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成する。

以上の設置の趣旨および必要性ならびに人材育成目的を踏まえ、博士課程後期課程の学位授与の方針（ディプロマポリシー）を次のとおり定める。学位授与の方針（ディプロマポリシー）は人材育成目的を達成することができるよう、両者が相関する形で定めている。

＜学位授与の方針（ディプロマポリシー）＞

所定の単位の修得および博士論文の審査に合格したことで、以下の①～④の教育目標を達成したと認めた者に、博士（薬科学）の学位を授与する。

①薬学および生命科学領域の高度な知識を習得し、医薬品等の創製を中心とした薬科学の高度な専門知識を有する。

②高い倫理観を持って医薬品等の研究開発を推進し、衛生行政にも貢献できるような、高度な問題発見・解決能力および論理的思考能力を有する。

③日本語および外国語による高度な論理的文章力、プレゼンテーション能力を有する。

④国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語でのコミュニケーションができる。

＜人材育成目的＞

薬科学専攻博士課程後期課程は、高度な薬科学の専門知識および優れた研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成することを目的とする。

２　研究科、専攻等の名称及び学位の名称

薬科学専攻博士課程後期課程は、医薬品等の創製を中心とする学際的な高度な薬科学の専門知識および優れた研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成することから、研究科・専攻・学位の名称を下記のとおりとする。

また各名称の英文表記は、上記の人材育成目的および教育研究分野に照らして定めている。専攻分野を示す「Pharmaceutical Sciences」は、薬学関係の分野で国際的に広く用いられている名称である。

研究科　:薬学研究科　　Graduate School of Pharmacy

専攻　:薬科学専攻　　Major in Pharmaceutical Sciences

学位　:博士（薬科学）　　Doctor of Pharmaceutical Sciences

参考　:　本学薬学研究科の課程、専攻名および学位名の一覧

<table>
<tr><th>課程</th><th>研究科名</th><th>専攻名</th><th>学位名</th></tr>
<tr><td>博士課程
【平成 26(2014)年度開設】</td><td rowspan="3">薬学研究科
Graduate School of Pharmacy</td><td>薬学専攻
Major in Pharmacy</td><td>博士（薬学）
Doctor of Pharmacy</td></tr>
<tr><td>博士課程前期課程[2]
【令和２(2020)年度開設】</td><td rowspan="2">薬科学専攻
Major in Pharmaceutical Sciences</td><td>修士（薬科学）
Master of Pharmaceutical Sciences</td></tr>
<tr><td>博士課程後期課程
【令和３(2021)年度開設予定】</td><td>博士（薬科学）
Doctor of Pharmaceutical Sciences</td></tr>
</table>

[2] 2020 年 4 月の時点では修士課程となるが、博士課程設置と同時に博士課程前期課程に課程を変更する。

3 教育課程の編成の考え方及び特色

薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程は、同専攻博士課程前期課程の教育を踏まえ、以下のとおり人材育成目的、学位授与方針（ディプロマポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を定める。

(1) 人材育成目的

薬科学専攻博士課程後期課程は、高度な薬科学の専門知識および優れた研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(2) 学位授与方針（ディプロマポリシー）

薬科学専攻博士課程後期課程においては、所定の単位の修得および博士論文の審査に合格したことで、以下の①～④の教育目標を達成したと認めた者に、博士（薬科学）の学位を授与する。

＜教育目標＞

① 薬学および生命科学領域の知識を基礎として、医薬品等の創製を中心とした薬科学の高度な専門知識を有する。

② 高い倫理観を持って医薬品等の研究開発を推進し、衛生行政にも貢献できるような、高度な問題発見・解決能力、論理的思考能力を有する。

③ 日本語および外国語による高度な論理的文章力、プレゼンテーション能力を有する。

④ 国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語でのコミュニケーションができる。

(3) 教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）

博士課程後期課程では、教育目標を踏まえ、次のような教育課程の編成・実施方針をカリキュラムポリシーとする。科目区分として「研究科目」と「講義科目」を設定し、これらを体系的に学修することによって、教育目標が達成される。

「研究科目」は、指導教員の指導の下に、研究計画の立案から成果発表までの一連の研究活動に必要な力を養成するために配置された科目であり、特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ（以下、「特別研究Ⅰ～Ⅵ」とする）からなる。特別研究Ⅰ～Ⅵでは、薬科学の高度な専門知識と研究に必要な高い倫理観、高度な問題発見・解決能力、論理的思考能力、日本語や外国語での情報発信能力、コミュニケーション能力を養成する。特別研究Ⅰ～Ⅵは研究室単位で実施し、学術情報の収集やプレゼンテーションなどアクティブラーニング型の教育を行う。国際会議での研究発表を推奨し、英語によるコミュニケーションを実践的に学ばせる。また、日頃の研

究活動を通じて、研究における公正性や倫理観についても教育するとともに、学術論文の作成に必要な力を育成する。

「講義科目」の英語研究発表演習は、英語による高度な論理的文章力やプレゼンテーション能力を養成するために配置された科目である。科学論文の構成や特徴、プレゼンテーションに用いられる表現やスキルを教育し、演習形式により実践的に学ばせる。教育目標と各科目の対応関係は表1のとおりである。

表1. 教育目標と各科目の対応関係

教育目標	科目分野	科目名	配当年次	単位数		
				必修	選択	自由
①薬学および生命科学領域の知識を基礎として、医薬品等の創製を中心とした薬科学の幅広い専門知識を有する。 ②高い倫理観を持って医薬品等の研究開発や教育研究に貢献できるような、高い問題発見・解決能力、論理的思考能力を有する。 ③日本語および外国語による高度な論理的文章力、プレゼンテーション能力を有する。 ④国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語でのコミュニケーションができる。	薬科学研究科目	特別研究Ⅰ	1前	2		
		特別研究Ⅱ	1後	2		
		特別研究Ⅲ	2前	2		
		特別研究Ⅳ	2後	2		
		特別研究Ⅴ	3前	2		
		特別研究Ⅵ	3後	2		

教育目標	科目分野	科目名	配当年次	単位数		
				必修	選択	自由
③日本語および外国語による高度な論理的文章力、プレゼンテーション能力を有する。	講義科目	英語研究発表演習	1～3 前		2	

(4) 教育課程の特色

医薬品創製のプロセスは幅広い研究領域からなることから、薬科学専攻博士課程前期課程では 5 つの分野、「薬品分子創製化学」、「生体分子解析学」、「薬物動態解析学」、「生体機能薬学」、「薬物作用解析学」を設け、専門分野に応じた教育体制となっている。本専攻博士課程後期課程においても、その教育体制を維持し、前期課程及び後期課程で一貫した教育体制とする。

「特別研究Ⅰ～Ⅵ」を通じて、高度な専門知識と研究に必要な一連の能力、すなわち高い倫理観、高度な問題発見・解決能力、論理的思考能力、日本語や外国語での情報発信能力、英語でのコミュニケーション能力を養成する。研究室単位でのアクティブラーニング型の教育により、指導教員がそれらの力を随時把握し、個々の能力、状況に応じたきめ細やかな研究指導を行う。高度な専門知識は研究活動を具体化する過程において、指導教員による指導および学生自身による文献調査を通じて育成する。また、国際学会での英語による情報発信を実践させ、専門知識を用いたコミュニケーション力や国際感覚を育成する。薬科学専攻の基礎となる薬学部創薬科学科の英語教育では、「話す」、「聞く」、「書く」、「読む」という言語運用スキルを身につけるとともに、これら4つのスキルを運用しプレゼンテーションやディスカッションという研究に必要な力、リサーチ・スキルの醸成を行っている。薬科学専攻博士課程前期課程においては「専門英語」を配置し、リサーチ・スキルの向上を行っている。このような、学部および博士課程前期課程での教育を踏まえ、薬科学専攻博士課程後期課程では、リサーチ・スキルをさらに向上させたい学生に対して、アクティブラーニング型の教育を行う科目「英語研究発表演習」を配置する。

4 教員組織の編成の考え方及び特色

これまで述べた薬科学専攻博士課程後期課程の設置の趣旨や教育課程等をふまえて、次のとおり教員組織を編成する。

(1) 教員組織の編成の考え方

薬科学専攻博士課程後期課程の研究指導教員は、同専攻博士課程前期課程と同じ、専任教員 12 人(教授 11 人、准教授 1 人)である。本専攻の研究指導は、この専任教員 12 人が行う。な

お、薬学専攻と薬科学専攻の 2 専攻をあわせた薬学研究科の専任教員（教授、准教授）の合計人数は 27人である。

教員の任用や昇任については、「立命館大学教員任用・昇任規程」（資料 1）「立命館大学大学院担当教員選考基準」（資料 2）と、それらを踏まえた研究科内規を定め、これら諸規程に基づき行う。

(2) 教員組織の編成の特色

薬科学専攻教員の開設時の年齢構成を表2に示す。専任教員（教授・准教授）の年齢構成は、40歳代、50歳代を中心としているため、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障はない。本学の専任教員（任期の定めのある教員を除く）の定年は、教授が65歳、教授以外の教員が60歳である（資料3　大学教員定年規則）。完成年度までに定年を迎える薬科学専攻専任教員は1名であるが、関連分野において適切に補充人事を行うため、教員組織の継続性に問題はない（表3）。

表2. 専任教員の開設時の年齢構成

	60 歳代	50 歳代	40 歳代
教授	4（※）	5	2
准教授	0	0	1

（※）うち 1 名が 2023 年 3 月末に定年退職

表3. 補充人事の計画

年度	定年を迎える教員数	科目担当計画
令和 4（2022）年度	1 名	令和 5（2023）年度以降、新規任用教員が科目を担当

(3) 研究分野・研究体制

薬科学専攻では、教育研究上の中心となる 5 分野に次のとおり教員を配置し、研究を展開する。

＜薬品分子創製化学＞（専任教員　3 人）
＜生体分子解析学＞（専任教員　2 人）
＜薬物動態解析学＞（専任教員　2 人）
＜生体機能薬学＞　（専任教員　3 人）
＜薬物作用解析学＞（専任教員　2 人）

教授および准教授は、教員個人研究室と卒業研究室を有する。また、薬学部/薬学研究科の共通施設（共通機器室、低温室、暗室）、動物飼養施設を整備しており、創薬研究を行うにあたり十分な研究設備が整っている。

それぞれの研究室の概要は以下のとおりである。

研究室概要

＜薬品分子創製化学分野＞

薬品分子化学研究室　担当教員／梶本　哲也　薬学博士

本研究室では、天然物化学および有機合成化学をバックグラウンドとして、天然物の合成、化学修飾、天然物類似体の合成を行いながら、医薬品シードとなり得る生理活性物質の探索を研究テーマとする。特に、ガングリオシド、ステロイド配糖体、イミノ糖ならびにその類縁体の生物活性に注目し、これら有機化合物の一般的かつ効率的な合成法の確立を目標としている。本目標の1つを達成すべく、無臭チオールを活性化基とするチオグリコシドを用いて、環境に優しいグリコシル化反応を検討する。

精密合成化学研究室　担当教員／土肥　寿文　博士（薬学）

有機合成化学を通じて、新しい創薬リード化合物を生み出したり、くすりの望みとする機能を大きく引き出したりすることができる。現在、欲しい医薬品を理論的に設計する時代が到来しつつあり、創薬の場においてますます有機合成の活躍する環境が整ってきた。本研究室では、これまで、創薬研究に役立つ有機合成の知識と技術の伝承に携わりながら、持続可能で未来に残る精密有機合成を1つの指針として追及してきた。独自に開発した合成化学手法を用いて、優れた生物活性を持つ天然物や生物活性物質の類縁体を合成し、創薬開発候補とする研究開発を目指す。

生命薬化学研究室　担当教員／古徳　直之　博士（薬学）

生命現象は多くの有機化合物が介在する化学反応の集合体である。それらのバランスが崩れ、制御不能となった状態が病気であり、医薬品はそのバランスを回復させることで治療につなげていると考えることができる。現在用いられている医薬品の大半は、ユニークな化学構造と強力な生物活性を示す天然有機化合物をもとに生み出されており、生命現象を制御する化合物の宝庫である。本研究室では、生物活性天然物を基盤とした創薬化学研究や、その作用メカニズムを解明するためのケミカルバイオロジー研究を展開することで、有機合成化学の力を使って、新たな医薬品の創製や、未知の生命現象の発見につながるような新しいツール分子の創出を目指す。

＜生体分子解析学分野＞

生体分子構造学研究室　担当教員／北原　亮　博士(理学)

タンパク質が異常をきたすと、アルツハイマー病に代表される神経変性疾患や癌など様々な病気につながる。タンパク質の構造を原子レベルで理解することにより、機能発現や病気のメカニズムの分子論的な解釈や論理的な化合物設計が可能となる。数千気圧の高圧力実験から、溶液中のタンパク質がもつ多様なコンフォメーションの存在を明らかにする。構造変化は、コンフォメーション間の化学平衡の変化を意味し、分子の機能の高さや凝集性などその性質と直接関係する。このようなタンパク質構造の研究から、医薬品開発における新しい方法論の開発を目指す。

生体分析化学研究室　担当教員／豊田　英尚　薬学博士

糖鎖は、がんや糖尿病、ウイルス感染のほか、免疫機能とも関わり、あらゆる生命現象を解く鍵である。薬学研究では、生物薬品における糖鎖が薬効や安全性に影響をあたえるため、非常に重要な研究対象である。当研究室では糖鎖の機能解明を目的として、医薬品開発に役立つ研究を行うほか、ES 細胞や iPS 細胞における糖鎖の質的・量的な解析を行い、再生医療への貢献を目指している。具体的には、生体内糖鎖の中でも特に分析が難しい、グリコサミノグリカン(ヒアルロン酸、ヘパリン・ヘパラン硫酸、コンドロイチン硫酸、ケラタン硫酸)などの酸性多糖に関する超微量分析法の開発を行っている。また、iPS 細胞表面や ES 細胞表面に発現する特異的な糖鎖エピトープが細胞リプログラミングや分化において果たす生物学的役割を解析して、その活性糖鎖の化学構造を解明することにより、再生医療に役立つ細胞培養技術に必要な基盤知識の獲得を目指す。

＜薬物動態解析学分野＞

分子薬物動態学研究室　担当教員／藤田　卓也　博士(薬学)

医薬品とは、特定の薬理効果を持つ有機化合物にその有効性と安全性を保障する十分な情報と、確実にヒトに投与されるための技術が付与された 1 つのシステムと考えられる。近年、ゲノム情報に基づいた論理的な医薬品開発が理論上は可能となってきている。こうしたゲノム創薬をはじめとした新薬開発研究は、非常に魅力的であり、注目が集まりがちであるが、その有効性と安全性が確保されなければ決して医薬品としての医療現場に供されることはない。そのため、新規医薬品の開発には、薬物の体内動態研究に基づいた化合物の最適化、有効性と安全性に関する proof of concept の検証、さらには適切な投与システムの開発が必須となる。医薬品の体内動態、薬物の吸収(A: absorption)、分布(D: distribution)、代謝(M: metabolism)、排泄(E: elimination)、毒性(Tox: toxicity)により規定されるが、これらの生体内反応にかかる分子機構は極めて複雑で、未だ十分に解明されているとはいえない。本研究室では、こうした ADME-

Tox 研究の中で、主として薬物吸収に焦点をあて、探索段階における新規開発化合物のヒトでの吸収性予測や製剤設計の合理化に関する研究、および創薬ターゲットとしてのトランスポーターの探索を進めている。

分子薬剤学研究室　担当教員／菅野 清彦　博士(薬学)

良好な生物学的利用率(バイオアベイラビリティー:BA)を有する薬物および製剤の開発は、有効性と安全性の高い医薬品の開発に必須である。経口製剤からの BA は、生体および薬物の様々な要因が複雑に関与しており、BA の全容解明は喫緊の課題となっている。そこで、本研究室では、生体および薬物の物理化学的側面から BA の全容解明を目指した研究を行う。具体的な研究課題は、以下のような項目である。

過飽和現象、消化管流体力学、製剤−薬物間相互作用、生体成分−薬物間相互作用、食事成分−薬物間相互作用、構造膜透過性相関、構造溶解度相関、原薬形態最適化、製剤のパフォーマンス安定性、生物学的同等性、個体間および個体内差、消化管代謝、トランスポーター、その他関連項目。

＜生体機能薬学分野＞

神経発生システム研究室　担当教員／小池 千恵子　博士(薬学)

私たちは、毎日の生活における認識や行動の多くを視覚情報に依存している。網膜は哺乳類において、光情報を神経情報に変換する唯一の神経組織である。視覚情報は、大脳皮質視覚野で分解・統合といった情報処理が行われることは良く知られているが、光情報が入力する第一段階の組織である網膜においてまず基本となる重要な情報処理が行われている。

本研究室では、網膜の情報処理の中心となる ON・OFF 回路に注目した、網膜回路による視覚応答制御の階層横断的解析を行っている。

生体情報制御学研究室　担当教員／鈴木 健二　医学博士

タンパク質のリン酸化とそれに関わる情報伝達分子の相互作用に焦点をあて、様々な疾患メカニズムや治療法の開発に繋がる研究を行う。具体的には、「肥満」と「糖尿病」をつなぐ脂肪細胞とマクロファージの相互作用の分子メカニズムを解明する研究や、神経変性疾患でみられる細胞死の制御原理を明らかにする研究を行っている。

脂肪酸とその代謝産物であるケトン体は、細胞のエネルギー源としての役割に加えて、細胞間のシグナル伝達分子としての機能を有することが明らかとなり、代謝疾患やがん、神経変性疾患などの病態との関係から関心が高まっている。ケトン体(β−ヒドロキシ酪酸)に対する特異的な受容体や輸送担体の、様々な疾患における治療標的としての可能性を探索する研究を展開している。

細胞工学研究室　担当教員／髙田　達之　農学博士

我々ヒトの体は、約 200 種類からなる 37 兆個の細胞により構成され、これらが 1 つのシステムとして機能している。発生は、ゲノム情報からこのような多種類、多数の細胞を系統的に生み出し、統合する過程でもあり、それには多様かつ精密なシグナル伝達が関与している。現代社会は医薬品をはじめ多くの化学物質によって支えられているが、これらが発生過程のシグナル伝達に干渉し、不妊やアレルギー、がん化など個体に変化をもたらす可能性が考えられる。本研究室では、様々な外因性因子が発生、細胞分化に関するシグナル伝達を介して個体形成に与える影響に注目し、ヒト iPS 細胞、ゼブラフッシュ胚を用いてそのメカニズムの解明を試みている。また幹細胞生物学を利用した琵琶湖固有種の保存研究も行なっている。

＜薬物作用解析学分野＞

薬効解析科学研究室　担当教員／北村　佳久　薬学博士

本研究室では、「脳」を対象とし、薬理学的な研究を行っている。脳には、全身機能を調節する神経細胞とそれをサポートするグリア細胞（アストロサイト、ミクログリアなど）、栄養を供給する脳血管が存在し、お互いが協調しながら、脳内活動を営んでいる。しかし、老化、遺伝的原因、事故などにより脳のホメオスタシスが破綻したとき、アルツハイマー病、パーキンソン病、脳卒中（脳出血・脳梗塞）などの脳の病気が発症する。超少子高齢化社会を迎えた現代、老化とともに発症頻度の高まる、このような疾患の治療薬開発は急務の課題であり、多くの製薬企業もこの分野に参入しているが、残念ながら、根本的治療が期待できる特効薬はない。本研究室では、実験動物（ラット・マウス・プラナリアなど）やヒト由来培養細胞を用いて脳疾患発症メカニズムの解析から創薬ターゲットの探索や薬物シードと考えられる薬物の作用機序の解明および創薬研究を展開している。

臨床薬理学研究室　担当教員／服部　尚樹　医学博士

薬物の適正使用は臨床薬学において重要なテーマである。本研究室では、内分泌疾患における薬物の適正使用に関連する研究を行っている。脳下垂体ホルモンであるプロラクチン対する自己抗体が原因で生じるマクロプロラクチン血症、甲状腺刺激ホルモン(TSH)に対する自己抗体が原因で生じるマクロ TSH 血症、卵胞刺激ホルモン(FSH)に対する自己抗体が原因で生じるマクロ FSH 血症を見いだした。これらの大分子ホルモンはクリアランスの低下から血中濃度が高値を示すが、生物活性が低いため補償療法は不要である。誤診により不適切な薬物治療がなされている症例が多数存在することが予想される。本研究室には全国から測定依頼があり、検査結果を臨床現場に還元している。また、悪玉アディポカインのレプチンと善玉アディポカインのアディポネクチンの高感度酵素免疫測定法を確立し、ヒト白色脂肪細胞におけるレプチンとアディポネクチンの分泌に対する高血圧、脂質異常症、抗糖尿病薬の影響について研究して

いる。

５ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

研究機関における独立した研究者として国際的に活躍できる研究者、製薬業界のみならず、化学、食品業界など産業界で活躍できる研究者、技術者育成を目的とした教育を行う。

「特別研究Ⅰ～Ⅵ」においては、論文読解、客観的データ解釈、実験構築、実験技術、論理的思考能力に加え、英語によるリサーチ・スキルを実践を通じて身につけさせる。さらに、「英語研究発表演習」により、英語によるプレゼンテーションやディスカッションという研究に必要な高いリサーチ・スキルを身につけさせる。

(2) 履修指導

1) 履修指導・研究指導体制

履修指導は、入学時のオリエンテーション時から指導教員を通じて次のように綿密に行う。

オリエンテーション時に、学生が出願時に選択した分野（薬品分子創製化学、生体分子解析学、薬物動態解析学、生体機能薬学、薬物作用解析学）の重要性、学問的意義や人材養成目的等を学生に示し、本研究科修了後の活躍フィールドを提示する。また、指導教員が学生と個別面談を行い、研究の進め方、研究倫理、評価方法について説明する。博士課程前期課程における研究テーマとの関係性、連続性などにも配慮し、研究テーマを設定する。

2) シラバス（授業計画）

「大学院設置基準第 14 条の 2」及び大学全体の方針に基づき、学生の自立的・系統的な履修を確実なものとするため、全科目のシラバスを作成し、ホームページに掲載することにより、大学院生に周知する。シラバスでは、各授業科目の概要、到達目標、授業スケジュール、成績評価方法を明示し、これに基づいて授業を計画的に行う。

(3) 履修モデル

国内外の研究機関、教育機関や産業界で、独立した研究者として研究開発に貢献できる人材となるために、本研究科薬科学専攻博士課程後期課程の学生は、研究科目「特別研究Ⅰ～Ⅵ」および講義科目「英語研究発表演習」を受講し、高い研究力と幅広い専門知識、英語による高いリサーチ・スキルを身につける。

また、将来大学教員となることを希望する者を対象に、大学で教えるために必要な基礎的スキルを養成するためのセミナー（Preparing Future Faculty 大学教員準備セミナー）を実施している。このセミナーでは、シラバスの到達目標の書き方、成績評価の方法、コースポートフォリオ、大学授業方法論、マイクロティーチング（模擬授業と相互評価）といった内容を講義・個人ワーク・グループワークを組み合わせて行っている。

【履修モデル】

5 分野共通	1年次	2年次	3年次	単位
研究科目	「特別研究 I」 「特別研究 II」	「特別研究 III」 「特別研究 IV」	「特別研究 V」 「特別研究 VI」	12
講義科目	「英語研究発表演習」			2
プレ FD	Preparing Future Faculty 大学教員準備セミナー			―

(4) 研究指導の方法・博士論文の作成スケジュール

指導教員は、入学時に学生とともに年間の研究計画を立て、指導計画書を作成する。指導計画書は、年度毎に作成する。指導教員による「特別研究」を通じた指導に加え、中間発表等において関連分野の複数の教員が助言することにより、十分な研究指導体制を確保する。

研究遂行に必要な論理的思考、論文読解、論文作成技術、高いレベルの実験技術を「特別研究Ⅰ～Ⅵ」により教育する。「特別研究Ⅰ～Ⅵ」では、新規性と独創性に優れた先端的な研究や調査活動を行い、国内外に向けて研究成果の発信を行う。研究活動を通じて、医薬品等の創製を中心とした薬科学の高度な専門知識を習得し、倫理観や問題発見・解決能力、論理的な思考能力を醸成する。研究室でのゼミナールにおいて、収集した情報や研究成果を日本語や外国語で発表し、高度な論理的文章力およびプレゼンテーション能力を培う。「特別研究Ⅰ～Ⅵ」の指導においては、これまでに学んだ幅広い専門知識が、自らの研究課題にどの様に役立つのかを強く意識させることにより、専門知識と研究の有機的融合を図る。学生が研究遂行に必要な力を身につけていることを確認するため、1～3年次に研究成果発表会を開催する。研究成果発表会を通じて、学生が博士論文作成に必要な力を身につけていることを指導教員だけではなく、複数の教員で定期的に確認する。

「特別研究Ⅰ～Ⅵ」では、研究課題に関連する研究論文について情報収集し、その研究意義や問題点等についてプレゼンテーションを行う教育を実施し、研究開発に必要な高い問題発見・解決能力、論理的思考能力を育てる。また、指導教員が研究課題の遂行に必要な実験技術、その適用を含めた実験計画の立て方を1対1で教育する。得られた研究成果を学術論文として学術誌や国際学会等で発表するために、論文執筆指導を行う。学生は、最終的に博士論文として自身の研究を完成させる。

【修了までのスケジュール】

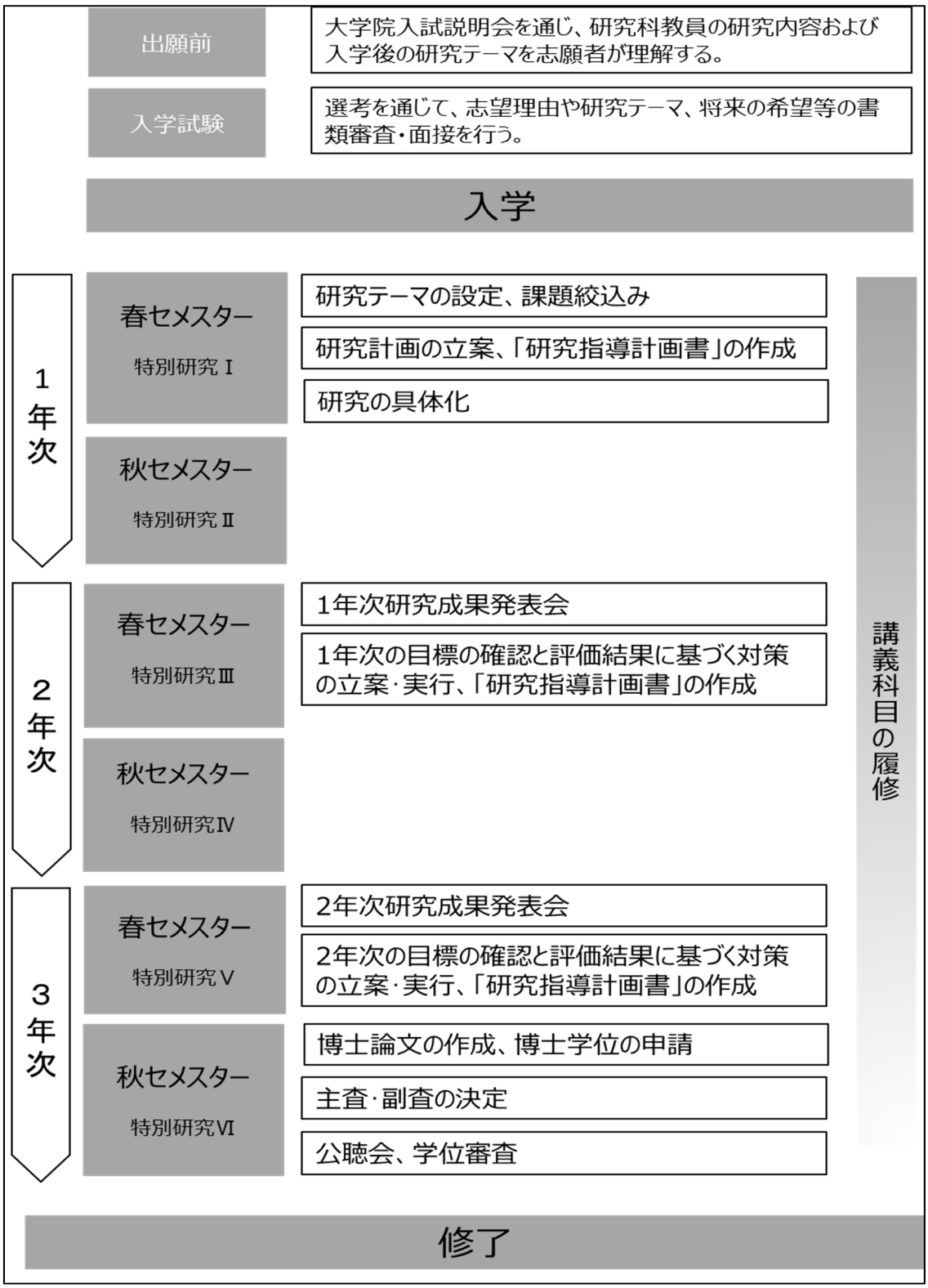

(5)評価方法

成績評価においては、人材育成目的に沿った達成基準を満たすことを合格の条件とし、科目区分ごとに評価項目を以下のように定める。

＜研究科目＞

「特別研究Ⅰ～Ⅵ」では、研究課題に対する取り組みや研究成果に関するレポート、プレゼンテーションなどにより行う(平常点評価)。英語教育における実践的応用として、国内外での英語での学術発表を奨励し、評価に含める。

＜講義科目＞

「英語研究発表演習」では、授業への貢献度やレポートに加え、プレゼンテーションにより行う(平常点評価)。

(6)修了要件

博士課程後期課程に入学した大学院生は「特別研究Ⅰ～Ⅵ」を含む 12 単位以上を修得し、学位審査を経て博士学位の授与をもって修了したものとする。

(7)学位審査

本研究科における学位論文の審査は、「立命館大学学位規程」(資料 4)、「立命館大学大学院学則」、「薬学研究科委員会規程」の定める学位審議委員会が行う。

学生に対してはあらかじめ、博士学位申請までの流れや学位論文が満たすべき水準に加えて，審査委員の体制，審査の方法及び項目等を明示する(学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行等について(通知) 元文科高第 380 号令和元年 9 月 26 日)。

博士学位申請にあたり学生が提出する主論文の内容は、査読付きの学術誌に 2 報以上が掲載または掲載が受理されていることとし、そのうち 1 報は第一著者でなければならない。また、指導教員は、学生が博士学位申請を行う前に、全学で利用している剽窃防止ツール(剽窃防止ソフト「iThenticate」)により、主論文に剽窃がないことを確認する。

博士学位申請が行われた後、学位審議委員会は申請受理の可否および申請を受理する場合、主査 1 名と副査 2 名を決定する。学位審議委員会が審査のために必要と認めた場合には、薬学研究科教員以外の教員、または学外の大学院等の教員等を主査および副査とすることができる。申請受理の可否および主査・副査の決定には、構成員の過半数以上が出席する学位審議委員会で、過半数以上の賛成を得る必要がある。

学位審議委員会において博士学位申請を受理することとした場合、学位審議委員会は博士論文評価基準(以下参照)に基づき学位審査を実施する。さらに、学位審議委員会は公聴会を開催し、博士学位申請者に対して口頭試問を行う。学位審査の透明性を確保するため、公聴会の開催日時は薬学研究科ウェブサイト、学内の情報伝達ツールおよび掲示板で広報しており、公聴会に

参加を希望する者が容易に公聴会に参加することができるよう努めている。

＜博士論文評価基準＞

① 薬科学専攻博士課程後期課程として研究課題が学術的に妥当であるか。
② 研究内容に新規性、独創性があるか。
③ 先行研究について適切に検討されているか。
④ 研究方法について正しく記述されているか。
⑤ 実験結果や事実調査、文献資料について正しく記述され、研究内容について十分に考察されているか。
⑥ 法令を遵守した研究であり、研究倫理を踏まえているか。

公聴会終了後、学位審議委員会は博士学位授与の審議・投票を行う。博士学位授与の議決には、構成員の 3 分の 2 以上が出席する学位審議委員会で、3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。博士学位授与が議決された場合、薬学研究科長は学長に学位授与を報告する。学長はこの報告を受けて、薬学研究科学位審議委員会が議決した学位の授与を、全学の大学院教学組織である大学院学位委員会の議に付す。大学院学位委員会構成員の 3 分の 2 以上の賛成を得て、博士学位の授与が議決される。このように、学位審査のプロセスでは、薬学研究科学位審議委員会による学位授与の議決後、さらに全学組織である大学院学位委員会による議決を必要とするため、学位審査の厳格性および透明性が担保されている。

博士論文の公表については、「立命館大学学位規程」に従い、大学が博士の学位を授与したときに、論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットで公表する。さらに、博士の学位を授与された者は、その論文全文をインターネットで公表する。これらの公表は、立命館学術成果リポジトリ（http://r-cube.ritsumei.ac.jp/repo/repository/rcube/）で行う。また、博士論文の 1 部は本学図書館において保管する。

【学位審査の流れ】

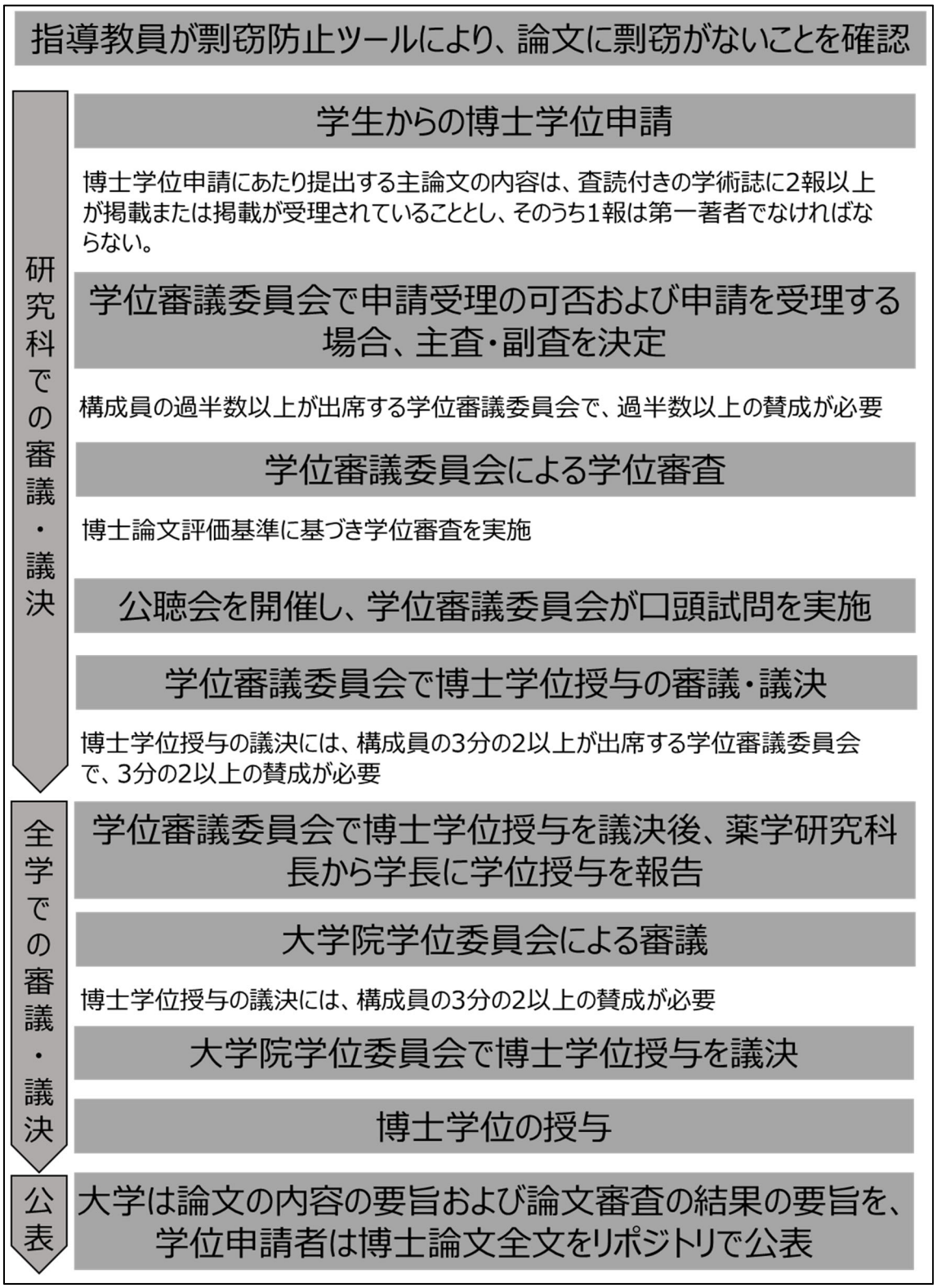

⑻研究の倫理審査体制

本学の研究倫理に関わる審査体制としては、立命館大学研究倫理委員会を設置している（資料 5　立命館大学研究倫理委員会規程）。本委員会では研究倫理指針の適切な運用を促進する

とともに、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討を行っている。また、立命館大学研究倫理委員会のもとに、立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会を設置している（資料 6　立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程）。本委員会は、学内外の有識者を交えた委員会組織であり、本学の教員が人を対象とする研究を遂行するうえで求められる研究者の行動および態度について、当該研究計画が各指針の趣旨に沿ったものであるかどうかについて審議、調査、検討を行っている。

動物実験等の実施にあたっては、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省　平成 18 年）を受けて、立命館大学研究倫理委員会のもとに、立命館大学動物実験委員会を設置し（資料 7　立命館大学動物実験規程）、動物実験計画に関する指針への適合性、実施状況・結果、施設および飼養保管状況、教育訓練開催等について審議・調査を行っている。本学薬学部ならびに薬学研究科の教員および関係者もヒトおよび動物を対象とする研究に関与するうえで、これらの倫理指針、規程等を遵守する。

６．施設・設備等の整備計画

(1) 設置キャンパス

本学の校地は、衣笠キャンパス（京都府京都市北区）、びわこ・くさつキャンパス（滋賀県草津市）、大阪いばらきキャンパス（大阪府茨木市）、朱雀キャンパス（京都府京都市中京区）で構成されている。既設の薬学部は 2008（平成 20）年 4 月に、薬学研究科博士課程前期課程は、2020(令和 2)年 4 月にびわこ・くさつキャンパスに開設している。今回申請する薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程も同キャンパスに設置する。

(2)校舎等施設

薬学部の学部基本施設として、2008（平成 20）年度に新棟（サイエンスコア）を建設した。そこには卒業研究室、教員個人研究室、共通施設（低温室、暗室、共通機器室等）、動物飼養施設、学生実習室、模擬臨床実習施設（模擬薬局、模擬病室）、演習室、会議室を整備するとともに、隣接して薬草園を整備している。また、一部施設（バイオリンク、コラーニングハウス 2）にも薬学部の教員個人研究室、卒業研究室、学生実習室を整備している。

薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程では、薬学部が使用している卒業研究室（12 室・各約 120 ㎡）を大学院生が利用することとし、上記の共通施設（低温室、暗室、共通機器室）、動物飼養施設、模擬臨床実習施設（模擬薬局、模擬病室）、演習室を共用するが、共用に支障ない入学定員（3 名）としていることから、十分な教育・研究環境は整備している。

機器・備品については、化学系実習、生物系実習、医療・臨床系実習等に必要な機器・備品を整備している。大型設備・機器としては、NMR（Nuclear Magnetic Resonance）、LC-MS（Liquid

Chromatograph-Mass Spectrometry)、DNA シークエンサー、イメージアナライザーなどを整備している。

なお「基本計画書」の「経費の見積り及び維持方法の概要」において開設前年度の「設備購入費」を計上していないが、これは既設の学部・研究科等の設備等があって、薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程はそれらの設備等を継承するためであり、教育研究を展開するうえで問題は生じない。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備状況

① 図書および雑誌

本学には、図書館施設として、衣笠キャンパスに平井嘉一郎記念図書館、修学館リサーチライブラリー、人文系文献資料室、朱雀キャンパスに朱雀リサーチライブラリー、びわこ・くさつキャンパスにメディアセンター(自然科学系図書館)、メディアライブラリー(社会科学系図書館)、大阪いばらきキャンパスに OIC ライブラリーをそれぞれ設置している。これらの施設を含めた大学全体の蔵書は、2020(令和 2)年 4 月 1 日現在で約 2,947,000 冊(製本雑誌含む)に達し、これに加えて約 77,400 種の学術雑誌、そのうち約 68,000 種の電子ジャーナルを収集・整備している。これらはほぼすべて、学生の利用が可能である。また、図書館間の資料を取り寄せて利用する仕組みも存在しており、全ての資料を学習や研究に利用できる環境を整備している。

2008(平成 20)年の薬学部開設以降、医療・医学系、生命科学・化学系の図書・雑誌は相当程度整備されており、薬学研究科が主に使用する図書館(メディアセンター)では、2020(令和 2)年 4 月 1 日時点で図書 62,633 冊、学術雑誌 9,824 種、電子ジャーナル 9,585 種を所蔵している。

メディアセンターにおける逐次刊行物のタイトル選定・見直しや図書購入にあたっては、薬学部および薬学研究科所属教員の意見も反映されており、必要な蔵書数、電子ジャーナルのタイトル数は十分確保されている。

② オンラインデータベース、電子ジャーナル、電子書籍等

電子ジャーナルについては、キャンパス・ネットワークを介して大学全体で共有しており、人文科学、自然科学、社会科学の分野を問わず幅広い分野を対象に選定・収集している。特に、Elsevier Science B. V.、Wiley-Blackwell、Oxford University Press、Springer、Cambridge University Press の大手 5 社が刊行する電子ジャーナルについてはパッケージ契約をしており、最新の情報と共にバックナンバーの講読が継続的に行える環境がある。データベースについては Web of Science や Magazine Plus などの二次情報、EBSCO Host、ProQuest Central などのアグリゲータ系電子ジャーナル、日経テレコン 21、聞蔵などの新聞データベースを中心に、基本的なデータベース・ツールの提供を行い、全学で共有できる電子書籍も積極的に収集している。

③ 閲覧席、ラーニングコモンズ

本学の学術資料は、立命館大学学術情報システム（RUNNERS）を利用して、図書資料の所蔵情報、貸出返却・予約などが可能であり、一部図書資料については、抄録のオンラインでの閲覧も可能となっている。

メディアセンター（自然科学系図書館）、メディアライブラリー（社会科学系図書館）は、他キャンパスの図書館等と同様に、年間開館日数 340 日前後、土・日曜日開館、開館時間は開講期平日 8:30～22:00（土・日は 10:00～17:00）で運用している。

メディアセンター（自然科学系図書館）、は収納冊数約 360,000 冊、総座席数 878 席を有し、メディアライブラリー（社会科学系図書館）は収納冊数約 360,000 冊、総座席数 1,059 席を有している。また、他キャンパスの図書館同様、グループ学習のできるラーニングコモンズ「ぴあら」を設置し、学習環境を整えている。

④ 外部の図書館等との相互協力

他機関との協力に関わっては、Online Computer Library Center, Inc.（OCLC）や国立情報学研究所の NACSIS-CAT/ILL の図書館間ネットワーク等に参加するとともに、私立大学図書館協会、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）等の加盟館として、国内外を問わず他大学、他機関と図書館間相互協力（文献複写や相互現物貸借）を推進している。

⑤ 検索手法の指導等

学部教員と図書館職員との協働で、大学図書館の基本的な使い方を初め、RUNNERS や電子ジャーナル、オンラインデータベースの検索・活用方法等について、各学部の教育に必要な内容を中心とした図書館リテラシー教育を各学部の担当教員と協働で展開している。そこでは、少人数クラスによる双方向授業の取り組みや、Web 視聴による講義等を実施し、RUNNERS の図書検索など内容の充実をはかっている。また、自学自習のために、Web ガイドや RAIL（Ritsumeikan Academic Information Literacy）などの、情報の収集、選択、活用の能力を高めるためのオンラインツールを提供している。

7．基礎となる修士課程との関係

今次設置する薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の基礎となるのは、薬学部創薬科学科および薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程である（基礎となる博士課程前期課程との関係は図 1 参照）。基礎となる博士課程前期課程の教員でもある専任教員が、前記 5 分野に分かれて研究指導体制を組む。このような形で、学部教育・研究が集約されて、シームレスに薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程および博士課程後期課程の教育・研究に継承される（図 2）。この

ように学部と研究科は、研究教育上の密接不可分な関係を有している。

【図 1】

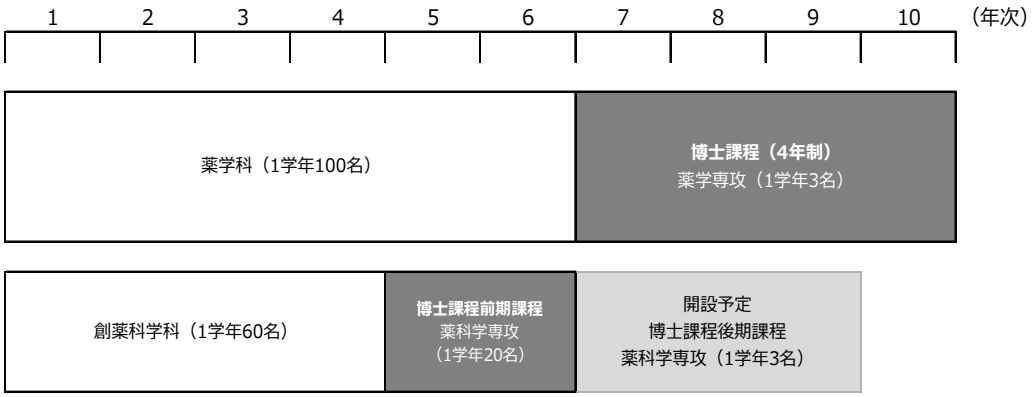

【図 2】

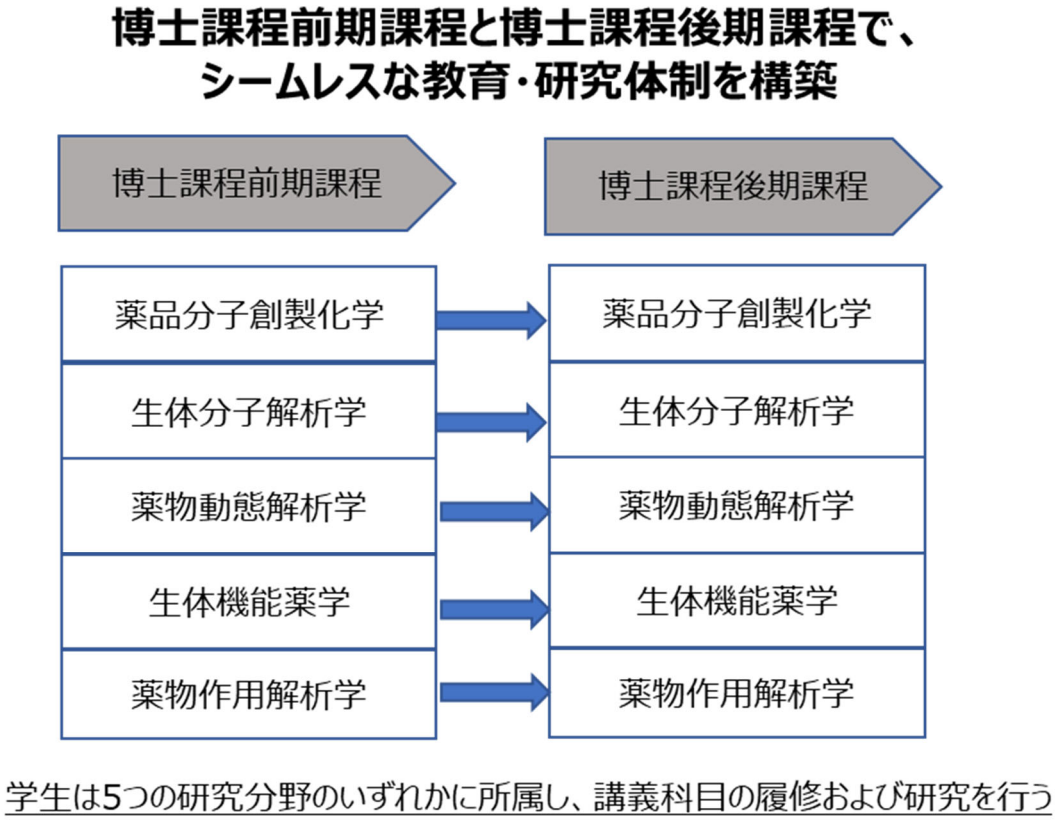

学生は5つの研究分野のいずれかに所属し、講義科目の履修および研究を行う

8. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れ方針(アドミッションポリシー)

人材育成目的を達成するために、専攻内に薬品分子創製化学、生体分子解析学、薬物動態解析学、生体機能薬学、薬物作用解析学の 5 つの分野を設定し、専門分野に応じた高度な知識及び先端的な研究技術が取得できる教育を行う。そのため、次のような入学者受入れ方針と求める人材像からなる入学者受入れ方針を設定する。

＜入学者受入れ方針(アドミッションポリシー)＞

薬科学専攻博士課程後期課程では、本専攻の人材育成目的と教育目標に共感し、本専攻で学ぼうとする強い意志を持った学生を求める。このため、入学時点において以下の学力、関心等を有することを求める。

① 自然科学および関連領域における高度な知識を有し、科学的な思考力を持つ者。

② 社会性とコミュニケーション能力を備え、高い課題探究心を有する者。

③ 医薬品創製および関連分野において研究者として、国際的に活躍することを強く志望する者。

このような事項を学力試験、志望理由書、研究計画書、面接などによって評価する。一般入学試験、特別入学試験ともに①～③について評価項目・評価基準を作成して総合評価を行う。一般入学試験及び特別入学試験での募集人数は 3 名である。入試の執行にあたっては、本学の大学院入試に関する担当部署である教学部大学院課の協力を得て、公正な入試を執行する。

(2) 入学試験選抜方式

本研究科薬科学専攻博士課程後期課程の入学者は、一般入学試験および学内進学入学試験を実施して選抜する。

(2-1) 一般入学試験

①募集人数

3 名 (募集人数には全入試方式を含む)

②出願資格の概要

以下のいずれかの要件を満たす者に出願資格を認める。

(1) 修士の学位もしくは専門職学位を有する者または本研究科入学までに授与される見込みの者

(2) 外国において、修士の学位もしくは専門職学位に相当する学位を授与された者または本研究科入学までに授与される見込みの者

(3) 外国の学校が行う通信教育をわが国において履修し、修士の学位もしくは専門職

学位に相当する学位を授与された者または本研究科入学までに授与される見込みの者

(4) わが国において、文部科学大臣が外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位もしくは専門職学位に相当する学位を授与された者または本研究科入学までに授与される見込みの者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者または本研究科入学までに授与される見込みの者

(6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において２年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者（平成元年文部省告示第 118 号）

(7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳以上の者または本研究科入学までに 24 歳に達する者

③選抜方法

「英語」、「研究分野の専門科目に関する小論文」、「研究計画書等に関する事項についての口述試験」により選考を行う。

④選抜基準

「英語」、「研究分野の専門科目に関する小論文」、「研究計画書等に関する事項についての口述試験」の結果を総合的に考慮し、選抜する。

(2-2) 特別入学試験

①募集人数

３名（募集人数には全入試方式を含む）

②出願資格の概要

以下の全ての要件を満たす者に出願資格を認める。

(1) 本学大学院修士課程または博士課程前期課程を修了見込みである者

(2) 本研究科博士課程後期課程を専願する者（合格した場合は入学を確約できる者）

③選抜方法

「書類選考」および「研究計画書等に関する事項について口述試験」により選考を行う。

④選抜基準

「書類選考」および「研究計画書等に関する事項について口述試験」の結果を総合的に考慮し、選抜する。

入学試験の選抜体制については、入学試験を実施する際、研究科委員会において、年度ご

とに入学試験委員会委員を選出する。入学試験委員会の委員長は研究科長とする。入学試験委員会は入学試験の実施計画を立てる。研究科委員会は、問題作成・印刷、書類審査、面接試験等の委員を選出する。合否判定は、入学試験委員会の作成した原案に基づき、研究科委員会において決定する。

９．管理運営

薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の管理運営は、「立命館大学大学院学則」第7条に基づき設置している「立命館大学薬学研究科委員会」（以下、「研究科委員会」）が行う。主な審議事項は以下のとおりである。(1) 大学院の研究科、専攻課程の新設、増設、廃止、変更に関する事項、(2) 大学院学則および大学院諸規程の制定、改廃に関する事項、(3) 教員の人事に関する事項、(4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項、(5) 学位論文審査に関する事項、(6) 授業科目担当者に関する事項、(7) 学生の入学、修了および学位の授与に関する事項、(8) 学生の補導に関する事項、(9) 学生の定数に関する事項、(10) 学校法人および大学の諸規程において、研究科委員会の議を経ることを要すると定められた事項。

研究科委員会は、立命館大学大学院薬学研究科委員会規程第 4 条第 1 項に基づき、薬学研究科の専任教員をもって構成する。開催頻度は原則として月 2 回程度とする。

なお、研究科委員会の下には、博士学位の審査を行う「学位審議委員会」と、自己点検・評価にかかわる「自己評価推進委員会」を置く。

１０．自己点検・評価

(1) 大学としての自己点検・評価

① 実施方法、実施体制

本学では、立命館大学学則第 2 条にもとづき「立命館大学自己評価委員会」を設置して、大学全体にわたる方針の下、本学の教育および研究、組織、運営ならびに施設・設備について自己点検・評価を実施する。また、学外有識者からなる「大学評価委員会」を設置して、自己点検・評価の客観性および妥当性等に関する検証を行う。学長は大学評価委員会による検証を受け、当該機関の長に対してその改善の実施を勧告する。

2013（平成 25）年度からは、大学として専門分野別外部評価にも取り組んでいる。

② 結果の活用・公表及び評価項目

自己点検・評価報告書については、本学が認証評価を受審している大学基準協会の評価基準の枠組みに則った柱立て（2017（平成 29）年度からは理念・目的、内部質保証、教育研究組

織、教育課程・学習成果、学生の受け入れ、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、大学運営・財務）により作成している。教学検証に関する点検・評価項目については、大学評価制度以前より毎年度「教学総括・計画概要」という形で教学についてのレビューを行ってきた本学の伝統にも従い、「教学ガイドライン」等の指針にも即して実施している。

自己点検・評価は、自己評価委員会をとりまとめの機関として、大学（学長および常任理事会）が策定した中長期計画などの全般的方針を、学部・研究科がそれぞれの特徴に応じて多様な形で自律的に具体化・実行し、その結果の点検と評価を年次の部分的改善および中長期的なカリキュラム改革に結びつける。特に教育プログラムの検証の面では、自己点検・評価報告書（毎年）のみならず、今年度教学総括・次年度計画概要（毎年）ならびに外部評価結果報告書（受審年度）が各学部・研究科によって作成され、現行カリキュラムの適切性についての包括的な検証と改善の方向を示す。自己点検・評価報告書と外部評価結果報告書は公表される。後者における指摘事項は、年次改善・中長期カリキュラム改革に関わる議論において、常に参照・考慮される。また、学長および常任理事会は、こうした各学部・研究科の実践を大学全体の基本方針の観点から点検・評価し、カリキュラム改革に伴って組織・財政面で必要となる支援について判断を行うと同時に、各学部・研究科の到達点と課題をふまえて、全学方針の見直しや発展を図っている。

(2) 研究科としての自己点検・評価

本学薬学部は2011（平成23）年度に一般社団法人薬学教育評価機構の「自己評価23」（2008（平成20）年度に開設した薬学部が、6年制の完成年度を前に参加型実務実習を実施するにあたり、2008（平成20）年度から2011（平成23）年度までの6年制薬学教育の自己点検・評価を行い、公表するもの）に対応して、自己点検・評価の取り組みを行った。その取り組みについて自己点検・評価書を作成し、2012（平成24）年4月にホームページに公表するとともに、薬学教育評価機構に提出した。また、薬学部薬学科は2017（平成29）年度に薬学教育評価機構の分野別第三者評価を受審し、「適合」と認定された。

本研究科としての自己点検・評価の実施については、研究科委員会の下に自己評価推進委員会を設置し、自己点検・評価を行うとともに、後述する「薬学部 FD 委員会」とも連携しながら、改善に向けた取り組みを行う。

１１．情報の公開

(1) 大学としての情報の公表

本学では、かねてより大学ホームページ上で大学基準協会認証評価結果、自己点検・評価報告書、大学基礎データ、財務書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表な

ど)、事業計画・事業報告書、学部・研究科の設置申請書および届出書、設置計画履行状況報告書、教員の教育研究情報、入学試験要項・入試情報、入試合格発表、進路・就職状況、学生数などを広く社会に公表している。

立命館大学 情報公開ページ:

http://www.ritsumeikan-trust.jp/publicinfo/disclosure/univ/

立命館大学 大学評価のページ:

http://www.ritsumei.ac.jp/assessment/

(2) 研究科としての情報の公表

薬学研究科では、独自のホームページを開設し、人材育成目的、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、教員情報、シラバス、カリキュラム、自己点検・評価結果などを公開している。

http://www.ritsumei.ac.jp/ph/

１２．教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 大学としての取り組み

① 本学では Faculty Development(以下、FD)を「建学の精神と教学理念を踏まえ、学部、研究科、他教学機関が掲げる理念と教育目標を実現するために、カリキュラムや個々の授業についての配慮・内容・教材・評価等の適切性に関して、教員が職員と協働し、学生の参画を得て、組織的な研究・研修を推進するとともに、それらの取り組みの妥当性、有効性について、継続的に検証を行い、さらなる改善に活かしていく活動」と定義している。

② 本学では、FD 活動を推進するために「教育開発推進機構」を設置し、大学・学部・研究科・教学機関への教育および学生の学修の質向上に資する支援を行っている。教育開発推進機構の下には「教育・学修支援センター(Center for Teaching and Learning)」が置かれ、全学的な教学政策形成や継続的な評価・検証・改善のプロセスにおける支援、学部・研究科等の教育および学生の学修の質向上にむけた取り組み支援、全学的な方針に基づいたセンター独自の教育・学修支援、教員・学生支援およびそれに必要な調査・研究を行っている。具体的には、教職員等を対象とした講演会・シンポジウムの開催、新任教員及び在職教員対象の研修、ティーチング・アシスタント対象の研修、学生を含めたワークショップの開催、授業アンケートの実施、国内外の高等教育に関する調査活動、紀要『立命館高等教育研究』の刊行等の活動を展開している。

(2) 研究科としてのFDの取り組み

「立命館大学薬学部FD委員会に関する申し合わせ」に則り、薬学部内に「薬学部FD委員会」を設置し、薬学部教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制を整備している(FD対象者は学部所属の全教職員であり、半年に1回を目安にFDを行っている)。本委員会では機動的に薬学部FDに関する活動を推進することを目的とし、FDフォーラムの開催をはじめ、FDに関する情報の収集とFDに関する提言を行ってきた。直近では、「シラバス執筆FD研修会　－2020年度新規・変更事項を中心に－」や「改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに基づく実務実習について」をテーマにFDを行っている。なお、FDは全教職員が参加可能な時間帯に開催している。

「大学院設置基準」第14条の3に基づき、本専攻の授業および研究指導等の内容およびその方法の改善を図るため、組織的な研修および研究に関する取り組みを研究科委員会として実施する。また、その取り組みの内容を毎年度刊行している「立命館大学薬学部年報」に掲載し、公表する。

(3) 本学の SD(Staff Development)の取り組み

職員の SD(Staff Development)に関しては、2005(平成 17)年度に大学行政研究・研修センターを設置し、職員の研修制度を実施している。この研修制度は、職員の高等教育情勢に対する理解、問題発見・解決力の養成に関するプログラムであり、受講生の研修成果は論文としてまとめられ、論文報告会で発表されている。

また、2012(平成 24)年度に、立命館学園の中期計画を踏まえ、研修にとどまらず、異動、処遇等各種人事制度について「育成」に重点を置いて段階的に再構成を行った。さらに、2015(平成 27)年度以降は、この体系に基づき、着任時 OJT、階層別研修、キャリアデザイン研修、グローバル力量形成研修、学外団体研修、職位別研修、自己研鑽支援等のプログラムを実施している。

加えて 2017(平成 29)年度には学校法人として、役員や教員、事務職員等が、教育研究活動の運営および管理運営の適切かつ効果的な遂行を継続的に達成するため、職種ごとの特性を踏まえた組織的または個人的な力量向上の取り組みを「SD」と総称して「学校法人立命館スタッフ・ディベロップメント(SD)実施に関する基本方針」を策定した。

以 上

○立命館大学教員任用・昇任規程

昭和45年11月10日

規程第118号

第１条　新たに教員を任用しようとするときは、教授会は、学部長または研究科長の提議により３名以上の教員からなる選考委員会を組織するとともに、ひろく候補者をもとめるものとする。

委員会の組織および運営に関する事項は各教授会において別にこれを定める。

第２条　選考委員会は、別に定める選考基準にもとづき、候補者について適否を審査し、教授会にその結果を報告する。

第３条　教授会が選考委員会から審査の結果につき報告を受けたときは、審査のうえ、投票によってその採否を決議し、学部長または研究科長より学長にこれを報告する。

前項の決議には教授会を構成する教員の４分の３以上が出席し、その３分の２以上の同意をうることを要する。

第４条　学長は、前条第１項の報告をうけたときは、大学協議会にこれを付議し、その承認を得た上で理事会に具申する。

第５条　教員の職名または所属を変更しようとするときは、第１条ないし第４条の規定を準用する。

第６条　この規程の改廃は、各教授会、常任理事会の議を経て大学協議会が行う。

附　則

１　この規程は、昭和44年10月１日から適用する。

２　昭和36年６月９日規程第79号の教員任用規程は、これを廃止する。

附　則（昭和53年４月15日附則第３項の削除）

この規程は、昭和53年４月15日から施行する。

附　則（2004年３月25日改廃規定新設にともなう一部改正）

この規程は、2004年３月25日から施行する。

附　則（2008年６月20日総合理工学院設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年６月20日から施行し、2008年４月１日から適用する。

附　則（2012年３月16日総合理工学院の解消に伴う一部改正）

この規程は、2012年４月１日から施行する。

○立命館大学大学院担当教員選考基準

2004年11月12日

規程第615号

本学大学院において大学院の授業および研究指導を担当する教員については、大学院設置基準第３章「教員組織」および専門職大学院設置基準第２章「教員組織」により、この基準にもとづき選考する。

１．博士課程前期課程または修士課程担当教員の資格

博士課程前期課程または修士課程を担当する教員にあっては、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

（イ）　博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

（ロ）　研究上の業績が（イ）の者に準ずると認められる者

（ハ）　芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者

（ニ）　専攻分野について、とくに優れた知識及び経験を有する者

２．博士課程後期課程、一貫制博士課程または４年制博士課程担当教員の資格

博士課程後期課程、一貫制博士課程または４年制博士課程を担当する教員にあっては、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

（イ）　博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

（ロ）　研究上の業績が（イ）の者に準ずると認められる者

（ハ）　専攻分野について、とくに優れた知識及び経験を有する者

３．専門職大学院担当教員の資格

専門職大学院を担当する教員にあっては、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導能力があると認められる者

（イ）　専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

（ロ）　専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

（ハ）　専攻分野について、とくに優れた知識及び経験を有する者

この基準の改廃は、研究科委員会または研究科教授会および常任理事会の議を経て大学協議会が行う。

附　則

この規程は、2004年11月12日から施行する。

附　則（2008年６月20日総合理工学院設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年６月20日から施行し、2008年４月１日から適用する。

附　則（2012年３月16日　総合理工学院の解消に伴う一部改正）

この規程は、2012年４月１日から施行する。

附　則（2014年３月28日　薬学研究科４年制博士課程の設置等に伴う一部改正）

この規程は、2014年４月１日から施行する。

○大学教員定年規則

昭和34年２月27日

規程第62号

第１条　大学教員の定年は、教授については満65歳とする。教授以外の教員については満60歳とする。

第２条　大学教員が定年に達したときは、その学年末に退職するものとする。

第３条　前２条にかかわらず、総長（学長）および副総長（副学長）の職にある者は、その在任中、教授に任用する。

第４条　この規程の改廃は、各教授会、大学協議会、常任理事会の議を経て理事会が行う。

附　則

この規則は、昭和34年３月１日から施行する。

附　則（1985年４月26日付第３条の改正並びに第４条及び附則第１項から第５項までの削除）

１　第３条による任用は、該当の学部教授会及び大学協議会の議を経て行なうものとする。

２　この規則は、1985年４月１日から適用する。

附　則（2000年３月８日副総長（副学長）職追加に伴う改正）

この規則は、2000年４月１日から施行する。

附　則（2004年３月26日改廃規定新設にともなう一部改正）

この規則は、2004年３月26日から施行する。

附　則（2008年７月11日総合理工学院設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年７月11日から施行し、2008年４月１日から適用する。

○立命館大学学位規程

昭和28年９月24日

規程第42号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、立命館大学学則（以下「学則」という。）第55条および立命館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第50条にもとづき、本大学における学位および学位の授与に関する事項を定める。

（学位の種類）

第２条　本大学において授与する学位は、学士、修士、博士および専門職学位とする。

（専攻分野等の名称）

第３条　学士、修士、博士および専門職学位に、附記する専攻分野名または専門職学位名および英文学位名称を学部の学科および研究科の専攻毎に次の各号のとおり定める。

(1)　学士学位

学部名	学科名	専攻分野名	英文学位名称
法学部	法学科	法学	Bachelor of Laws
経済学部	経済学科	経済学	Bachelor of Arts
経営学部	経営学科	経営学	Bachelor of Arts
	国際経営学科	経営学	Bachelor of Arts
産業社会学部	現代社会学科	社会学	Bachelor of Arts in Social Sciences
文学部	人文学科	文学	Bachelor of Arts
理工学部	電気電子工学科	工学	Bachelor of Engineering
	機械工学科	工学	Bachelor of Engineering
	環境都市工学科	工学	Bachelor of Engineering
	ロボティクス学科	工学	Bachelor of Engineering
	数理科学科	理学	Bachelor of Science
	物理科学科	理学	Bachelor of Science
	電子情報工学科	工学	Bachelor of Engineering
	建築都市デザイン学科	工学	Bachelor of Engineering

国際関係学部	国際関係学科	国際関係学	Bachelor of Arts in International Relations
	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科	グローバル国際関係学	Bachelor of Arts in Global International Relations
政策科学部	政策科学科	政策科学	Bachelor of Arts in Policy Science
情報理工学部	情報理工学科	工学	Bachelor of Engineering
映像学部	映像学科	映像学	Bachelor of Image Arts and Sciences
薬学部	薬学科	薬学	Bachelor of Pharmacy
	創薬科学科	薬科学	Bachelor of Pharmaceutical Sciences
生命科学部	応用化学科	理学 工学	Bachelor of Science Bachelor of Engineering
	生物工学科	工学	Bachelor of Engineering
	生命情報学科	理学 工学	Bachelor of Science Bachelor of Engineering
	生命医科学科	理学	Bachelor of Science
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	スポーツ健康科学	Bachelor of Sport and Health Science
総合心理学部	総合心理学科	心理学	Bachelor of Psychology
食マネジメント学部	食マネジメント学科	食マネジメント	Bachelor of Gastronomy Management
グローバル教養学部	グローバル教養学科	グローバル教養学	Bachelor of Global Liberal Arts

(2) 修士学位

研究科名	専攻名	専攻分野名	英文学位名称
法学研究科	法学専攻	法学	Master of Laws
経済学研究科	経済学専攻	経済学	Master of Economics
経営学研究科	企業経営専攻	経営学	Master of Science in Business

			Management
社会学研究科	応用社会学専攻	社会学	Master of Arts in Sociology
国際関係研究科	国際関係学専攻	国際関係学	Master of Arts in International Relations
政策科学研究科	政策科学専攻	政策科学	Master of Arts in Policy Science
文学研究科	人文学専攻	文学	Master of Arts
	行動文化情報学専攻	文学	Master of Arts
理工学研究科	基礎理工学専攻	理学 工学	Master of Science Master of Engineering
	電子システム専攻	工学	Master of Engineering
	機械システム専攻	工学	Master of Engineering
	環境都市専攻	工学	Master of Engineering
情報理工学研究科	情報理工学専攻	工学	Master of Engineering
生命科学研究科	生命科学専攻	理学 工学	Master of Science Master of Engineering
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	学術	Master of Arts
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	言語教育情報学	Master of Arts in Language Education and Information Science
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	技術経営	Master of Technology Management
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学	Master of Sport and Health Science
映像研究科	映像専攻	映像	Master of Image Arts
人間科学研究科	人間科学専攻	人間科学 心理学	Master of Human Science Master of Psychology

(3) 博士学位

研究科名	専攻名	専攻分野名	英文学位名称
法学研究科	法学専攻	法学	Doctor of Laws
経済学研究科	経済学専攻	経済学	Doctor of Philosophy
経営学研究科	企業経営専攻	経営学	Doctor of Philosophy
社会学研究科	応用社会学専攻	社会学	Doctor of Philosophy in Sociology
国際関係研究科	国際関係学専攻	国際関係学	Doctor of Philosophy
政策科学研究科	政策科学専攻	政策科学	Doctor of Philosophy in Policy Science
文学研究科	人文学専攻	文学	Doctor of Philosophy
	行動文化情報学専攻	文学	Doctor of Philosophy
理工学研究科	基礎理工学専攻	理学 工学	Doctor of Science Doctor of Engineering
	電子システム専攻	工学	Doctor of Engineering
	機械システム専攻	工学	Doctor of Engineering
	環境都市専攻	工学	Doctor of Engineering
情報理工学研究科	情報理工学専攻	工学	Doctor of Engineering
生命科学研究科	生命科学専攻	理学 工学	Doctor of Science Doctor of Engineering
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	学術	Doctor of Philosophy
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	技術経営	Doctor of Philosophy in Technology Management
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学	Doctor of Philosophy
薬学研究科	薬学専攻	薬学	Doctor of Pharmacy
人間科学研究科	人間科学専攻	人間科学	Doctor of Human Science

		心理学	Doctor of Psychology

(4)　専門職学位

研究科名	専攻名	専門職学位名	英文学位名称
法務研究科	法曹養成専攻	法務博士（専門職）	Juris Doctor
経営管理研究科	経営管理専攻	経営修士（専門職）	Master of Business Administration
教職研究科	実践教育専攻	教職修士（専門職）	Master of Education

（大学名の附記）

第４条　学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

第２章　学士学位

（学士学位の授与）

第５条　学士学位の授与は、教授会の議を経て、学長が決定する。

（学士学位の授与の要件）

第６条　学士学位は、学則第54条に規定する卒業要件を満たした者に学長が授与する。

（学長への報告）

第７条　教授会において学士学位の授与を議決したときは、学部長は学長に報告しなければならない。

第３章　修士学位

（修士学位の授与）

第８条　修士学位の授与は、研究科委員会または研究科教授会（以下単に「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

（修士学位の授与の要件）

第９条　修士学位は、大学院学則第29条に規定する修了要件を満たした者に学長が授与する。

２　前項に規定する者のほか、前期課程と後期課程の区分を設けない博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）において大学院学則第29条に規定する修了要件に相当する要件を満たした者にも、修士学位を授与することができる。

（授与申請）

第10条　修士学位の授与を申請する者は学位授与申請書に修士論文または特定の課題についての研究成果（以下「修士論文等」という。）２部を添えて、所属の研究科長に申請するものとする。申請書類の様式は、様式第２(1)のとおりとする。

（資料等の提出）

第11条　研究科長は、修士論文等の審査のため必要があるときは、前条に定めるもののほか、別に資料等を提出させることができる。

（修士論文等の返付）

第12条　受理した修士論文等は、返付しない。

（修士論文等の審査および最終試験）

第13条　修士論文等の審査および最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

２　審査委員会は、専攻分野および関連分野の教員３人以上によって組織し、うち１人を主査とする。ただし、研究科委員会が認める場合は、教員数を２人以上とすることができる。

３　前項に定める審査委員会には、当該研究科に属さない本大学または他大学等の教員等を含めることができる。

４　最終試験は、修士論文等に関連ある分野について試問を行う。

（審査および最終試験の期間）

第14条　修士論文等の審査および最終試験は、申請者の在学期間中に終了するものとする。

（修士学位の授与の審査）

第15条　審査委員会は、審査が終了したときは、様式第３(5)に定める論文等審査報告書により、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

２　研究科委員会は、前項の報告にもとづき、修士学位の授与のための審査を行う。

３　修士学位の授与の議決は、構成員の３分の２以上が出席する研究科委員会において、その３分の２以上の賛成を得なければならない。

４　前２項の定めにかかわらず、研究科委員会の構成員の一部の者をもって構成する学位審議委員会（この条において「審議委員会」という。）を置き、研究科委員会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。

５　前項の議決は、審議委員会の構成員の３分の２以上が出席し、その３分の２以上の賛成を得なければならない。

（学長への報告）

第16条　研究科委員会において修士学位の授与を議決したときは、研究科長は、論文等審査報告書により、学長および大学院学位委員会に報告しなければならない。ただし、様式第３(1)に定める合格判定報告書をもって、これにかえることができる。

第４章　博士学位

（博士学位の授与）

第17条　博士学位の授与は、研究科委員会および大学院学位委員会の議を経て、学長が決定する。

（博士学位の授与の要件）

第18条　博士学位は、大学院学則第32条、第35条または第35条の４に規定する修了要件を満たした者に学長が授与する。

２　前項のほか、本大学大学院が行う博士論文の審査に合格し、かつ前項の同課程を経た者と同等以上の学力を有することを確認された者に博士学位を授与する。

（授与申請）

第19条　博士学位の授与の申請は、次の各号のいずれかによる。申請書類の様式は、様式第２(2)または様式第２(3)のとおりとする。

(1)　前条第１項による者にあっては、学位授与申請書に、博士学位申請論文４部、論文目録１部、履歴書１部、和文論文要旨１部および英文等論文要旨１部、主論文要旨の電磁的記録媒体（CD-ROM等）１部を添えて、所属の研究科長に申請する。

(2)　前条第２項による者にあっては、学位授与申請書に、博士学位申請論文４部、論文目録１部、住民票の写し１部、履歴書１部、和文論文要旨１部、英文等論文要旨１部、主論文要旨の電磁的記録媒体（CD-ROM等）１部、写真１葉および別表第１による学位審査手数料を添えて、学長に申請する。

(3)　前２号の定めにかかわらず、研究科長が必要と認めた場合は、和文論文要旨または英文等論文要旨の提出を免除することができる。

（資料等の提出）

第20条　研究科長は、博士論文の審査のため必要があるときは、前条に定めるもののほか、別に資料等を提出させることができる。

（博士論文の受理および審査の委嘱）

第21条　第19条第１号により、博士学位の申請があったときは、研究科長は、研究科委員会の議を経てこれを受理する。

２　第19条第２号により、博士学位の申請があったときは、学長は、その学位の専攻分野に対応する研究科委員会の議を経てこれを受理し、その研究科委員会に学位授与の審査を委嘱する。

（博士論文および学位審査手数料の返付）

第22条　受理した博士論文および学位審査手数料は、返付しない。

（博士論文の審査および最終試験または学力の確認）

第23条　博士論文の審査および最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

２　第18条第２項に該当する者の博士論文の審査および学力の確認は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

３　審査委員会は、専攻分野および関連分野の教員３人以上によって組織し、うち１人を主査とする。

４　前項に定める審査委員会には、当該研究科に属さない本大学または他大学等の教員等を含めることができる。

５　最終試験は、博士論文に関連ある分野について試問を行う。

（学力の確認）

第24条　前条第２項に規定する学力の確認は、博士論文に関連ある分野について試問（外国語についての試問を含む。）を行う。

２　前項の外国語については、研究科委員会が種類を定める。

（学力の確認の免除）

第25条　研究科委員会が、業績、経歴等により学力の確認を行い得ると認めたときは、試問の全部または一部を免除することができる。

２　本学大学院博士課程後期課程、一貫制博士課程または４年制博士課程に所定の年限在学し、大学院学則第32条または第35条に規定する修了要件を満たした者が再入学しないで第18条第２項による博士学位を申請したときは、標準修業年限の末日の翌日から起算して３年以内に限り、学力の確認を免除することができる。

（審査委員会における審査の期間）

第26条　審査委員会における審査は、申請書を受理してから１年以内に終了しなければならない。

（博士学位の授与の審査）

第27条　審査委員会は、審査が終了したときは、様式第３(6)に定める論文等審査報告書に

より、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

２　研究科委員会は、前項の報告にもとづき、博士学位の授与のための審査を行う。

３　博士学位の授与の議決は、構成員の３分の２以上が出席する研究科委員会において、無記名投票によりその３分の２以上の賛成を得なければならない。

４　前２項の定めにかかわらず、研究科委員会の構成員の一部の者をもって構成される学位審議委員会（この条において「審議委員会」という。）を置き、研究科委員会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。

５　前項の議決は、審議委員会の構成員の３分の２以上が出席し、無記名投票によりその３分の２以上の賛成を得なければならない。

（学長への報告）

第28条　研究科委員会において博士学位の授与を議決したときは、研究科長は、論文等審査報告書により、学長に報告しなければならない。

（大学院学位委員会の審議）

第29条　学長は、前条の論文等審査報告書を大学院学位委員会の議に付さなければならない。

２　前項の議決は、大学院学位委員会の構成員の３分の２以上の賛成を得なければならない。

第５章　専門職学位

（専門職学位の授与）

第30条　専門職学位の授与は、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

（専門職学位の授与の要件）

第31条　専門職学位は、大学院学則第42条に規定する修了要件を満たした者に学長が授与する。

（専門職学位の授与の審査）

第32条　専門職学位授与の議決は、構成員の過半数が出席する教授会において、その過半数の賛成を得なければならない。

２　前項の定めにかかわらず、研究科教授会の構成員の一部の者をもって構成される学位審議委員会（この条において「審議委員会」という。）を置き、教授会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

３　前項の議決は、審議委員会の構成員の３分の２以上が出席し、その３分の２以上の賛

成を得なければならない。

（学長への報告）

第33条　研究科教授会において専門職学位の授与を議決したときは、研究科長は、様式第３(2)から様式第３(4)までに定める合格判定報告書により、学長および大学院学位委員会に報告するものとする。

第６章　博士論文の公表

（博士論文要旨等の公表）

第34条　大学は、博士学位を授与した日から３月以内に、博士学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（博士論文の公表）

第35条　博士学位を授与された者は、授与された日から１年以内に、博士学位の授与に係る論文の全文を本大学所定のリポジトリの利用により公表するものとする。ただし、博士学位を授与される前にインターネットの利用により既に公表したときは、この限りでない。

２　前項の定めにかかわらず、博士学位を授与された者は、やむをえない事情がある場合には、本大学の承認を受けて、博士学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

３　前２項の規定により博士学位の授与に係る論文を公表するときは、立命館大学審査博士論文である旨を明記しなければならない。

第７章　学位の授与の証明

（学位の授与の証明）

第36条　学長は、様式第１(1)から様式第１(5)までに定める様式により学位記を授与して、学位の授与を証明する。

第８章　学位の授与の取消

（学位の授与の取消し）

第37条　学士、修士、博士または専門職学位の学位授与を受けた者で不正の方法によった事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったときは、学長は、学士にあっては教授会、修士、博士または専門職学位にあっては研究科委員会および大学院学位委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消すことがある。

２　前項の議決は、構成員の３分の２以上の賛成を得なければならない。

３　学長は、第１項の決定があったときは、その旨を公表する。

４　学位授与を取り消された者は、学位記を返付しなければならない。

第９章　雑則

（修士論文等および博士論文の保管）

第38条　修士論文等および博士論文は、別に定めるところにより、本大学に保管する。

（記録の保管）

第39条　学長は、修士学位および博士学位を授与したときは、様式第３(5)および様式第３(6)に定める論文等審査報告書に必要事項を記録し、これを保管するものとする。

（報告）

第40条　学長は、博士学位を授与したときは、授与したときから３月以内に、様式第３(7)に定める学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（規程の改廃）

第41条　この規程の改廃は、大学協議会が行う。

附　則

本規程は、昭和28年11月１日よりこれを施行する。

附　則（省令第13号の学位規則改正に伴なう改正）

この規程は、昭和37年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、昭和39年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、昭和41年４月１日から施行する。

附　則（昭和44年10月11日学則改正に伴う改正）

この規程は、昭和44年10月１日から適用する。

附　則（昭和48年６月16日社会学研究科設置に伴う改正）

この規程は、昭和48年４月１日から適用する。ただし、本規程第５条第２号に規定する博士の学位の授与は、法学博士、経済学博士および文学博士を除いて同条第１号に規定する博士の学位が授与されたあとにおいて取扱うものとする。

附　則

この規程は、昭和49年４月１日から適用する。

附　則（昭和51年７月９日学位審査手数料改訂にともなう別表第１の改正）

この規程は、昭和51年４月１日から適用する。

附　則（1981年３月27日大学院設置基準「昭和49年文部省令第28号」および学位規則の一部を改正する省令「昭和49年文部省令第29号」が1975年４月１日から施行されたことに伴う改正）

この規程は、1981年２月１日から適用する。

附　則（1981年12月12日学位授与申請書添付書類の変更および学位授与者の職名変更に伴う改正）

この規程は、1982年１月１日から施行する。

附　則（1989年６月10日大学院改革に伴う学位授与基準の変更）

この規程は、1989年４月１日から適用する。

附　則（1991年７月26日学位規則の一部を改正する文部省令にもとづく変更）

この規程は、1991年７月１日から適用する。

附　則（1991年11月30日国際関係研究科設置に伴う変更）

この規程は、1992年４月１日から施行する。

附　則（1991年10月25日理事会議案第32号及び1992年３月19日文部省認可による国際関係研究科修士課程国際関係学専攻設置に伴う学則変更による変更、1989年12月22日経済学研究科カリキュラムの一部変更による学則変更、及び1990年９月28日経営学研究科履修規定の一部変更による学則変更に伴う変更）

この規程は、1992年４月１日から施行する。

附　則（1992年12月25日学位論文審査委員に関する規程の明文化に伴う改定）

この規程は、1992年12月１日から施行する。

附　則（1994年３月16日文部大臣認可による国際関係研究科博士課程新設等に伴う改定）

この規程は、1994年４月１日から施行する。

附　則（1996年３月22日条文の全面整備および修士論文審査委員数の弾力化等に伴う改正）

この規程は、1996年２月１日から適用する。

附　則（1996年12月19日文部大臣認可政策科学研究科政策科学専攻修士課程設置にともなう改正）

この規程は、1997年４月１日から施行する。

附　則（1997年１月24日別表２の課程博士学位記様式の統一にともなう変更）

この規程は、1997年４月１日から施行する。

附　則（1998年１月16日別表２の学士学位記様式の一部変更にともなう改正）

この規程は、1998年２月１日から施行する。なお、第二部の表記は1994年度・1995年度第二部入学者に適用し、夜間主の表記は1996年度以降夜間主コース入学者に適用する。

附　則（1998年12月22日文部大臣承認による政策科学研究科政策科学専攻博士課程後期課程設置にともなう改正）

この規程は、1999年４月１日から施行する。

附　則（2000年３月10日別表第２の学士の学位記の様式の一部変更に伴う改正）

この規程は、2000年３月15日から施行する。

本規程別表第２の規定にかかわらず、第二部および夜間主コース入学者の記載については次のとおりとする。

入学年度	学部・学科名	卒業証書・学位記表示名	備考
1994、1995年度入学者（第二部）	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 文学部人文学科	法学部第二部法学科 経済学部第二部経済学科 経営学部第二部経営学科 文学部第二部人文学科	94二部改革実施
1996年度～1998年度入学者（夜間主コース）	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 文学部哲学科 文学部文学科 文学部史学科	法学部夜間主法学科 経済学部夜間主経済学科 経営学部夜間経営学科 文学部夜間主哲学科 文学部夜間主文学科 文学部夜間主史学科	昼夜開講制導入にともなう名称変更
1999年度以降入学者（夜間主コース）	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 産業社会学部産業社会学科 文学部哲学科 文学部文学科 文学部史学科 文学部地理学科	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 産業社会学部産業社会学科 文学部哲学科 文学部文学科 文学部史学科 文学部地理学科	99夜間主コース抜本改革実施

附　則（2000年５月12日文部大臣認可による応用人間科学研究科設置にともなう改

正）

この規程は、2001年４月１日から施行する。

附　則（2001年７月13日第19条第１号による博士の学位授与申請書の変更に伴う改正）

附　則（2001年７月13日理工学研究科フロンティア理工学専攻博士課程設置に伴う改正）

附　則（2001年７月13日文部省の名称変更に伴う改正）

この規程は、2001年７月13日から施行し、2001年４月１日から適用する。

附　則（2002年12月19日文部科学大臣認可による先端総合学術研究科、および言語教育情報研究科設置にともなう改正）

この規程は、2003年４月１日から施行する。

附　則（2003年５月９日法科大学院設置認可に伴う改正）

本規程は2004年４月１日より施行する。

附　則（2004年１月30日博士課程後期課程および一貫制博士課程の在学期間延長および再入学の取扱いの変更に伴う改正）

この規程は、2004年４月１日より施行する。

附　則（2005年１月14日テクノロジー・マネジメント研究科設置、学位審査方法の整理、学位記の様式追加に伴う改正）

この規程は2005年１月14日より施行する。ただし、第３条第１項第２号の改正は、2005年度入学者より適用する。

附　則（経営管理研究科設置ならびに学位記の様式変更および追加に伴う改正）

この規程は2005年５月27日から施行する。ただし、第１条ないし第３条、第29条の２、第29条の３、第30条および別表第２〔１〕第５号ロについては、2006年４月１日から適用する。

附　則（2005年７月８日テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程設置に伴う改正）

この規程は、2006年４月１日から施行する。

附　則（2006年３月23日公務研究科公共政策専攻設置に伴う一部改正）

この規程は、2007年４月１日から施行する。

附　則（2006年４月28日映像学部映像学科設置に伴う一部改正）

この規程は、2007年４月１日から施行する。

附　則（2006年７月14日課程博士学位授与状況改善に向けた各種制度整備および英語版の学位記様式追加に伴う一部改正）

1　この規程は、2006年７月14日から施行する。

2　改正後の学位審査手数料の規定は、2006年度の博士課程在学者から適用し、2006年３月31日以前に満期退学した者で、標準修業年限の末日の翌日から起算して３年以内の期間に申請する場合は、従前の例による。

附　則（2007年３月23日　修士課程の修了要件の見直しに伴う学則変更をふまえた一部改正および改廃手続の変更に伴う一部改正）

この規程は、2007年４月１日から施行する。

附　則（2008年３月26日　薬学部薬学科設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年４月１日から施行する。

附　則（2008年６月20日総合理工学院設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年６月20日から施行し、2008年４月１日から適用する。

附　則（2009年３月25日学位授与記録簿の見直しに伴う改正）

この規程は、2009年４月１日から施行する。

附　則（2010年３月５日スポーツ健康科学部およびスポーツ健康科学研究科の設置に伴う学位の専攻分野名の追加ならびに博士学位授与申請時の提出物の変更等に伴う改正）

この規程は、2010年４月１日から施行する。

附　則（2011年１月14日専攻分野名の表記の変更、審査委員会の構成の整理等にともなう一部改正）

1　この規程は、2011年４月１日から施行する。

2　第３条第３号に定める、政策科学研究科政策科学専攻の英文学位名称は、2009年９月以降の入学者に適用する。

附　則（2012年３月２日学則の変更、大学院学則の全部変更、総合理工学院の解消、大学院学位委員会への改称、理工学部の学科および理工学研究科の再編、情報理工学研究科および生命科学研究科の設置ならびに経営学研究科の修士の学位およびテクノロジー・マネジメント研究科の博士の学位の英文学位名称の変更等に伴う一部改正）

1　この規程は、2012年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、第３条第２号および第３号は、経営学研究科博士課程前期

課程およびテクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程に2011年３月31日に在籍する者については、なお従前の例とする。

附　則（2013年６月14日学位規則の改正、学位審議委員会の設置、修士学位の審議機関の変更および条文整理等に伴う一部改正）

1　この規程は、2013年６月14日から施行し、2013年４月１日から適用する。

2　前項にかかわらず、改正後の第34条および第35条は、2013年３月31日以前に博士学位を授与された者については、なお従前の例による。

附　則（2013年３月８日　文学研究科行動文化情報学専攻博士課程前期課程および博士課程後期課程ならびに薬学研究科薬学専攻４年制博士課程の設置に伴う一部改正）

この規程は、2014年４月１日から施行する。

附　則（2014年１月24日　別表学位記の様式一部修正および追加に伴う一部改正）

この規程は、2014年１月24日から施行する。

附　則（2014年３月７日　英文学位名称の変更等に伴う一部改正）

この規程は、2014年４月１日から施行する。

附　則（2014年３月28日　会計修士（専門職）の廃止に伴う一部改正）

1　この規程は、2015年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、2015年３月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附　則（2014年５月16日　薬学部創薬科学科設置に伴う一部改正）

この規程は、2015年４月１日から施行する。

附　則（20l４年10月10日　国際関係研究科　修士学位の英文学位名称の変更に伴う一部改正）

1　この規程は、2015年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、改正後の第３条第２号は、国際関係研究科博士課程前期課程に2015年３月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附　則（2015年７月10日　総合心理学部設置に伴う一部改正）

この規程は、2016年４月１日から施行する。

附　則（2016年２月19日　経済学部国際経済学科の募集停止、情報理工学部の学科再編、教職研究科の設置等に伴う一部改正）

1　この規程は、2017年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、改正後の第３条第１号は、経済学部国際経済学科または情報理工

学部に2017年３月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附　則（2017年11月10日　理工学部の学科再編、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科、食マネジメント学部および人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止、博士学位授与申請書類の変更等に伴う一部改正）

１　この規程は、2018年４月１日から施行する。

２　前項にかかわらず、改正後の第３条第１号は理工学部都市システム工学科または環境システム工学科に2018年３月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

３　第１項にかかわらず、改正後の第３条第２号は、応用人間科学研究科または公務研究科に2018年３月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附　則（2018年７月20日　授与申請および様式第１(3)、様式第２(3)の変更に伴う一部改正）

この規程は、2018年７月20日から施行する。

附　則（2019年１月25日　グローバル教養学部の設置および別表学位記の様式の追加等に伴う一部改正）

この規程は、2019年４月１日から施行する。

別表第１　学位審査手数料（第19条関連）

学位授与申請者の内訳		手数料
第18条第1項によるもの	博士課程在学者	0円
第18条第2項によるもの	本法人の設置する学校の専任教職員	100,000円
	上記以外の者	200,000円

様式第1　学位記の様式(第36条関連)

(1)　学士の学位記の様式

イ　日本語様式

＊1○○○○○

卒 業 証 書 ・ 学 位 記

館印

氏　　名

(西暦)　　年　　月　　日生

本学○○学部○○学科(＊2)所定の課程を修めたので卒業したことを認め学士(○○学)の学位を授与する

(西暦)　　年　　月　　日

立命館大学○○学部長　　印

立 命 館 大 学 長　　印

＊1には学生証番号を表記する。

＊2には、学部・学科以外のその他の名称を記述する。

ロ　日英二言語様式

＊1○○○○

Ritsumeikan University
卒業証書・学位記
学生氏名日本語表記
学生氏名英語表記

Born on Month Day,Year

立命館大学○○学部○○学科の所定の課程を修めたので
卒業したことを認め学士(○○○学)の学位を授与する

is hereby granted the degree of
Bachelor of ○○○○○
having fulfilled the conditions prescribed
by the College of ○○○○○
Month Day Year

○○○学部長　　Dean,College of ○○○
○○○○○○　印　英文サイン
立命館大学学長　　President
○○○○○○　印　英文サイン

＊1には学生証番号を表記する。

ハ　アメリカン大学・立命館大学国際連携学科様式

The American University - Ritsumeikan University
Joint Degree Program
アメリカン大学・立命館大学 国際連携学科

学生氏名英語表記

is hereby granted the degree of
Bachelor of Arts in Global International Relations
having fulfilled the conditions jointly prescribed by

The American University

Incorporated by Act of Congress of the United States of America 1893
By authority of the Board of Trustees and on the recommendation of the Faculty
of the School of International Service
With all rights, privileges, responsibilities, and honors thereto,
in witness whereof the Seal of the University and the
signatures of duly authorized officers are affixed to this diploma

and

Ritsumeikan University
on the Recommendation of the College of International Relations

アメリカン大学と立命館大学国際関係学部が共同で定めた
アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の所定の課程を修めたので
卒業したことを認め学士(グローバル国際関係学)の学位を授与する

(Date of Graduation)

Chairman of the Board of Trustees アメリカン大学理事会理事長 英文氏名 (英文サイン)	American University President アメリカン大学長 英文氏名 (英文サイン)	Dean of the College of International Relations 立命館大学国際関係学部長 英文氏名 (英文サイン) 漢字氏名　印	Ritsumeikan University President 立命館大学長 英文氏名 (英文サイン) 漢字氏名　印

(2)　修士の学位記の様式

イ　博士課程前期課程または修士課程を修了した者に授与する学位記の日本語様式

＊3○○○○○

学　　位　　記

氏名
(西暦)　　年　　月　　日生

立命館大学大学院○○○研究科○○専攻の修士課程において所定の課程を修了したので修士(○○　立命館大学)の学位を授与する

(西暦)　　年　月　日
立命館大学長　　○○　○○

ロ　博士課程前期課程または修士課程を修了した者に授与する学位記の英語様式

○○○○*3

Ritsumeikan University
(氏名)
born on (生年月日)
is hereby granted the degree of
(学位名)
in recognition of the successful completion of
all requirements for the major in (専攻名)
at the Graduate School of (研究科名)
at Ritsumeikan University

(修了年月日)
(英文サイン)
(学長名)
President,Ritsumeikan University

＊3には学生証番号を表記する。

ハ　一貫制博士課程を退学し、修士の学位を得る者に授与する学位記の様式

＊4〇〇〇〇〇

学　　位　　記

氏名
（西暦）　　年　　月　　日生

立命館大学大学院〇〇〇研究科〇〇専攻において修士課程の修了に相当する要件を満たしたので修士(〇〇　立命館大学)の学位を授与する

（西暦）　　年　月　日

立命館大学長　　〇〇　〇〇

＊4には学生証番号を表記する。

(3)　博士の学位記の様式

イ　第18条第1項に定める博士の学位記の様式

（イ）「産学融合によりアクティブライフ社会を超創する人財育成」プログラムを修了した者を除く学位記様式

＊1　　＊2

学位記

Ritsumeikan University
Kyoto, Japan

氏名

生年月日(西暦)

On the Recommendation of
The Faculty of The Graduate School of 研究科名
Ritsumeikan University hereby confers upon
氏名
who has honorably fulfilled
all the Requirements prescribed by the University
the Degree of
学位名
with all the Rights and Privileges pertaining thereto.
Awarded at Ritsumeikan University
授与年月日(西暦)

立命館大学大学院(研究科名)研究科(専攻名)専攻の博士課程において学位論文を提出し所定の審査および最終試験に合格したので博士(学位名　立命館大学)の学位を授与する

授与年月日(西暦)

学長サイン
学長氏名
President, Ritsumeikan University

立命館大学長　　学長氏名　　印

＊1には学位授与番号を表記する(博甲第○○○○号)

＊2には学位授与番号を表記する(D-A-○○○○)　＊1と同じ番号

（ロ）　「産学融合によりアクティブライフ社会を超創する人財育成」プログラムを修了した者の学位記様式

＊1

学位記

氏名
生年月日(西暦)

立命館大学大学院(研究科名)研究科(専攻名)専攻の博士課程において学位論文を提出し所定の審査および最終試験に合格したので博士(学位名　立命館大学)の学位を授与する
特記「産学融合によりアクティブライフ社会を超創する人財育成」プログラム修了

授与年月日(西暦)
立命館大学長　　学長氏名　　印

＊2

Ritsumeikan University
Kyoto Japan
On the Recommendation of
The Faculty of The Graduate School of 研究科名
Ritsumeikan University hereby confers upon
氏名
who has honorably fulfilled
all the Requirements prescribed by the University
the Degree of
学位名
with all the Rights and Privileges pertaining thereto.
Awarded at Ritsumeikan University
With the additional auccessful completion of
"Premier Leaderahip Ph.D.Program to Innovate Active Life Society: Advanced Industry-Academia Collaboration"
授与年月日(西暦)
学長サイン
学長氏名
President Ritsumeikan University

＊1には学位授与番号を表記する(博甲第○○○○号)
＊2には学位授与番号を表記する(D―A―○○○○)　＊1と同じ番号

ロ　第18条第2項に定める博士の学位記の様式

＊1　　＊2

学位記

氏名

生年月日(西暦)

立命館大学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので博士(学位名　立命館大学)の学位を授与する

授与年月日(西暦)

立命館大学長　　学長氏名　　印

Ritsumeikan University
Kyoto,Japan

On the Recommendation of
The Faculty of The Graduate School of 研究科名
Ritsumeikan University hereby confers upon
氏名
who has honorably fulfilled
all the Requirements prescribed by the University
the Degree of
学位名
with all the Rights and Privileges pertaining thereto.
Awarded at Ritsumeikan University
授与年月日(西暦)

学長サイン
学長氏名
President,Ritsumeikan University

＊1には学位授与番号を表記する(博乙第○○○○号)
＊2には学位授与番号を表記する(D-B-○○○○)　＊1と同じ番号

(4)　専門職学位の学位記の様式

イ　法務博士の学位記の様式

＊5○○○○○

学　　位　　記

氏名
(西暦)　　年　　月　　日生

立命館大学大学院法務研究科法曹養成専攻において所定の課程を修了したので法務博士(専門職　立命館大学)の学位を授与する

(西暦)　　年　月　日

立命館大学長　　○○　○○

＊5には学生証番号を表記する。

ロ　○○修士の学位記の様式

＊6○○○○○

学　　位　　記

氏名
(西暦)　　年　　月　　日生

立命館大学大学院○○○研究科○○専攻の専門職学位課程において所定の課程を修了したので○○修士(専門職　立命館大学)の学位を授与する

(西暦)　　年　月　日

立命館大学長　　○○　○○

＊6には学生証番号を表記する。

様式第2　学位授与申請に関する書類

(1)　修士の学位授与申請書の様式(第10条関連)

立命館大学

学　位　授　与　申　請　書

(西暦)　　年　　月　　日

立命館大学大学院
学研究科長
殿

学研究科　　専攻
氏　名　　㊞

立命館大学学位規程により修士(　　)の学位の授与をうけたく学位論文または特定の課題についての研究成果2部を添えて申請いたします。

論　文　目　録

主　論　文
題　名
参考論文
題　名

(2)　博士の学位授与申請書の様式(第19条第1号関連)

立命館大学

学　位　授　与　申　請　書

(西暦)　　年　　月　　日

立命館大学大学院
学研究科長
殿

学研究科　　専攻
氏　名　　㊞

立命館大学学位規程により博士(　　)の学位の授与をうけたく学位論文　部に下記書類を添えて申請いたします。

記

1　論文目録　　部
2　履 歴 書　　部
3　主論文要旨
　和文および(原則として)英文　　各　　部
　主論文要旨の記録媒体

(3)　博士の学位授与申請の様式(第19条第2号関連)

立命館大学

学　位　授　与　申　請　書

(西暦)　　年　　月　　日

立命館大学長

殿

住　所

氏　名　　㊞

立命館大学学位規程により博士(　　)の学位の授与を受けたく学位論文　部に下記書類および学位審査手数料を添えて申請いたします。

記

1　論　文　目　録　　部
2　住民票の写し　　部
3　履　歴　書　　部
4　写　　真　　葉
5　主論文要旨
　和文および(原則として)英文　　各　部
　主論文要旨の記録媒体

(4)　論文目録の様式(第19条第1号および第2号関連)

論　　文　　目　　録

立命館大学

報告番号	第　　号	氏　　名	

主論文

題　名　　冊数

(　　)

副論文

題　名　　冊数

(　　)

参考論文

題　名　　冊数

(　　)

題　名　　冊数

(　　)

(註)既に印刷公表したものについては、その方法および年月日、未公表のものについては、公表の方法および時期を(　)内に記入すること。

様式第3　その他関係書類の様式

(1)　合格判定報告書の様式(第16条ただし書関連)

合　格　判　定　報　告　書

(西暦)　　年　　月　　日

立命館大学長

殿

学研究科長　　㊞

下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、修士の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。

記

専攻	回生	氏　　名 (生年月日)	学位の種類	論　文 題　名	審査委員 〔○印 主査〕	論文以外の 修了要件
		(　　)	修士(　　学)		○	済・未
		(　　)	修士(　　学)		○	済・未
		(　　)	修士(　　学)		○	済・未
		(　　)	修士(　　学)		○	済・未
		(　　)	修士(　　学)		○	済・未
		(　　)	修士(　　学)		○	済・未
		(　　)	修士(　　学)		○	済・未
		(　　)	修士(　　学)		○	済・未
		(　　)	修士(　　学)		○	済・未
		(　　)	修士(　　学)		○	済・未

(2)　合格判定報告書の様式(法務研究科)(第33条関連)

合　格　判　定　報　告　書

(西暦)　　年　　月　　日

立命館大学長

殿

法務研究科長　　○○　○○　㊞

下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、法務博士(専門職)の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。

記

専攻	回生	氏　　名	生 年 月 日	学 位 の 種 類	区　　分
法曹養成	3	○○　○○	1900年4月1日	法務博士(専門職)	法学未修者
法曹養成	2	○○　○○	1901年4月1日	法務博士(専門職)	法学既修者

(3)　合格判定報告書の様式(経営管理研究科)(第33条関連)

合　格　判　定　報　告　書

(西暦)　　年　　月　　日

立命館大学長

殿

経営管理研究科長　　○○　○○　　㊞

下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、経営修士(専門職)の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。

記

専攻	回生	氏　　名 (生年月日)	学位の種類	修　了　要　件
経営 管理		氏　　名 (　　)	経営修士 (専門職)	済・未

(4)　合格判定報告書の様式(教職研究科)(第33条関連)

合　格　判　定　報　告　書

（西暦）　　年　　月　　日

立命館大学長

殿

教職研究科長　○○　○○　㊞

下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、教職修士（専門職）の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。

記

専攻	回生	氏　　名	生年月日	学位の種類
実践教育				教職修士（専門職）
実践教育				教職修士（専門職）
実践教育				教職修士（専門職）

(5)　修士の論文等審査報告書の様式(第39条関連)

論 文 等 審 査 報 告 書 (修 士)

＿＿＿＿＿学研究科

氏名・生年月日			(西暦)　年　月　日生
入 学 年 度	(西暦)　年4月入学		
学 位 の 種 類	修士(　　学)	授与年月日	(西暦)　年　月　日
学位論文等の題名			
審 査 委 員	(主査)		
論文等の審査の結果の要旨			
試験結果の要旨			

(6)　博士の論文等審査報告書の様式(第39条関連)

論 文 等 審 査 報 告 書 (博 士)

＿＿＿＿＿研究科

氏名・生年月日			(西暦)　　年　　月　　日生
最終卒業学校名	(西暦)　　年　　月	卒　業　修了見込 修　了　単位取得退学 中　退　満期退学	
学 位 の 種 類	博士(　　学)	授 与 年 月 日	(西暦)　　年　　月　　日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第　項該当者	〔学位規則 第4条第　項〕	
学位論文の題名			
審　査　委　員	(主査)		
論文内容の要旨			

論文審査の結果の要旨	
試験または学力確認の結果の要旨	

(7)　学位授与報告書の様式(第40条関連)

学　位　(博　士)　授　与　報　告　書

立命館大学大学院

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文審査終了年月日	
		(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科(専攻)名	修了(中退)年月日				
甲 第　号 乙	博士(　)				都道府県							
甲 第　号 乙	博士(　)				都道府県							
甲 第　号 乙	博士(　)				都道府県							
甲 第　号 乙	博士(　)				都道府県							
甲 第　号 乙	博士(　)				都道府県							
甲 第　号 乙	博士(　)				都道府県							
甲 第　号 乙	博士(　)				都道府県							

様式第１　学位記の様式（第36条関連）

様式第２　学位授与申請に関する書類

様式第３　その他関係書類の様式

○立命館大学研究倫理委員会規程

2007年３月15日

規程第718号

（設置）

第１条　立命館大学研究倫理指針（以下「指針」という。）の適正な運用を促進するとともに、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、立命館大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　指針に定める立命館大学の責務に関する事項

(2)　指針の実施・調整に関する事項

(3)　研究倫理に関する学長の諮問事項

(4)　研究費等の不正使用防止計画に関する事項

(5)　その他、研究倫理に関する事項

２　委員会は、研究計画等の倫理審査を日常的に行うために設置している委員会等（以下「研究倫理審査委員会等」という。）の審査状況を把握するとともに、指導および助言を行う。

３　委員会は、必要があると認めるときは、研究者に対して、適切な指導および助言を行う。

４　委員会は、指針に定める研究者の研究倫理に反する行為、不当または不公正な扱いを受けた者からの相談、苦情等に対応する。

（委員会の構成）

第３条　委員会は、次の委員をもって構成する。

(1)　学長

(2)　研究を担当する副学長のうち学長が指名する者

(3)　常務理事および学部長理事のうちから委嘱する者　若干名

(4)　研究倫理に関する優れた見識を有する本学教員　若干名

(5)　弁護士や会計士など学外の専門家　若干名

２　前項の規定にかかわらず、委員会は必要に応じて研究倫理審査委員会等の委員長に出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

（委員長および副委員長）

第４条　委員会に、委員長および副委員長を置く。委員長は学長とし、副委員長は前条の委員のうちから学長が指名する。

２　委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

（成立・議決要件）

第５条　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数によって議決する。

（委員以外の者の出席）

第６条　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
２　委員長は、必要に応じて当該研究者の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

（調査委員会の設置）

第７条　委員長は、指針にもとづく調査のために、必要に応じて調査委員会を設置することができる。
２　調査委員会の委員には、委員会委員以外の者を委嘱することができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附　則

この規程は、2007年３月15日から施行する。

附　則（2008年２月20日総合理工学院設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年４月１日から施行する。

附　則（2010年11月10日学校法人立命館通報処理規程の制定に伴う一部改正）

この規程は、2010年11月10日から施行する。

附　則（2012年３月14日　総合理工学院の解消に伴う一部改正）

この規程は、2012年４月１日から施行する。

附　則（2015年３月25日　委員会の任務の追加等に伴う一部改正）

１　この規程は、2015年４月１日から施行する。
２　この規程の施行に伴い、立命館大学研究費適正執行管理委員会規程（2007年３月15日規程第717号）は廃止する。

○立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程

2009年10月28日

規程第820号

（設置）

第１条　研究倫理委員会の下に、人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の任務）

第２条　委員会は、立命館大学における人を対象とする研究倫理指針（以下「指針」という。）第８条にもとづき、研究の実施計画および出版公表計画等（以下「研究計画等」という。）の実施の適否その他の事項について審査を行う。

第３条　削除

（委員会の構成）

第４条　委員会は、次の委員をもって構成する。

(1)　研究を担当する副学長

(2)　研究機構長から若干名

(3)　研究部長のうち１名

(4)　研究部副部長のうち１名

(5)　その他学内外の有識者から若干名

２　前項第２号および第５号に掲げる委員は、委員長が任命する。

３　委員の任期は原則として１年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長および副委員長）

第５条　委員会に委員長および副委員長をおく。委員長は研究を担当する副学長とし、副委員長は前条の委員から委員長が指名する。

２　委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

（成立および議決要件）

第６条　委員会は、委員の過半数が出席することをもって成立し、審査の判定は出席委員の３分の２以上の合意をもって決する。

２　委員は、自らが研究代表者、共同研究者および研究協力者となる研究に係る審査に加わることが出来ない。

３　委員会は、必要に応じて、委員以外の者から審査のための意見等を聴取することができ

る。

（審査の手続き等）

第７条　研究計画等の審査を希望する研究者（以下「申請者」という。）は、所定の「研究倫理審査申請書」を事前に委員長に提出する。

２　委員会は、必要に応じて申請者に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。ただし、審査の議論に参加することはできない。

（審査の判定）

第８条　審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

(1)　承認

(2)　条件付承認

(3)　保留（継続審査）

(4)　不承認

(5)　非該当

（審査手続きの省略）

第９条　委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、迅速な審査を行うため審査手続きを簡略化することができる。

(1)　研究計画等の軽微な変更に係る審査

(2)　既に委員会において承認されている研究計画等に準じた研究計画等に係る審査

(3)　研究対象者に対して最小限の危険（日常生活で被る身体的、心理的または社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画等に係る審査

２　前項各号の審査は、委員長があらかじめ指名した委員２名が書面により行ない、その判定は両名の合意により決する。

３　前項に規定する審査の結果は、当該審査を行なった委員を除くすべての委員に報告する。

４　本条第２項に規定する審査の結果が、前条第１号に規定する「承認」以外の場合、前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で再審査を求めることができる。この場合において、委員長は速やかに委員会を開催し、当該事項について審査を行う。

（審査の結果）

第10条　委員長は、審査の結果を速やかに申請者に通知するとともに、立命館大学研究倫理委員会へ報告する。

２　委員長は、立命館大学研究倫理委員会の請求があった場合には倫理審査状況の報告を行

わなければならない。

3　研究者および研究対象者等は、決定内容に疑義があるときは、委員会に説明を求めることができる。

（再審査）

第11条　審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。

（研究遂行中の審査）

第12条　委員会が第８条第１号または第２号の判定を行なった研究計画等について、申請者が変更をしようとする場合は、その変更について委員会の承認を得なければならない。

2　研究開始時に審査を経ていない研究等について、研究遂行中に研究者が希望する場合は、審査の申請を受け付ける。

3　第７条、第８条、第10条および前条の規定は、前２項の場合に準用する。

（実施状況の報告および実地調査）

第13条　委員会は、研究等について必要があると判断したときは、申請者に対し実施状況を報告させることができる。

2　委員会は、研究等が研究計画等に沿って適切に行なわれているかを随時実地調査することができる。

（研究等の変更又は中止の勧告）

第14条　委員長は、研究遂行中に各委員会が研究計画等の変更または中止の意見を述べた場合にはその意見を踏まえ、研究等の変更または中止を勧告する。

（議事要旨等の公開）

第15条　委員会の議事要旨（研究課題名、申請者、研究期間および審査の結果等を含む）、委員会の構成ならびに委員の氏名および所属等は、公開する。ただし、研究対象者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護または競争上の地位の保全に支障が生じるおそれのある部分は、委員会の決定により非公開とすることができる。

（記録の保存）

第16条　委員会の審査に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き、５年間とする。

2　保存期間を経過した記録でさらに保存が必要と各委員会が認める記録は、５年以内の範囲で保存期間を延長することができる。

3　保存期間の起算日は、研究の終了または中止の日の翌日からとする。

４　記録、保存または廃棄の手続きは「文書規程」に準ずる。

（守秘義務）

第17条　委員は、申請書類などに表れた研究対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法など、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第18条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

（改廃）

第19条　この規程の改廃は、立命館大学研究倫理委員会の議を経て、大学協議会が行う。

附　則

１　この規程は、2009年11月１日から施行する。

２　この規程の制定に伴い、「立命館大学衣笠キャンパスにおける人を対象とする研究倫理審査委員会規程」は廃止する。

附　則（2015年９月16日委員会の構成および規程の改廃手続の変更等に伴う一部改正）

この規程は、2015年９月16日から施行する。

附　則（2016年３月25日審査の判定の種類および審査手続きの省略の方法の変更に伴う一部改正）

この規程は、2016年４月１日から施行する。

○立命館大学動物実験規程

2008年10月24日

規程第786号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「動物愛護管理法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）および「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年６月文部科学省告示第124号）」（以下「指針」という。）に基づき、学長を最終責任者とし、立命館大学における動物実験等について、科学的合理性、動物愛護、周辺環境の保全および教職員・学生等の安全確保の観点から、適正に実施するため必要な事項を定める。

（基本原則）

第２条　動物実験等の実施に当たっては、動物愛護管理法および飼養保管基準に即し、動物実験等の３Rの原則（使用数の削減Reduction、代替法の利用Replacementおよび苦痛の軽減Refinement）に基づき、適正に実施する。

（定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「動物実験等」とは、本条第５号に規定する実験動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用その他科学上の利用に供することをいう。

(2)　「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養、保管等を行う施設・設備をいう。

(3)　「動物実験室」とは、実験動物に実験操作を行う実験室、実習室等をいう。

(4)　「施設等」とは、飼養保管施設および動物実験室をいう。

(5)　「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。

(6)　「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。

(7)　「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。

(8)　「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括し、動物実験計画書に記載された動物実験に関する責任を負う者をいう。

(9)　「飼養者」とは、動物実験責任者または動物実験実施者の下で実験動物の飼養また

は保管に従事する者をいう。

(10) 「飼養保管施設管理者」とは、学長の命を受け、実験動物および飼養保管施設を管理する者をいう。

(11) 「動物実験室管理者」とは、学長の承認を受けた動物実験室を管理する者をいう。

(12) 「管理者等」とは、飼養保管施設管理者および動物実験室管理者をいう。

（適用範囲）

第４条　この規程は立命館大学において行われる哺乳類、鳥類および爬虫類の生体を用いる全ての実験に適用する。

２　上記以外の動物を実験に用いる場合においても、本規程の趣旨に沿って行う。

第２章　動物実験委員会

（動物実験委員会の設置）

第５条　学長は、動物実験計画の承認、実施状況および結果の把握、施設等の設置・変更または廃止に係る承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、感染症発生等の緊急時対応、その他動物実験等の適正な実施に関して調査、報告または助言を行う組織として、立命館大学研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）のもとに、立命館大学衣笠キャンパス動物実験委員会および立命館大学びわこ・くさつキャンパス動物実験委員会（以下「各委員会」という。）を設置する。

２　管理者等、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者は、学長および委員会の指示・指導に基づき、速やかに適切な対応をとらなければならない。

（委員会の役割）

第６条　各委員会は、次の事項を審議または調査し、学長に報告または助言する。

(1) 動物実験計画が指針等および本規程に適合していることの審議

(2) 動物実験計画の実施状況および結果に関すること

(3) 施設等および実験動物の飼養保管状況に関すること

(4) 動物実験および実験動物の適正な取扱いならびに関係法令等に関する教育訓練の内容または体制に関すること

(5) 自己点検・評価に関すること

(6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

（委員会の構成）

第７条　各委員会は次の各号に定める委員によって構成する。

(1) 副学長（研究担当）

(2)　研究部長または研究部副部長

(3)　動物実験等に関して優れた見識を有する者　若干名

(4)　実験動物に関して優れた見識を有する者　若干名

(5)　飼養保管施設管理者

(6)　その他の学識経験を有する者　若干名

2　前第３号から第６号までの委員は、学長が委嘱する。

3　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長等）

第８条　前条第１項第１号の副学長（研究担当）を委員長とする。

2　委員長の指名により、各委員会に副委員長をおく。

3　委員長は、各委員会を主宰する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

（委員会の運営）

第９条　各委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数によって議決する。可否同数のときは議長の決定に従う。

2　委員長は、必要に応じて委員以外の者に各委員会への出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

3　委員長の判断により、緊急の場合は持回りでの審査を行うことができる。

4　委員は自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。

（守秘義務）

第10条　委員および事務局は、動物実験計画について知り得た情報を、法令または裁判所の命令に基づく場合などの正当な理由なしに第三者へ開示または漏洩してはならない。

第３章　利用者会議

（利用者会議）

第11条　飼養保管施設管理者は、施設の管理運営上必要な事項を定め、施設および本規程の円滑で適正な運用を図るため、飼養保管施設管理者、動物実験責任者および動物実験実施者による利用者会議を設置することができる。

2　利用者会議は、各委員会の指示、助言に基づき、施設の管理運用上必要な事項を定める。

第４章　動物実験等の実施

（動物実験計画の立案、審査、手続）

第12条　動物実験責任者は、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の書

式による動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

(1)　研究の目的、意義および必要性

(2)　代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること

(3)　実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数､遺伝学的および微生物学的品質ならびに飼養条件を考慮すること

(4)　苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと

(5)　苦痛度の高い動物実験等（致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等）を行う場合は､動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から開放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること

2　学長は､動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは､各委員会に審査を付議し、結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。

3　動物実験責任者は､前項の通知後に計画内容の変更を希望する場合､変更理由を記載した動物実験変更・追加承認申請書を学長に提出しなければならない。なお、委員長が軽微な変更と判断した場合には、その内容を審査結果として学長へ報告できる。

4　動物実験責任者は､学長の承認を受けた後でなければ､動物実験を行うことができない。

（実験操作）

第13条　動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物愛護管理法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守する。

(1)　適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと

(2)　動物実験計画書に記載された事項および次に掲げる事項を遵守すること

ア　適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

イ　実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮

ウ　適切な術後管理

エ　適切な安楽死の選択

(3)　安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令、本学の定める規定等に従うこと

(4)　物理的、化学的に危険な材料、病原体等を扱う動物実験について、安全のための適切な施設や設備を確保すること

(5)　実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること

(6)　侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行う

こと

2　動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の書式により使用動物数、計画変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

第５章　施設等

（飼養保管施設の設置）

第14条　飼養保管施設管理者は、飼養保管施設を新たに設置または変更する場合には、所定の書式による飼養保管施設設置承認申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。

2　学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、48時間以上の実験動物の飼養および保管を行うことができない。

3　学長は、申請された飼養保管施設を各委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定し、当該飼養保管施設管理者に通知する。

（飼養保管施設の要件）

第15条　飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること

(2)　動物種や飼養保管数に応じた飼養設備を有すること

(3)　床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること

(4)　実験動物が逸走しない構造および強度を有すること

(5)　動物の飼養に直接関係しない者の立ち入りを制限するため、施錠設備が設置されており、入退の記録がとれること

(6)　臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が採られていること

(7)　飼養保管施設管理者が設置されていること

（動物実験室の設置）

第16条　動物実験室管理者は、動物実験室を新たに設置または変更する場合には、所定の書式による動物実験室設置承認申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。

2　学長は、申請された動物実験室を各委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定し、当該動物実験室管理者に通知する。

（動物実験室の要件）

第17条　動物実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること

(2)　衛生的な取扱いを行うことができる設備を有すること

(3)　実験動物が逸走しない構造および強度を有すること

(4)　臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が採られていること

(5)　当該実験室の利用者に、動物実験に関する基本的な遵守事項を周知していること

（施設等の維持管理および改善）

第18条　管理者等は、実験動物の適正な管理および動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理および改善に努めなければならない。

（施設等の廃止）

第19条　管理者等は、施設等を廃止する場合は、所定の施設等廃止承認申請書を学長に提出しなければならない。

2　管理者等は、学長の承認を受けた後でなければ、施設等を廃止することができない。

3　学長は、申請された施設等を各委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定し、管理者等に通知しなければならない。

第６章　実験動物の飼養および保管

（実験動物の飼養および保管等）

第20条　管理者等、動物実験指導者、動物実験実施者および飼養者は、動物愛護管理法、飼養保管基準、指針、ガイドライン、本規程および管理者等の定める施設の管理運用上必要な事項に基づき、適正な飼養管理を行わなければならない。

2　動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者は、学長、各委員会および管理者等の助言または指導に従わなければならない。

（記録の保管および報告）

第21条　動物実験責任者は、実験動物に関する基本的な情報（種類等、数、入手先、搬入・搬出日、飼養履歴・病歴等）に関する記録を一定期間保管しなければならない。

2　動物実験責任者は、前項の記録を動物実験委員会の求めに応じて報告しなければならない。

第７章　安全管理

（危害防止および緊急時対応）

第22条　管理者等は、逸走した実験動物の捕獲の方法等を予め定めなければならない。

2　管理者等は、実験動物が施設等外へ逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3　管理者等は、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者に、人獣共通感染症やその他危害防止に係る教育を行い、適切な措置を講じなければならない。

4　管理者等は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画を予め作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

5　管理者等は、事故、感染症の発生、その他緊急事態発生時にとるべき措置の計画を予め作成し、関係者に対し周知を図らなければならない。

6　管理者等は、上記緊急時に際し、計画に基づき、人的被害の拡大、周辺環境の保護ならびに動物愛護の観点から適切な措置を講じなければならない。

（教育訓練）

第23条　動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者は、次の各号に掲げる事項に関し、教育訓練を受けなければならない。

(1)　関連法令、指針等および本学の定める規程、指針等

(2)　動物実験等の方法に関する基本的事項

(3)　実験動物の飼養保管に関する基本的事項

(4)　安全確保、安全管理、人獣共通感染症等に関する事項

(5)　その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2　管理者等は、教育訓練の実施日、教育内容、講師および受講者名の記録を保存しなければならない。

第８章　自己点検、情報公開

（自己点検・評価・検証）

第24条　学長は、各委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせなければならない。

2　各委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3　各委員会は、管理者等、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4　学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

（情報公開）

第25条　各委員会は、衣笠キャンパスおよびびわこ・くさつキャンパスにおける動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、

検証の結果等の公開方法等）を毎年１回程度公表しなければならない。

第９章　その他

（規程の改廃）

第26条　この規程の改廃は研究倫理委員会および常任理事会の審議を経て大学協議会が行う。

（雑則）

第27条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

１　この規程は、2008年10月24日から施行する。

２　この規程の制定に伴い、「立命館大学文学部動物実験委員会規程」、「立命館大学文学部動物実験指針」、「立命館大学びわこ・くさつキャンパス動物実験委員会規程」および「立命館大学びわこ・くさつキャンパス動物実験指針」は廃止する。

学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

①学生の確保の見通し・・・ 1

ア 定員充足の見込み・・ 1

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

ウ 学生納付金の設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

②学生確保に向けた具体的な取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(2) 人材需要の動向等社会の要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的(概要)・・・・・・・・・・・・・・・ 5

②上記①(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的(概要))

が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観

的な根拠・・・ 6

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程[1]の定員設定の考え方・定員充足の見込みについては、私立薬科大学（4年制）の博士課程入学定員および立命館大学薬学部創薬科学科の進路希望調査の状況を分析した上で、長期的かつ安定的な充足を担保できる入学定員を検討し、入学定員は3名とした。次項「イ」において詳細な分析結果を述べるが、定員設定の考え方・定員充足の見込みの概要は以下のとおりである。

博士課程後期課程（4 年制の学部を基礎とする課程）を設置する私立薬科大学は 13 大学であり、入学定員は 2～6 名となっている。本学の入学定員の設定は 3 名であり、他大学と比較した場合でも妥当な数字である。

また、本学薬学部創薬科学科の4回生に向けて、進路希望についてのアンケート調査を行ったところ、大学院博士課程後期課程への進学を希望する者（Q2 の回答「ぜひとも進学したい」「合格した場合、併願大学の結果によっては進学したい」の計）は全体の 14.3%（4 名）であり（資料 1 「立命館大学大学院薬学研究科薬科学専攻（仮称）博士課程に関するアンケート調査」 p.2）、このことからも入学定員を確実に充足できると見込んでいる。

なお、グローバル教養学部の定員充足率が 0.7 倍を下回っているが、当該学部は学期ごとの定員はもうけていないものの、入学定員 100 名のうち4月入学は 50 名（オーストラリア国立大学において 1 年次の履修を開始する学生 10 名を含む）、9月入学は 50 名を目安に募集を行っている。2019 年度の定員充足率は、入学辞退者が予想以上に多くなったために 0.65 倍となったが、令和 2 年 4 月 10 日時点での 2020 年度4月入学者数は 45 名で、現時点での入学定員充足率は 0.55 倍である。加えて9月入学者数については、現時点で全 4 回ある入学試験のうち 3 回の入学試験を終了し、合格者数は 77 名である。そして、この 4 月から 5 月にかけて残り 1 回の入学試験を実施することから、さらに合格者数は増える見込みである。これらのことからも、2020 年度については入学定員 100 名を充足できる見通しがあり、志願者も充分確保できていることからも、定員設定は適切である。

また、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科（入学定員 25 名）も定員超過率が 4 月段階で 0.7 倍未満となっているが、同学科も学期ごとに定員を設けずに 9 月入学の募集人員を含み、同様に安定的な学生確保の見通しがあることから、適切な定員設定となっている。

---

[1] 今次博士課程設置と同時に、修士課程を博士課程前期課程に課程を変更する申請を行うことから、以下、本文書では 2020 年 4 月に設置する修士課程を博士課程前期課程と表記する。また、今回設置申請する博士課程は博士課程後期課程とすることから、博士課程後期課程と表記する。

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

(1) 私立薬科大学(4年制)の博士課程入学定員

一般社団法人日本私立薬科大学協会による「2019 年度(令和元年度)私立薬科大学(薬学部)大学院入学志願者調」(資料 2、p.12)より、博士課程後期課程(4 年制の学部を基礎とする課程)を設置する私立薬科大学は 13 大学であり、入学定員は 2～6 名となっている。本学の入学定員の設定は 3 名であり、他大学と比較した場合でも妥当な数字である。

また、入学者の実数をみると、0 名 2 大学、1 名 1 大学、2 名 5 大学、3 名 1 大学、5 名 2 大学、7 名 2 大学となっている。13 大学中、入学者が 3 名以上の大学は 5 大学であるが、後述するように、立命館大学薬学部創薬科学科の進路希望調査の状況から、今般設置する研究科の入学定員を 3 名とすることは妥当であると考える。

(2) 本学薬学部創薬科学科4回生を対象としたアンケート

定員充足の見込みを検討するにあたり、本学薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程(2020 年 4 月設置)の初年度進学者となる本学薬学部創薬科学科 4 回生 31 人を対象としたアンケート調査を 2019 年 11 月に実施した。実施にあたっては「立命館大学大学院薬学研究科薬科学専攻(仮称)博士課程について」において、①設置の理念と養成する人材像、②設置予定の専攻・学位の名称、③開設年度、④定員、⑤学費、⑥人材育成目的、⑦カリキュラムを明示するとともに、担当教員より解説を行った。アンケート分析の結果は、以下のとおりである。

1) 学部卒業後の進路

2019 年 11 月に本学薬学部創薬科学科の 4 回生で、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程に進学する 31 人に行った大学院卒業後の希望進路の上記アンケート調査では、28 名の回答がえられ、Q1 で「薬学研究科薬科学専攻博士課程」に「興味がある」と回答した学生が 4 人(14.3%)、「すこし興味がある」が 15 人(53.6%)で、博士課程後期課程進学に関する期待や関心が高いことがうかがわれた(資料 1 p.2)。また、本学薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の受験・入学をすでに検討している 4 名に、志望理由についての質問 Q3(複数回答可)を行ったところ、「創薬科学について学修・研究を深めたいから」(4 人、全体の 100%)と、「国際的に活躍する研究者を目指しているから」(3 人、全体の 75%)が主な回答であり、「大学教員になりたいから」(1 人、全体の 25%)とする回答も見られた(資料 1 p.2)。

また、本専攻修了後の希望進路を問う Q4 の回答(複数回答可)は、「製薬会社や化学メーカーの研究・開発部門で活躍を目指す」と「博士課程でさらに研究を発展させ、大学教員やアカデミアでの研究職を目指す」が、それぞれ 2 人ずつ(各 50%)でとなっている。同アンケートを進路ガイダンスに出席した創薬科学科3回生についても行ったところ、本学薬学研究科薬

科学専攻博士課程後期課程への進学に関心を持つ 14 名からの回答のうち、「製薬会社や化学メーカーの研究・開発部門で活躍を目指す」(9 人、全体の 64.3%)が主な回答であった(資料 1　p.1)。これらの結果から、学生は創薬科学科で学ぶ中で、自身のキャリアプランと重ねて博士課程後期課程進学を検討していることが明らかになった(資料 1　p.2)。

加えて本学生命科学研究科博士課程前期課程に現在在学し、本学薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の受験・入学を検討している3名の学生についても、同様のアンケート結果を得ることができ、他研究科の大学院生の進学の可能性があることも明らかとなった(資料 1　p.3)。

2) 学内進学者の入学希望

2019 年 11 月に、本学薬学部創薬科学科の 4 回生のうち、博士課程前期課程に進学予定の 31 名に大学院博士課程進学に関するアンケート調査を行った。回答した 28 名のうち 3 名(10.7%)が大学院博士課程に「ぜひとも進学したい」、1 名(3.6%)が「合格した場合、併願大学の結果によっては進学したい」という回答であり、学内進学者の博士課程後期課程への入学希望を確認した(資料 1　p.2)。

また、本学生命科学研究科博士課程前期課程に現在在学する3名の学生が、本学薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の受験・入学を検討していることも確認した(資料 1　p.3)。

以上のように、薬学科 3 回生、4 回生および本学生命科学研究科在学生といった、回生が異なる学生に対して行ったアンケートのいずれにおいても、博士課程後期課程への入学希望を確認できており、長期的に学生を確保する見通しがあると考えている。

今後は薬学部の卒業研究室でも適宜、指導教員を通じて、進学希望学生に向けてアドミッションポリシーやキャリアパスの情報を提供していくことにより、進学希望者が確実に本専攻を受験することにつなげたいと考える。

(3) 理系学生を対象とした学外アンケート

株式会社 NTT ドコモのプレミアパネルサービスを利用し、本学薬学研究科薬科学専攻(仮称)修士課程に関する web アンケートを実施した際に、併せて本学薬学研究科修士課程修了後の進路についての希望調査を行った(資料 3　p.13)。

全国の学部 3、4 回生を対象として行った同アンケートのうち、「立命館大学「薬学研究科薬科学専攻修士課程」に入学したいと思いますか？」という質問 Q3 で「ぜひとも入学したい」、「合格した場合、併願大学の結果によっては入学したい」と回答した 162 名の理系学生 3、4 回生のうち、Q5 の「あなたが薬学研究科薬科学専攻修士課程に入学した場合、希望の進路をお答えください」という質問に「博士後期課程にてさらに研究を発展させ、薬学部教員やアカデミアでの研究職を目指す」とする回答が 17 人(10.5%)であり、博士課程進学を検討して

いる学生が一定数存在することを確認できた（資料 3　p.20）。

なお、このアンケートは修士の学生確保の見通し調査のために行ったものであるが、大学院進学とその先のキャリアを見据えた場合に修士課程修了後の進路として、博士課程進学を検討している学生が一定数存在することを確認できたことは、博士課程後期課程の学生確保の見通しを補強するエビデンスになるものと考えている。

ウ 学生納付金の設定の考え方

学生納付金については、博士課程後期課程の学生を確保するため、大学として戦略的な金額設定としている。本学では博士課程後期課程の学生納付金は全研究科一律 50 万円としており、本研究科においても学生納付金は 50 万円とする。修了（3 年間）までに必要な学生納付金の総額は 1,700,000 円であり、他大学の学生納付金の状況（資料 4　p.27）と比較しても競争力のある水準であると考えている。

このように、本学の学生納付金は他大学と比較しても競争力のある水準であるが、さらに、学生の経済的負担を軽減するための各種措置を整備している。これらの情報は本学ホームページで一覧にして公開しており、学生および入学を志望する者が容易に情報にアクセスできるように努めている（http://www.ritsumei.ac.jp/ru_gr/g-career/fellow/doctor/index.html/）。

②学生確保に向けた具体的な取組状況

ア 2019 年度までの取組

薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程への学内進学者に対して、2019 年 11 月に進路ガイダンスを行った。博士課程前期課程への学内進学者 31 名のうち 28 名が出席し、ガイダンス時の進路希望アンケート調査の結果より、出席者のうちすでに 4 人が本学薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の受験・入学をすでに検討している（資料 1　p.2）。これは、「わからない」と回答した人数を除くと、回答者全体の 23.5％を占めた。併せて、進路ガイダンスに出席した創薬科学科3回生に行った同アンケートにおいても、本学薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程に進学を強く希望する者がすでに5名にのぼることを確認した（資料 1　p.1）。

イ 2020 年度における取組予定

本学薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の設置構想を行う過程で、学生が一堂に会する機会や学生が進路について保護者等と本格的に相談すると想定される時期に、適宜、進路ガイダンスを行う予定である。大学院博士課程後期課程進学の意義、就職との関係性など基礎的な情報に加え、立命館大学内の他研究科の事例などを引用しながら、教育内容（カリキュラム、研究分野）・学費の目安・入試の仕組みの説明を継続的に行うことで、定員の長期的かつ安

定的な充足を担保する。また、学部パンフレット・ホームページにも学部卒業後に大学院へ進学するイメージを喚起できるよう学びのフロー図などに大学院項目を追加すべく準備を行う。

広報活動については、大学院案内パンフレットや大学の入試サイトへの掲載、ホームページの充実も図るとともに、学内関係部署の組織的で密接な連携のもとに継続的な学生確保に取組む。ホームページを中心とした情報提供を行うとともに、リーフレットやポスターを作成し、薬学・化学関連の学部を持つ大学へ送付を行う。また、薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の設置届出後には、学外からの学生募集とともに社会的認知を向上させるためにも、人材育成目的、研究内容やカリキュラム等についての広報活動を実施する。

なお、各種広報活動に関しては、「設置構想中」である旨を必ず説明・明記し、内容は予定であり変更する可能性について、周知を徹底した形で行う。

(2)人材需要の動向等社会の要請

①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的(概要)

「設置の趣旨等を記載した書類」でも述べたとおり、2006(平成 18)年 4 月に学校教育法、薬剤師法が改正され、日本の薬学教育は、「医療現場で活躍する薬剤師」を養成する 6 年制学士課程と、薬学基礎系として従来からの「薬を生み出す創薬研究者」を養成する 4 年制学士課程の 2 つの薬学教育課程に再編された。本学では、2008(平成 20)年に開設した 6 年制学士課程に加え、2015(平成 27)年に 4 年制学士課程である創薬科学科を設置した。

創薬科学科においては、「薬を中心に据えた」人の健康に関わる自然科学を基盤とし、医薬品の創製と分析、環境因子と人体への影響、疾病と薬物治療など多方面にわたる「学際的な薬学」の専門知識と技術の習得を通じ、医薬品創製の分野で社会に貢献できる人材育成を目指し、教育を行ってきた。2020(令和 2)年 4 月に設置する薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程では、「薬科学の専門知識および研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成すること」を目的とし、創薬産業や医療関連産業に対して質の高い人材の恒常的供給を目指すこととなった。

今回設置を行う薬科学専攻博士課程後期課程は、「薬を生み出す創薬研究者」の輩出という観点から、高度な薬科学の専門知識および優れた研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成することを目的とする。医薬品創製のプロセスは幅広い研究領域からなることから、薬科学専攻博士課程前期課程では、専攻内に薬品分子創製化学、生体分子解析学、薬物動態解析学、生体機能薬学、薬物作用解析学の 5 つの分野を設定して専門分野に応じた基盤的な知識及び先端的な研究技術が取得できる教育体制としている。本専攻博士課程後期課程においても、その教育体制を維持し、前期課程及び後期課程で一貫した教育体制とする。薬品分子創製化学分野は有機化学、天然物化学を、生体分子解析学

分野は物理化学、分析化学、衛生化学を、薬物動態解析学分野は薬剤学、製剤学、安全性評価学を、生体機能薬学分野は生化学、衛生化学を、薬物作用解析学分野は薬理学、有効性評価学を基盤とする。

これらの研究分野を履修する学生が、博士課程後期課程修了時点に身につけるべき能力（教育目標）として以下に示す教育目標を定めた。

＜教育目標＞

① 薬学および生命科学領域の知識を基礎として、医薬品等の創製を中心とした薬科学の高度な専門知識を有する。

② 高い倫理観を持って医薬品等の研究開発を推進し、衛生行政にも貢献できるような、高度な問題発見・解決能力、論理的思考能力を有する。

③ 日本語および外国語による高度な論理的文章力、プレゼンテーション能力を有する。

④ 国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語でのコミュニケーションができる。

②上記①（人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要））が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

近年、創薬研究の重要性はますます増大しており、日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）において、医療関連産業は、日本が国際的に強みを持ち、グローバル市場での成長が期待できる戦略分野と認知されたのに引き続き、2015（平成27）年6月に厚生労働省より出された国際薬事規制調和戦略においても、日本の強みを生かした医薬品開発環境の整備やレギュラトリーサイエンスの更なる環境整備を通じて、国際社会の保健衛生向上への一層の貢献が訴えられている。

全国の薬系大学院修了者（4 年制学科卒）の進路状況（資料 5 「一般社団法人薬学教育協議会　平成 31 年 3 月薬系大学卒業生および大学院修了者の就職動向調査結果報告書」第 16 表 p.33）を見ると、修士課程修了後の博士課程への進学者は全大学で 216 人であり、修了者 992 人の進路の 21.8％にのぼる。私立大学においては、修了者数 242 人に対して、進学者の割合は 10.7％である。博士課程終了後の進路については、主に「教育・研究職」「製薬（研究・開発）」であり、続いて、「化学・食品等」の順となっている（同第 16 表）。修士課程修了者に比べて、博士課程修了者の進路には「教育・研究職」が多く、大学や公的機関の教育・研究職に就くには専門分野における博士号の取得が必須であるといえる。また、博士課程修了者の主な進路も修士課程修了者と同じく「製薬（研究・開発）」であることから、医薬品関連企業の研究・開発部門への就職には修士レベルの専門知識と技術の習得に加えて、研究・開発のより高度な人材として博士課程修了者が求められていることが伺える。

これら医薬品関連企業に創薬人材を供給する立場にある薬学系の博士課程は 56 私立大学薬学部・薬科大学のうち 13 大学に設置されているに過ぎず、しかもその総入学定員 48 人のうち 4 大学の 4 研究科を合わせて 8 人(16.7%)が西日本にあるのみで、東日本地域における偏在が著しい(資料 6 「文部科学省 薬学系大学院専攻別一覧 2019 年(平成 31 年・令和元年)度」 p.35)。大学院修了者が目指す製薬関連企業には、元来大阪発祥の企業が多いことが知られ、現在も武田薬品工業株式会社、大日本住友製薬株式会社、塩野義製薬株式会社、小野薬品工業株式会社などの国内大手企業に加え、アストラゼネカ株式会社、バイエル薬品株式会社などの外資系企業が大阪市に本社をおく。また本社の立地と物流の関係から、大阪府や滋賀県を中心とする近畿圏に研究所や工場を持つ企業が多くを占め、他業種に比べ京滋、阪神を拠点として事業展開する企業の割合が多い(資料 7 「医薬品企業売上高トップ 20 社の本社・研究所・工場の所在地」 p.36)。

このような状況下、滋賀県唯一の薬学部を擁する本学が、「高度な薬科学の専門知識および優れた研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成する」ことを人材育成目的とする薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程を設置することは、この創薬人材の地域的偏在性改善に有効であるばかりか、関西を主たる基盤の一つとする医療関連産業に対し恒常的に質の高い人材の供給を可能にすることから、現今の創薬人材の払底に対する社会的要請に応え、日本再興に貢献する観点からも意義深いと考える。

■ 製薬関連企業へのアンケート結果

上述のような社会的、地域的な人材需要について、学生の主な就職先となると考えられる製薬関連企業へアンケート調査(2017(平成 29)年 12 月)を行った。アンケート調査は修士課程の設置の際に行ったものであるが、このときに博士課程に関しても合わせて調査している。アンケートは、滋賀県薬業協会会員企業 27 社、大阪医薬品協会会員企業 298 社、日本製薬工業協会会員企業 50 社の計 375 社に対して行い、回答は無記名とした。回答数は 119 社、回答率は 31.7%であった(資料 8 「立命館大学大学院薬学研究科薬科学専攻(仮称)修士課程についてのアンケート結果(医薬品関連企業人事ご担当者向け)」 p.37)。

(1) 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程に対する評価・採用希望

構想中の薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の企業からの評価について調査を行った。Q4 および5で「薬学系の修士課程を修了し博士の学位を取得した人材は御社にとって必要ですか?」、「御社において、薬学系の修士課程を修了し博士の学位を取得していることは強みになりますか?」という質問を行った。前者に関しては、「そう思う」(28.6%)と「ややそう

思う」(21.8%)をあわせて 50.4%、後者についても「そう思う」(30.3%)と「ややそう思う」(26.9%)をあわせて 57.2%と、博士課程修了者を望む声が高いことがあらためて確認された。

また、自由記述欄の記載として、「今後は修士よりも博士課程修了者に期待します」、「微に渡った知識以上に修士、博士であればコアな知識・技術を持った学生が欲しいと考えています」、「製薬企業として、専門知識と研究を兼ね備えた大学院修士・博士の院生を採用し、医薬事業の強化を図っていきたいと考えておりますので、質の高い教育をしていただき、社会に貢献できる卒業生を送り出していただければ幸いでございます」といった回答があった。

(2) 博士課程後期課程修了者の企業需要・評価

博士課程後期課程修了者の企業需要・評価について、アンケートの Q6「薬学系の修士課程を修了し博士の学位を取得していることは、どの分野において強みになりますか？」(複数回答可)という質問で確認を行ったところ、割合が高いものから順に研究職(35.8%)、開発職(33.6%)、学術職(14.2%)、医薬情報担当者(9.7%)、その他(6.7%)の順となり、一般社団法人薬学教育協議会による「平成 31 年 3 月薬系大学卒業生・大学院修了者就職動向調査の集計報告」(前掲資料 5)の結果と一致していると言える。

修士課程の質問 Q3「薬学系の修士課程を修了していることは、どの分野において強みになりますか？」では、回答は割合の高い順に開発職(32.4%)、研究職(27.4%)、学術職(16.9%)、医薬情報担当者(16.0%)であり、博士課程は修士課程と比較して、より高度な専門知識と技能を必要とする研究職の需要が高いことがわかった。

以上のことから、いずれの質問についても高い評価を得ることができ、本学薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の人材育成目的に沿って育成した人材について、需要があることは明らかである。

以 上

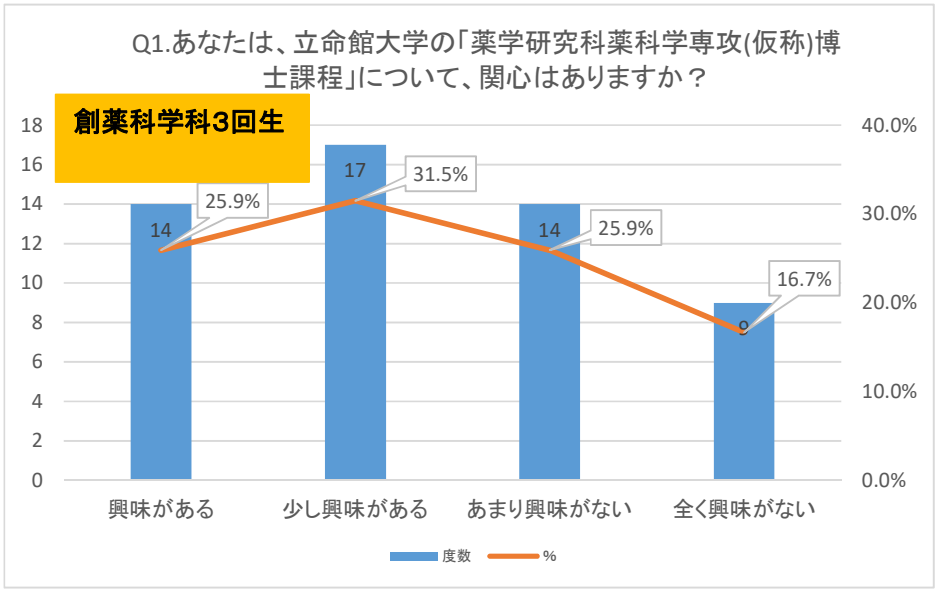
Q1.あなたは、立命館大学の「薬学研究科薬科学専攻(仮称)博士課程」について、関心はありますか？
創薬科学科3回生
興味がある
少し興味がある
あまり興味がない
全く興味がない
14
17
14
9
25.9%
31.5%
25.9%
16.7%
度数
%

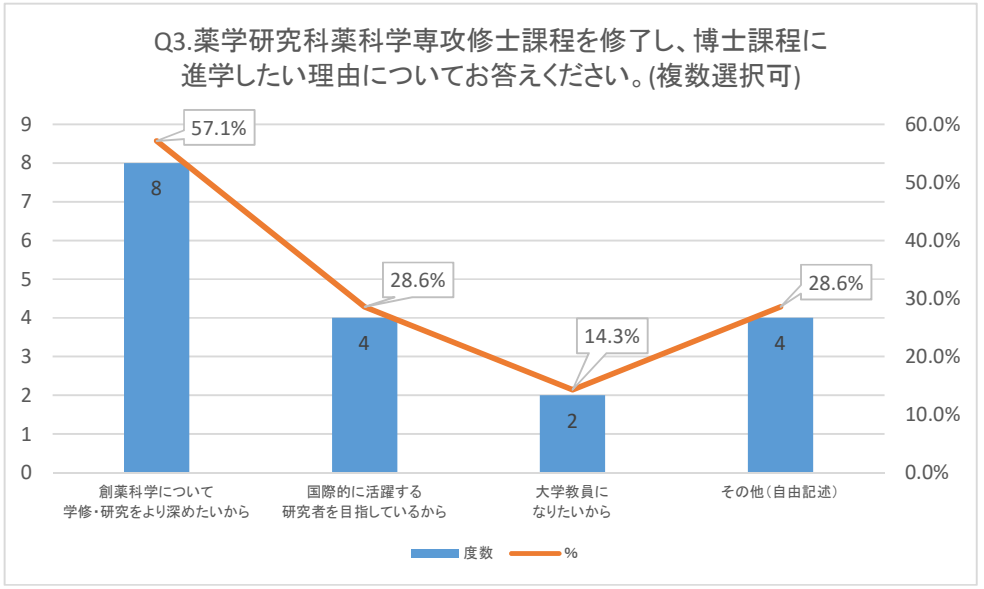
Q3.薬学研究科薬科学専攻修士課程を修了し、博士課程に進学したい理由についてお答えください。(複数選択可)
創薬科学について学修・研究をより深めたいから
国際的に活躍する研究者を目指しているから
大学教員になりたいから
その他（自由記述）
8
4
2
4
57.1%
28.6%
14.3%
28.6%
度数
%

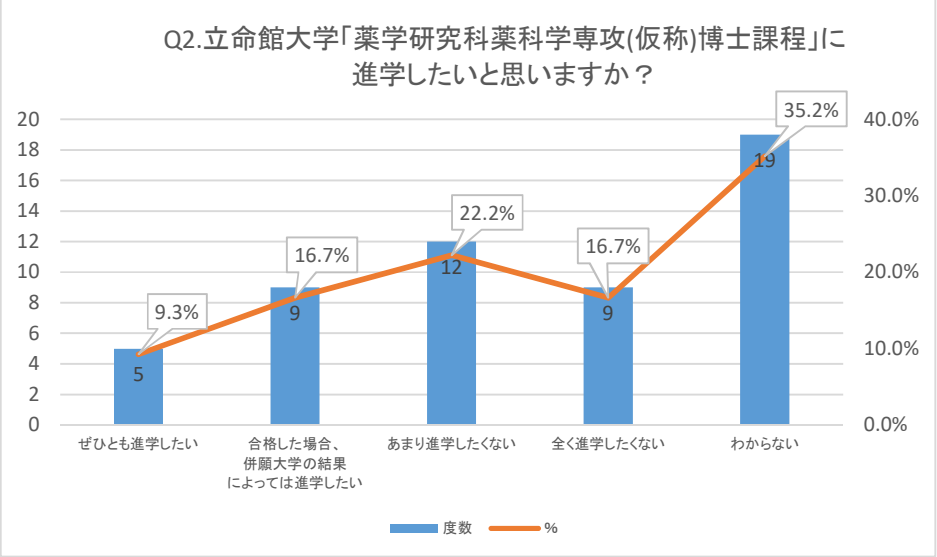
Q2.立命館大学「薬学研究科薬科学専攻(仮称)博士課程」に進学したいと思いますか？
ぜひとも進学したい
合格した場合、併願大学の結果によっては進学したい
あまり進学したくない
全く進学したくない
わからない
5
9
12
9
19
9.3%
16.7%
22.2%
16.7%
35.2%
度数
%

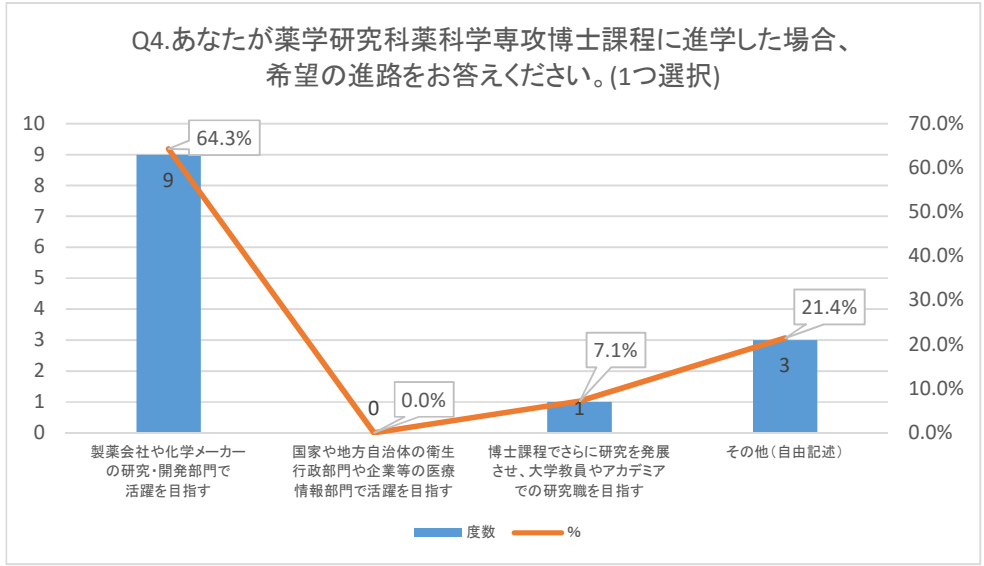
Q4.あなたが薬学研究科薬科学専攻博士課程に進学した場合、希望の進路をお答えください。(1つ選択)
製薬会社や化学メーカーの研究・開発部門で活躍を目指す
国家や地方自治体の衛生行政部門や企業等の医療情報部門で活躍を目指す
博士課程でさらに研究を発展させ、大学教員やアカデミアでの研究職を目指す
その他（自由記述）
9
0
1
3
64.3%
0.0%
7.1%
21.4%
度数
%

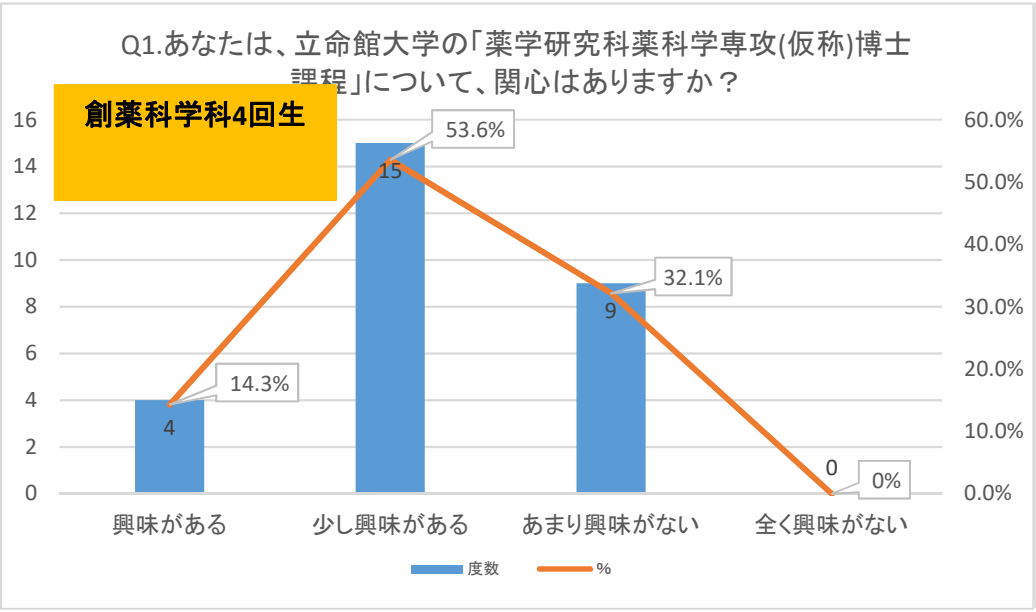
Q1.あなたは、立命館大学の「薬学研究科薬科学専攻(仮称)博士課程」について、関心はありますか？
創薬科学科4回生
興味がある
少し興味がある
あまり興味がない
全く興味がない
14.3%
53.6%
32.1%
0%
4
15
9
0
度数
%

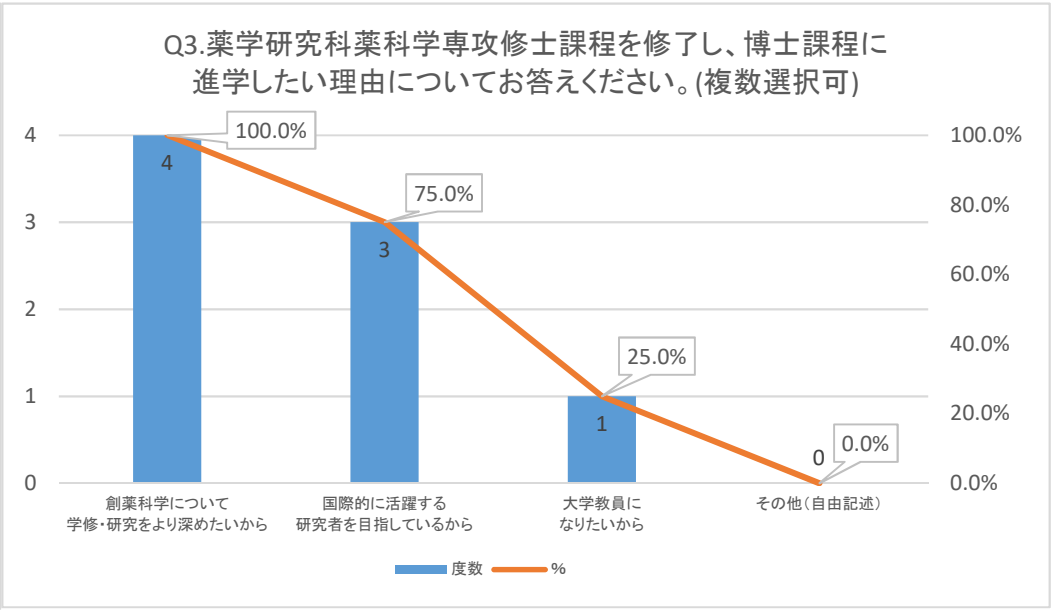
Q3.薬学研究科薬科学専攻修士課程を修了し、博士課程に進学したい理由についてお答えください。(複数選択可)
創薬科学について学修・研究をより深めたいから
国際的に活躍する研究者を目指しているから
大学教員になりたいから
その他（自由記述）
100.0%
75.0%
25.0%
0.0%
4
3
1
0
度数
%

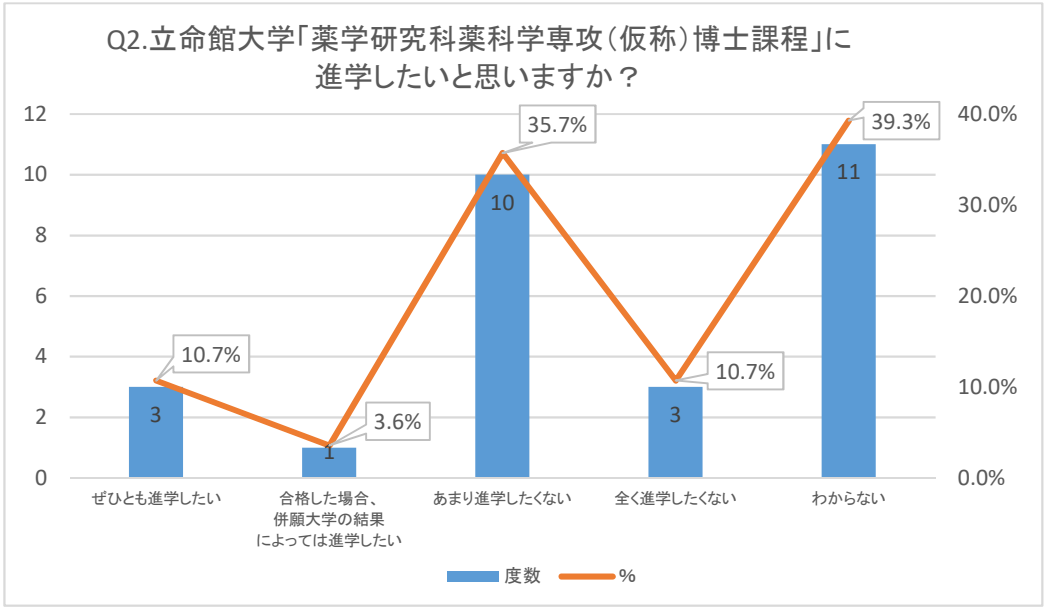
Q2.立命館大学「薬学研究科薬科学専攻（仮称）博士課程」に進学したいと思いますか？
ぜひとも進学したい
合格した場合、併願大学の結果によっては進学したい
あまり進学したくない
全く進学したくない
わからない
10.7%
3.6%
35.7%
10.7%
39.3%
3
1
10
3
11
度数
%

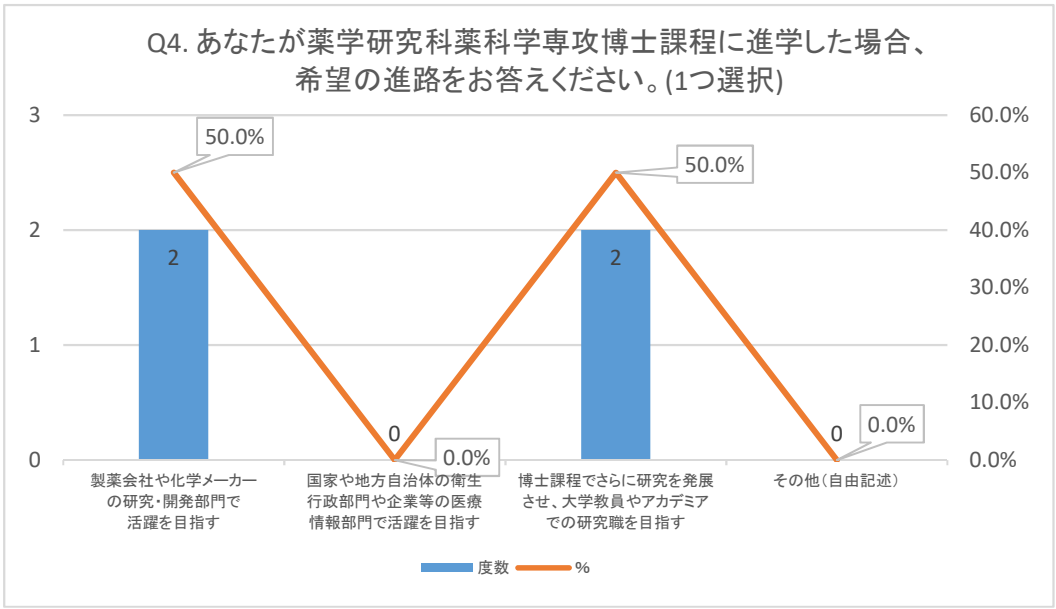
Q4. あなたが薬学研究科薬科学専攻博士課程に進学した場合、希望の進路をお答えください。(1つ選択)
製薬会社や化学メーカーの研究・開発部門で活躍を目指す
国家や地方自治体の衛生行政部門や企業等の医療情報部門で活躍を目指す
博士課程でさらに研究を発展させ、大学教員やアカデミアでの研究職を目指す
その他（自由記述）
50.0%
0.0%
50.0%
0.0%
2
0
2
0
度数
%

生命科学研究科
修士1回生

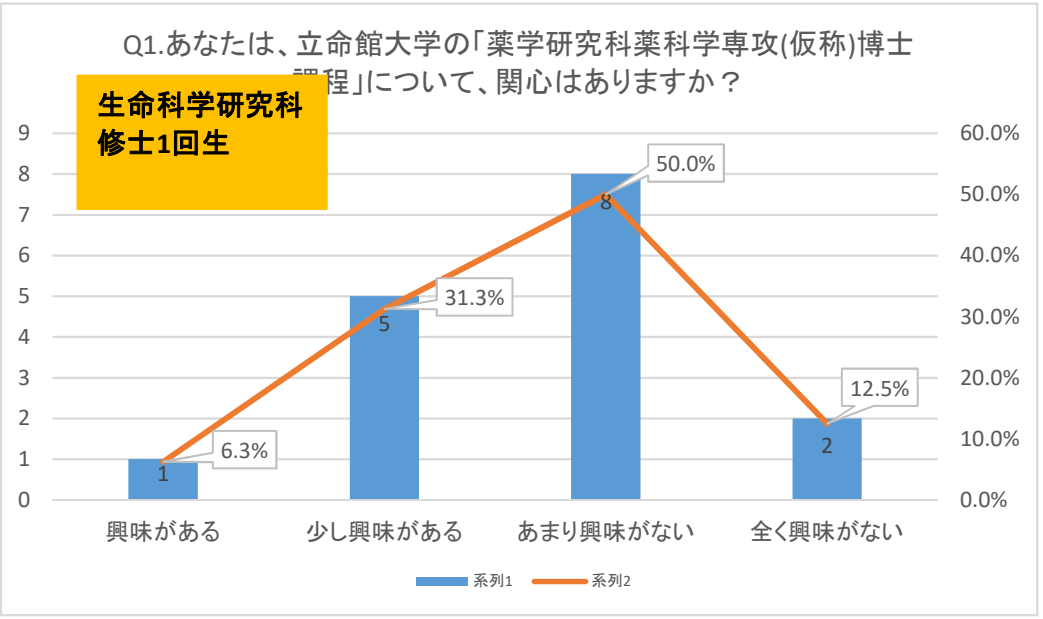

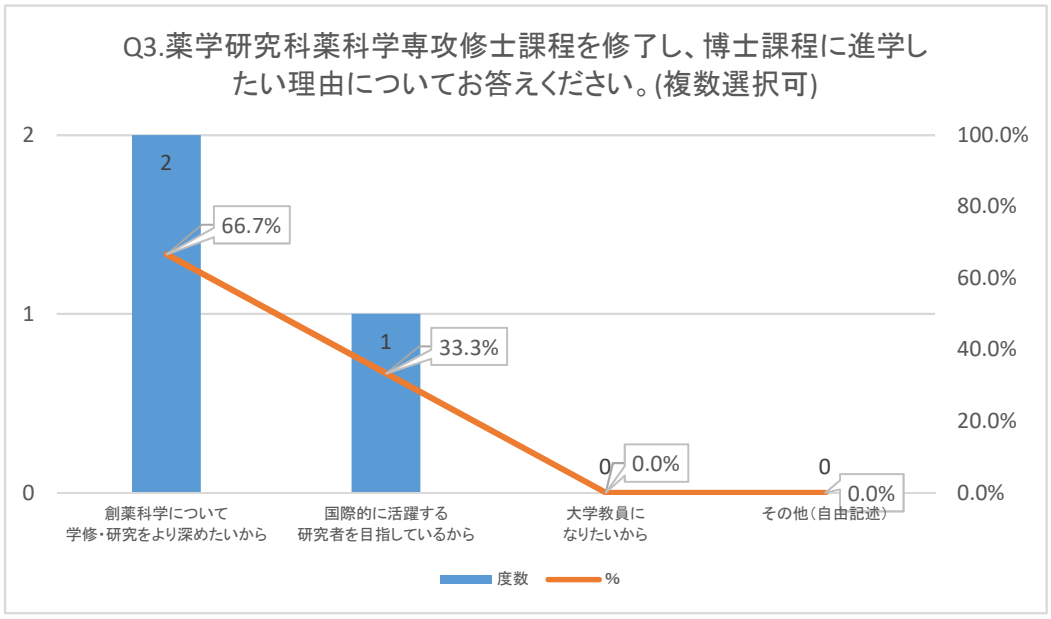

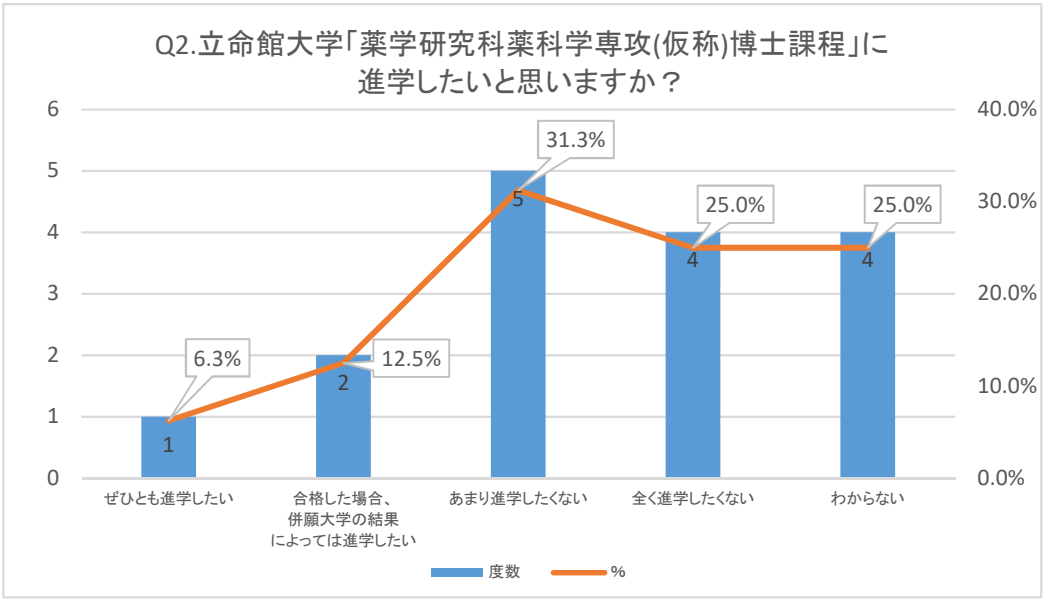

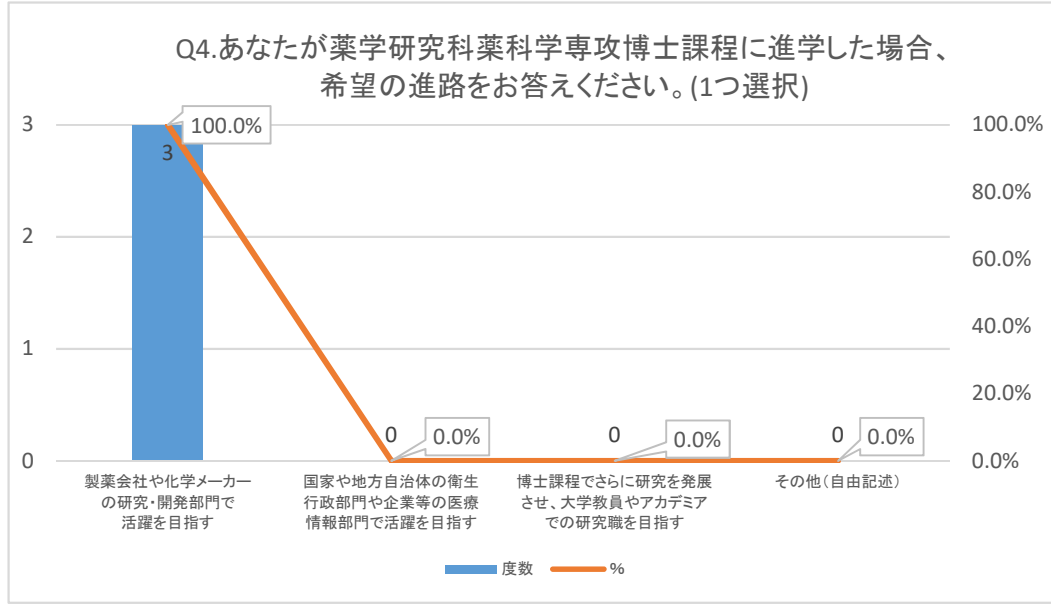

設置構想中

※下記内容は、設置構想中の計画です。大学名、研究科・専攻の名称、教育内容、募集人員、募集開始時期、入学者選抜方法等については、現時点での予定であり、変更があり得ることをご了承ください。

2019 年 11 月

立命館大学大学院薬学研究科薬科学専攻（仮称）博士課程について

(1) 専攻名称、学位名称

基礎となる学科は「創薬科学科」であるが、本専攻の名称は、より広い領域を対象とする教育と研究を行うことから「薬科学専攻」とする。

学位および学位に付記する名称は、「博士（薬科学）」とする。研究科・専攻・学位等についての英文表記は、次のとおり。

研究科：薬学研究科	Graduate School of Pharmacy
専攻　：薬科学専攻	Major in Pharmaceutical Sciences
学位　：博士 (薬科学)	Doctor of Pharmaceutical Sciences

(2) 開設年度：2021 年４月

(3) 定員：入学定員：3 名、収容定員：9 名

(4) 学費：現在検討中ですが、立命館大学の理系大学院と同水準となることを想定しています。

設置場所

〒525-8577 滋賀県草津市野路東１丁目１－１　立命館大学　びわこ・くさつキャンパス

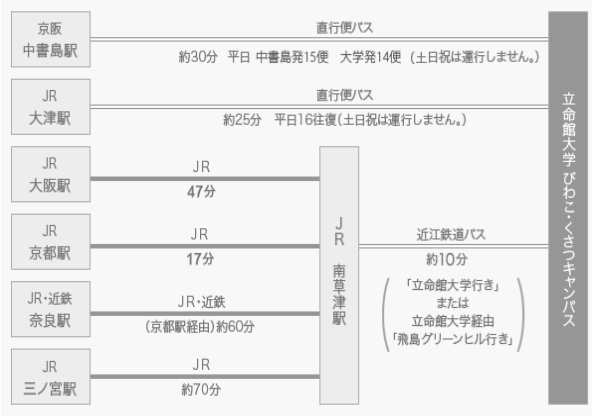

薬学研究科薬科学専攻博士課程では、修了時点において学生が身につけるべき能力（教育目標）として下記の４点を定めます。所定科目12単位以上の修得と薬学研究科が定める学位（博士）論文評価基準に基づく博士論文審査の合格をもってその達成とみなし、博士（薬科学）の学位を授与します。

① 薬学および生命科学領域の高度な知識を習得し、医薬品等の創製を中心とした薬科学の高度な専門知識を有する。

② 高い倫理観を持って医薬品等の研究開発を推進し、衛生行政にも貢献できるような、高度な問題発見・解決能力および論理的思考能力を有する。

③ 日本語および外国語による高度な論理的文章力、プレゼンテーション能力を有する。

④ 国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語でのコミュニケーションができる。

カリキュラム概要（案）

科目分野	科目名	配当年次（※）	単位数		
			必修	選択	自由
講義科目	英語研究発表演習	1～3		2	
薬科学研究科目	特別研究Ⅰ	1春	2		
	特別研究Ⅱ	1秋	2		
	特別研究Ⅲ	2春	2		
	特別研究Ⅳ	2秋	2		
	特別研究Ⅴ	3春	2		
	特別研究Ⅵ	3秋	2		

（※）「春」「秋」は春学期と秋学期の略です。

研究室概要（案）

＜薬品分子創製化学分野＞

薬品分子化学研究室　担当教員／梶本 哲也　薬学博士

本研究室では、天然物化学および有機合成化学をバックグラウンドとして、天然物の合成、化学修飾、天然物類似体の合成を行いながら、医薬品シードとなり得る生理活性物質の探索を研究テーマとする。特に、ガングリオシド、ステロイド配糖体、イミノ糖ならびにその類縁体の生物活性に注目し、これら有機化合物の一般的かつ効率的な合成法の確立を目標としている。本目標の1つを達成すべく、無臭チオールを活性化基とするチオグリコシドを用いて、環境に優しいグリコシル化反応を検討する。

精密合成化学研究室　担当教員／土肥 寿文　博士（薬学）

有機合成化学を通じて、新しい創薬リード化合物を生み出したり、くすりの望みとする機能を大きく引き出したりすることができる。現在、欲しい医薬品を理論的に設計する時代が到来しつつあり、創薬の場においてますます有機合成の活躍する環境が整ってきた。本研究室では、これまで、創薬研究に役立つ有機合成の知識と技術の伝承に携わりながら、持続可能で未来に残る精密有機合成を1つの指針として追及してきた。独自に開発した合成化学手法を用いて、優れた生物活性を持つ天然物や生物活性物質の類縁体を合成し、創薬開発候補とする研究開発を目指す。

生命薬化学研究室　担当教員／古徳 直之　博士（薬学）

生命現象は多くの有機化合物が介在する化学反応の集合体である。それらのバランスが崩れ、制御不能となった状態が病気であり、医薬品はそのバランスを回復させることで治療につなげていると考えることができる。現在用いられている医薬品の大半は、ユニークな化学構造と強力な生物活性を示す天然有機化合物をもとに生み出されており、生命現象を制御する化合物の宝庫である。本研究室では、生物活性天然物を基盤とした創薬化学研究や、その作用メカニズムを解明するためのケミカルバイオロジー研究を展開することで、有機合成化学の力を使って、新たな医薬品の創製や、未知の生命現象の発見につながるような新しいツール分子の創出を目指す。

＜生体分子解析学分野＞

生体分子構造学研究室　担当教員／北原 亮　博士（理学）

タンパク質が異常をきたすと、アルツハイマー病に代表される神経変性疾患や癌など様々な病気につながる。タンパク質の構造を原子レベルで理解することにより、機能発現や病気のメカニズムの分子論的な解釈や論理的な化合物設計が可能となる。数千気圧の高圧力実験から、溶液中のタンパク質がもつ多様なコンフォメーションの存在を明らかにする。構造変化は、コンフォメーション間の化学平衡の変化を意味し、分子の機能の高さや凝集性などその性質と直接関係する。このようなタンパク質構造の研究から、医薬品開発における新しい方法論の開発を目指す。

生体分析化学研究室　担当教員／豊田 英尚　薬学博士

糖鎖は、がんや糖尿病、ウイルス感染のほか、免疫機能とも関わり、あらゆる生命現象を解く鍵である。薬学研究では、生物薬品における糖鎖が薬効や安全性に影響をあたえるため、非常に重要な研究対象である。当研究室では糖鎖の機能解明を目的として、医薬品開発に役立つ研究を行うほか、ES細胞やiPS細胞における糖鎖の質的・量的な解析を行い、再生医療への貢献を目指している。具体的には、生体内糖鎖の中でも特に分析が難しい、グリコサミノグリカン

（ヒアルロン酸、ヘパリン・ヘパラン硫酸、コンドロイチン硫酸、ケラタン硫酸）などの酸性多糖に関する超微量分析法の開発を行っている。また、iPS細胞表面やES細胞表面に発現する特異的な糖鎖エピトープが細胞リプログラミングや分化において果たす生物学的役割を解析して、その活性糖鎖の化学構造を解明することにより、再生医療に役立つ細胞培養技術に必要な基盤知識の獲得を目指す。

＜薬物動態解析学分野＞

分子薬物動態学研究室　担当教員／藤田 卓也　博士（薬学）

医薬品とは、特定の薬理効果を持つ有機化合物にその有効性と安全性を保障する十分な情報と、確実にヒトに投与されるための技術が付与された1つのシステムと考えられる。近年、ゲノム情報に基づいた論理的な医薬品開発が理論上は可能となってきている。こうしたゲノム創薬をはじめとした新薬開発研究は、非常に魅力的であり、注目が集まりがちであるが、その有効性と安全性が確保されなければ決して医薬品としての医療現場に供されることはない。そのため、新規医薬品の開発には、薬物の体内動態研究に基づいた化合物の最適化、有効性と安全性に関するproof of conceptの検証、さらには適切な投与システムの開発が必須となる。医薬品の体内動態、薬物の吸収（A: absorption）、分布（D: distribution）、代謝（M: metabolism）、排泄（E: elimination）、毒性（Tox: toxicity）により規定されるが、これらの生体内反応にかかる分子機構は極めて複雑で、未だ十分に解明されているとはいえない。本研究室では、こうしたADME-Tox研究の中で、主として薬物吸収に焦点をあて、探索段階における新規開発化合物のヒトでの吸収性予測や製剤設計の合理化に関する研究、および創薬ターゲットとしてのトランスポーターの探索を進めている。

分子薬剤学研究室　担当教員／菅野 清彦　博士（薬学）

良好な生物学的利用率（バイオアベイラビリティー：BA）を有する薬物および製剤の開発は、有効性と安全性の高い医薬品の開発に必須である。経口製剤からのBAは、生体および薬物の様々な要因が複雑に関与しており、BAの全容解明は喫緊の課題となっている。そこで、本研究室では、生体および薬物の物理化学的側面からBAの全容解明を目指した研究を行う。具体的な研究課題は、以下のような項目である。

過飽和現象、消化管流体力学、製剤-薬物間相互作用、生体成分-薬物間相互作用、食事成分-薬物間相互作用、構造膜透過性相関、構造溶解度相関、原薬形態最適化、製剤のパフォーマンス安定性、生物学的同等性、個体間および個体内差、消化管代謝、トランスポーター、その他関連項目。

＜生体機能薬学分野＞

神経発生システム研究室　担当教員／小池 千恵子　博士（薬学）

私たちは、毎日の生活における認識や行動の多くを視覚情報に依存している。網膜は哺乳類において、光情報を神経情報に変換する唯一の神経組織である。視覚情報は、大脳皮質視覚野で分解・統合といった情報処理が行われることは良く知られているが、光情報が入力する第一段階の組織である網膜においてまず基本となる重要な情報処理が行われている。

本研究室では、網膜の情報処理の中心となるON・OFF回路に注目した、網膜回路による視覚応答制御の階層横断的解析を行っている。

生体情報制御学研究室　担当教員／鈴木 健二　医学博士

タンパク質のリン酸化とそれに関わる情報伝達分子の相互作用に焦点をあて、様々な疾患メカニズムや治療法の開発に繋がる研究を行う。具体的には、「肥満」と「糖尿病」をつなぐ脂肪細胞とマクロファージの相互作用の分子メカニズムを解明する研究や、神経変性疾患でみられる細胞死の制御原理を明らかにする研究を行っている。

脂肪酸とその代謝産物であるケトン体は、細胞のエネルギー源としての役割に加えて、細胞間のシグナル伝達分子としての機能を有することが明らかとなり、代謝疾患やがん、神経変性疾患などの病態との関係から関心が高まっている。ケトン体（β-ヒドロキシ酪酸）に対する特異的な受容体や輸送担体の、様々な疾患における治療標的としての可能性を探索する研究を展開している。

細胞工学研究室　担当教員／髙田 達之　農学博士

我々ヒトの体は、約200種類からなる37兆個の細胞により構成され、これらが1つのシステムとして機能している。発生は、ゲノム情報からこのような多種類、多数の細胞を系統的に生み出し、統合する過程でもあり、それには多様かつ精密なシグナル伝達が関与している。現代社会は医薬品をはじめ多くの化学物質によって支えられているが、これらが発生過程のシグナル伝達に干渉し、不妊やアレルギー、がん化など個体に変化をもたらす可能性が考えられる。本研究室では、様々な外因性因子が発生、細胞分化に関するシグナル伝達を介して個体形成に与える影響に注目し、ヒトiPS細胞、ゼブラフッシュ胚を用いてそのメカニズムの解明を試みている。また幹細胞生物学を利用した琵琶湖固有種の保存研究も行なっている。

＜薬物作用解析学分野＞

薬効解析科学研究室　担当教員／北村 佳久　薬学博士

本研究室では、「脳」を対象とし、薬理学的な研究を行っている。脳には、全身機能を調節する神経細胞とそれをサポートするグリア細胞（アストロサイト、ミクログリアなど）、栄養を供給する脳血管が存在し、お互いが協調しながら、脳内活動を営んでいる。しかし、老化、遺伝的原因、事故などにより脳のホメオスタシスが破綻したとき、アルツハイマー病、パーキンソン病、脳卒中（脳出血・脳梗塞）などの脳の病気が発症する。超少子高齢化社会を迎えた現代、老化とともに発症頻度の高まる、このような疾患の治療薬開発は急務の課題であり、多くの製薬企業もこの分野に参入しているが、残念ながら、根本的治療が期待できる特効薬はない。本研究室では、実験動物（ラット・マウス・プラナリアなど）やヒト由来培養細胞を用いて脳疾患発症メカニズムの解析から創薬ターゲットの探索や薬物シードと考えられる薬物の作用機序の解明および創薬研究を展開している。

臨床薬理学研究室　担当教員／服部 尚樹　医学博士

薬物の適正使用は臨床薬学において重要なテーマである。本研究室では、内分泌疾患における薬物の適正使用に関連する研究を行っている。脳下垂体ホルモンであるプロラクチン対する自己抗体が原因で生じるマクロプロラクチン血症、甲状腺刺激ホルモン(TSH)に対する自己抗体が原因で生じるマクロTSH血症、卵胞刺激ホルモン(FSH)に対する自己抗体が原因で生じるマクロFSH血症見いだした。これらの大分子ホルモンはクリアランスの低下から血中濃度が高値を示すが、生物活性が低いため補償療法は不要である。誤診により不適切な薬物治療がなされている症例が多数存在することが予想される。本研究室には全国から測定依頼があり、検査結果を臨床現場に還元している。また、悪玉アディポカインのレプチンと善玉アディポカインのアディポネクチンの高感度酵素免疫測定法を確立し、ヒト白色脂肪細胞におけるレプチンとアディポネクチンの分泌に対する高血圧、脂質異常症、抗糖尿病薬の影響について研究している。

以　上

2019.11

大学院薬学研究科薬科学専攻博士課程進学に関するアンケート
（博士学位を取得するための大学院です）

所属学部・研究科	学部	研究科
所属学科（大学院生の場合は専攻とコース）		
回生	（いずれかに○） 1 回生・2 回生・3 回生・4 回生	

Q1 立命館大学では、2021 年 4 月に「大学院薬学研究科薬科学専攻博士課程」を立命館大学びわこ・くさつキャンパス(BKC)に設置すべく準備を進めております。本専攻は「薬を生み出す創薬研究者」の育成を目的としており、高度な薬科学の専門知識および優れた研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成することを目的としています。
あなたは、立命館大学の「薬学研究科薬科学専攻博士課程」について、興味はありますか？
（1 つ選択）

□ 興味がある
□ 少し興味がある
□ あまり興味がない
□ 全く興味がない

Q2 立命館大学「薬学研究科薬科学専攻博士課程」に進学したいと思いますか？
（1 つ選択）

□ ぜひとも進学したい
□ 合格した場合、併願大学の結果によっては進学したい
□ あまり進学したくない
□ 全く進学したくない
□ わからない

Q2 の選択肢『ぜひとも進学したい』、『合格した場合、併願大学の結果によっては進学したい』のなかでいずれかを選択した場合は裏面にお進みください。

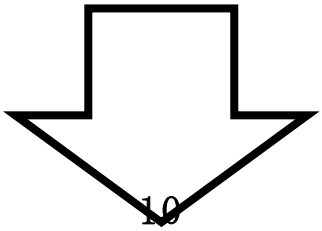

Q3 薬学研究科薬科学専攻修士課程を修了し、博士課程に進学したい理由についてお答えください。（複数選択可）

□ 創薬科学について学修・研究をより深めたいから
□ 国際的に活躍する研究者を目指しているから
□ 大学教員になりたいから
□ その他（自由記述）

Q4 あなたが薬学研究科薬科学専攻博士課程に進学した場合、希望の進路をお答えください。（1 つ選択）

薬学に関する高度な専門的知識と研究力および強い使命感・高い倫理観を備え、
□ 製薬会社や化学メーカーの研究・開発部門で活躍を目指す
□ 国家や地方自治体の衛生行政部門や企業等の医療情報部門で活躍を目指す
□ 博士課程でさらに研究を発展させ、大学教員やアカデミアでの研究職を目指す
□ その他（自由記述）

ご協力ありがとうございました。

１．書類等の題名

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料２（12 ページ）

2019 年度（令和元年度）私立薬科大学（薬学部）大学院入学志願者調

２．出典

一般社団法人日本私立薬科大学協会

３．引用範囲

「日本私立薬科大学協会だより」第 94 号　82 ページ～83 ページ

プレミアパネル
実施レポート

NTT DOCOMO Confidential
©2018 DOCOMO, INC. ALL Rights Reserved.

実施概要：外部入学編

■ タイトル　：大学院の新設学科に関するアンケート【外部入学】
■ 実施期間　　：2018年11月5日～2018年12月5日
■ 調査媒体　　：dポイントクラブ＞dポイントクラブアンケート（NTTドコモ）
■ 回答方法　　：スマートフォン（spモード端末）

■配信対象
性別　　：男女
居住地域　　：全国
その他条件　　:大学３回生・４回生
後付けセグメント：性別/年代（5歳刻み）/県/地区/学年

■ 回収目標　　：1,700件

■ 回収実績　　：3,054件

■ リンク率　：全体/11.2%　　（クリック数：343件／回収数：3,054件）

※プレミアパネルの平均クリック率が10%前後

NTT DOCOMO Confidential
©2018 DOCOMO, INC. ALL Rights Reserved.

[Q1] Q1 あなたの専門は、理系と文系のどちらですか？ （回答は1つ）

	度数	%
TOTAL	3054	100.0
理系	1156	37.9
文系	1898	62.1

文系・理系の割合

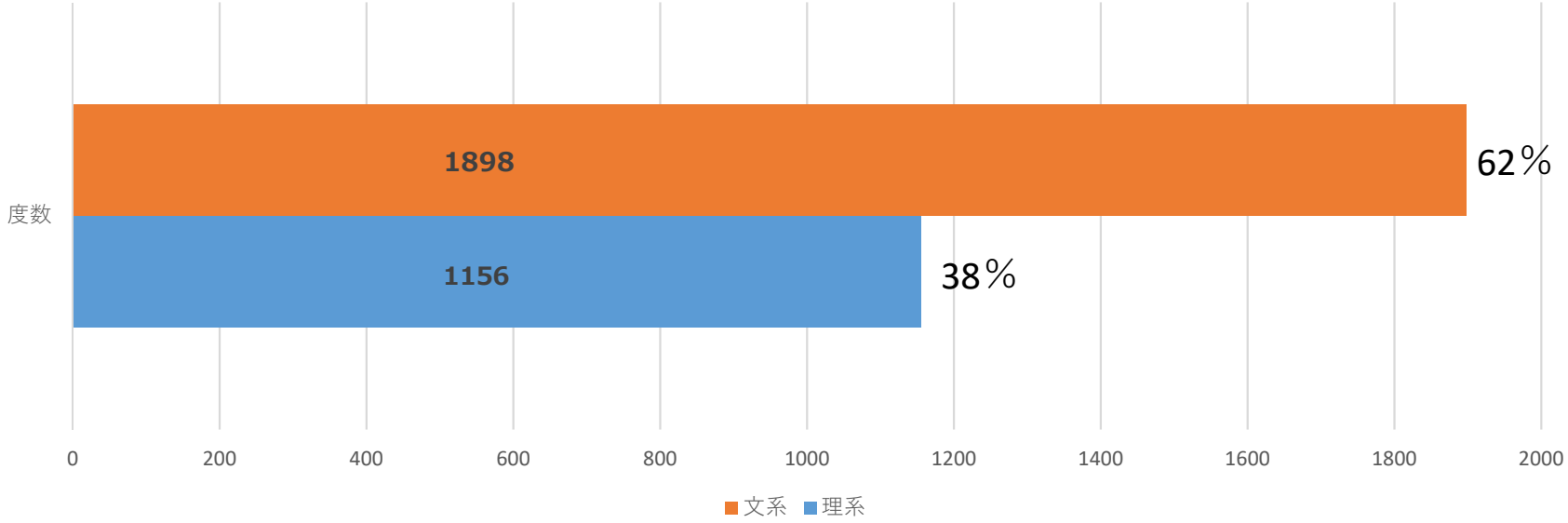

NTT DOCOMO Confidential
©2018 DOCOMO, INC. ALL Rights Reserved.

理系

NTT DOCOMO Confidential
©2018 DOCOMO, INC. ALL Rights Reserved.

[Q2] Q2 立命館大学では、2020年4月に「大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程」を立命館大学びわこ・くさつキャンパス(BKC)に設置すべく準備を進めております。本専攻は「薬を生み出す創薬研究者」の育成を目的としており、医薬品等の創製を中心とする学際的な薬科学の専門知識と研究力を備え、教育機関、研究機関、産業界、衛生行政などで貢献できる人材を育成します。あなたは、立命館大学の「薬学研究科修士課程」について、関心はありますか？
（回答は1つ）

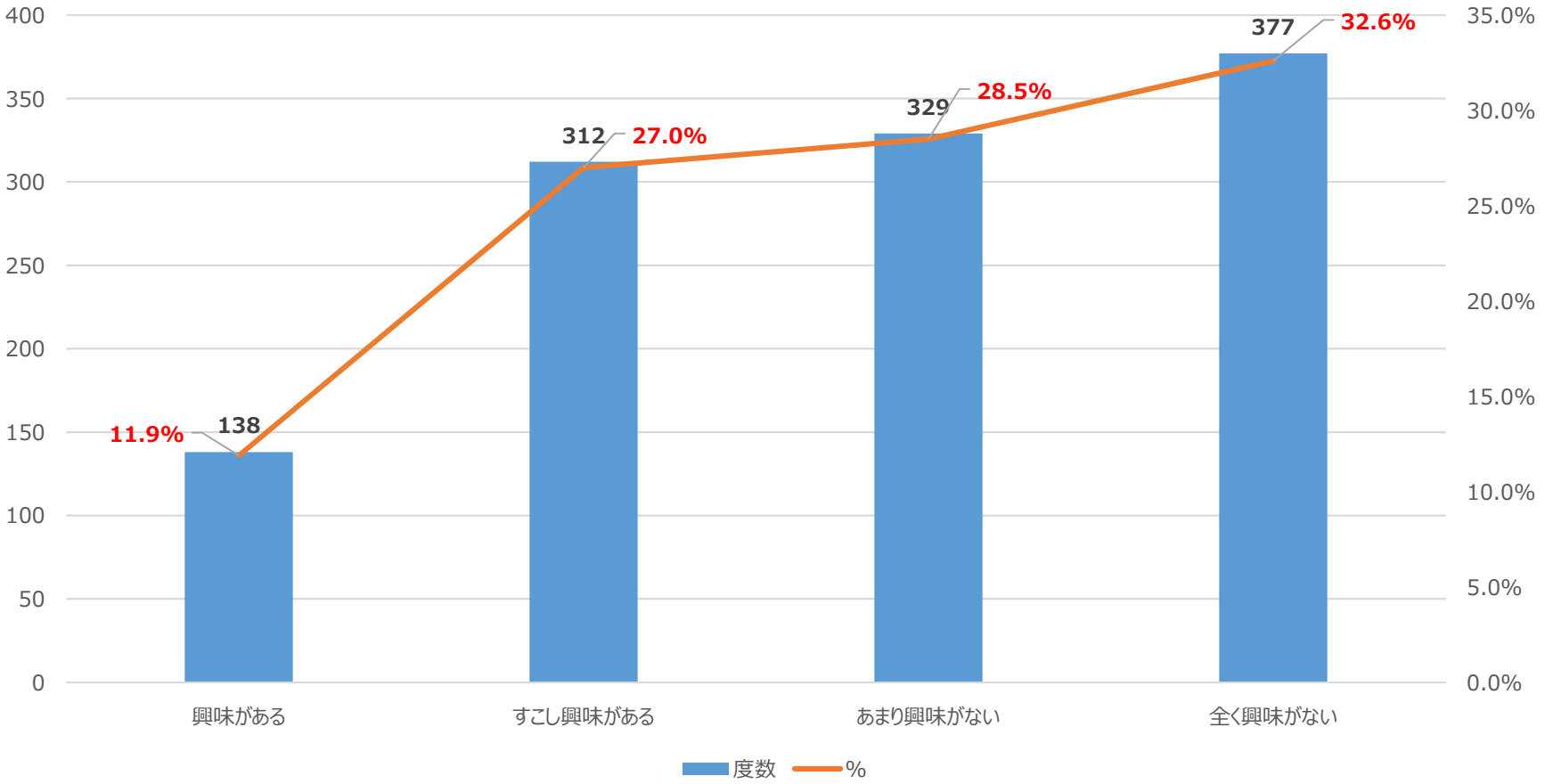

5

NTT DOCOMO Confidential
©2018 DOCOMO, INC. ALL Rights Reserved.

[Q3] Q3 立命館大学「薬学研究科薬科学専攻修士課程」に入学したいと思いますか？（回答は1つ）

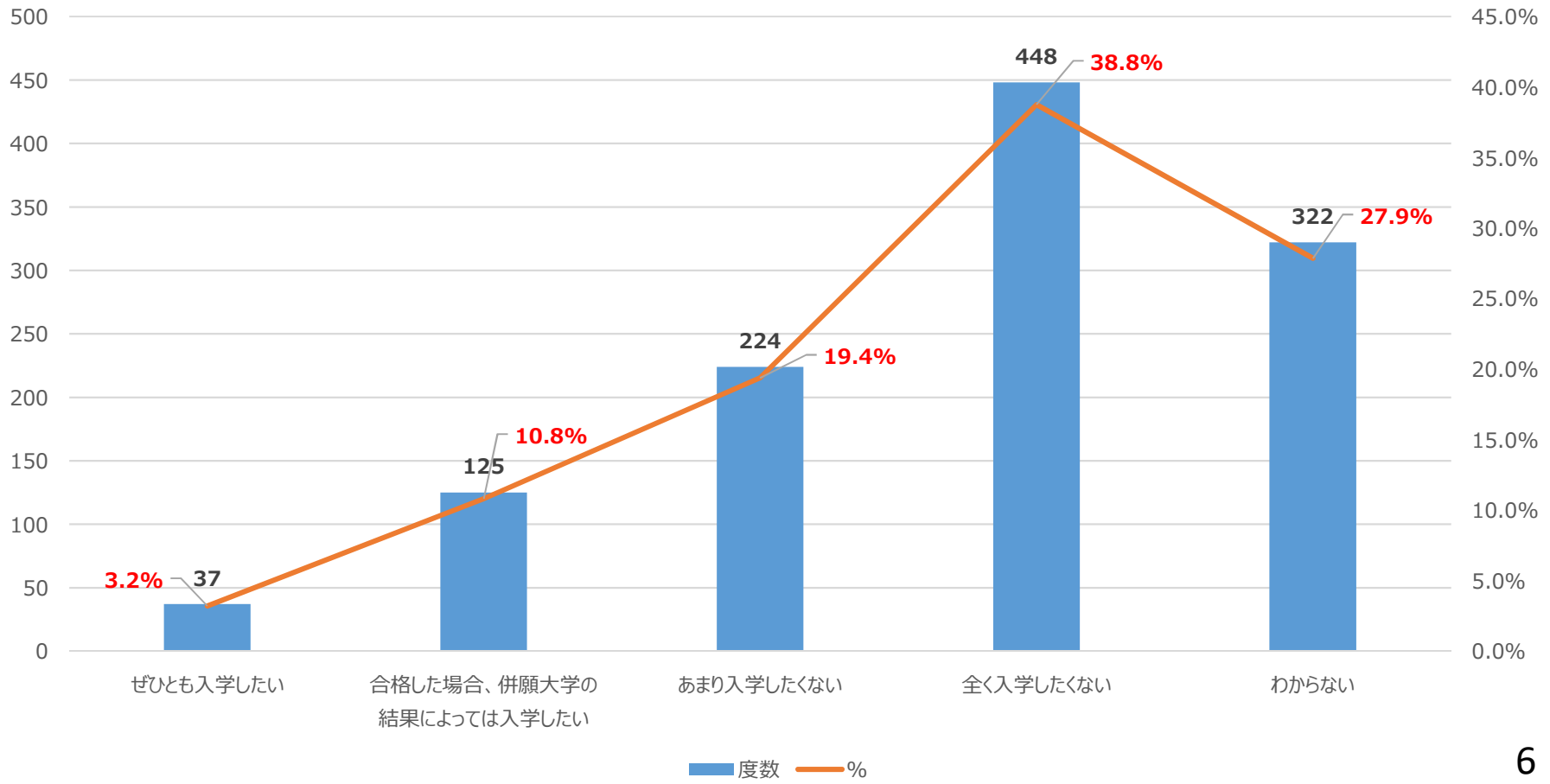

6

NTT DOCOMO Confidential
©2018 DOCOMO, INC. ALL Rights Reserved.

[Q4] Q4 薬学研究科薬科学専攻修士課程に入学したい理由についてお答えください。（回答はいくつでも）

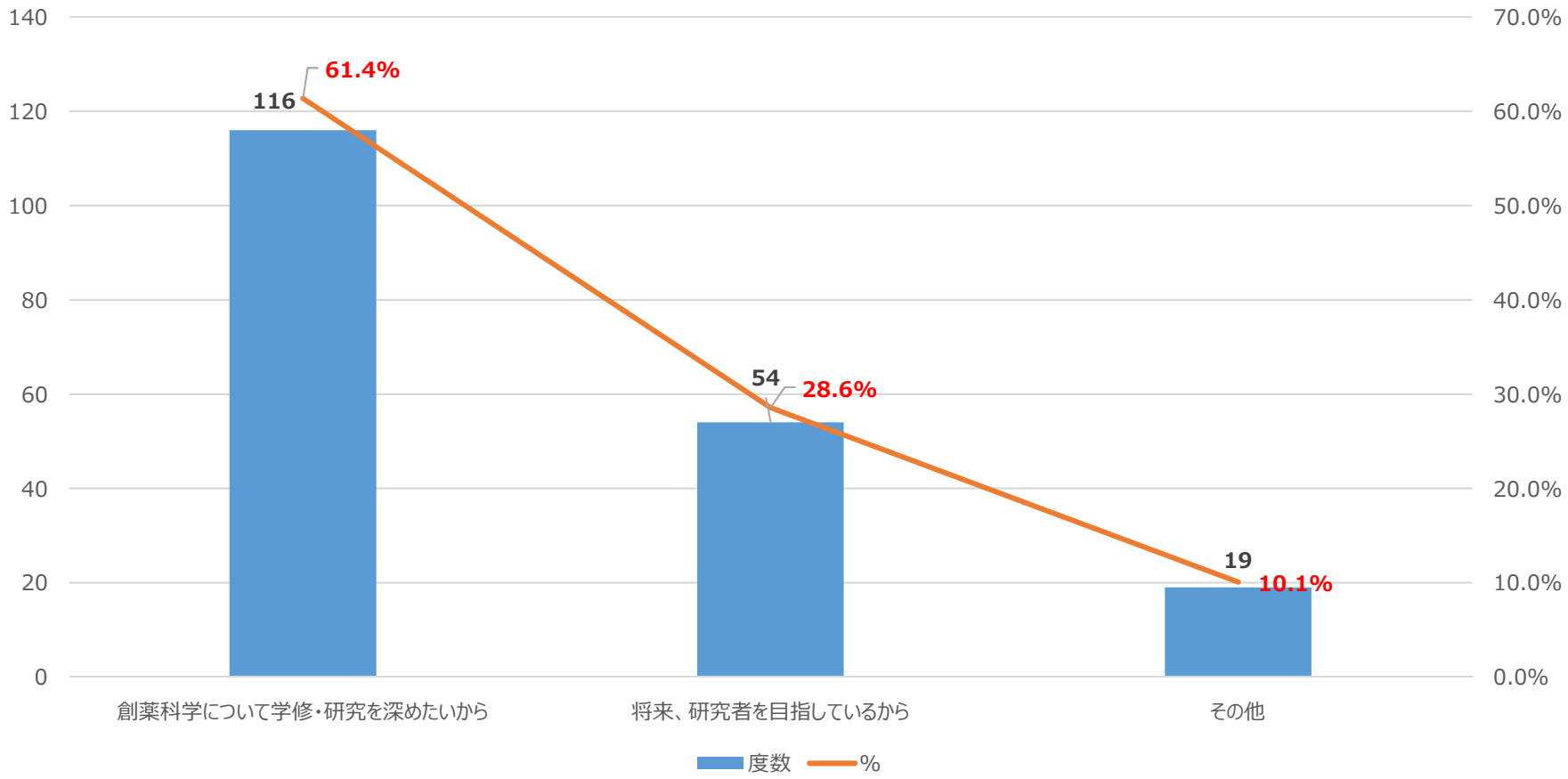

NTT DOCOMO Confidential
©2018 DOCOMO, INC. ALL Rights Reserved.

[Q5] Q5 あなたが薬学研究科薬科学専攻修士課程に入学した場合、希望の進路をお答えください。（回答は1つ）

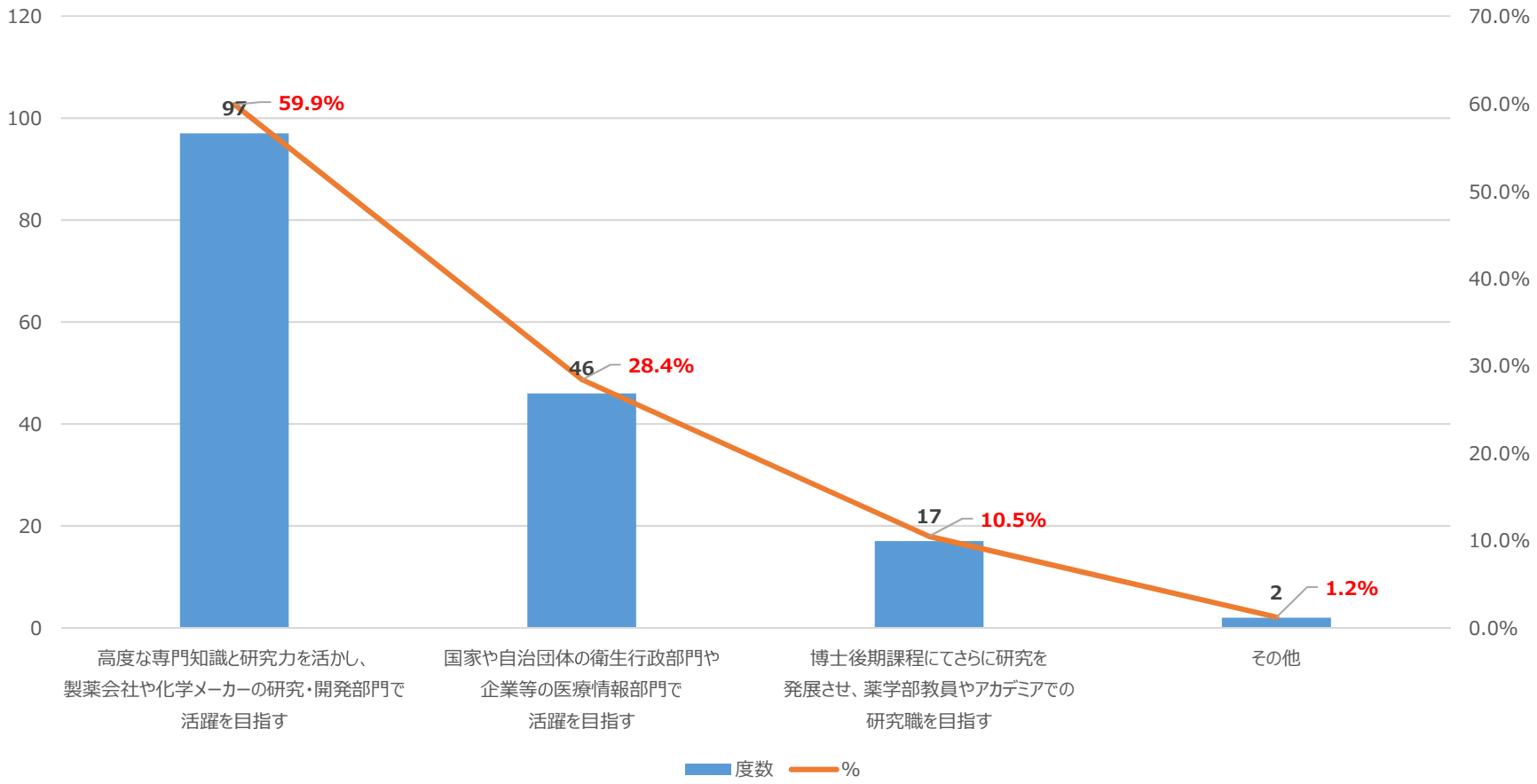

8

NTT DOCOMO Confidential
©2018 DOCOMO, INC. ALL Rights Reserved.

設置構想中

※下記内容は、設置構想中の計画です。大学名、研究科・専攻の名称、教育内容、募集人員、募集開始時期、入学者選抜方法等については、現時点での予定であり、変更があり得ることをご了承ください。

2018 年 11 月

立命館大学大学院薬学研究科薬科学専攻（仮称）修士課程について

(1) 専攻名称、学位名称

基礎となる学科は「創薬科学科」であるが、本専攻の名称は、より広い領域を対象とする教育と研究を行うことから「薬科学専攻」とする。

学位および学位に付記する名称は、「修士（薬科学）」とする。

研究科・専攻・学位等についての英文表記は、次のとおり。

研究科名	専攻名	学位
薬学研究科 Graduate School of Pharmacy	薬学専攻 Major in Pharmacy	博士（薬学） Doctor of Pharmacy
	薬科学専攻 Major in Pharmaceutical Sciences	修士（薬科学） Master of Pharmaceutical Sciences

(2) 開設年度：2020 年 4 月

(3) 定員：入学定員：20 名、収容定員：40 名

(4) 学費：現在検討中ですが、立命館大学の理系大学院と同水準となることを想定しています。

設置場所

〒525-8577 滋賀県草津市野路東１丁目１－１　立命館大学　びわこ・くさつキャンパス

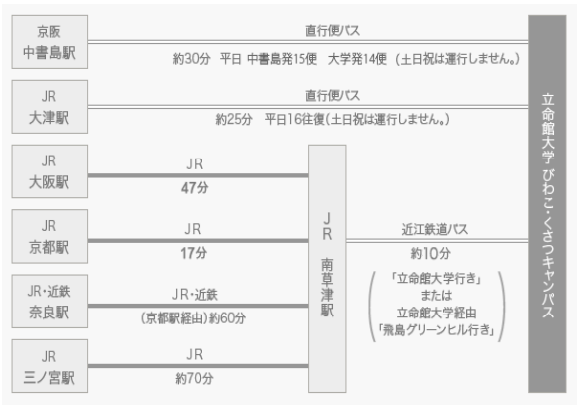

薬学研究科薬科学専攻修士課程では、修了時点において学生が身につけるべき能力（教育目標）として下記の４点を定めます。所定科目 30 単位以上の修得と薬学研究科が定める学位（修士）論文評価基準に基づく修士論文審査の合格をもってその達成とみなし、修士（薬科学）の学位を授与します。

① 薬学および生命科学領域の知識を基礎として、医薬品等の創製を中心とした薬科学の専門知識を有する。
② 高い倫理観を持って医薬品等の研究開発や教育研究、衛生行政に貢献できるような、問題発見・解決能力、論理的思考能力を有する。
③ 日本語で論理的な学術論文の作成やプレゼンテーションができる。
④ 国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語での基本的なコミュニケーションができる。

幅広い薬科学研究分野を対象とするため、専攻内に薬品分子創製化学、生体分子解析学、薬物動態解析学、生体機能薬学、薬物作用解析学の５つの分野を設定し、専門分野に応じた基盤的な知識及び先端的な研究技術が取得できる教育体制とする。薬品分子創製化学分野は有機化学、天然物化学を、生体分子解析学分野は物理化学、分析化学、衛生化学を、薬物動態解析学分野は薬剤学、製剤学、安全性評価学を、生体機能薬学分野は生化学、衛生化学を、薬物作用解析学分野は薬理学、有効性評価学を基盤とし、別紙のカリキュラムを予定しています。将来像に合わせた体系的履修が可能となるよう、以下の履修モデルも提示します。

履修モデル１：高度な専門知識と研究力を活かし、製薬会社や化学メーカーの研究・開発部門で活躍を目指す

医薬品の創製には、生体を構成する分子から細胞、個体レベルにおける薬物作用の理解、さらには合成医薬品や生薬・天然物医薬品、抗体医薬品などの幅広い知識が必要となる。化学・物理系分野（薬品分子創製化学分野、生体分子解析学分野）では、医薬品の合成や生体分子の構造、機能、安定性について深い知識を習得し、生物系分野（薬物動態解析学分野、生体機能薬学分野、薬物作用解析学分野）では、生体機能、疾患に関わる病理や薬物作用、薬物動態について深い知識を習得する。また、演習や特別研究を通じ問題発見・解決能力、論理的思考能力を醸成することが望まれる。所属分野の必修科目に加え、「公衆衛生・国際保健特論」「研究開発・知的財産特論」を履修することが推奨される。さらに、臨床に関わる科目を履修することにより、創薬や臨床開発に関わる広い知識を習得することが望まれる。

履修モデル２：国家や自治団体の衛生行政部門や企業等の医療情報部門で活躍を目指す

国家や自治団体における衛生行政（保健行政と医療行政）部門や、企業等にて医薬品の情報管理や医療情報担当者として活躍するためには、薬科学や生命科学に関する専門知識とともに、公衆衛生や臨床開発に関わる医薬品評価や医療情報についての専門知識も必要となる。各分野における専門知識の習得に加え、薬物動態や薬物作用、医薬品の安全性評価、公衆衛生に関わる知識を習得する。演習や特別研究を通じ問題発見・解決能力、論理的思考能力を醸成することが望まれる。所属分野の必修科目に加え、「薬物動態解析学特論」「薬物作用解析学特論」「公衆衛生・国際保健特論」を履修し、「基礎医療情報学特論」「医療品評価学特論」「基礎生活習慣病特論」を履修することが望まれる。

履修モデル３：さらに博士後期課程にて研究を発展させ、薬学部教員やアカデミアでの研究職を目指す

将来に薬学部教員やアカデミアでの研究職を目指す学生は、医薬品創製に関わる広く深い知識とともに、演習や特別研究を通じて、専門分野における科学研究の動向を把握し問題発見・解決に取り組む力、科学的根拠と論理的思考に基づいた研究論文の作成能力が必要である。また、世界に向けて英語で情報発信できる力、英語でのコミュニケーション能力を醸成する必要がある。薬科学に関わる多くの専門科目を重点的に履修することが望ましい。また、英語での情報発信力やコミュニケーション能力の醸成のために、「英語 GP」を履修することが望ましい。

カリキュラム概要（案）

専門科目	コア	薬品分子創製化学特論
		生体分子解析学特論
		薬物動態解析学特論
		生体機能薬学特論
		薬物作用解析学特論
		分析神経科学特論
		生命有機化学特論
		公衆衛生・国際保健特論
		研究開発・知的財産特論
		専門英語
	選択	創剤学特論
		病原微生物学・感染症学特論
		臨床治療学特論
		天然薬物学特論
		臨床副作用学特論
		分子病態学特論
		分子生物薬剤学特論
		生理・構造生物学特論
		幹細胞生物学特論
		生活習慣病特論
		医薬品安全評価学特論
		医療情報分析学特論
自由科目	選択	技術者実践英語
薬科学研究科目	演習	演習１
		演習２
		演習３
		演習４
	特別実験	特別実験１
		特別実験２
		特別実験３
		特別実験４

研究室概要（案）

＜薬品分子創製化学分野＞

薬品分子化学研究室　担当教員／梶本　哲也　薬学博士

本研究室は、天然物化学および有機合成化学をバックグラウンドとして、天然物の合成、化学修飾、天然物類似体の合成を行いながら、医薬品シードとなり得る生理活性物質の探索を研究テーマとする。特に、ガングリオシド、ステロイド配糖体、イミノ糖ならびにその類縁体の生物活性に注目し、これら有機化合物の一般的かつ効率的な合成法を確立したいと考えている。現在、本目標の1つを達成すべく、無臭チオールを活性化基とするチオグリコシドを用いて、環境に優しいグリコシル化反応の検討を開始している。

精密合成化学研究室　担当教員／土肥　寿文　博士（薬学）

有機合成化学を通じて、新しい創薬リード化合物を生み出したり、くすりの望みとする機能を大きく引き出したりすることができる。現在、欲しい医薬品を理論的に設計する時代が到来しつつあり、創薬の場においてますます有機合成の活躍する環境が整ってきた。当研究室ではこれまで、創薬研究に役立つ有機合成の知識と技術の伝承に携わりながら、持続可能で未来に残る精密有機合成を一つの指針として追及してきた。独

自に開発した合成化学手法を用いて、優れた生物活性を持つ天然物や生物活性物質の類縁体を合成し、創薬開発候補とする研究開発を目指す。

生命薬化学研究室　担当教員／古徳 直之　博士（薬学）

医薬シーズとしての有用性が高い生物活性天然物について、引き続き構造活性相関研究を進めるとともに、その情報をもとにして、活性発現のメカニズムを解明するための分子プローブを設計し、合成する。

＜生体分子解析学分野＞

生体分子構造学研究室　担当教員／北原 亮　博士（理学）

蛋白質が異常をきたすと、アルツハイマー病に代表される神経変性疾患や癌など様々な病気につながる。蛋白質の構造を原子レベルで理解することにより、機能発現や病気のメカニズムの分子論的な解釈が可能となる。数千気圧の高圧力実験から、溶液中の蛋白質がもつ多様なコンフォメーションの存在を明らかにする。構造変化は、コンフォメーション間の化学平衡の変化を意味し、分子の機能の高さや凝集性などその性質と直接関係する。このような蛋白質構造の研究から、医薬品開発における新しい方法論の開発を行う。

生体分析化学研究室　担当教員／豊田 英尚　薬学博士

糖鎖は、がんや糖尿病、ウイルス感染のほか、免疫機能とも関わり、あらゆる生命現象を解く鍵である。薬学研究では、生物薬品における糖鎖が薬効や安全性に影響をあたえるため、非常に重要な研究対象である。当研究室では糖鎖の機能解明を目的として、医薬品開発に役立つ研究を行うほか、ES 細胞や iPS 細胞における糖鎖の質的・量的な解析を行い、再生医療への貢献を目指している。具体的には、生体内糖鎖の中でも特に分析が難しい、グリコサミノグリカン（ヒアルロン酸、ヘパリン・ヘパラン硫酸、コンドロイチン硫酸、ケラタン硫酸）などの酸性多糖に関する超微量分析法の開発を行っている。また、iPS 細胞表面や ES 細胞表面に発現する特異的な糖鎖エピトープが細胞リプログラミングや分化において果たす生物学的役割を解析して、その活性糖鎖の化学構造を解明することにより、再生医療に役立つ細胞培養技術に必要な基盤知識の獲得を目指している。

＜薬物動態解析学分野＞

分子薬物動態学研究室　担当教員／藤田 卓也　博士（薬学）

医薬品とは、特定の薬理効果を持つ有機化合物にその有効性と安全性を保障する十分な情報と、確実にヒトに投与されるための技術が付与された一つのシステムと考えられる。近年、ゲノム情報に基づいた論理的な医薬品開発が理論上は可能となってきている。こうしたゲノム創薬をはじめとした新薬開発研究は、非常に魅力的であり、注目が集まりがちであるが、その有効性と安全性が確保されなければ決して医薬品としての医療現場に供されることはない。そのため、新規医薬品の開発には、薬物の体内動態研究に基づいた化合物の最適化、有効性と安全性に関する proof of concept の検証、さらには適切な投与システムの開発が必須となる。医薬品の体内動態、薬物の吸収（A:absorption）、分布（D:distribution）、代謝（M:metabolism）、排泄（E:elimination）、毒性（Tox:toxicity）により規定されるが、これらの生体内反応にかかる分子機構は極めて複雑で、未だ十分に解明されているとはいえない。本研究室では、こうした ADME-Tox 研究の中で、主として薬物吸収に焦点をあて、探索段階における新規開発化合物のヒトでの吸収性予測や製剤設計の合理化に関する研究、および創薬ターゲットとしてのトランスポーターの探索を進めている。

分子薬剤学研究室　担当教員／菅野 清彦　博士（薬学）

良好な生物学的利用率（バイオアベイラビリティー：BA）を有する薬物および製剤の開発は、有効性と安全

性の高い医薬品の開発に必須である。経口製剤からのBAは、生体および薬物の様々な要因が複雑に関与しており、BA の全容解明は喫緊の課題となっている。そこで、本研究では、生体および薬物の物理化学的側面からBAの全容解明を目指した研究を行う。具体的な研究課題は、以下のような項目である。

過飽和現象、消化管流体力学、製剤−薬物間相互作用、生体成分−薬物間相互作用、食事成分−薬物間相互作用、構造膜透過性相関、構造溶解度相関、原薬形態最適化、製剤のパフォーマンス安定性、生物学的同等性、個体間および個体内差、消化管代謝、トランスポーター、その他関連項目。

＜生体機能薬学分野＞

神経発生システム研究室　担当教員／小池　千恵子　博士（薬学）

私たちは、毎日の生活における認識や行動の多くを視覚情報に依存している。網膜は哺乳類において、光情報を神経情報に変換する唯一の神経組織である。視覚情報は、大脳皮質視覚野で分解・統合といった情報処理が行われることは良く知られているが、光情報が入力する第一段階の組織である網膜においてまず基本となる重要な情報処理が行われている。私達は、網膜の情報処理の中心となる ON・OFF 回路に注目した、網膜回路による視覚応答制御の階層横断的解析を行っている。

生体情報制御学研究室　担当教員／鈴木　健二　医学博士

生体情報制御学では、タンパク質のリン酸化とそれに関わる情報伝達分子の相互作用に焦点をあて、様々な疾患メカニズムや治療法の開発に繋がる研究を行う。具体的には、「肥満」と「糖尿病」をつなぐ脂肪細胞とマクロファージの相互作用の分子メカニズムを解明する研究や、複雑なシグナルネットワークに潜む制御システムを抽出してその制御原理を明らかにする研究、環境汚染物質が生体に及ぼす影響を解析する研究を行う。

細胞工学研究室　担当教員／高田　達之　農学博士

我々ヒトの体は、約 200 種類からなる 60 兆個の細胞により構成され、これらが 1 つのシステム（個体）として統合され、機能している。これらの基となった細胞、ゲノム情報は 1 つであり、発生の過程でこのような多種類、多数の細胞が生み出される。この分化過程には様々なシグナル伝達が関与し、エピジェネティックな遺伝子発現変化を生じさせている。また、iPS 細胞の確立により、初期化現象の解析も可能となってきた。細胞工学研究室では、細胞分化、初期化メカニズム解析の観点から、マウスおよび霊長類の ES、iPS 細胞を用いた生殖細胞分化、環境化学物質が幹細胞分化に与える影響、発生に伴う DNA メチル化の変動に焦点をあて、研究を展開している。

＜薬物作用解析学分野＞

薬効解析科学研究室　担当教員 / 北村 佳久　薬学博士

薬効解析科学研究室では、「脳」を対象とし、薬理学的な研究を行っている。脳には、全身機能を調節する神経細胞とそれをサポートするグリア細胞（アストロサイト、ミクログリアなど）、栄養を供給する脳血管が存在し、お互いが協調しながら、脳内活動を営んでいる。しかし、老化、遺伝的原因、事故などにより脳のホメオスタシスが破綻したとき、アルツハイマー病、パーキンソン病、脳卒中（脳出血・脳梗塞）などの脳の病気が発症する。超少子高齢化社会を迎えた現代、老化とともに発症頻度の高まる、このような疾患の治療薬開発は急務の課題であり、多くの製薬企業もこの分野に参入しているが、残念ながら、根本的治療が期待できる特効薬はない。薬効解析科学研究室では、実験動物（ラット・マウス・プラナリアなど）やヒト由来培養細胞を用いて脳疾患発症メカニズムの解析から創薬ターゲットの探索や薬物シードと考えられる薬物の作用機序の解明および創薬研究を展開している。

臨床薬理学研究室　担当教員 / 服部 尚樹　医学博士

薬物の適正使用は臨床薬学において重要なテーマである。本研究室では内分泌疾患における薬物の適正使用に関連した研究を行っている。高プロラクチン血症の治療にはドパミン作動薬が用いられるが、消化器症状などの副作用が強い。本研究室ではプロラクチンに対する自己抗体が原因であり、高プロラクチン血症の新たな原因となる「マクロプロラクチン血症」を見出した。その基礎的、臨床的研究を通して、本疾患に対する薬物治療の必要性について検討している。インスリンを使用している糖尿病患者で、インスリンに対する自己抗体ができる場合があり、インスリン抵抗性の原因になっている。本研究室ではインスリン自己抗体産生に対する基礎的、臨床的検討を行っており、in vitro で適正なインスリンへの変更の提案ができないか検討している。これらの研究は京都医療センターや神戸医療センターなどと共同で実施している。

他大学の学生納付金の状況

大学名	修了（3年間）に必要な 学生納付金の金額（円）
本学	1,700,000
東北医科薬科大学	2,540,000
城西大学	3,650,000
千葉科学大学	3,140,000
北里大学	2,450,000
慶應義塾大学	3,150,000
東京理科大学	2,600,000
星薬科大学	2,500,000
武蔵野大学	2,050,000
明治薬科大学	2,240,000
京都薬科大学	2,200,000
大阪薬科大学	1,600,000
近畿大学	3,180,000
武庫川女子大学	2,782,000

※本資料は、2019年12月13日～2019年12月20日の期間に各大学のホームページを閲覧して作成した。

※学生納付金には、授業料に加え、入学金、施設整備費、実験実習費などの、名目に関わらず学生から徴収する費目を含んでいる。

１．書類等の題名

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料５（28 ページ）

一般社団法人薬学教育協議会　平成 31 年 3 月薬学系大学卒業生および大学院修了者の就職動向調査結果報告書

２．出典

一般社団法人薬学教育協議会

３．引用範囲

https://yaku-kyou.org/wp/wp-content/uploads/2019/12/67a3076ec6784649223344e4c548ddaf.pdf

１．書類等の題名

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料６（34 ページ）

文部科学省 薬学系大学院専攻別一覧 2019 年（平成 31 年・令和元年）度

２．出典

文部科学省

３．引用範囲

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/08/30/1352588_8.pdf

１．書類等の題名

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料７

医薬品企業売上高トップ 20 社の本社･研究所･工場の所在地（36 ページ）

２．出典

日本経済新聞社

３．引用範囲

医薬品企業売上高トップ 20 社の本社・研究所・工場の所在地

https://www.nikkei.com/markets/ranking/page/?bd=uriage&ba=0&Gcode=09&hm=1

４．説明

著作物のデータをもとに各社ホームページを参照し、一覧表を作成した。また、所在地が近畿圏のものには下線を付した（2018 年度作成）。

企業アンケート集計結果(119社)

Q1	薬学系の修士課程を修了した人材は御社にとって必要です	①	そう思う	70	
		②	ややそう思う	25	
		③	どちらともいえない	16	
		④	あまりそう思わない	3	
		⑤	そう思わない	4	
Q2	御社において、薬学系の修士課程を修了していることは強みになりますか？	①	そう思う	64	
		②	ややそう思う	33	
		③	どちらともいえない	16	
		④	あまりそう思わない	3	
		⑤	そう思わない	3	
Q3	（Q2で①②を回答された方のみ）薬学系の修士課程を修了していることは、どの分野において強みになりますか？	①	研究	60	27.4%
		②	開発	71	32.4%
		③	医薬情報担当者	35	16.0%
		④	学術	37	16.9%
		⑤	その他	16	7.3%
Q4	薬学系の修士課程を修了し博士の学位を取得した人材は御社にとって必要ですか？	①	そう思う	34	28.6%
		②	ややそう思う	26	21.8%
		③	どちらともいえない	38	
		④	あまりそう思わない	14	
		⑤	そう思わない	7	
Q5	御社において、薬学系の修士課程を修了し博士の学位を取得していることは強みになりますか？	①	そう思う	36	30.3%
		②	ややそう思う	32	26.9%
		③	どちらともいえない	32	
		④	あまりそう思わない	15	
		⑤	そう思わない	4	
Q6	（Q5で①②を回答された方のみ）薬学系の修士課程を修了し博士の学位を取得していることは、どの分野において強みになりますか？	①	研究	48	35.8%
		②	開発	45	33.6%
		③	医薬情報担当者	13	9.7%
		④	学術	19	14.2%
		⑤	その他	9	6.7%
Q7	薬学系の修士課程を修了した人材が増えることは望ましいと思いますか？	①	そう思う	50	
		②	ややそう思う	35	
		③	どちらともいえない	28	
		④	あまりそう思わない	5	
		⑤	そう思わない	1	

Q8-1	立命館大学薬学部が構想している修士課程「薬科学専攻（仮称）」について、どのような印象を持ちましたか？以下の質問に対して、当てはまる項目をお選びください。 輩出する人材（終了後）は、これからの社会において需要が高い。	①	そう思う	44
		②	ややそう思う	46
		③	どちらともいえない	21
		④	あまりそう思わない	5
		⑤	そう思わない	2
Q8-2	将来性がある。	①	そう思う	37
		②	ややそう思う	52
		③	どちらともいえない	26
		④	あまりそう思わない	2
		⑤	そう思わない	2
Q8-3	修了後の進路がイメージし易い。	①	そう思う	33
		②	ややそう思う	48
		③	どちらともいえない	30
		④	あまりそう思わない	5
		⑤	そう思わない	2
Q8-4	就職に有利である。	①	そう思う	31
		②	ややそう思う	46
		③	どちらともいえない	34
		④	あまりそう思わない	4
		⑤	そう思わない	3
Q8-5	受験生や保護者の関心が高い。	①	そう思う	24
		②	ややそう思う	37
		③	どちらともいえない	51
		④	あまりそう思わない	7
		⑤	そう思わない	0
Q8-6	立命館大学大学院薬学研究科「薬科学専攻（仮称）修士課程」の教育・研究に期待できる。	①	そう思う	44
		②	ややそう思う	55
		③	どちらともいえない	19
		④	あまりそう思わない	1
		⑤	そう思わない	0
Q8-7	立命館大学大学院薬学研究科「薬科学専攻（仮称）修士課程」の卒業生を採用したいですか？	①	採用したい	39
		②	採用を検討したい	46
		③	どちらともいえない	29
		④	その他	5
自由記述欄	ご意見などお寄せください			26

参考

2017 年 11 月吉日

医薬品関連企業　人事ご担当者 殿

立命館大学
薬学部長･薬学研究科長
服部　尚樹
(公印省略)

立命館大学大学院薬学研究科薬科学科（仮称）修士課程
設置に関するアンケート調査(ご依頼)

拝啓　晩秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素より、本学の教育・研究に関しましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、本学では 2015 年 4 月に既存の薬剤師養成を目的とする 6 年制薬学科に加え、薬学研究者育成を目的とする創薬科学研究科を新設し、「薬を中心に据えた」人の健康に関わる自然科学を基盤とした、医薬品の創製と分析、環境因子と人体への影響、疾病と薬物治療など多方面にわたる「学際的な薬学」の専門知識と技術の習得を通じ、医薬品創製の分野で社会に貢献できる人材育成を目指し教育･研究に取り組んでまいりました。

ご存知のとおり、薬学研究者を育成するためには、学部での教育のみでは十分にその機能を果たすことができず、学部をベースとした大学院レベルの教育を行うことが必須でございます。

これらの背景から、本学薬学部創薬科学科の第 1 期卒業生を送り出す 2019 年に、既設の大学院薬学研究科に「薬科学専攻（仮称）修士課程」を新設したいと考えております。

つきましては、貴社より「薬科学専攻（仮称）修士課程」に対する率直なご意見、ご要望を含めて、別紙アンケートにお答えの上、2017 年 11 月 30 日までに同封しております返信用封筒にて薬学部事務室までご返信いただきたく存じます。

今後ともより良い薬学教育を展開する努力を継続してゆく所存でございますので、ぜひともご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【本件に関するお問合せ先】
〒525-8577　滋賀県草津市野路東 1-1-1
立命館大学びわこ･くさつキャンパス
薬学部事務室
担当：大渕
TEL：077-561-2563
E-mail: obuchi@st.ritsumei.ac.jp

立命館大学大学院薬学研究科薬科学専攻(仮称)
修士課程の設置について（構想案）

※予定であり変更の可能性がございます。

1. 設置の趣旨及び必要性

近年創薬研究の需要はますます増大する一方であり、「日本再興戦略（平成 25 年 6 月閣議決定）」において、医療関連産業は、日本が国際的に強みを持ち、グローバル市場での成長が期待できる戦略分野と認知され、2015 年 6 月に厚生労働省より出された国際薬事規制調和戦略においても、日本の強みを生かした医薬品開発環境の整備やレギュラトリーサイエンスの更なる環境整備を通じて、国際社会の保健衛生向上への一層の貢献が訴えられています。

一方、薬物の適正使用に求められる知識・技能の習得とその進歩を担う薬剤師養成を主な目的とする 6 年制学士課程の入学定員 10,662 名に対し、医薬品の創製・開発・生産、さらには食品・化粧品、環境や衛生分野などの薬学関連領域での研究及び教育に従事する人材養成を目指す 4 年制学科の定員は 835 名、薬学部を有する 56 私大のうち 16 大学に設置されているに過ぎません（文部科学省ホームページ 薬学教育 1. 基礎資料データ:薬科大学（薬学部）学科別一覧（平成 29 年度）http://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/08091815.htm）。

このような背景のもと、医薬品の研究開発整備に伴い予想される人材需要の増大に応えるべく、立命館大学では、2015 年 4 月に 4 年制学士課程である創薬科学科を追加設置いたしました。本学科においては、「薬を中心に据えた」人の健康に関わる自然科学を基盤とし、医薬品の創製と分析、環境因子と人体への影響、疾病と薬物治療など多方面にわたる「学際的な薬学」の専門知識と技術の習得を通じ、医薬品創製の分野で社会に貢献できる人材育成を目指しています。

この人材育成目標に則り、また上述の社会的要請をも鑑みて、創薬科学科では、入学時より研究者としての意識付けを行い、基礎薬学系科目の講義・実習を通じて生命科学の幅広い領域の知識と技能を身につけ、生理活性を有する機能性分子の設計・合成や疾病の分子レベルでの理解に基づく新規薬物標的の探索など、医薬品の創製に必須となる高度な専門知識の習得ができるようにカリキュラムを設計しております。学生の向学心は非常に強く、2016 年 6 月における調査では、最上級学年である現3年生において大学院修士課程への進学希望者は、在籍 42 名中 38 名、90.5%に及んでいます。

また、他大学 4 年制課程卒業生の進路状況（一般社団法人 薬学教育協議会 「平成 28 年 3 月薬系大学卒業生・大学院修了者就職動向調査」の集計報告）を見てみると、私立大学薬学部・薬科大学修士課程修了後の進路概況は、医薬品関連企業の研究・開発部門へは 47.9%、関連の化学・食品等企業研究部門を合わせると、希望の研究・開発部門に就職を果たした学生は就職者の 69.4%に及び、学士課程卒業者の同部門への就職数 4.7%と好対照を示しています。この結果は、我が国における「薬を生み出す創薬研究者」の育成には、大学院修士課程と連携した教育・研究指導をとることが、有効に機能することを如実に示していると言えます。

しかしながら、このような医薬品関連企業に創薬人材を供給する立場にある薬科学専攻修士課程は 56 私立大学薬学部・薬科大学のうち、21 大学に設置されているに過ぎず、しかもその総入学定員 367 名のうち5大学の 5 研究科を合わせて 75 名（20.4%）が西日本にあるのみで、東日本地域における偏在が著しい状況です（文部科学省ホームページ薬学教育 1. 基礎資料データ:薬系大学院専攻別一覧（平成 29 年度）http://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/08091815.htm）。

このような状況下、薬系企業が多く存在する西日本の滋賀県にあって唯一の薬学部を擁する本学が、2015 年の創薬科学科設置に引き続き、医薬品の創製を中心とする学際的な薬学の専門知識と研究力を備え、研究機関、産業界、衛生行政などに貢献できる人材養成を目的とした薬学研究科薬科学専攻修士課程を設置することは、創薬人材の地域的偏在性の改善に有効であるだけでなく、関西を主たる基盤の一つとする医療関連産業に対し恒常的に質の高い人材の供給を可能にすることから、現今の創薬人材の払底に対する社会的要請に応え、日本再興に貢献する観点からも意義深いと考えます。

2. 修士までの構想か、博士課程の設置を目指した構想か

薬学研究科創薬科学専攻（仮称）は、医薬品創製の産業分野や医療・健康増進のための学術研究などに貢献できる人材の育成を目指したものであり、将来的に博士後期課程の設置を目指しています。2019年に「修士課程」の設置認可申請をまず行い、2021年の博士後期課程の課程変更申請の際に修士課程を博士前期課程に変更する予定です。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 専攻名称、学位名称

基礎となる学科は「創薬科学科」であるが、本専攻の名称は、より広い領域を対象とする教育と研究を行うことから「薬科学専攻」とし、学位および学位に付記する名称は、「修士（薬科学）」とします。

(2) 開設年度

2019（平成 31）年 4 月

(3) 定員

入学定員：20 名、収容定員：40 名

4. 教育課程の編成の考え方および特色

(1) 教育課程編成・実施方針（カリキュラムポリシー）

薬学研究科薬科学専攻修士課程では、修了時点において学生が身につけるべき能力（教育目標）として下記の4点を定め、学生は5つの研究分野（薬品分子創製化学分野、生体分子解析学分野、薬物動態解析学分野、生体機能薬学分野、薬物作用解析学分野）のいずれかに所属して研究指導を受けます。

① 薬学および生命科学領域の知識を基礎として、医薬品等の創製を中心とした薬科学の専門知識を有する。
② 高い倫理観を持って医薬品等の研究開発や教育研究、衛生行政に貢献できるような、問題発見・解決能力、論理的思考能力を有する。
③ 日本語で論理的な学術論文の作成やプレゼンテーションができる。
④ 国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語での基本的なコミュニケーションができる。

(2)教育課程の編成の体系

立命館大学大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程の教育課程は、「講義」、「演習」および「特別実験」によって編成されます。本課程への入学者は、医薬品、化粧品、食品などや国立医薬品食品衛生研究所に代表される衛生行政に関する多様な分野で専門家さらには医薬品・衛生行政の担い手として活躍することを目指し、薬学部創薬科学科やそれ以外の 4 年制理系学部を卒業して入学してくる学生を想定しています。これらの学生に対する教育課程は、個々の学生が目的に合った授業科目を履修し、指導教員と共に研究に取り組み、修士論文を作成するものになっており、講義科目は、自らの専門領域を中心に周辺領域の知識を含めて薬学全体にわたる知識の修得ができるよう配慮します。薬科学研究の目的の１つである医薬品の創製は、自然科学の基礎知識と、それらの上に構築される薬学の専門知識の集積を必要とすることから、薬科学専攻における講義は、有機化学、生薬学・天然物化学、物理化学、分析化学、生化学、薬理学、薬剤学、衛生化学を含めた基礎薬学領域と、医薬品の製剤化・有効性評価・安全性評価などを扱う応用薬学領域から構成されています。

幅広い薬科学研究分野をカバーするために、薬品分子創製化学、生体分子解析学、薬物動態解析学、生体機能薬学、薬物作用解析学の５つの分野を設定し、学生は入学時にいずれかの研究分野に所属し、主担当教員による「特別実験」の他、必要に応じて関連分野の複数の教員による助言が行われます。薬品分子創製化学分野は有機化学、生薬学、天然物化学を、生体分子解析学分野は物理化学、分析化学、衛生化学を、薬物動態解析学分野は薬剤学、製剤学、安全性評価学を、生体機能薬学分野は生化学、衛生化学を、薬物作用解析学分野は薬理学、有効性評価学を、それぞれ基盤としたテーマを主要な研究対象としています（別紙１参照)。

「特別実験」では主に実験技術の習得や新しい研究手法の追求に重点がおかれます。それ以外に、研究活動における様々なコミュニケーション能力の構築も重要課題であるので、PBL（Problem Based Learning）形式の「演習」を指導教員の参加のもと小集団で実施します。自身の研究成果の報告や学会発表の準備、さらには発表とその際に行われる質疑応答を通じて、高度なプレゼンテーション能力の修得に努めます。また、「演習」および「特別実験」を通して、研究の質の向上や研究不正に対する理解を日常的に深めさせ、高い研究倫理観を身につける。

＜国内外の研究機関・研究者との交流＞

国内外の研究者や企業との共同研究等を通じて様々な交流が日常的に行われますが、本課程では、国際的に魅力のある大学院教育の構築に向けて、講義科目として「公衆衛生・国際保健」および「研究開発・知的財産」を設定し、さらなる質の向上を目指します。「公衆衛生・国際保健」では、行政や民間機関の研究者による我が国の環境、保健、公衆衛生の実情の説明のみならず、JICA 職員等による発展途上国における疾病予防、健康増進の取り組みの紹介、さらには JICA インターンシップへの参加も視野に入れた内容を展開します。また「研究開発・知的財産」では、様々な企業の研究者を招いて、企業が求める（海外でも活躍出来る）人材像を中心テーマとした講演を通じて、卒業後の進路や自身のスキルアップの方向性を熟考するための多角的な材料を提供します。

5. 設置場所

〒525 - 8577 滋賀県草津市野路東１丁目１－１

立命館大学　びわこ・くさつキャンパス

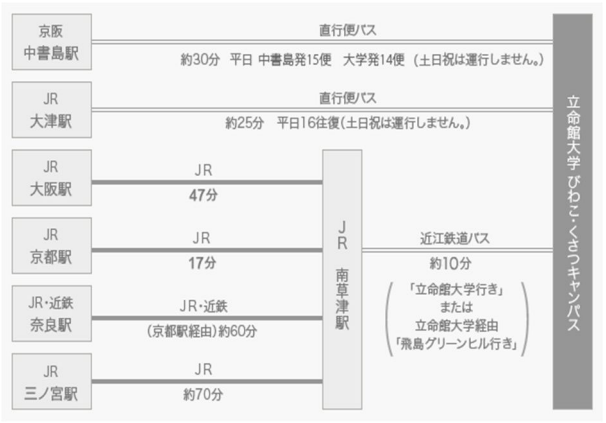

6. 他大学院修士課程の設置状況

医薬品関連企業に創薬人材を供給する立場にある薬科学専攻修士課程の設置状況については別紙2のとおりで、56 私立大学薬学部・薬科大学のうち、21 大学に設置されているに過ぎず、しかもその総入学定員 367 名のうち 5 大学の 5 研究科を合わせて 75 名(20.4%)が西日本にあるのみで、東日本地域における偏在が著しい状況です。

以上

アンケート調査表

※このアンケートは文部科学省への設置申請に活かしていく予定です。設置申請手続きの都合上、大変恐縮ではございますが 2017 年 11 月 30 日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。

Q1. 薬学系の修士課程を修了した人材は御社にとって必要ですか？

① そう思う　② ややそう思う　③ どちらともいえない　④ あまりそう思わない　⑤ そう思わない

Q2. 御社において、薬学系の修士課程を修了していることは強みになりますか？

① そう思う　② ややそう思う　③ どちらともいえない　④ あまりそう思わない　⑤ そう思わない

Q3. (Q2 で①②を回答された方のみ)薬学系の修士課程を修了していることは、どの分野において強みになりますか？

①　研究　② 開発　③ 医薬情報担当者　④ 学術　⑤ その他（　　）

Q4. 薬学系の修士課程を修了し博士の学位を取得した人材は御社にとって必要ですか？

① そう思う　② ややそう思う　③ どちらともいえない　④ あまりそう思わない　⑤ そう思わない

Q5. 御社において、薬学系の修士課程を修了し博士の学位を取得していることは強みになりますか？

① そう思う　② ややそう思う　③ どちらともいえない　④ あまりそう思わない　⑤ そう思わない

Q6. （Q5 で①②を回答された方のみ）薬学系の修士課程を修了し博士の学位を取得していることは、どの分野において強みになりますか？

① 研究　② 開発　③医薬情報担当者　④ 学術　⑤ その他（　　）

Q7. 薬学系の修士課程を修了した人材が増えることは望ましいと思いますか？

① そう思う　② ややそう思う　③ どちらともいえない　④ あまりそう思わない　⑤ そう思わない

Q8. 立命館大学薬学部が構想している修士課程「薬科学専攻（仮称）」について、どのような印象を持ちましたか？以下の質問に対して、当てはまる項目をお選びください。

Q8-1 輩出する人材（終了後）は、これからの社会において需要が高い。

① そう思う　② ややそう思う　③ どちらともいえない　④ あまりそう思わない　⑤ そう思わない

Q8-2.将来性がある。

① そう思う　② ややそう思う　③ どちらともいえない　④ あまりそう思わない　⑤ そう思わない

Q8-3.修了後の進路がイメージし易い。

① そう思う　② ややそう思う　③ どちらともいえない　④ あまりそう思わない　⑤ そう思わない

Q8-4.就職に有利である。

① そう思う　② ややそう思う　③ どちらともいえない　④ あまりそう思わない　⑤ そう思わない

Q8-5.受験生や保護者の関心が高い。

① そう思う　② ややそう思う　③ どちらともいえない　④ あまりそう思わない　⑤ そう思わない

Q8-6.立命館大学大学院薬学研究科「薬科学専攻（仮称）修士課程」の教育・研究に期待できる。

① そう思う　② ややそう思う　③ どちらともいえない　④ あまりそう思わない　⑤ そう思わない

Q8-7. 立命館大学大学院薬学研究科「薬科学専攻（仮称）修士課程」の卒業生を採用したいですか？

① 採用したい　② 採用を検討したい　③ どちらともいえない　④ その他（　　）

自由記述欄（ご意見などお寄せください）

以上

ご協力ありがとうございました。

別紙１

1. 研究室概要

＜薬品分子創製化学分野＞

薬品分子化学研究室　担当教員／梶本　哲也　薬学博士

本研究室は、天然物化学および有機合成化学をバックグラウンドとして、天然物の合成、化学修飾、天然物類似体の合成を行いながら、医薬品シードとなり得る生理活性物質の探索を研究テーマとする。特に、ガングリオシド、ステロイド配糖体、イミノ糖ならびにその類縁体の生物活性に注目し、これら有機化合物の一般的かつ効率的な合成法を確立したいと考えている。現在、本目標の1つを達成すべく、無臭チオールを活性化基とするチオグリコシドを用いて、環境に優しいグリコシル化反応の検討を開始している。

精密合成化学研究室　担当教員／土肥　寿文　博士（薬学）

有機合成化学を通じて、新しい創薬リード化合物を生み出したり、くすりの望みとする機能を大きく引き出したりすることができる。現在、欲しい医薬品を理論的に設計する時代が到来しつつあり、創薬の場においてますます有機合成の活躍する環境が整ってきた。当研究室ではこれまで、創薬研究に役立つ有機合成の知識と技術の伝承に携わりながら、持続可能で未来に残る精密有機合成を一つの指針として追及してきた。独自に開発した合成化学手法を用いて、優れた生物活性を持つ天然物や生物活性物質の類縁体を合成し、創薬開発候補とする研究開発を目指す。

生命薬化学研究室　担当教員／古徳　直之　博士（薬学）

医薬シーズとしての有用性が高い生物活性天然物について、引き続き構造活性相関研究を進めるとともに、その情報をもとにして、活性発現のメカニズムを解明するための分子プローブを設計し、合成する。

＜生体分子解析学分野＞

生体分子構造学研究室　担当教員／北原　亮　博士（理学）

蛋白質が異常をきたすと、アルツハイマー病に代表される神経変性疾患や癌など様々な病気につながる。蛋白質の構造を原子レベルで理解することにより、機能発現や病気のメカニズムの分子論的な解釈が可能となる。数千気圧の高圧力実験から、溶液中の蛋白質がもつ多様なコンフォメーションの存在を明らかにする。構造変化は、コンフォメーション間の化学平衡の変化を意味し、分子の機能の高さや凝集性などその性質と直接関係する。このような蛋白質構造の研究から、医薬品開発における新しい方法論の開発を行う。

生体分析化学研究室　担当教員／豊田 英尚　薬学博士

糖鎖は、がんや糖尿病、ウイルス感染のほか、免疫機能とも関わり、あらゆる生命現象を解く鍵である。薬学研究では、生物薬品における糖鎖が薬効や安全性に影響をあたえるため、非常に重要な研究対象である。当研究室では糖鎖の機能解明を目的として、医薬品開発に役立つ研究を行うほか、ES 細胞や iPS 細胞における糖鎖の質的・量的な解析を行い、再生医療への貢献を目指している。具体的には、生体内糖鎖の中でも特に分析が難しい、グリコサミノグリカン（ヒアルロン酸、ヘパリン・ヘパラン硫酸、コンドロイチン硫酸、ケラタン硫酸）などの酸性多糖に関する超微量分析法の開発を行っている。また、iPS 細胞表面や ES 細胞表面に発現する特異的な糖鎖エピトープが細胞リプログラミングや分化において果たす生物学的役割を解析して、その活性糖鎖の化学構造を解明することにより、再生医療に役立つ細胞培養技術に必要な基盤知識の獲得を目指している。

＜薬物動態解析学分野＞

分子薬物動態学研究室　担当教員／藤田 卓也　博士（薬学）

医薬品とは、特定の薬理効果を持つ有機化合物にその有効性と安全性を保障する十分な情報と、確実にヒトに投与されるための技術が付与された一つのシステムと考えられる。近年、ゲノム情報に基づいた論理的な医薬品開発が理論上は可能となってきている。こうしたゲノム創薬をはじめとした新薬開発研究は、非常に魅力的であり、注目が集まりがちであるが、その有効性と安全性が確保されなければ決して医薬品としての医療現場に供されることはない。そのため、新規医薬品の開発には、薬物の体内動態研究に基づいた化合物の最適化、有効性と安全性に関する proof of concept の検証、さらには適切な投与システムの開発が必須となる。医薬品の体内動態、薬物の吸収（A:absorption）、分布（D:distribution）、代謝（M:metabolism）、排泄（E:elimination）、毒性（Tox:toxicity）により規定されるが、これらの生体内反応にかかる分子機構は極めて複雑で、未だ十分に解明されているとはいえない。本研究室では、こうした ADME-Tox 研究の中で、主として薬物吸収に焦点をあて、探索段階における新規開発化合物のヒトでの吸収性予測や製剤設計の合理化に関する研究、および創薬ターゲットとしてのトランスポーターの探索を進めている。

分子薬剤学研究室　担当教員／菅野 清彦　博士（薬学）

良好な生物学的利用率（バイオアベイラビリティー：BA）を有する薬物および製剤の開発は、有効性と安全性の高い医薬品の開発に必須である。経口製剤からの BA は、生体および薬物の様々な要因が複雑に関与しており、BA の全容解明は喫緊の課題となっている。そこで、本研究では、生体および薬物の物理化学的側面から BA の全容解明を目指した研究を行う。具体的な研究課題は、以下のような項目である。

過飽和現象、消化管流体力学、製剤−薬物間相互作用、生体成分−薬物間相互作用、食事成分−薬物間相互作用、構造膜透過性相関、構造溶解度相関、原薬形態最適化、製剤のパフ

ォーマンス安定性、生物学的同等性、個体間および個体内差、消化管代謝、トランスポーター、その他関連項目。

＜生体機能薬学分野＞

神経発生システム研究室　担当教員／小池　千恵子　博士（薬学）

私たちは、毎日の生活における認識や行動の多くを視覚情報に依存している。網膜は哺乳類において、光情報を神経情報に変換する唯一の神経組織である。視覚情報は、大脳皮質視覚野で分解・統合といった情報処理が行われることは良く知られているが、光情報が入力する第一段階の組織である網膜においてまず基本となる重要な情報処理が行われている。私達は、網膜の情報処理の中心となる ON・OFF 回路に注目した、網膜回路による視覚応答制御の階層横断的解析を行っている。

生体情報制御学研究室　担当教員／鈴木　健二　医学博士

生体情報制御学では、タンパク質のリン酸化とそれに関わる情報伝達分子の相互作用に焦点をあて、様々な疾患メカニズムや治療法の開発に繋がる研究を行う。具体的には、「肥満」と「糖尿病」をつなぐ脂肪細胞とマクロファージの相互作用の分子メカニズムを解明する研究や、複雑なシグナルネットワークに潜む制御システムを抽出してその制御原理を明らかにする研究、環境汚染物質が生体に及ぼす影響を解析する研究を行う。

細胞工学研究室　担当教員／高田　達之　農学博士

我々ヒトの体は、約 200 種類からなる 60 兆個の細胞により構成され、これらが 1 つのシステム（個体）として統合され、機能している。これらの基となった細胞、ゲノム情報は 1 つであり、発生の過程でこのような多種類、多数の細胞が生み出される。この分化過程には様々なシグナル伝達が関与し、エピジェネティックな遺伝子発現変化を生じさせている。また、iPS 細胞の確立により、初期化現象の解析も可能となってきた。細胞工学研究室では、細胞分化、初期化メカニズム解析の観点から、マウスおよび霊長類の ES、iPS 細胞を用いた生殖細胞分化、環境化学物質が幹細胞分化に与える影響、発生に伴う DNA メチル化の変動に焦点をあて、研究を展開している。

＜薬物作用解析学分野＞

薬効解析科学研究室　担当教員 / 北村 佳久　薬学博士

薬効解析科学研究室では、「脳」を対象とし、薬理学的な研究を行っている。脳には、全身機能を調節する神経細胞とそれをサポートするグリア細胞（アストロサイト、ミクログリアなど）、栄養を供給する脳血管が存在し、お互いが協調しながら、脳内活動を営んでいる。しかし、老化、遺伝的原因、事故などにより脳のホメオスタシスが破綻したとき、アルツハイマー病、パーキンソン病、脳卒中（脳出血・脳梗塞）などの脳の病気が発症する。超少子高齢化社会を迎えた現代、

老化とともに発症頻度の高まる、このような疾患の治療薬開発は急務の課題であり、多くの製薬企業もこの分野に参入しているが、残念ながら、根本的治療が期待できる特効薬はない。薬効解析科学研究室では、実験動物（ラット・マウス・プラナリアなど）やヒト由来培養細胞を用いて脳疾患発症メカニズムの解析から創薬ターゲットの探索や薬物シードと考えられる薬物の作用機序の解明および創薬研究を展開している。

臨床薬理学研究室　担当教員 / 服部 尚樹　医学博士

薬物の適正使用は臨床薬学において重要なテーマである。本研究室では内分泌疾患における薬物の適正使用に関連した研究を行っている。高プロラクチン血症の治療にはドパミン作動薬が用いられるが、消化器症状などの副作用が強い。本研究室ではプロラクチンに対する自己抗体が原因であり、高プロラクチン血症の新たな原因となる「マクロプロラクチン血症」を見出した。その基礎的、臨床的研究を通して、本疾患に対する薬物治療の必要性について検討している。インスリンを使用している糖尿病患者で、インスリンに対する自己抗体ができる場合があり、インスリン抵抗性の原因になっている。本研究室ではインスリン自己抗体産生に対する基礎的、臨床的検討を行っており、in vitro で適正なインスリンへの変更の提案ができないか検討している。これらの研究は京都医療センターや神戸医療センターなどと共同で実施している。

2. カリキュラム概要

専門科目	コア	薬品分子創製化学特論
		生体分子解析学特論
		薬物動態解析学特論
		生体機能薬学特論
		薬物作用解析学特論
		分析神経科学特論
		生命有機化学特論
		公衆衛生・国際保健特論
		研究開発・知的財産特論
		専門英語
	選択	創剤学特論
		病原微生物学・感染症学特論
		臨床治療学特論
		天然薬物学特論
		臨床副作用学特論
		分子病態学特論
		分子生物薬剤学特論
		生理・構造生物学特論
		幹細胞生物学特論
		生活習慣病特論
		医薬品安全評価学特論
		医療情報分析学特論
自由科目	選択	技術者実践英語
薬科学研究科目	演習	演習1
		演習2
		演習3
		演習4
	特別実験	特別実験1
		特別実験2
		特別実験3
		特別実験4

別紙２

薬科大学（薬学部）学科別一覧（平成２９年度）

【国立】

No	大学名	６年制		４年制	
		学科名	定員	学科名	定員
1	北海道大学	薬学科	30	薬科学科	50
2	東北大学	薬学科	20	創薬科学科	60
3	千葉大学	薬学科	40	薬科学科	40
4	東京大学	薬学科	8	薬科学科	72
5	富山大学	薬学科	55	創薬科学科	50
6	金沢大学	薬学類	35	創薬科学類	40
7	京都大学	薬学科	30	薬科学科	50
8	大阪大学	薬学科	25	薬科学科	55
9	岡山大学	薬学科	40	創薬科学科	40
10	広島大学	薬学科	38	薬科学科	22
11	徳島大学	薬学科	40	創製薬科学科	40
12	九州大学	臨床薬学科	30	創薬科学科	50
13	長崎大学	薬学科	40	薬科学科	40
14	熊本大学	薬学科	55	創薬・生命薬科学科	35
	国立計 （14大学14学部）	14学科	486	14学科	644

【公立】

No	大学名	６年制		４年制	
		学科名	定員	学科名	定員
15	岐阜薬科大学	薬学科	120	—	
16	静岡県立大学	薬学科	80	薬科学科	40
17	名古屋市立大学	薬学科	60	生命薬科学科	40
	公立計 （3大学3学部）	3学科	260	2学科	80

【私立】

No	大学名	６年制		４年制	
		学科名	定員	学科名	定員
18	北海道医療大学	薬学科	(10) 160	—	
19	北海道薬科大学	薬学科	210	—	
20	青森大学	薬学科	90	—	
21	岩手医科大学	薬学科	140	—	
22	東北医科薬科大学	薬学科	300	生命薬科学科	40
23	いわき明星大学	薬学科	90	—	
24	奥羽大学	薬学科	140	—	
25	国際医療福祉大学	薬学科	180	—	
26	高崎健康福祉大学	薬学科	90	—	
27	城西大学	薬学科	250	薬科学科	50
				医療栄養学科	100
28	日本薬科大学	薬学科	260	医療ビジネス薬科学科	90
29	城西国際大学	医療薬学科	130	—	
30	千葉科学大学	薬学科	120	生命薬科学科	40
31	帝京平成大学	薬学科	[2] 240	—	
32	東京理科大学	薬学科	100	生命創薬科学科	100
33	東邦大学	薬学科	220	—	
34	日本大学	薬学科	244	—	
35	北里大学	薬学科	260	生命創薬科学科	35
36	慶應義塾大学	薬学科	150	薬科学科	60
37	昭和大学	薬学科	200	—	
38	昭和薬科大学	薬学科	240	—	
39	東京薬科大学	医療薬学科	140	—	
		医療薬物薬学科	140		
		医療衛生薬学科	140		
40	星薬科大学	薬学科	260	創薬科学科	20
41	武蔵野大学	薬学科	145	—	
42	明治薬科大学	薬学科	300	生命創薬科学科	60
43	帝京大学	薬学科	320	—	
44	横浜薬科大学	健康薬学科	60	薬科学科	30
		漢方薬学科	120		
		臨床薬学科	160		
45	新潟薬科大学	薬学科	180	—	
46	北陸大学	薬学科	220	—	
47	愛知学院大学	医療薬学科	145	—	
48	金城学院大学	薬学科	150	—	
49	名城大学	薬学科	265	—	
50	鈴鹿医療科学大学	薬学科	100	—	
51	京都薬科大学	薬学科	360	—	
52	同志社女子大学	医療薬学科	120	—	
53	立命館大学	薬学科	100	創薬科学科	60
54	大阪大谷大学	薬学科	140	—	
55	大阪薬科大学	薬学科	[5] 270	薬科学科	30
56	近畿大学	医療薬学科	150	創薬科学科	40
57	摂南大学	薬学科	220	—	
58	神戸学院大学	薬学科	250	—	
59	神戸薬科大学	薬学科	270	—	
60	兵庫医療大学	医療薬学科	150	—	
61	姫路獨協大学	医療薬学科	100	—	
62	武庫川女子大学	薬学科	210	薬学生命薬科学科	40
63	就実大学	薬学科	120	—	
64	広島国際大学	薬学科	120	—	
65	福山大学	薬学科	150	—	
66	安田女子大学	薬学科	120	—	
67	徳島文理大学（薬学部）	薬学科	180	—	
	（香川薬学部）	薬学科	90	—	
68	松山大学	医療薬学科	100	—	
69	第一薬科大学	薬学科	113	—	
		漢方薬学科	60	—	
70	福岡大学	薬学科	230	—	
71	長崎国際大学	薬学科	120	—	
72	崇城大学	薬学科	120	—	
73	九州保健福祉大学	薬学科	(3) [3] 140	動物生命薬科学科	40
	私立計 （56大学57学部）	62学科	10,662 [10] (10) [3]	16学科	835

国公私立合計 （73大学74学部）	79学科	11,408 [10] (10) [3]	32学科	1,559

注）[ ]は第２年次編入学定員、( )は第３年次編入学定員、
{ }は第４年次編入学定員 でそれぞれ外数である。

薬学系大学院専攻別一覧（平成２９年度）

【国立】

No.	大学名	研究科等名	６年制学科に基礎を置く専攻			４年制学科に基礎を置く専攻			
			専攻名	入学定員	修業年限	専攻名	課程区分	入学定員	修業年限
1	北海道大学	生命科学院	臨床薬学専攻	4	4	生命科学専攻	博士	※ 46	3
							修士	※ 132	2
2	東北大学	薬学研究科	医療薬学専攻	4	4	分子薬科学専攻	博士	8	3
							修士	22	2
						生命薬科学専攻	博士	10	3
							修士	32	2
3	千葉大学	医学薬学府	先端医学薬学専攻	※ 108	4	先端創薬科学専攻	博士	15	3
						総合薬品科学専攻	修士	50	2
4	東京大学	薬学系研究科	薬学専攻	10	4	薬科学専攻	博士	50	3
							修士	100	2
5	富山大学	医学薬学教育部	薬学専攻	4	4	薬科学専攻	博士	8	3
							修士	35	2
6	金沢大学	医薬保健学総合研究科	薬学専攻	4	4	創薬科学専攻	博士	11	3
							修士	38	2
7	名古屋大学	創薬科学研究科				（独立）基盤創薬学専攻	博士	10	3
							修士	32	2
8	名古屋工業大学	工学研究科				（独立）共同ナノメディシン科学専攻	博士	3	3
9	京都大学	薬学研究科	薬学専攻	15	4	薬科学専攻	博士	22	3
							修士	50	2
						医薬創成情報科学専攻	博士	7	3
							修士	14	2
10	大阪大学	薬学研究科	医療薬学専攻	10	4	創成薬学専攻	博士	20	3
							修士	75	2
11	岡山大学	医歯薬学総合研究科	生体制御科学専攻	※ 25	4	薬科学専攻	博士	10	3
			病態制御科学専攻	※ 62	4				
			機能再生・再建科学専攻	※ 28	4				
			社会環境生命科学専攻	※ 13	4		修士	40	2
12	広島大学	医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻	※ 97	4	薬科学専攻	博士	3	3
							修士	18	2
13	徳島大学	薬科学教育部	薬学専攻	4	4	創薬科学専攻	博士	10	3
							修士	35	2
14	九州大学	薬学府	臨床薬学専攻	5	4	創薬科学専攻	博士	12	3
							修士	55	2
15	長崎大学	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系専攻	※ 20	4	生命薬科学専攻	博士	10	3
			医療科学専攻	※ 60	4		修士	36	2
			放射線医療科学専攻	※ 5	4				
16	熊本大学	薬学教育部	医療薬学専攻	8	4	創薬・生命薬科学専攻	博士	10	3
							修士	35	2

【公立】

No.	大学名	研究科等名	６年制学科に基礎を置く専攻			４年制学科に基礎を置く専攻			
			専攻名	入学定員	修業年限	専攻名	課程区分	入学定員	修業年限
17	岐阜薬科大学	薬学研究科	薬学専攻	5	4	薬科学専攻	博士	5	3
							修士	35	2
18	静岡県立大学	薬食生命科学総合学府	薬学専攻	5	4	薬科学専攻	博士	11	3
							修士	30	2
						薬食生命科学専攻	博士	※ 5	3
19	名古屋市立大学	薬学研究科	医療機能薬学専攻	10	4	創薬生命科学専攻	博士	8	3
							修士	42	2
						共同ナノメディシン科学専攻	博士	4	3

別紙2

薬科大学（薬学部）学科別一覧（平成２９年度）

【国立】

No	大学名	６年制		４年制	
		学科名	定員	学科名	定員
1	北海道大学	薬学科	30	薬科学科	50
2	東北大学	薬学科	20	創薬科学科	60
3	千葉大学	薬学科	40	薬科学科	40
4	東京大学	薬学科	8	薬科学科	72
5	富山大学	薬学科	55	創薬科学科	50
6	金沢大学	薬学類	35	創薬科学類	40
7	京都大学	薬学科	30	薬科学科	50
8	大阪大学	薬学科	25	薬科学科	55
9	岡山大学	薬学科	40	創薬科学科	40
10	広島大学	薬学科	38	薬科学科	22
11	徳島大学	薬学科	40	創製薬科学科	40
12	九州大学	臨床薬学科	30	創薬科学科	50
13	長崎大学	薬学科	40	薬科学科	40
14	熊本大学	薬学科	55	創薬・生命薬科学科	35
国立計（14大学14学部）		14学科	486	14学科	644

【公立】

No	大学名	６年制		４年制	
		学科名	定員	学科名	定員
15	岐阜薬科大学	薬学科	120	ー	
16	静岡県立大学	薬学科	80	薬科学科	40
17	名古屋市立大学	薬学科	60	生命薬科学科	40
公立計（3大学3学部）		3学科	260	2学科	80

【私立】

No	大学名	６年制		４年制	
		学科名	定員	学科名	定員
18	北海道医療大学	薬学科	(10) 160	ー	
19	北海道薬科大学	薬学科	210	ー	
20	青森大学	薬学科	90	ー	
21	岩手医科大学	薬学科	140	ー	
22	東北医科薬科大学	薬学科	300	生命薬科学科	40
23	いわき明星大学	薬学科	90	ー	
24	奥羽大学	薬学科	140	ー	
25	国際医療福祉大学	薬学科	180	ー	
26	高崎健康福祉大学	薬学科	90	ー	
27	城西大学	薬学科	250	薬科学科	50
				医療栄養学科	100
28	日本薬科大学	薬学科	260	医療ビジネス薬科学科	90
29	城西国際大学	医療薬学科	130	ー	
30	千葉科学大学	薬学科	120	生命薬科学科	40
31	帝京平成大学	薬学科	[2] 240	ー	
32	東京理科大学	薬学科	100	生命創薬科学科	100
33	東邦大学	薬学科	220	ー	
34	日本大学	薬学科	244	ー	
35	北里大学	薬学科	260	生命創薬科学科	35
36	慶應義塾大学	薬学科	150	薬科学科	60
37	昭和大学	薬学科	200	ー	
38	昭和薬科大学	薬学科	240	ー	
39	東京薬科大学	医療薬学科	140	ー	
		医療薬物薬学科	140		
		医療衛生薬学科	140		
40	星薬科大学	薬学科	260	創薬科学科	20
41	武蔵野大学	薬学科	145	ー	
42	明治薬科大学	薬学科	300	生命創薬科学科	60
43	帝京大学	薬学科	320	ー	
44	横浜薬科大学	健康薬学科	60	薬科学科	30
		漢方薬学科	120		
		臨床薬学科	160		
45	新潟薬科大学	薬学科	180	ー	
46	北陸大学	薬学科	220	ー	
47	愛知学院大学	医療薬学科	145	ー	
48	金城学院大学	薬学科	150	ー	
49	名城大学	薬学科	265	ー	
50	鈴鹿医療科学大学	薬学科	100	ー	
51	京都薬科大学	薬学科	360	ー	
52	同志社女子大学	医療薬学科	120	ー	
53	立命館大学	薬学科	100	創薬科学科	60
54	大阪大谷大学	薬学科	140	ー	
55	大阪薬科大学	薬学科	[5] 270	薬科学科	30
56	近畿大学	医療薬学科	150	創薬科学科	40
57	摂南大学	薬学科	220	ー	
58	神戸学院大学	薬学科	250	ー	
59	神戸薬科大学	薬学科	270	ー	
60	兵庫医療大学	医療薬学科	150	ー	
61	姫路獨協大学	医療薬学科	100	ー	
62	武庫川女子大学	薬学科	210	健康生命薬科学科	40
63	就実大学	薬学科	120	ー	
64	広島国際大学	薬学科	120	ー	
65	福山大学	薬学科	150	ー	
66	安田女子大学	薬学科	120	ー	
67	徳島文理大学（薬学部）	薬学科	180	ー	
	（香川薬学部）	薬学科	90	ー	
68	松山大学	医療薬学科	100	ー	
69	第一薬科大学	薬学科	113	ー	
		漢方薬学科	60	ー	
70	福岡大学	薬学科	230	ー	
71	長崎国際大学	薬学科	120	ー	
72	崇城大学	薬学科	120	ー	
73	九州保健福祉大学	薬学科	[3] {3} 140	動物生命薬科学科	40
私立計（56大学57学部）		62学科	10,662 [10] (10) {3}	16学科	835

国公私立合計（73大学74学部）		79学科	11,408 [10] (10) {3}	32学科	1,559

注）[ ]は第２年次編入学定員、( )は第３年次編入学定員、
{ }は第４年次編入学定員 でそれぞれ外数である。

薬学系大学院専攻別一覧（平成２９年度）

【国立】

No.	大学名	研究科等名	６年制学科に基礎を置く専攻			４年制学科に基礎を置く専攻			
			専攻名	入学定員	修業年限	専攻名	課程区分	入学定員	修業年限
1	北海道大学	生命科学院	臨床薬学専攻	4	4	生命科学専攻	博士	※ 46	3
							修士	※ 132	2
2	東北大学	薬学研究科	医療薬学専攻	4	4	分子薬科学専攻	博士	8	3
							修士	22	2
						生命薬科学専攻	博士	10	3
							修士	32	2
3	千葉大学	医学薬学府	先端医学薬学専攻	※ 108	4	先端創薬科学専攻	博士	15	3
						総合薬品科学専攻	修士	50	2
4	東京大学	薬学系研究科	薬学専攻	10	4	薬科学専攻	博士	50	3
							修士	100	2
5	富山大学	医学薬学教育部	薬学専攻	4	4	薬科学専攻	博士	8	3
							修士	35	2
6	金沢大学	医薬保健学総合研究科	薬学専攻	4	4	創薬科学専攻	博士	11	3
							修士	38	2
7	名古屋大学	創薬科学研究科				（独立） 基盤創薬学専攻	博士	10	3
							修士	32	2
8	名古屋工業大学	工学研究科				（独立） 共同ナノメディシン科学専攻	博士	3	3
9	京都大学	薬学研究科	薬学専攻	15	4	薬科学専攻	博士	22	3
							修士	50	2
						医薬創成情報科学専攻	博士	7	3
							修士	14	2
10	大阪大学	薬学研究科	医療薬学専攻	10	4	創成薬学専攻	博士	20	3
							修士	75	2
11	岡山大学	医歯薬学総合研究科	生体制御科学専攻	※ 25	4	薬科学専攻	博士	10	3
			病態制御科学専攻	※ 62	4				
			機能再生・再建科学専攻	※ 28	4				
			社会環境生命科学専攻	※ 13	4		修士	40	2
12	広島大学	医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻	※ 97	4	薬科学専攻	博士	3	3
							修士	18	2
13	徳島大学	薬科学教育部	薬学専攻	4	4	創薬科学専攻	博士	10	3
							修士	35	2
14	九州大学	薬学府	臨床薬学専攻	5	4	創薬科学専攻	博士	12	3
							修士	55	2
15	長崎大学	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系専攻	※ 20	4	生命薬科学専攻	博士	10	3
			医療科学専攻	※ 60	4		修士	36	2
			放射線医療科学専攻	※ 5	4				
16	熊本大学	薬学教育部	医療薬学専攻	8	4	創薬・生命薬科学専攻	博士	10	3
							修士	35	2

【公立】

No.	大学名	研究科等名	６年制学科に基礎を置く専攻			４年制学科に基礎を置く専攻			
			専攻名	入学定員	修業年限	専攻名	課程区分	入学定員	修業年限
17	岐阜薬科大学	薬学研究科	薬学専攻	5	4	薬科学専攻	博士	5	3
							修士	35	2
18	静岡県立大学	薬食生命科学総合学府	薬学専攻	5	4	薬科学専攻	博士	11	3
							修士	30	2
						薬食生命科学専攻	博士	※ 5	3
19	名古屋市立大学	薬学研究科	医療機能薬学専攻	10	4	創薬生命科学専攻	博士	8	3
							修士	42	2
						共同ナノメディシン科学専攻	博士	4	3

【私立】

No.	大学名	研究科等名	６年制学科に基礎を置く専攻			４年制学科に基礎を置く専攻			
			専攻名	入学定員	修業年限	専攻名	課程区分	入学定員	修業年限
20	北海道医療大学	薬学研究科	薬学専攻	3	4	（独立）生命薬科学専攻	修士	3	2
21	北海道薬科大学	薬学研究科	臨床薬学専攻	3	4				
22	岩手医科大学	薬学研究科	医療薬学専攻	3	4	（独立）薬科学専攻	修士	3	2
23	東北医科薬科大学	薬学研究科	薬学専攻	3	4	薬科学専攻	博士	3	3
							修士	20	2
24	国際医療福祉大学	薬学研究科	医療・生命薬学専攻	5	4				
		薬科学研究科				（独立）生命薬科学専攻	修士	5	2
25	高崎健康福祉大学	薬学研究科	薬学専攻	3	4				
26	城西大学	薬学研究科	薬学専攻	3	4	薬科学専攻	博士	3	3
							修士	20	2
						医療栄養学専攻	修士	20	2
27	城西国際大学	薬学研究科	医療薬学専攻	3	4				
28	千葉科学大学	薬学研究科	薬学専攻	3	4	薬科学専攻	博士	5	3
							修士	10	2
29	帝京平成大学	薬学研究科	薬学専攻	5	4				
30	東京理科大学	薬学研究科	薬学専攻	5	4	薬科学専攻	博士	5	3
							修士	90	2
31	東邦大学	薬学研究科	医療薬学専攻	5	4	（独立）薬科学専攻	修士	10	2
32	日本大学	薬学研究科	薬学専攻	5	4				
33	北里大学	薬学研究科	薬学専攻	3	4	薬科学専攻	博士	6	3
							修士	15	2
34	慶應義塾大学	薬学研究科	薬学専攻	5	4	薬科学専攻	博士	3	3
							修士	40	2
35	昭和大学	薬学研究科	薬学専攻	8	4				
36	昭和薬科大学	薬学研究科	薬学専攻	3	4	（独立）薬科学専攻	修士	5	2
37	東京薬科大学	薬学研究科	薬学専攻	10	4	（独立）薬科学専攻	修士	5	2
38	星薬科大学	薬学研究科	薬学専攻	5	4	総合薬科学専攻	博士	5	3
							修士	16	2
39	武蔵野大学	薬科学研究科				（独立）薬科学専攻	博士	5	2
							修士	5	2
40	明治薬科大学	薬学研究科	薬学専攻	5	4	生命創薬科学専攻	博士	5	3
							修士	20	2
41	帝京大学	薬学研究科	薬学専攻	8	4				
42	新潟薬科大学	薬学研究科	薬学専攻	3	4				
43	愛知学院大学	薬学研究科	医療薬学専攻	3	4				
44	名城大学	薬学研究科	薬学専攻	4	4				
45	鈴鹿医療科学大学	薬学研究科	医療薬学専攻	2	4				
46	京都薬科大学	薬学研究科	薬学専攻	10	4	（独立）薬科学専攻	博士	2	3
							修士	5	2
47	同志社女子大学	薬学研究科	医療薬学専攻	4	4				
48	立命館大学	薬学研究科	薬学専攻	3	4				
49	大阪薬科大学	薬学研究科	薬学専攻	3	4	薬科学専攻	博士	5	3
							修士	20	2
50	近畿大学	薬学研究科	薬学専攻	3	4	薬科学専攻	博士	2	3
							修士	15	2
51	摂南大学	薬学研究科	医療薬学専攻	4	4				
52	神戸学院大学	薬学研究科	薬学専攻	3	4				
53	神戸薬科大学	薬学研究科	薬学専攻	3	4	（独立）薬科学専攻	修士	5	2
54	兵庫医療大学	薬学研究科	医療薬学専攻	3	4				
55	武庫川女子大学	薬学研究科	薬学専攻	2	4	薬科学専攻	博士	2	3
							修士	30	2
56	就実大学	医療薬学研究科	疾病治療薬学専攻	4	4				
57	広島国際大学	薬学研究科	医療薬学専攻	2	4				
58	福山大学	薬学研究科	医療薬学専攻	3	4				
59	安田女子大学	薬学研究科	薬学専攻	2	4				
60	徳島文理大学	薬学研究科	薬学専攻	6	4				
61	松山大学	医療薬学研究科	医療薬学専攻	3	4				
62	福岡大学	薬学研究科	薬学専攻	6	4	（独立）健康薬科学専攻	修士	5	2
63	長崎国際大学	薬学研究科	医療薬学専攻	3	4				
64	崇城大学	薬学研究科	薬学専攻	5	4				
65	九州保健福祉大学	医療薬学研究科	医療薬学専攻	4	4				

○ 入学定員の左に※とあるものは、医学等多分野に係る専攻であり、薬学系は内数

○ 専攻名の左に（独立）とあるものは、基礎となる薬学系の４年制学科をもたない独立専攻

学生の確保の見通し等に関連するアンケート送付先企業一覧

No.	協会名	関西エリア	会社名	住所
1	滋賀県薬業協会	○	日野薬品工業株式会社	滋賀県蒲生郡日野町上野田119
2	滋賀県薬業協会	○	福地製薬株式会社	滋賀県蒲生郡日野町寺尻824
3	滋賀県薬業協会	○	ピアック株式会社	蒲生郡日野町寺尻1008
4	滋賀県薬業協会	○	株式会社岡平製薬所	滋賀県蒲生郡日野町村井1246
5	滋賀県薬業協会	○	小林薬工株式会社	滋賀県蒲生郡日野町大窪668
6	滋賀県薬業協会	○	藤本製薬株式会社 彦根工場	滋賀県愛知郡愛荘町長野2202-1
7	滋賀県薬業協会	○	ヨニシ株式会社滋賀工場エタノール製造部	滋賀県甲賀市水口町笹ヶ丘1-12
8	滋賀県薬業協会	○	日新製薬株式会社	滋賀県甲賀市水口町宮の前2-62
9	滋賀県薬業協会	○	サイアヤファーマ株式会社 長浜工場	滋賀県長浜市田村町1332-1
10	滋賀県薬業協会	○	株式会社近江兄弟社	滋賀県近江八幡市魚屋町元29
11	滋賀県薬業協会	○	山善製薬株式会社 滋賀工場	滋賀県近江八幡市江頭町樋の下247-1
12	滋賀県薬業協会	○	参天製薬株式会社 滋賀工場	滋賀県犬上郡多賀町大字四手字諏訪348-3
13	滋賀県薬業協会	○	森下仁丹株式会社 滋賀工場	滋賀県犬上郡多賀町大字四手諏訪960-12
14	滋賀県薬業協会	○	ワダカルシウム製薬株式会社 滋賀工場	滋賀県犬上郡多賀町大字四手諏訪510-10
15	滋賀県薬業協会	○	マルホ株式会社 彦根工場	滋賀県彦根市高宮町2763
16	滋賀県薬業協会	○	有川製薬株式会社	滋賀県彦根市鳥居本町425
17	滋賀県薬業協会	○	アストラゼネカ株式会社 米原工場	滋賀県米原市三吉215-31
18	滋賀県薬業協会	○	昭和化学工業株式会社	滋賀県甲賀市甲賀町大原市場157-9
19	滋賀県薬業協会	○	大正薬品工業株式会社	滋賀県甲賀市甲賀町大原市場3
20	滋賀県薬業協会	○	大昭製薬株式会社	滋賀県甲賀市甲賀町大原市場168
21	滋賀県薬業協会	○	近江製薬株式会社	滋賀県甲賀市甲賀町田堵野935
22	滋賀県薬業協会	○	株式会社コーガアイソトープ	滋賀県甲賀市甲賀町神保53-6
23	滋賀県薬業協会	○	バイエル薬品株式会社 滋賀工場	滋賀県甲賀市甲賀町鳥居野121-1
24	滋賀県薬業協会	○	株式会社アークレイファクトリー	滋賀県甲賀市甲南町柑子1480
25	滋賀県薬業協会	○	クオリテックファーマ株式会社 滋賀工場	滋賀県野洲市三上2195-1
26	滋賀県薬業協会	○	伊丹製薬株式会社	滋賀県高島市今津町下弘部280
27	滋賀県薬業協会	○	東洋紡株式会社 大津医薬工場	滋賀県大津市堅田2丁目1番1号
28	日本製薬工業協会		久光製薬株式会社	佐賀県鳥栖市田代大官町408
29	日本製薬工業協会		キッセイ薬品工業株式会社	長野県松本市芳野19－48
30	日本製薬工業協会		大正製薬株式会社	東京都豊島区高田3－24－1
31	日本製薬工業協会		サノフィ株式会社	東京都新宿区西新宿3－20－2(東京オペラシティタワー)
32	日本製薬工業協会		テルモ株式会社	東京都新宿区西新宿3－20－2(東京オペラシティタワー)
33	日本製薬工業協会		ブリストル・マイヤーズ スクイブ株式会社	東京都新宿区西新宿6－5－1(新宿アイランドタワー)
34	日本製薬工業協会		持田製薬株式会社	東京都新宿区四谷1－7
35	日本製薬工業協会		富山化学工業株式会社	東京都新宿区西新宿3－2－5(富山化学ビル)
36	日本製薬工業協会		株式会社ミノファーゲン製薬	東京都新宿区西新宿3-2-11新宿三井ビルディング2号館
37	日本製薬工業協会		ユーシービージャパン株式会社	東京都新宿区西新宿8-17-1(新宿グランドタワー)
38	日本製薬工業協会		メルクセローノ株式会社	東京都目黒区下目黒1-8-1 (アルコタワー)
39	日本製薬工業協会		ファイザー株式会社	渋谷区代々木3－22－7(新宿文化クイントビル)
40	日本製薬工業協会		グラクソ・スミスクライン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷4―6―15(GSKビル)
41	日本製薬工業協会		日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社	東京都品川区大崎2－1－1 Think Park Tower
42	日本製薬工業協会		株式会社ポーラファルマ	東京都品川区西五反田8－9－5
43	日本製薬工業協会		科研製薬株式会社	東京都文京区本駒込2－28－8
44	日本製薬工業協会		エーザイ株式会社	東京都文京区小石川4－6－10
45	日本製薬工業協会		あすか製薬株式会社	東京都港区芝浦2－5－1
46	日本製薬工業協会		クラシエ製薬株式会社	東京都港区海岸3－20－20
47	日本製薬工業協会		マイランEPD合同会社	東京都港区三田3-5-27
48	日本製薬工業協会		アッヴィ合同会社	東京都港区三田3-5-27 住友不動産三田ツインビル西館
49	日本製薬工業協会		株式会社ツムラ	東京都港区赤坂2-17-11
50	日本製薬工業協会		株式会社ヤクルト本社	東京都港区東新橋1丁目1番19号
51	日本製薬工業協会		日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門2－2－1(JTビル)
52	日本製薬工業協会		日本アルコン株式会社	東京都港区虎ノ門1－23－1 (虎ノ門ヒルズ森タワー)
53	日本製薬工業協会		ノバルティス ファーマ株式会社	東京都港区虎ノ門1－23－1
54	日本製薬工業協会		バクスアルタ株式会社	東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ20階
55	日本製薬工業協会		Meiji Seika ファルマ株式会社	東京都中央区京橋2－4－16
56	日本製薬工業協会		あゆみ製薬株式会社	東京都中央区銀座4-12-15(歌舞伎座タワー)
57	日本製薬工業協会		EAファーマ株式会社	東京都中央区入船2-1-1
58	日本製薬工業協会		トーアエイヨー株式会社	東京都中央区八丁堀3－10－6
59	日本製薬工業協会		鳥居薬品株式会社	東京都中央区日本橋本町3－4－1(トリイ日本橋ビル)
60	日本製薬工業協会		興和株式会社	東京都中央区日本橋本町3－4－14
61	日本製薬工業協会		第一三共株式会社	東京都中央区日本橋本町3－5－1
62	日本製薬工業協会		アステラス製薬株式会社	東京都中央区日本橋本町2－5－1
63	日本製薬工業協会		ゼリア新薬工業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町10－11
64	日本製薬工業協会		わかもと製薬株式会社	東京都中央区日本橋本町2-2-2
65	日本製薬工業協会		中外製薬株式会社	東京都中央区日本橋室町2－1－1
66	日本製薬工業協会		MSD株式会社	東京都千代田区九段北1-13-12 北の丸スクエア
67	日本製薬工業協会		大塚製薬株式会社	東京都千代田区九段北1-13-12 北の丸スクエア
68	日本製薬工業協会		大鵬薬品工業株式会社	東京都千代田区神田錦町1-27
69	日本製薬工業協会		杏林製薬株式会社	東京都千代田区神田駿河台4－6(御茶ノ水ソラシティ)
70	日本製薬工業協会		旭化成ファーマ株式会社	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング
71	日本製薬工業協会		ヤンセンファーマ株式会社	東京都千代田区西神田3－5－2
72	日本製薬工業協会		日本ケミファ株式会社	東京都千代田区岩本町2－2－3
73	日本製薬工業協会		帝人ファーマ株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3－2－1 霞ヶ関コモンゲート西館
74	日本製薬工業協会		協和発酵キリン株式会社	東京都千代田区大手町1-6-1(大手町ビル)
75	日本製薬工業協会		生化学工業株式会社	東京都千代田区丸の内1－6－1
76	日本製薬工業協会		日本化薬株式会社	東京都千代田区丸の内2－1－1(明治安田生命ビル)
77	日本製薬工業協会		ノボ ノルディスク ファーマ株式会社	東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル
78	大阪医薬品協会		協同薬品工業株式会社	山形県長井市本町2-10-6
79	大阪医薬品協会		ファーマパック株式会社	富山県富山市小中163
80	大阪医薬品協会		株式会社陽進堂	富山県富山市婦中町萩島3697-8
81	大阪医薬品協会		株式会社パナケイア製薬	富山県高岡市中田4576
82	大阪医薬品協会		協和ファーマケミカル株式会社	富山県高岡市長慶寺530
83	大阪医薬品協会		株式会社廣貫堂	富山県富山市梅沢町2-9-1
84	大阪医薬品協会		前田薬品工業株式会社	富山県富山市向新庄町1-18-47
85	大阪医薬品協会		リードケミカル株式会社	富山県富山市日俣77-3
86	大阪医薬品協会		株式会社池田模範堂	富山県中新川郡上市町神田16
87	大阪医薬品協会		辰巳化学株式会社	石川県金沢市久安3-406
88	大阪医薬品協会		小林化工株式会社	福井県あわら市矢地5-15
89	大阪医薬品協会		レキオファーマ株式会社	沖縄県那覇市松山2-1-12

No.	協会名	関西エリア	会社名	住所
90	大阪医薬品協会		祐徳薬品工業株式会社	佐賀県鹿島市大字納富分2596-1
91	大阪医薬品協会		株式会社大石膏盛堂	佐賀県鳥栖市本町1-933
92	大阪医薬品協会		大成薬品工業株式会社	福岡県筑後市大字熊野998
93	大阪医薬品協会		松田医薬品株式会社	高知県高知市塚ノ原8
94	大阪医薬品協会		シー・エイチ・オー新薬株式会社	徳島県徳島市国府町府中439
95	大阪医薬品協会		長生堂製薬株式会社	徳島県徳島市国府町府中92
96	大阪医薬品協会		株式会社大塚製薬工場	徳島県鳴門市撫養町立岩字芥原115
97	大阪医薬品協会		富田製薬株式会社	徳島県鳴門市瀬戸町明神字丸山85-1
98	大阪医薬品協会		株式会社メドレックス	香川県東かがわ市西山431-7
99	大阪医薬品協会		帝國製薬株式会社	香川県東かがわ市三本松567
100	大阪医薬品協会		株式会社伏見製薬所	香川県丸亀市中津町1676
101	大阪医薬品協会		日本歯科薬品株式会社	山口県下関市西入江町2-5
102	大阪医薬品協会		ホンノ一薬品株式会社	山口県岩国市岩国1-13-12
103	大阪医薬品協会		二反田薬品工業株式会社	広島県呉市吉浦新町2-5-2
104	大阪医薬品協会		株式会社ジェイ・エム・エス	広島県広島市中区加古町12-17
105	大阪医薬品協会		丸善製薬株式会社	広島県尾道市向東町14703-10
106	大阪医薬品協会		マナック株式会社	広島県福山市箕沖町92
107	大阪医薬品協会		備前化成株式会社	岡山県赤磐市徳富363
108	大阪医薬品協会		岡山大鵬薬品株式会社	岡山県備前市久々井字沖1775-1
109	大阪医薬品協会		株式会社林原	岡山市北区下石井1-1-3(日本生命岡山第2ビル新館)
110	大阪医薬品協会	○	エイチビィアイ株式会社	兵庫県宍粟市山崎町上比地650-1
111	大阪医薬品協会	○	ナガセ医薬品株式会社	兵庫県伊丹市千僧4-323
112	大阪医薬品協会	○	株式会社大阪合成有機化学研究所	兵庫県西宮市西宮浜1-1-2
113	大阪医薬品協会	○	シオエ製薬株式会社	兵庫県尼崎市潮江3-1-11
114	大阪医薬品協会	○	株式会社ナードケミカルズ	兵庫県尼崎市西長洲町2-6-1
115	大阪医薬品協会	○	皇漢堂製薬株式会社	兵庫県尼崎市長洲本通2-8-27
116	大阪医薬品協会	○	JCRファーマ株式会社	兵庫県芦屋市春日町3-19
117	大阪医薬品協会	○	ムネ製薬株式会社	兵庫県淡路市尾崎859
118	大阪医薬品協会	○	ビオフェルミン製薬株式会社	兵庫県神戸市長田区三番町5-5
119	大阪医薬品協会	○	摩耶堂製薬株式会社	兵庫県神戸市西区玉津町居住65-1
120	大阪医薬品協会	○	日本イーライリリー株式会社	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-5(三宮プラザビル)
121	大阪医薬品協会	○	太虎精堂製薬株式会社	兵庫県神戸市中央区吾妻通2-1-27
122	大阪医薬品協会	○	シスメックス株式会社	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1
123	大阪医薬品協会	○	アスビオファーマ株式会社	神戸市中央区港島南町6-4-3
124	大阪医薬品協会	○	株式会社オフテクス	兵庫県神戸市中央区港島南町 5-2-4
125	大阪医薬品協会	○	公益財団法人先端医療振興財団	兵庫県神戸市中央区港島南町2-2
126	大阪医薬品協会	○	剤盛堂薬品株式会社	和歌山市太田二丁目8-31
127	大阪医薬品協会	○	東和製薬株式会社	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1229
128	大阪医薬品協会	○	至誠堂製薬株式会社	奈良県御所市茅原220-1
129	大阪医薬品協会	○	大同薬品工業株式会社	奈良県葛城市新村214-1
130	大阪医薬品協会	○	金陽製薬株式会社	奈良県五條市住川町1420
131	大阪医薬品協会	○	ホシエヌ製薬株式会社	奈良県五條市住川町1380
132	大阪医薬品協会	○	大峰堂薬品工業株式会社	奈良県大和高田市大字根成柿574
133	大阪医薬品協会	○	佐藤薬品工業株式会社	奈良県橿原市観音寺町9-2
134	大阪医薬品協会	○	高市製薬株式会社	奈良県高市郡明日香村野口10
135	大阪医薬品協会	○	天藤製薬株式会社	京都府福知山市笹尾町995
136	大阪医薬品協会	○	武田ヘルスケア株式会社	京都府福知山市長田野町2-21
137	大阪医薬品協会	○	日東薬品工業株式会社	京都府向日市上植野町南開35-3
138	大阪医薬品協会	○	ビタエックス薬品工業株式会社	京都市伏見区竹田向代町7
139	大阪医薬品協会	○	理研化学工業株式会社	京都市伏見区深草向川原町48
140	大阪医薬品協会	○	国立大学法人　京都大学iPS細胞研究所	京都市左京区聖護院川原町53
141	大阪医薬品協会	○	京都薬品工業株式会社	京都市中京区西ノ京月輪町38
142	大阪医薬品協会	○	日本新薬株式会社	京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14
143	大阪医薬品協会	○	大蔵製薬株式会社	京都市南区東九条柳下町66
144	大阪医薬品協会	○	株式会社三洋化学研究所	大阪府堺市美原区多治井148-1
145	大阪医薬品協会	○	ニチバン株式会社 大阪工場	大阪府藤井寺市北岡2-3-18
146	大阪医薬品協会	○	藤本製薬株式会社	大阪府松原市西大塚1-3-40
147	大阪医薬品協会	○	エフピー株式会社	大阪府松原市西大塚1-3-40
148	大阪医薬品協会	○	小西製薬株式会社	大阪府東大阪市上石切町2-1309
149	大阪医薬品協会	○	八代製薬株式会社	大阪府東大阪市吉田下島10-2
150	大阪医薬品協会	○	株式会社大阪製薬	大阪府東大阪市高井田本通3-2-4
151	大阪医薬品協会	○	井藤漢方製薬株式会社	大阪府東大阪市長田東2-4-1
152	大阪医薬品協会	○	株式会社片山製薬所	大阪府枚方市招提田近1-12-3
153	大阪医薬品協会	○	東和薬品株式会社	大阪府門真市新橋町2-11
154	大阪医薬品協会	○	ビタカイン製薬株式会社	大阪府守口市橋波西之町2-5-16
155	大阪医薬品協会	○	サンスター株式会社	大阪府高槻市朝日町3-1
156	大阪医薬品協会	○	日本たばこ産業株式会社医薬総合研究所	大阪府高槻市紫町1-1
157	大阪医薬品協会	○	甲南化工株式会社	大阪府高槻市中川町5-21
158	大阪医薬品協会	○	アンジェス　MG株式会社	大阪府茨木市彩都あさぎ7-7-15(彩都バイオインキュベータ)
159	大阪医薬品協会	○	エムジーファーマ株式会社	大阪府茨木市彩都あさぎ7-7-25
160	大阪医薬品協会	○	大成化工株式会社	大阪府茨木市藤の里2-11-6
161	大阪医薬品協会	○	白石薬品株式会社	大阪府茨木市五日市1-10-33
162	大阪医薬品協会	○	シオノギ分析センター株式会社	大阪府摂津市三島2-5-1
163	大阪医薬品協会	○	一般財団法人阪大微生物病研究会	大阪府吹田市山田丘3-1
164	大阪医薬品協会	○	DSファーマバイオメディカル株式会社	大阪府吹田市江坂町2-1-43
165	大阪医薬品協会	○	株式会社カーヤ	大阪府吹田市垂水町3-4-11
166	大阪医薬品協会	○	昭和化工株式会社	大阪府吹田市芳野町18-23
167	大阪医薬品協会	○	日本純良薬品株式会社	大阪府吹田市西御旅町5-58
168	大阪医薬品協会	○	鶴原製薬株式会社	大阪府池田市豊島北1-16-1
169	大阪医薬品協会	○	株式会社ペプチド研究所	大阪府茨木市彩都あさぎ 7丁目2番9号
170	大阪医薬品協会	○	三栄源エフ・エフ・アイ株式会社	大阪府豊中市三和町1-1-11
171	大阪医薬品協会	○	三國製薬工業株式会社	大阪府豊中市神州町2-35
172	大阪医薬品協会	○	ナガノサイエンス株式会社	大阪府豊中市新千里東町1-4-2(千里ライフサイエンスセンタービル)
173	大阪医薬品協会	○	米田薬品株式会社	大阪市浪速区塩草3-2-2
174	大阪医薬品協会	○	大阪化成株式会社	大阪市西淀川区中島2-6-11
175	大阪医薬品協会	○	兼一薬品工業株式会社	大阪市西淀川区姫島3-5-23
176	大阪医薬品協会	○	生晃栄養薬品株式会社	大阪市西淀川区姫里2-3-28
177	大阪医薬品協会	○	メドトロニックソファモアダネック株式会社	大阪府大阪市福島区福島7-20-1(KM西梅田ビル)
178	大阪医薬品協会	○	大幸薬品株式会社	大阪府大阪市西区西本町1-4-1
179	大阪医薬品協会	○	石原産業株式会社	大阪市西区江戸堀1-3-15
180	大阪医薬品協会	○	ダンヘルスケア株式会社	大阪市西区土佐堀1-4-11(金鳥土佐堀ビル)

No.	協会名	関西エリア	会社名	住所
181	大阪医薬品協会	○	サラヤ株式会社	大阪市東住吉区湯里2-2-8
182	大阪医薬品協会	○	全星薬品工業株式会社	大阪市阿倍野区旭町1-2-7(あべのメディックス)
183	大阪医薬品協会	○	高砂薬業株式会社	大阪市阿倍野区天王寺町南1-1-2
184	大阪医薬品協会	○	ロート製薬株式会社	大阪市生野区巽西1-8-1
185	大阪医薬品協会	○	稲畑産業株式会社	大阪市中央区南船場1-15-14
186	大阪医薬品協会	○	小野薬品工業株式会社	大阪市中央区久太郎町1-8-2
187	大阪医薬品協会	○	上野製薬株式会社	大阪市中央区高麗橋2-4-8
188	大阪医薬品協会	○	大日本住友製薬株式会社	大阪市中央区道修町2-6-8
189	大阪医薬品協会	○	興和株式会社大阪支店	大阪市中央区淡路町2-3-5
190	大阪医薬品協会	○	田辺製薬販売株式会社	大阪市中央区道修町3-2-10
191	大阪医薬品協会	○	田辺三菱製薬株式会社	大阪市中央区道修町3-2-10
192	大阪医薬品協会	○	吉富薬品株式会社	大阪市中央区道修町3-2-10
193	大阪医薬品協会	○	常盤薬品工業株式会社	大阪市中央区安土町3-5-12(御堂筋安土町ビル)
194	大阪医薬品協会	○	株式会社メディサイエンスプラニング 大阪支店	大阪市中央区平野町三丁目6番1号 あいおいニッセイ同和損保 御堂筋ビル
195	大阪医薬品協会	○	株式会社アルボース	大阪市中央区備後町2-4-9(日本精化ビル)
196	大阪医薬品協会	○	株式会社アスパークメディカル	大阪市中央区淡路町1-4-9(O.C.S淡路町ビル)
197	大阪医薬品協会	○	オール薬品工業株式会社	大阪市中央区平野町1-8-13(平野町八千代ビル)
198	大阪医薬品協会	○	千寿製薬株式会社	大阪市中央区平野町2-5-8(平野町センチュリービル)
199	大阪医薬品協会	○	日本臓器製薬株式会社	大阪市中央区平野町2-1-2(沢の鶴ビル)
200	大阪医薬品協会	○	株式会社メディコン	大阪市中央区平野町2-5-8(平野センチュリービル)
201	大阪医薬品協会	○	乾卵栄養化学株式会社	大阪市中央区道修町1-3-7
202	大阪医薬品協会	○	カイゲンファーマ株式会社	大阪市中央区道修町2-5-14
203	大阪医薬品協会	○	小城製薬株式会社	大阪市中央区道修町2-5-8
204	大阪医薬品協会	○	コニシ株式会社	大阪市中央区道修町1-7-1(北浜TNKビル)
205	大阪医薬品協会	○	小林製薬株式会社	大阪市中央区道修町4-4-10(KDX小林道修町ビル)
206	大阪医薬品協会	○	塩野義製薬株式会社	大阪市中央区道修町3-1-8
207	大阪医薬品協会	○	塩野香料株式会社	大阪市中央区道修町3-1-6
208	大阪医薬品協会	○	塩野フィネス株式会社	大阪市中央区道修町3-1-6
209	大阪医薬品協会	○	田村薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町2-1-10
210	大阪医薬品協会	○	東洋製薬化成株式会社	大阪市中央区道修町2-1-5(小野薬品工業株式会社本店ビル)
211	大阪医薬品協会	○	日新化成株式会社	大阪市中央区道修町1-7-10(扶桑道修町ビル)
212	大阪医薬品協会	○	ニプロファーマ株式会社	大阪市中央区道修町2-2-7
213	大阪医薬品協会	○	日本粉末薬品株式会社	大阪市中央区道修町2-5-11
214	大阪医薬品協会	○	藤本化学製品株式会社	大阪市中央区道修町4-5-13
215	大阪医薬品協会	○	米山薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町2-3-11
216	大阪医薬品協会	○	健栄製薬株式会社	大阪市中央区伏見町2-5-8
217	大阪医薬品協会	○	株式会社目黒研究所	大阪市中央区伏見町2-6-4
218	大阪医薬品協会	○	ステラファーマ株式会社	大阪市中央区高麗橋3-2-7(ORIX高麗橋ビル)
219	大阪医薬品協会	○	株式会社住化分析センター	大阪市中央区高麗橋4-6-17(住化不動産横堀ビル)
220	大阪医薬品協会	○	扶桑化学工業株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋4-3-10
221	大阪医薬品協会	○	コアメッド株式会社	大阪市中央区北浜2-1-21(つねなりビル)
222	大阪医薬品協会	○	シオノギヘルスケア株式会社	大阪市中央区北浜2-6-18(淀屋橋スクエア)
223	大阪医薬品協会	○	住友精化株式会社	大阪市中央区北浜4-5-33(住友ビル)
224	大阪医薬品協会	○	武田薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町4-1-1
225	大阪医薬品協会	○	和光純薬工業株式会社	大阪市中央区道修町3-1-2
226	大阪医薬品協会	○	蝶理株式会社	大阪市中央区淡路町1-7-3
227	大阪医薬品協会	○	アルフレッサ ファーマ株式会社	大阪市中央区石町2-2-9
228	大阪医薬品協会	○	ホスピーラ・ジャパン株式会社	大阪市中央区城見1-2-27(クリスタルタワー)
229	大阪医薬品協会	○	株式会社カナエ	大阪市中央区城見1－2－27(クリスタルタワー)
230	大阪医薬品協会	○	太平化学産業株式会社	大阪市中央区東高麗橋1-19
231	大阪医薬品協会	○	堀井薬品工業株式会社	大阪市中央区内淡路町1-2-6
232	大阪医薬品協会	○	キシダ化学株式会社	大阪市中央区本町橋3-1
233	大阪医薬品協会	○	特定非営利活動法人 医薬品・食品品質保証支援センター	大阪市中央区内本町1-4-12 301号室
234	大阪医薬品協会	○	ハクゾウメディカル株式会社	大阪市中央区徳井町2-4-9
235	大阪医薬品協会	○	大塚化学株式会社	大阪市中央区大手通3-2-27
236	大阪医薬品協会	○	川本産業株式会社	大阪市中央区谷町2-6-4
237	大阪医薬品協会	○	アグサジャパン株式会社	大阪市中央区玉造1-2-34
238	大阪医薬品協会	○	辻本化学工業株式会社	大阪市鶴見区鶴見1-6-88
239	大阪医薬品協会	○	ワダカルシウム製薬株式会社	大阪市鶴見区今津南2-7-6号
240	大阪医薬品協会	○	丸石製薬株式会社	大阪市鶴見区今津中2-4-2
241	大阪医薬品協会	○	扶桑薬品工業株式会社	大阪市城東区森之宮2-3-11
242	大阪医薬品協会	○	福井製薬株式会社	大阪市城東区今福東3-1-26
243	大阪医薬品協会	○	大和化成工業株式会社	大阪市旭区中宮3-1-27
244	大阪医薬品協会	○	株式会社ビーブランド・メディコーデンタル	大阪市東淀川区西淡路5-20-19
245	大阪医薬品協会	○	浜理薬品工業株式会社	大阪市東淀川区柴島1-4-29
246	大阪医薬品協会	○	三友薬品株式会社	大阪市東淀川区南江口3-1-51
247	大阪医薬品協会	○	オー・ジー株式会社	大阪市淀川区宮原4-1-43
248	大阪医薬品協会	○	田辺三菱製薬工場株式会社	大阪市淀川区加島3-16-89
249	大阪医薬品協会	○	白水貿易株式会社	大阪市淀川区新高1-1-15
250	大阪医薬品協会	○	共和薬品工業株式会社	大阪市淀川区西中島5-13-9(新大阪MTビル1号館)
251	大阪医薬品協会	○	沢井製薬株式会社	大阪市淀川区宮原5-2-30
252	大阪医薬品協会	○	メディサ新薬株式会社	大阪市淀川区宮原5-2-27(新大阪沢井ビル)
253	大阪医薬品協会	○	株式会社リニカル	大阪市淀川区宮原1-6-1(新大阪ブリックビル)
254	大阪医薬品協会	○	湧永製薬株式会社	大阪市淀川区宮原4-5-36(セントラル新大阪ビル)
255	大阪医薬品協会	○	ニプロ株式会社	大阪市北区本庄西3-9-3
256	大阪医薬品協会	○	サイアヤファーマ株式会社	大阪市北区豊崎3-19-3
257	大阪医薬品協会	○	小太郎漢方製薬株式会社	大阪市北区中津2-5-23
258	大阪医薬品協会	○	マルホ株式会社	大阪市北区中津1-5-22
259	大阪医薬品協会	○	株式会社クラレ	大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー)
260	大阪医薬品協会	○	参天製薬株式会社	大阪市北区大深町4-20 (グランフロント大阪タワーA)
261	大阪医薬品協会	○	東洋紡株式会社	大阪市北区堂島浜2-2-8
262	大阪医薬品協会	○	株式会社栃本天海堂	大阪市北区末広町3-21(新星和扇町ビル)
263	大阪医薬品協会	○	アイメディックス株式会社	大阪市北区西天満3-5-2(クリエ西天満)
264	大阪医薬品協会	○	株式会社ミューチュアル	大阪市北区西天満1-2-5(大阪JAビル)
265	大阪医薬品協会	○	株式会社ファイブリングス	大阪市北区東天満2-9-4(千代田ビル東館)
266	大阪医薬品協会	○	東興薬品工業株式会社	大阪市北区浪花町14-25
267	大阪医薬品協会	○	アストラゼネカ株式会社	大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪タワーB)
268	大阪医薬品協会	○	シミックホールディングス株式会社大阪支社	大阪市北区中之島2-2-7(中之島セントラルタワー)
269	大阪医薬品協会	○	三協化成株式会社	大阪市北区堂島浜1-4-16
270	大阪医薬品協会	○	DSP五協フード＆ケミカル株式会社	大阪市北区梅田2-5-25(ハービスOSAKA)
271	大阪医薬品協会	○	株式会社インテリム	大阪府大阪市北区梅田3-4-5(毎日インテシオ18階)

No.	協会名	関西エリア	会社名	住所
272	大阪医薬品協会	○	バイエル薬品株式会社	大阪市北区梅田2-4-9(ブリーゼタワー)
273	大阪医薬品協会	○	東洋化学株式会社	滋賀県蒲生郡日野町寺尻1008
274	大阪医薬品協会	○	ジェイドルフ製薬株式会社	滋賀県甲賀市土山町北土山2739
275	大阪医薬品協会	○	キョーリン製薬グループ工場株式会社	滋賀県甲賀市水口町笹が丘1-4
276	大阪医薬品協会	○	タカラバイオ株式会社	滋賀県草津市野路東7-4-38
277	大阪医薬品協会	○	武田テバ薬品株式会社	滋賀県甲賀市甲賀町大原市場3
278	大阪医薬品協会	○	滋賀県製薬株式会社	滋賀県甲賀市甲賀町滝879
279	大阪医薬品協会	○	日新薬品工業株式会社	滋賀県甲賀市甲賀町田堵野80-1
280	大阪医薬品協会	○	大原薬品工業株式会社	滋賀県甲賀市甲賀町鳥居野121-5
281	大阪医薬品協会	○	平和メディク株式会社	岐阜県高山市上岡本町8-135
282	大阪医薬品協会	○	アピ株式会社池田医薬品工場	岐阜県揖斐郡池田町段234-1
283	大阪医薬品協会	○	日興製薬株式会社	岐阜県羽島市上中町一色467-1
284	大阪医薬品協会		日本製薬工業株式会社	愛知県小牧市小木東1-186
285	大阪医薬品協会		松浦薬業株式会社	愛知県名古屋市昭和区円上町24-21
286	大阪医薬品協会		栄新薬株式会社	名古屋市千種区竹越一丁目8番9号
287	大阪医薬品協会		ホーユー株式会社	愛知県名古屋市東区徳川1-501
288	大阪医薬品協会		株式会社三和化学研究所	愛知県名古屋市東区東外堀町35
289	大阪医薬品協会		天野エンザイム株式会社	愛知県名古屋市中区錦1-2-7
290	大阪医薬品協会		中北薬品株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内3-5-15(油伊ビル)
291	大阪医薬品協会		株式会社医学生物学研究所	名古屋市中区栄四丁目5-3(KDX名古屋栄ビル10階)
292	大阪医薬品協会		株式会社メニコン	愛知県名古屋市中区葵3-21-19
293	大阪医薬品協会		ハンルイ医薬株式会社	愛知県名古屋市中区錦3-5-31(ジプラルタ生命名古屋錦ビル)
294	大阪医薬品協会		株式会社日本点眼薬研究所	愛知県名古屋市南区西桜町76
295	大阪医薬品協会		テバ製薬株式会社	愛知県名古屋市中村区太閤1-24-11
296	大阪医薬品協会		株式会社メニコンネクト	愛知県名古屋市西区市場木町390
297	大阪医薬品協会		ラクオリア創薬株式会社	名古屋市中村区名駅南1-21-19(Daiwa名駅ビル)
298	大阪医薬品協会		ハウプト・ファーマ取手株式会社	茨城県取手市小文間5662
299	大阪医薬品協会		オンコセラピー・サイエンス株式会社	神奈川県川崎市高津区坂戸3-2-1(かながわ サイエンスパーク R&D D棟)
300	大阪医薬品協会		株式会社アスクレップ	東京都豊島区東池袋3-1-3(ワールドインポートマートビル)
301	大阪医薬品協会		シャイアー・ジャパン株式会社	東京都新宿区北新宿2-21-1(新宿フロントタワー)
302	大阪医薬品協会		株式会社IDEC	東京都新宿区西新宿6-5-1(新宿アイランドタワー)
303	大阪医薬品協会		株式会社エスアールエル・メディサーチ	東京都新宿区西新宿6-5-1(新宿アイランドタワー)
304	大阪医薬品協会		ACメディカル株式会社	東京都新宿区西新宿2-6-1(新宿住友ビル)
305	大阪医薬品協会		イーピーエス株式会社	東京都新宿区下宮比町2-23(つるやビル)
306	大阪医薬品協会		株式会社EPSアソシエイト	東京都新宿区下宮比町2番23号(つるやビル8階)
307	大阪医薬品協会		株式会社アール ピーエム	東京都新宿区西新宿3-2-4(新和ビルディング)
308	大阪医薬品協会		株式会社サン・フレア	東京都新宿区四谷4-7(新宿ヒロセビル)
309	大阪医薬品協会		ミツバ貿易株式会社	東京都新宿区四谷1-4(綿半野原ビル)
310	大阪医薬品協会		バイオマリンファーマシューティカルジャパン株式会社	東京都渋谷区代々木2-11-17(ラウンドクロス新宿)
311	大阪医薬品協会		日機装株式会社	東京都渋谷区恵比寿4-20-3(恵比寿ガーデンプレイスタワー)
312	大阪医薬品協会		アサヒフードアンドヘルスケア株式会社	東京都渋谷区恵比寿南2-4-1
313	大阪医薬品協会		アレクシオンファーマ合同会社	東京都渋谷区恵比寿1-18-14(恵比寿ファーストスクエア)
314	大阪医薬品協会		株式会社トリニティ	東京都千代田区麹町2丁目2番31号 麹町サンライズビル301
315	大阪医薬品協会		株式会社メディクロス	東京都大田区山王2-5-13(大森北ロビル)
316	大阪医薬品協会		日本メジフィジックス株式会社	東京都江東区新砂3-4-10
317	大阪医薬品協会		バイオCMC株式会社	東京都江東区有明3-7-26(有明フロンティアビル)
318	大阪医薬品協会		ラクール薬品販売株式会社	東京都足立区鹿浜1-9-14
319	大阪医薬品協会		ロケットジャパン株式会社	東京都文京区西片1-15-15(KDX春日ビル)
320	大阪医薬品協会		株式会社ベル・メディカルソリューションズ	東京都文京区本駒込2-28-8(文京グリーンコート センターオフィス)
321	大阪医薬品協会		株式会社高研	東京都文京区後楽1-4-14(後楽森ビル)
322	大阪医薬品協会		エイツーヘルスケア株式会社	東京都文京区小石川1-4-1(住友不動産後楽園ビル)
323	大阪医薬品協会		アルビジランス株式会社	東京都台東区浅草1-39-11
324	大阪医薬品協会		ユニ・チャーム株式会社	東京都港区三田3-5-27(住友不動産三田ツインビル西館)
325	大阪医薬品協会		日本エア・リキード株式会社	東京都港区芝浦3-4-1(グランパークタワー)
326	大阪医薬品協会		川澄化学工業株式会社	東京都港区港南2-15-2(品川インターシティB棟)
327	大阪医薬品協会		ムンディファーマ株式会社	東京都港区港南2-15-1(品川インターシティA棟)
328	大阪医薬品協会		INC Research Japan株式会社	東京都港区港南2-16-1(品川イーストワンタワー)
329	大阪医薬品協会		クインタイルズ・トランスナショナル・ジャパン株式会社	東京都港区高輪4-10-18(京急第1ビル)
330	大阪医薬品協会		株式会社日本アルトマーク	東京都港区芝5-33-1(森永プラザビル本館)
331	大阪医薬品協会		AEGERION PHARMACEUTICALS株式会社	東京都港区赤坂1-12-32(アーク森ビル)
332	大阪医薬品協会		伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社	東京都港区北青山2-5-1
333	大阪医薬品協会		SBIファーマ株式会社	東京都港区六本木1-6-1(泉ガーデンタワー)
334	大阪医薬品協会		富士フイルムファーマ株式会社	東京都港区西麻布2-26-30
335	大阪医薬品協会		日本赤十字社	港区芝大門1-1-3
336	大阪医薬品協会		一般社団法人 日本血液製剤機構	東京都港区浜松町2-4-1(世界貿易センタービル)
337	大阪医薬品協会		クオリテックファーマ株式会社	東京都港区海岸1-2-20(汐留ビルディング)
338	大阪医薬品協会		サンファーマ株式会社	東京都港区芝公園1-7-6 CROSS PLACE浜松町
339	大阪医薬品協会		スミス・アンド・ネフューウンドマネジメント株式会社	東京都港区芝公園2-4-1(芝パークビルA館)
340	大阪医薬品協会		エイエムオー・ジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門5-13-1(虎ノ門40MTビル)
341	大阪医薬品協会		テバエーピーアイ株式会社	東京都港区虎ノ門5-1-5(メトロシティ一神谷町)
342	大阪医薬品協会		テバファーマスーティカル株式会社	東京都港区虎ノ門5-1-5(メトロシティ一神谷町)
343	大阪医薬品協会		フェリング・ファーマ株式会社	東京都港区虎ノ門2-3-17(虎ノ門2丁目タワー)
344	大阪医薬品協会		マイラン製薬株式会社	東京都港区虎ノ門5-11-2(オランダヒルズ森タワー)
345	大阪医薬品協会		ルンドベック・ジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門5-1-4(東都ビル)
346	大阪医薬品協会		住友化学株式会社	東京都中央区新川2-27-1(東京住友ツインビル東館)
347	大阪医薬品協会		アリスタヘルスアンドニュートリションサイエンス株式会社	東京都中央区明石町 8-1(聖路加タワー)
348	大阪医薬品協会		住商ファーマインターナショナル株式会社	東京都中央区晴海1-8-12(晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)
349	大阪医薬品協会		株式会社新日本科学PPD	東京都中央区明石町8-1(聖路加タワー)
350	大阪医薬品協会		バレクセル・インターナショナル株式会社	東京都中央区新川1-17-21
351	大阪医薬品協会		株式会社エスアールディ	東京都中央区八丁堀3-4-8(RBM京橋ビル)
352	大阪医薬品協会		白井松新薬株式会社	東京都中央区京橋2－7－14(ピュレックス京橋)
353	大阪医薬品協会		東レ株式会社	東京都中央区日本橋室町2-1-1(日本橋三井タワー)
354	大阪医薬品協会		第一三共プロファーマ株式会社	東京都中央区日本橋本町3-5-1
355	大阪医薬品協会		北興化学工業株式会社	東京都中央区日本橋本町1-5-4(住友不動産日本橋ビル)
356	大阪医薬品協会		ナイフィックス合同会社	東京都中央区日本橋兜町21-7(兜町ユニ・スクエア)
357	大阪医薬品協会		日本メダック株式会社	東京都中央区日本橋小舟町12-12(日本橋中屋ビル)
358	大阪医薬品協会		小川香料株式会社	東京都中央区日本橋本町4-1-11
359	大阪医薬品協会		小林薬品工業株式会社	東京都中央区日本橋箱崎町40-6
360	大阪医薬品協会		株式会社コープリッジ	東京都千代田区平河町2-7-2 (平河町ビルディング)
361	大阪医薬品協会		宏輝株式会社	東京都千代田区三番町2(三番町KSビル)
362	大阪医薬品協会		富士製薬工業株式会社	東京都千代田区三番町5-7

No.	協会名	関西エリア	会社名	住所
363	大阪医薬品協会		フマキラー株式会社	東京都千代田区神田美倉町11
364	大阪医薬品協会		三谷産業株式会社	東京都千代田区神田神保町2-36-1(住友不動産千代田ファーストウイング)
365	大阪医薬品協会		株式会社アイコン・ジャパン	東京都千代田区神田美土代町9-1(MD神田ビル)
366	大阪医薬品協会		株式会社アクセライズ	東京都千代田区神田小川町1-11(千代田小川町クロスタ)
367	大阪医薬品協会		アース製薬株式会社	東京都千代田区神田司町2-12-1
368	大阪医薬品協会		アース環境サービス株式会社	東京都千代田区神田紺屋町17
369	大阪医薬品協会		レオファーマ株式会社	東京都千代田区岩本町3-11-6
370	大阪医薬品協会		日本製薬株式会社	東京都千代田区東神田1-9-8
371	大阪医薬品協会		双日株式会社	東京都千代田区内幸町2-1-1
372	大阪医薬品協会		協和発酵バイオ株式会社	東京都千代田区大手町1-6-1
373	大阪医薬品協会		セルジーン株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-2(JPタワー)
374	大阪医薬品協会		株式会社アールテック・ウエノ	東京都千代田区内幸町1-1-7(NBF日比谷)
375	大阪医薬品協会		信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町2-6-1(朝日生命大手町ビル)

別記様式第３号（その１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

教　　員　　名　　簿

学　　長　　の　　氏　　名　　等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給（千円）	現　職 （就任年月）
―	学長	ﾅｶﾀﾆ　ﾖｼｵ 仲谷　善雄 ＜平成31年1月＞		学術博士		学校法人立命館総長 立命館大学長 （平成31年1月～令和4年12月）

（注）　高等専門学校にあっては校長について記入すること。

別記様式第３号（その２の１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

教　　員　　の　　氏　　名　　等

（薬学研究科薬科学専攻）

調書番号	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職(就任年月)	申請に係る大学等の職務に従事する週当たり平均日数
1	専	教授 (研究科長)	ﾊｯﾄﾘ　ﾅｵｷ 服部　尚樹 ＜令和3年4月＞		医学博士		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 特別研究Ⅲ 特別研究Ⅳ 特別研究Ⅴ 特別研究Ⅵ	1前 1後 2前 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学 薬学部 教授 (平成21年4月)	5日
2	専	教授	ｶｼﾞﾓﾄ　ﾃﾂﾔ 梶本　哲也 ＜令和3年4月＞		薬学博士		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 特別研究Ⅲ 特別研究Ⅳ 特別研究Ⅴ 特別研究Ⅵ	1前 1後 2前 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学 薬学部 教授 (平成28年4月)	5日
3	専	教授	ｷﾀﾊﾗ　ﾘｮｳ 北原　亮 ＜令和3年4月＞		博士 (理学)		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 特別研究Ⅲ 特別研究Ⅳ 特別研究Ⅴ 特別研究Ⅵ	1前 1後 2前 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学 薬学部 教授 (平成20年4月)	5日
4	専	教授	ｷﾀﾑﾗ　ﾖｼﾋｻ 北村　佳久 ＜令和3年4月＞		薬学博士		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 特別研究Ⅲ 特別研究Ⅳ 特別研究Ⅴ 特別研究Ⅵ	1前 1後 2前 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学 薬学部 教授 (平成27年4月)	5日
5	専	教授	ｺｲｹ（ｵｵｲｼ）ﾁｴｺ 小池（大石） 千恵子 ＜令和3年4月＞		博士 (薬学)		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 特別研究Ⅲ 特別研究Ⅳ 特別研究Ⅴ 特別研究Ⅵ	1前 1後 2前 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学 薬学部 教授 (平成21年4月)	5日
6	専	教授	ｽｶﾞﾉ　ｷﾖﾋｺ 菅野　清彦 ＜令和3年4月＞		博士 (薬学)		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 特別研究Ⅲ 特別研究Ⅳ 特別研究Ⅴ 特別研究Ⅵ	1前 1後 2前 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学 薬学部 教授 (平成29年4月)	5日
7	専	教授	ｽｽﾞｷ　ｹﾝｼﾞ 鈴木　健二 ＜令和3年4月＞		医学博士		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 特別研究Ⅲ 特別研究Ⅳ 特別研究Ⅴ 特別研究Ⅵ	1前 1後 2前 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学 薬学部 教授 (平成20年4月)	5日
8	専	教授	ﾀｶﾀﾞ　ﾀﾂﾕｷ 髙田　達之 ＜令和3年4月＞		農学博士		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 特別研究Ⅲ 特別研究Ⅳ 特別研究Ⅴ 特別研究Ⅵ	1前 1後 2前 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学 薬学部 教授 (平成20年4月)	5日
9	専	教授	ﾄﾞﾋ　ﾄｼﾌﾐ 土肥　寿文 ＜令和3年4月＞		博士 (薬学)		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 特別研究Ⅲ 特別研究Ⅳ 特別研究Ⅴ 特別研究Ⅵ	1前 1後 2前 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学 薬学部 教授 (平成20年4月)	5日
10	専	教授	ﾄﾖﾀﾞ　ﾋﾃﾞﾅｵ 豊田　英尚 ＜令和3年4月＞		薬学博士		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 特別研究Ⅲ 特別研究Ⅳ 特別研究Ⅴ 特別研究Ⅵ	1前 1後 2前 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学 薬学部 教授 (平成20年4月)	5日

別記様式第３号（その２の１）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

教　員　の　氏　名　等

（薬学研究科薬科学専攻）

調書番号	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職(就任年月)	申請に係る大学等の職務に従事する週当たり平均日数
11	専	教授	ﾌｼﾞﾀ（ｵｶ）　ﾀｸﾔ 藤田（岡）　卓也 ＜令和3年4月＞		博士 (薬学)		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 特別研究Ⅲ 特別研究Ⅳ 特別研究Ⅴ 特別研究Ⅵ	1前 1後 2前 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学 薬学部 教授 （平成20年4月）	5日
12	専	准教授	ｺﾄｸ　ﾅｵﾕｷ 古徳　直之 ＜令和3年4月＞		博士 (薬学)		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 特別研究Ⅲ 特別研究Ⅳ 特別研究Ⅴ 特別研究Ⅵ	1前 1後 2前 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学 薬学部 准教授 （平成29年4月）	5日
13	兼担	教授	ｱｻｲ　ｼｽﾞﾖ 浅井　静代 ＜令和3年4月＞		修士 (学術)		英語研究発表演習	1・2・3前	2	1	立命館大学 理工学部 教授 （平成29年4月）	

（注）

1　教員の数に応じ，適宜枠を増やして記入すること。

2　私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は，この書類を作成する必要はない。

3　「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は，専任教員のみ記載すること。

別記様式第３号（その３）

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

専任教員の年齢構成・学位保有状況

職　位	学　位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合　計	備　考
教　授	博　士	人	人	2人	3人	5人	人	人	10人	
	修　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博　士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	修　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講　師	博　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助　教	博　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合　計	博　士	人	人	3人	3人	5人	人	人	11人	2023/4就任の新規採用を計画しており、完成年度の3月31日時点（2024年3月31日）では専任教員は12人になる予定である。
	修　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	

（注）
1　この書類は，申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
2　この書類は，専任教員についてのみ，作成すること。
3　この書類は，申請又は届出に係る学部等の開設後，当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における状況を記載すること。
4　専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については，「その他」の欄にその数を記載し，「備考」の欄に，具体的な学位名称を付記すること。